と第三日に我がヱホバの家にのぼりゆく事とにつきてハ何の徴あるや九イザヤ言けるハヱホバがう
の言しところを爲たまハん事につきてハ汝ヱホバよりこの徴を得ん日影進めること十度かり若日影
十度退かバ如何十ヒゼキヤ答へけるハ日影の十度進むハ易き事なり然せざれ日影を十度ゑりぞかし
めよ十一こゝにおいて預言者イザヤ、ヱホバに顧はりければアハズの日晷の上に進みし日影を十度し
りぞかしめたまへり○十二うの頃バラダンの子なるバビロンの王メロダクバラダン書および禮物をヒ
ゼキヤにおくれり是ハヒゼキヤの疾をるを聞たればなり十三ヒゼキヤこれがために喜びうの寶物の庫
金銀香物貴き膏および武器庫ならびにうの府庫にあるところの一切の物を之に見せたりうの家にあ
る物もうの國の中にある物も何一箇としてヒゼキヤが彼等に見せざる物ハなかりき十四茲に預言者イ
ザヤ、ヒゼキヤ王のもとに來りてこれに言けるハ夫の人々ハ何を言ゑや何處より來りしやヒゼキヤ
言けるハ彼等ハ遠き國より即ちバビロンより來れり十五イザヤ言ふ彼等は汝の家にて何を見しやヒゼ
キヤ答へて云ふ吾家にある物ハ皆かれら之を見たり我庫の中にハ我が彼に見せざる者かきなり十六イ
ザヤすなハちヒゼキヤに言けるハ汝ヱホバの言を聞け十七ヱホバ言たまふ視よ日いたる凡て汝の家に
ある物および汝の先祖等が今日までに積蓄へたる物はバビロンに攜ゆかれん遺る者かかるべし十八汝
の身より出る汝の生んところの子等の中を彼等攜へ去ん其等はバビロンの王の殿において官吏とな
るべし十九ヒゼキヤ、イザヤに言ふ汝が語れるヱホバの言は善し又いふ若わが世にある間に太平と眞
實とあらバ善にあらずや二十ヒゼキヤのうの餘の行爲うの能およびうの池塘と水道を作りて水を邑に
ひきし事ハユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや二十一ヒゼキヤうの先祖等とゝもに寢りてう
の子マナセこれに代りて王となれり

第二十一章　一マナセ十二歳にして王となり五十五年の間ヱルサレムにて世を治めたりうの母の名ハ
ヘフジバといふ二マナセハヱホバの目の前に惡をなしヱホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひ

たまひし國々の人がおすところの憎むべき事に倣へり三彼はうの父ヒゼキヤが毀ちたる崇邱を改め
築き又イスラエルの王アハブのなせしごとくバアルのために祭壇を築きアシラ像を作り且天の衆群
を拜みてこれに事へ四またヱホバの家の中に數箇の祭壇を築けり是ハヱホバがこれをさして我わが
名をヱルサレムにおかんと言たまひし家かり五彼ヱホバの家の二の庭に祭壇を築き六またうの子に
火の中を通らしめ卜占をなし魔術をおこなひ口寄者と卜筮師を取もちひヱホバの目の前に衆多の惡
を爲てうの震怒を惹おこせり七彼ハうの作りしアシラの銅像を殿にたてたりヱホバこの殿につきて
ダビデとうの子ソロモンに言たまひしことあり云く我この家と我がイスラエルの諸の支派の中より
選みたるヱルサレムとに吾名を永久におかん八彼等もし我が凡てこれに命ぜし事わが僕モーセがこ
れに命ぜし一切の律法を謹みて行ハゞ我これが足をしてわがうの先祖等に與へし地より重てさまよ
ひ出ることなからしむべしと九然るに彼等ハ聽ことをせざりきマナセが人々を誘ひて惡をなせしこ
とハヱホバがイスラエルの子孫の前に滅したまひし國々の人よりも甚だしかりき十是においてヱホ
バうの僕なる預言者等をもて語て言たまハく十一ユダの王マナセこれらの憎むべき事を行ひうの前に
ありしアモリ人の凡て爲しところにも踰たる惡をなし亦ユダをしてうの偶像をもて罪を犯させたれ
バ十二イスラエルの神ヱホバかく言ふ視よ我ヱルサレムとユダに災害をくだす是を聞く者はうの耳ふ
たつながら鳴ん十三我サマリアを量りし繩とアハブの家にもちひし準繩をヱルサレムにほどこし人が
皿を拭ひこれを拭ひて反覆がごとくにヱルサレムを拭ひさらん十四我わが產業の民の殘餘を棄てこれ
をうの敵の手に付さん彼等はうの諸の敵の擄掠にあひ掠奪にあふべし十五是ハ彼等うの先祖等がエジ
プトより出し日より今日にいたるまで吾目の前に惡をおこなひて我を怒らするが故なり十六マナセは
ヱホバの目の前に惡をおこなひてユダに罪を犯させたる上にまた無辜者の血を多く流してヱルサレ
ムのこの極よりかの極にまで盈せり十七マナセのうの餘の行爲とうの凡て爲たる事およびうの犯した

る罪ハユダの王の歷代志の書にしるさるゝにあらずや 十八マナセうの先祖等とゝもに寢りてうの家の
園すなハちウザの園に葬られうの子アモンこれに代りて王となれり○ 十九アモンは王となれる時二十
二歳にしてヱルサレムにおいて二年世を治めたりうの母はヨテバのハルツの女にしてうの名をメシ
ユレメテと云ふ 二十アモンハうの父マナセのなせしごとくヱホバの目の前に惡をなせり 二一すなはち彼
は凡てうの父のあゆみし道にあゆみうの父の事へし偶像に事へてこれを拜み 二二うの先祖等の神ヱホ
バを棄てヱホバの道にあゆまざりき 二三茲にアモンの臣僕等黨をむすびて王をうの家に弑したりしが
二四國の民うのアモン王に敵して黨をむすびし者をこと〴〵く擊ころせり而して國の民アモンの子ヨ
シアを王となしてうれに代らしむ 二五アモンのなしたるうの餘の行爲ハユダの王の歷代志の書にしる
さるゝにあらずや 二六アモンハウザの園にてうの墓に葬られうの子ヨシアこれに代りて王となれり

第二十二章 一ヨシアハ八歳にして王となりヱルサレムにおいて三十一年世を治めたりうの母ハボヅ
カテのアダヤの女にして名をヱデダと曰ふ 二ヨシアハヱホバの目に適ふ事をなしうの父ダビデの道
にあゆみて右にも左にも轉らざりき 三ヨシア王の十八年に王メシユラムの子アザリヤの子なる書記
官シヤバンをヱホバの家に遣せり即ちこれに言けらく 四汝祭司の長ヒルキヤの許にのぼり行てヱホ
バの家にいりし銀すなハち門守が民よりあつめし者を彼に計算しめ 五工事を司どるヱホバの家の監
督者の手にこれを付さしめ而してまた彼らをしてヱホバの家にありて工事をなすところの者にこれ
を付さしめ殿の破壞を修理ハしめよ 六即ち工匠と建築者と石工にこれを付さしめ又これをもて殿を
修理ふ材木と砍石を買しむべし 七但し彼らハ誠實に事をなせバ彼らの手にわたすところの銀の計算
をかれらとするにハ及バざるなり 八時に祭司の長ヒルキヤ書記官シヤバンに言けるハ我ヱホバの家
において律法の書を見いだせりとヒルキヤすなはちうの書をシヤバンにわたしたれバ彼これを讀り
九かくて書記官シヤバン王の許にいたり王に返事まをして言ふ僕等殿にありし金を打あけてこれを

工事を司どるヱホバの家の監督者の手に付せりと 十書記官シヤバンまた王につけて祭司ヒルキヤ我
に一書をわたせりと言ひシヤバン其を王の前に讀けるに 十一王うの律法の書の言を聞やうの衣を裂り
十二而して王祭司ヒルキヤとシヤバンの子アヒカムとミカヤの子アクボルと書記官シヤバンと王の内
臣アサヤとに命じて言ふ 十三汝等往てこの見當し書の言につきて我のため民のためユダ全國のために
ヱホバに問へ其は我等の先祖等ハこの書の言に聽したがひてうの凡て我等のために記されたるとこ
ろを行ふことをせざりしに因てヱホバの我等にむかひて怒を發したまふこと甚だしかるべければなり
十四是において祭司ヒルキヤ、アヒカム、アクボル、シヤバンおよびアサヤ等シヤルムの妻なる女預
言者ホルダの許にいたれりシヤルムハハルハスの子なるテクワの子にして衣裳の室を守る者なり時
にホルダハヱルサレムの下邑に住をる彼等すなハちホルダに物語せしかバ 十五ホルダかれらに言ける
ハイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝等を我につかハせる人に告よ 十六ヱホバかく言ふ我ユダの王
が讀たるかの書の一切の言にしたがひて災害をこの處と此にすめる民に降さんとす 十七彼等ハわれを
棄て他の神に香を焚きうの手に作れる諸の物をもて我を怒らするなり是故に我この處にむかひて怒
の火を發す是ハ滅ざるべし 十八但し汝等をつかハして我に問しむるユダの王にハ汝等かく言べし汝が
聞る言につきてイスラエルの神ヱホバかく言たまふ 十九汝ハわが此處と此にすめる民にむかひて是ハ
荒地となり呪詛とならんと言しを聞たる時に心柔にしてヱホバの前に身を卑し衣を裂て吾前に泣た
れバ我もまた聽ことをなすなりヱホバこれを言ふ 二十然バ視よ我なんぢを汝の先祖等に歸せしめん汝
ハ安然に墓に歸することをうべし汝ハわが此處にくだす諸の災害を目に見ることあらじと彼等すな
ハち王に返事まをしぬ

第二十三章 一是において王人をつかハしてユダとヱルサレムの長老をこと〴〵く集め 二而して王ヱ
ホバの家にのぼれりユダの諸の人々ヱルサレムの一切の民および祭司預言者ならびに大小の民みな

之にしたがふ王すなはちヱホバの家に見あたりし契約の書の言をこと〴〵くかれらの耳に讀きかせ
三而して王高座の上に立てヱホバの前に契約をなしヱホバにしたがひて歩み心をつくし精神をつく
してうの誡命と律法と法度を守り此書にしるされたる此契約の言をおこなはんと言り民みなうの契
約に加はりぬ四かくして王祭司の長ヒルキヤとうの下にたつところの祭司等および門守等に命じて
ヱホバの家よりしてバアルとアシラと天の衆群とのために作りたる諸の器を執いださしめヱルサレ
ムの外にてキデロンの野にこれを燒きうの灰をベテルに持ゆかしめ五又ユダの王等が立てユダの邑
邑とヱルサレムの四圍なる崇邱に香をたかしめたる祭司等を廢しまたバアルと日月星宿と天の衆群
とに香を焚く者等をも廢せり六彼またヱホバの家よりアシラ像をとりいだしヱルサレムの外に持ゆ
きてキデロン川にいたりキデロン川においてこれを燒きこれを打碎きて粉となしうの粉を民の墓に
散し七またヱホバの家の旁らにある男娼の家を毀てり其處はまた婦人がアシラのために天幕を織と
ころなりき八彼またユダの邑々より祭司をこと〴〵く召よせまた祭司が香をたきたる崇邱をばゲバ
よりベエルシバまでこれを汚しまた門にある崇邱を毀てり是等の崇邱は一は邑の宰ヨシユアの門の
入口にあり一は邑の門にありて之に入る人の左にあたる九崇邱の祭司等はヱルサレムにおいてヱホ
バの壇にのぼることをせざりき但し彼等はうの兄弟の中にありて無酵パンを食へり十王また人がうの
子息息女に火の中を通らしめて之をモロクにさゝぐることなからんためにベンヒンノムの谷にあるト
ベテを汚し十一またユダの王等が日のためにさゝげてヱホバの家の門における馬をうつせりこの馬は
バルリムにある侍從ナタンメレクの室にをりしなり彼また日の車を皆火に焚り十二またユダの王等が
アハズの樓の屋背につくりたる祭壇とマナセがヱホバの家の兩の庭につくりたる祭壇とは王これを
毀ちこれを其處より取くづしてうの碎片をキデロン川になげ捨たり十三またイスラエルの王ソロモン
が昔シドン人の憎むべき者なるアシタロテとモアブ人の憎むべき者なるケモシとアンモンの子孫の

憎むべき者なるモロクのためにヱルサレムの前において殲滅山の右に築きたる崇邱も王これを汚ふ
十四また諸の像をうち碎きアシラ像をきりたふし人の骨をもてうの處々に充せり十五またベテルにある
壇かのイスラエルに罪を犯させたる子バテの子ヤラベアムが造りし崇邱すなはちうの壇もうの崇邱
もかれこれを毀ちうの崇邱を焚てこれを粉にうち碎きかつアシラ像を焚り十六茲にヨシア身をめぐら
して山に墓のあるを見人をやりてうの墓より骨をとりきたらしめ之をうの壇の上に焚てうれを汚せ
り即ち神の人が宣たるヱホバの言のごとし昔神の人この言語を宣しことありしなり十七ヨシアまた其
處に見ゆる碑は何なるやと言しに邑の人々これに告て其は汝がベテルの壇にむかひて爲るこの事等
をユダより來りて宣たる神の人の墓なりと言ければ十八すなはち其には手をつくるなかれ誰もうの骨
を移すなかれと言り是をもてうの骨とサマリアより來りし預言者の骨には手をつけざりき十九またイ
スラエルの王等がサマリアの邑々に造りてヱホバを怒せし崇邱の家も皆ヨシアこれを取のぞき凡て
うのベテルになせしごとくに之に事をなせり二十彼また其處にある崇邱の祭司等を壇の上にころし人
の骨を壇の上に焚てヱルサレムに歸りぬ二十一而して王一切の民に命じて言ふ汝らこの契約の書に記さ
れたるごとくに汝らの神ヱホバに逾越の節を執行ふべしと二十二士師のイスラエルを治めし日より已來
もまたユダの王等とイスラエルの王等の代にも斯のごとき逾越の節を守りしことはなかりしが二十三ヨ
シア王の十八年にいたりてヱルサレムにて斯逾越節をヱホバに守りしなり二十四ヨシアまた祭司ヒルキ
ヤがヱホバの家にて見いだせし書に記されたる律法の言を世におこなはんために口寄者と卜筮師と
テラピムと偶像およびユダの地とヱルサレムに見ゆる諸の憎むべき者を取のぞけり二十五ヨシアの如く
に心をつくし精神をつくし力をつくしてモーセの法に全くしたがひてヱホバに歸向せし王はヨシア
の先にはあらざりきまた彼の後にも彼の如き者はなし二十六斯有しかどもヱホバはユダにむかひて怒を
發したるうの大いなる燃たつ震怒を息ることをしたまはざりき是はマナセ諸の憤らしき事をもてヱ

ホバを怒らせしによるなり 三 エホバすなはち言たまはく我イスラエルを移せし如くにユダをもわが
目の前より拂ひ移し我が選みし此エルサレムの邑と吾名をうこに置んといひしこの殿とを棄べしと
四 ヨシアのうの餘の行爲とうの凡て爲たる事はユダの王の歷代志の書にふるさるようにあらずや 五 ヨ
シアの代にエジプトの王パロ子コアッスリヤの王と戰はんとてユフラテ河をさして上り來しがヨシ
ア王これを防がんとて進みゆきけれバ彼これに出あひてメギドンにこれを殺せり 六 うの僕等すなわ
ちこれが死骸を車にのせてメギドンよりエルサレムに持ゆきこれをうの墓に葬れり國の民ここに於
てヨシアの子エホアハズを取りこれに膏をうそぎて王となしてうの父にかはらしめたり 七 エホアハ
ズハ王となれる時二十三歲にして三月世を治めたりうの母ハムタルと云ふリブナのエレミヤの女
にして 八 名をハムタルと云ふ エホアハズハうの先祖等が凡てなしたるおとくにエホバの目の前に惡
をなせしが 九 パロ子コ彼をハマテの地のリブラに繫ぎおきてエルサレムにおいて王となりをること
を得さらしめ且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課したり 十 而してパロ子コハヨシアの子エ
リアキムをしてうの父ヨシアにかはりて王とならしめ彼の名をエホヤキムと改めエホアハズを曳て
去ぬ エホアハズハエジプトにいたりて其處に死り 十一 エホヤキムハ金銀をパロにおくれり即ち彼國に
課してパロの命のごとくに金を出さしめ國の民各人に割つけて金銀を征取りてこれをパロ子コにおく
れり 十二 エホヤキムハ二十五歲にして王となりエルサレムにおいて十一年世を治めたりうの母ハルマ
のベダヤの女にして名をゼブダと云ふ 十三 エホヤキムハうの先祖等が凡てなしたるごとくにエホバの
目の前に惡をなせり

第二十四章 一 エホヤキムの代にバビロンの王ブカデ子ザル上り來りければエホヤキムこれに臣服
して三年をへたりしが遂にひるがへりて之に叛けり 二 エホバカルデヤの軍兵スリアの軍兵モアブの
軍兵アンモンの軍兵をしてエホヤキムの所に攻さたらしめたまへり即ちユダを滅さんがためにこれ

をユダに遣はしたまふ エホバがうの僕なる預言者等によりて言たまひし言語の如ふ 三 この事は全く
エホバの命によりてユダにのぞみし者にてユダをエホバの目の前より拂ひ除かんが爲なりき是はマ
ナセがうの凡てなす所において罪を犯したるにより 四 また無辜人の血をながし無辜人の血をエルサ
レムに充したるによりてなりエホバはうの罪を赦すことをなしたまわざりき 五 エホヤキムのうの餘の
行爲とうの凡て爲たる事ハユダの王の歷代志の書にふるさるようにあらずや 六 エホヤキムうの先祖等
とともに寢りうの子エコニヤこれに代りて王となれり 七 却說またエジプトの王は重てうの國より出
きたらざりき其ハバビロンの王エジプトの河よりユフラテ河まで凡てエジプトの王に屬する者を悉
く取たればなり 八 エコニヤは王となれる時十八歲にしてエルサレムにて三月世を治めたりうの母ハ
エルサレムのエルナタンの女にして名を子ホシタと云ふ 九 エコニヤハうの父の凡てなしたるごとく
にエホバの目の前に惡をなせりヶ 十 その頃バビロンの王子ブカデ子ザルの臣エルサレムに攻のぼりて
邑を圍めり 十一 即ちバビロンの王子ブカデ子ザル邑に攻來りてうの臣にこれを攻惱さしめたれば 十二 ユ
ダの王エコニヤうの母うの臣うの牧伯等およびうの侍從等とともに出てバビロンの王に降れりバビ
ロンの王すなわち彼を執ふ是はうの代の八年にあたれり 十三 而て彼エホバの家の諸の寶物および王の
家の寶物を其處より携へ去りイスラエルの王ソロモンがエホバの宮に造りたる諸の金の器を切はが
せりエホバの言たまひし如し 十四 彼またエルサレムの一切の民および一切の牧伯等と一切の大なる能
力ある者ならびに工匠と鍛冶とを一萬人擄へゆけり遺れる者は國の民の賤き者のみなりき 十五 彼すな
わちエコニヤをバビロンに擄ゆきまた王の母王の妻等および侍從と國の中の能力ある者をもエルサ
レムよりバビロンに擄へうつせり 十六 凡て能力ある者七千人工匠と鍛冶一千人ならびに強壯して善戰
ふ者是等をバビロンの王擄へてバビロンにうつせり 十七 而してバビロンの王またエコニヤの父の兄弟
マタニヤを王となしてエコニヤに代へ其が名をゼデキヤと改めたり 十八 ゼデキヤハ二十一歲にして

王となりヱルサレムにて十一年世を治めたりうの母ハリブナのエレミヤの女にして名をハムタルと
曰ふ十九ゼデキヤハヱホヤキムが凡てなしたるごとくにヱホバの目の前に惡をなせり二十ヱルサレムと
ユダに斯る事ありしハヱホバの震怒による者にしてヱホバつひにうの人々を自己の前よりはらひ棄
たまへり偖またゼデキヤハバビロンの王に叛けり

第二十五章

一茲にゼデキヤの代の九年の十月十日にバビロンの王子ブカデ子ザルうの諸軍勢を率て
ヱルサレムに攻きたりこれにむかひて陣を張り周圍に雲梯を建てこれを攻たり二かくこの邑攻かこ
まれてゼデキヤ王の十一年にまでおよびしが三うの四月九日にいたりて城邑の中饑こと甚だしくな
りうの地の民食物を得ざりき四是をもて城邑つひに打破られければ兵卒ハみな王の園の邊なる二箇
の石垣の間の途より夜の中に逃いで皆平地の途にしたがひておちゆけり時にカルデヤ人ハ城邑を圍
みをる五茲にカルデヤ人の軍勢王を追ゆきヱリコの平地にてこれに追つきけるにうの軍勢みな彼を
離れて散しかば六カルデヤ人王を執へてこれをリブラにをるバビロンの王の許に曳ゆきてうの罪を
さだめ七ゼデキヤの子等をゼデキヤの目の前に殺しゼデキヤの目を抉しこれを銅索につなぎてバビ
ロンにたづさへゆけり八バビロンの王子ブカデ子ザルの代の十九年の五月七日にバビロンの王の臣
侍衛の長子ブザラダンヱルサレムにきたり九ヱホバの室と王の室を燒き火をもてヱルサレムのすべ
ての室と一切の大なる室を燒り十また侍衛の長とゝもにありしカルデヤ人の軍勢ヱルサレムの四周
の石垣を毀てり十一侍衛の長子ブザラダンすなハち邑に遺されし殘餘の民およびバビロンの王に降り
し降人と群衆の殘餘者を擄へうつせり十二但し侍衛の長うの地の或貧者をのこして葡萄をつくる者と
なし農夫となせり十三カルデヤ人またヱホバの家の銅の柱と洗盤の臺と銅の海をくだきてうの銅をバ
ビロンに運び十四また鍋と火鏟と燈剪と匙および凡て役事に用ふる銅の器を取り十五侍衛の長また火盤
と鉢など金銀にて作れる物を取り十六またソロモンがヱホバの室に造りしところの二の柱と一の海と

臺とを取り此もろ〳〵の銅の重は量るべからず十七この柱ハ高さ十八キユビトにしてうの上に銅の頂
ありうの頂の高ハ三キユビトうの頂の四周に網子と石榴とありて皆銅なり他の柱とうの網子もこれ
に同じ十八侍衛の長ハ祭司の長セラヤと第二の祭司ゼバニヤと三人の門守を執へ十九また兵卒を督どる
一人の寺人と王の前にはべる者の中邑にて遇ふところの者五人とうの地の民を募る軍勢の長なる書
記官と城邑の中にて遇しところの六十人の者を邑より擄へされり二十侍衛の長子ブザラダンこれらを
執へてリブラにをるバビロンの王の許にいたりければ二一バビロンの王ハマテの地のリブラにてこれ
らを撃殺せりかくユダはおのれの地よりとらへ移されたり二二かくてバビロンの王子ブカデ子ザルハ
自己が遺してユダの地に止らしめし民の上にシヤバンの子なるアヒカムの子ゲダリヤをたてゝこれ
をうの督者となせり二三茲に軍勢の長等およびこれに屬する人々みなバビロンの王がゲダリヤを督者
となせしことを聞しかバすなハち子タニヤの子イシマエル、カレヤの子ヨハナン、子トバ人タンホメ
テの子セラヤおよび或マアカ人の子ヤザニヤならびに彼らに屬する人々ミヅバにきたりてゲダリヤ
の許にいたれり二四ゲダリヤすなハち彼等とかれらに屬する人々に誓ひてこれに言けるハ汝等カルデ
ヤ人の僕となることを恐るゝなかれこの地に住てバビロンの王につかへなバ汝等幸福ならんと二五然
るに七月に王の血統なるエリシヤマの子子タニヤの子なるイシマエル十人の者とともに來りてゲダ
リヤを撃ころし又彼とともにミヅバにをりしユダヤ人とカルデヤ人を殺せり二六是において大小の民
および軍勢の長等みな起てエジプトにおもむけり是はカルデヤ人をおうれたればなり二七ユダの王ヱ
ホヤキンがとらへ移れたる後三十七年の十二月二十七日バビロンの王エビルメロダクうの代の一年
にユダの王ヱホヤキンを獄より出してうの首をあげしめ二八善言をもて彼をなぐさめうの位をバビロ
ンにともに居るところの王等の位よりも高くし二九うの獄の衣服を易しめたりヱホヤキンは一生のあ
ひだつねに王の前に食をなせり三十かれ一生のあひだたえず日々の分を王よりたまハりてうの食物と

なせり

列王紀略下終

歷代志略上

第一章

一アダム、セツ、エノス、二ケナン、マハラレル、ヤレド、三エノク、メトセラ、ラメク、四ノア、セム、ハム、ヤペテ、○五ヤペテの子等ハゴメル、マゴグ、マデア、ヤワン、トバル、メセク、テラス、六ゴメルの子等ハアシケナズ、リバテ、トガルマ、七ヤワンの子等ハエリシヤ、タルシシ、キツテム、ドダニム、○八ハムの子等ハクシ、ミツライム、プテ、カナン、九クシの子等ハセバ、ハビラ、サブタ、ラアマ、サブテカ、ラアマの子等ハセバとデダン、十クシ、ニムロデを生り、彼はじめて世の權力ある者となれり、十一ミツライムハルデ族、アナミ族、レハビ族、ナフトル族、十二パテロス族、カスル族、カフトリ族を生り、カスル族よりペリシテ族出たり、十三カナンその冢子シドンおよびヘテを生み、十四またエブス族、アモリ族、ギルガシ族、十五ヒビ族、アルキ族、セニ族、十六アルワデ族、ゼマリ族、ハマテ族を生り○十七セムの子等ハエラム、アシユル、アルパクサデ、ルデ、アラム、ウズ、ホル、ゲテル、メセク、十八アルパクサデシラを生みシラエベルを生り十九エベルに二人の子生れたり、その一人の名をペレグ（分）と曰ふ、其ハ彼の代に地の人散り分れたればなり、その弟の名をヨクタンと曰ふ二十ヨクタンハアルモダデ、シヤレフ、ハザルマウテ、エラ、二十一ハドラム、ウザル、デクラ、二十二エバル、アビマエル、シバ、二十三オフル、ハビラおよびヨバブを生り、是等ハみなヨクタンの子なり、○二十四セム、アルパクサデ、シラ、二十五エベル、ペレグ、リウ、二十六セルグ、ナホル、テラ、二十七アブラム是すなはちアブラハムなり　二十八アブラハムの子等ハイサクおよびイシマエル、二十九彼らの子孫ハ左のごとしイシマエルの冢子ハ子パヨテ、次ハケダル、アデビエル、ミブサム、三十ミシマ、ドマ、マッサ、ハダデ、テマ、三十一エトル、子フシ、ケデマ、イシマエルの子孫ハ是の如し　三十二アブラハムの妾ケトラの生る子ハ左のごとし彼ジムラン、ヨクシヤン、メダン、ミデアン、イシバク、シユワを生り、ヨクシヤンの子等ハシバおよびデダン、三十三ミデアンの子等ハエパ、エペル、

ヘノク、アビダ、エルダア、是等ハみなケトラの生る子なり　三アブラハムイサクを生り、イサクの
子等ハエサウとイスラエル、○豆エサウの子等ハエリバズ、リウエル、エウシ、ヤラム、コラ、三六
エリバズの子等ハテマン、オマル、ゼピ、ガタム、ケナズ、テムナ、アマレク、三七リウエルの子等
ハナハテ、ゼラ、シヤンマ、ミッザ、三八セイルの子等ハロタン、シヨバル、ザベオン、アナ、デシ
ヨン、エゼル、デシヤン、三九ロタンの子等ハホリとホマム、ロタンの妹ハテムナ、四〇シヨバルの子
等ハアルヤン、マナハテ、エバル、シピ、オナム、ザベオンの子等ハアヤとアナ、四一アナの子等ハ
デシヨン、デシヨンの子等ハハムラム、エシバン、イテラン、ケラン、四二エゼルの子等ハビルハン、
ザワン、ヤカン、デシヤンの子等ハウズおよびアラン、○四三イスラエルの子孫を治むる王いまだ有
さる前にエドムの地を治めたる王等ハ左のごとし、ベオルの子ベラ、うの都城の名ハデナバといふ、
四四ベラ薨てボヅラのゼラの子ヨバブこれに代りて王となり　四五ヨバブ薨てテマン人の地のホシヤムこ
れにかはりて王となり　四六ホシヤム薨てベダデの子ハダデこれにかはりて王となれり、彼モアブの野
にてミデアン人を撃り、うの都城の名ハアビテといふ　四七ハダデ薨てマスレカのサムラこれに代りて
王となり　四八サムラ薨て河の旁なるレホボテのサウルこれに代りて王となり　四九サウル薨てアクボルの
子バアルハナンこれに代りて王となり　五〇バアルハナン薨てハダデこれにかはりて王となれり、うの
都城の名ハパイといふ、うの妻ハマテレデの女子にして名をメヘタベルといへりマテレデハメザハ
ブの女なり　五一ハダデも薨たり、エドムの諸侯ハ左のごとし、テムナ侯、アルヤ侯、エテテ侯、五二ア
ホリバマ侯、エラ侯、ピノン侯、五三ケナズ侯、テマン侯、ミブザル侯、五四マグデエル侯、イラム侯、
エドムの諸侯ハ是のごとし

第二章

一アダム、セツ、エノス、二ケナン、マハラレル、ヤレデ、三エノク、メトセラ、レメク、ノア、
ノアの三人ハカナンの女バテシユアがユダによりて生たるなり、ユダの長子エルハエホバの前に悪き事
をなしたれば之を殺したまへり　四ユダの嫂タマルハユダによりてペレヅとゼラとを生り、ユダの子
等ハ都合五人なりき　五ペレヅの子等ハヘヅロン及びハムル、六ゼラの子等ハジムリ、エタン、ヘマ
ン、カルコル、ダラ都合五人　七カルミの子ハアカル、アカルハ詛はれし物につきて罪を犯してイス
ラエルを惱ませし者なり、八エタンの子ハアザリヤ、九ヘヅロンに生れたる子等ハエラメル、ラム、
ケルバイ、十ラムアミナダブを生み、アミナダブハナシヨンサルマを生み、サルマボアズを生み、
十一ナシヨンハルマを生み、サルマボアズを生み、十二ボアズオベデを生みオベデエツサイを生り　十三エ
ツサイの生る者ハ長子ハエリアブうの次ハアミナダブうの三ハシヤンマ　十四うの四ハ子タンエルうの
五ハラダイ　十五うの六ハオゼムうの七ハダビデ、十六かれらの姉妹ハゼルヤとアビガル、ゼルヤの産る
子ハアビシャイ、ヨアブ、アサヘルあハせて三人　十七アビガルハアマサを産り、アマサの父ハイシマ
エル人エテルといふ者なり○十八ヘヅロンの子カレブハうの妻アズバによりまたエリオテによりて子
を擧けたり、うの産る子等ハ左のごとしエシル、ショバブおよびアルドン、十九アズバ死たれバカレ
ブまたエフラタを娶れり、エフラタカレブによりてホルを産り　二十ホルウリを生みウリベザレルを生
り　二一うの後ヘヅロンハギレアデの父マキルの女の所にいれり、うの之を娶れる時ハ六十歳なりき、
彼ヘヅロンによりてセグブを産り　二二セグブヤイルを生り、ヤイルハギレアデの地に邑二十三を有り
二三然るにゲシユルおよびアラム彼等より取り、是皆ギレアデの父マキルの子等なりき、二四ヘヅロンカレブエフラタに死て後ヘヅロンの妻ア
ビヤうの子アシユルを生り、アシユルハテコアの父なり○二五ヘヅロンの長子エラメルの子等ハ長子
はラム次ハブナ、オレン、オゼム、アヒヤ、二六エラメルはまた他の妻をもてりうの名をアタラとい
ふ、彼ハオナムの母なり、二七エラメルの長子ラムの子等ハマアツ、ヤミン、エケル、二八オナムの子

等はシヤンマイ、ヤダ、シヤンマイの子等ハナダブおよびアビシユル、二九アビシユルの妻の名ハア
ビハイルといふ彼アバンおよびモリデを生り、三〇ナダブの子等はセレデおよびアツパイム、セレデ
ハ子なくして死り、三一アツパイムの子はイシ、イシの子ハセシヤン、セシヤンの子ハアヘライ、三二
シヤンマイの兄弟ヤダの子ハエテルおよびヨナタン、エテルは子なくして死り 三三ヨナタンの子等ハ
ペレテおよびザザ、エラメルの子孫は斯のごとし、三四セシヤンハ男子なくして惟女子ありしのみな
るがセシヤンにヤルハと名くるエジプトの僕ありけれバ 三五セシヤンうの女をこの僕ヤルハに與へて
妻となさしめたり彼ヤルハによりてアツタイを生り 三六アツタイナタンを生み、ナタンザバデを生み
三七ザバデエフラルを生みエフラルオベデを生み、三八オベデエヒウを生み、エヒウアザリヤを生み、三九
アザリヤヘレヅを生み、四〇ヘレヅエレアサを生み、四一エレアサシスマイを生み、シスマイシヤルムを生み、
四二シヤルムエカミヤを生み、エカミヤエリシヤマを生り 四三エラメルの兄弟カレブの子等はうの長子
をメシヤといふ、是ハジフの父なり、ジフの子ハマレシヤ、マレシヤハヘブロンの父なり 四四ヘブロ
ンの子等ハコラ、タップア、レケム、シマ、四五シマハラハムを生り、ラハムハヨルカムの父なり、
レケムハシヤンマイを生り、四六シヤンマイの子ハマオン、マオンハベテスルの父なり 四七カレブの妾
エパハハラン、モザおよびガゼズを生り、四八エダイの子等ハレゲム、ヨタ
ム、ゲシヤン、ペレテ、エパ、シヤフ、四九カレブの妾マアカハシベルおよびテルハナを生み、五〇又
たマデマンナの父シヤフおよびマクベナとギベアの父シワを生り、カレブの女子ハアクサといふ 五一
カレブの子孫ハ左のごとしエフラタの長子ホルの子ハキリアテヤリムの父ショバル 五二ベテレヘムの
父サルマおよびベアカデルの父ハレフ、五三キリアテヤリムの子等ハヒロエにノヌコテ
人の半、五四又たモリアテヤリムの宗族ハイテリ族、プヒ族、シユマ族、ミシラ族、是等よりザレア
族およびエシタオル族出たり 五五サルマの子孫ハベテレヘム、ネトパ族、アタロテベテヨアブ、マナ

ハテ族の半およびゾリ族、五五ならびにヤベヅに住る諸士の宗族すなハちテラテ族、シメアテ族、ス
カテ族、是等ハケニ人にしてレカブの家の先祖ハマテより出たる者なり

第三章 一ヘブロンにて生れたるダビデの子等ハ左のごとし、長子ハアムノンといひてエズレル人ア
ヒノアムより生れ、其次ハダニエルといひてカルメル人アビガルより生るニうの三ハアブサロムと
いひてゲシユルの王タルマイの女マアカの生る子、其四ハアドニヤといひてハギテの生る子なり 三
うの五ハシバテヤといひてアビタルより生れ、其六ハイテレアムといひて妻エグラより生る 四この
六人ヘブロンにてかれに生れたり、ダビデ彼處にて王たりし事七年と六箇月なりまたエルサレムにて王
たりし事三十三年、五エルサレムにて生れたるうの子等ハ左のごとしシメア、ショバブ、ナタン、
ソロモン、この四人ハアンミエルの女バテシユアより生る 六またイブハル、エリシヤマ、エリペレ
テ、七ノガ、ネペグ、ヤピア、八エリシヤマ、エリアダ、エリペレテの九人 九是みなダビデの子な
り、此外にまた妾等の生る子等あり、彼らの姉妹にタマルといふ者あり 一〇ソロモンの子ハレハベア
ム、うの子ハアビヤ、うの子ハアサ、うの子ハヨシヤバテ、一一うの子ハヨラム、うの子ハアハジア、
うの子ハヨアシ、一二うの子ハアマジヤ、うの子ハヨタム、一三うの子ハアハズ、
うの子ハヒゼキヤ、うの子ハマナセ、一四うの子ハアモン、うの子ハヨシア、一五ヨシアの子等ハ長子
ハヨハナン、うの次ハエホヤキム、うの三ハゼデキヤ、うの四ハシヤルム、一六エホヤキムの子等ハ
うの子ハエコニア うの子ハゼデキヤ、一七俘擄人エコニアの子等ハうの子シヤルテル、大マルキラム、
ペダヤ、セナザル、エカミア、ホシヤマ、一八ネダヤの子等ハゼルバベルおよびシメイ、
ゼルバベルの子等ハメシユラムおよびハナニヤ、うの姉妹にシロミテといふ者あり 一九またハシユバ、
オヘル、ベレキヤ、ハサデヤ、ユサブヘセデの五人あり 二〇ハナニヤの子等ハベラテヤおよびエサヤ、
またレバヤの子等アルナンの子等オバデヤの子等シカニヤの子等あり 二一シカニヤの子ハシマヤ、シ

ハ昔より其處に住たりし者ハハム人なれバなり、四一即ち上にうの名を記したる者等ユダの王ヒゼキ
ヤの代に往て彼らの幕屋を撃やぶり、彼らと其處に居しメウニ人を盡く滅ぼし、之に代りて其處に
往て今日にいたる、是ハうの群を牧べき牧場其處にありたれバなり、四二またシメオンの子孫の者五
百人許イシの子等ペラテア、子アリア、レパヤ、ウジエルを長としてセイル山に攻ゆき四三アマレキ
人の逃れて遺れる者を撃ほろぼして今日まで其處に住り

第五章 一イスラエルの長子ルベンの子等ハ左のごとし、ルベンハ長子なりしがうの父の床を浼ゑゝ
によりてうの長子の權ハイスラエルの子ヨセフの子等に與へらる、然れども系譜ハ長子の權にゑた
がひて記すべきに非ず二うハユダうの諸兄弟に勝る者となりて君たる者うの中より出れバなり、但
し長子の權ハヨセフに屬す、三即ちイスラエルの長子ルベンの子等ハハノク、パル、ヘヅロン、カ
ルミ、四ヨエルの子ハシマヤ、うの子ハゴグ、うの子ハシメイ、五うの子ハミカ、うの子ハレアヤ、
うの子ハバアル、六うの子ハベエラ、このベエラハアッスリヤの王テルガテビルチセルに擄へられ
てゆけり、彼ハルベン人の中に牧伯たる者なりき、七彼の兄弟等ハうの宗族に依りうの歴代の系譜
によれバ左のごとし、長エイエルおよびゼカリヤ八ベラ等なり、ベラハアザズの子シマの孫ヨエル
の曾孫なりかれアロエルに住みて地をチボ、バアルメオンにまでおよぼしゝが九ギレアデの地にて
うの家畜殖增ければまた地を東の方ユフラテ河の此方なる荒野の極端にまでおよぼせり十またサウ
ルの時にハガリ人と戰爭ゑてこれを打破りギレアデの東の全部なる彼らの幕屋に住たり○十一ガドの
子孫ハこれと相對ひてバシヤンの地にすみて地をサルカにまで及ぼせり十二長ハヨエル次ハシヤパム、
ヤアナイ、シヤパテ、共にバシヤンに居り、十三彼らの兄弟等ハうの宗家によれバミカエル、メシユ
ラム、シバ、ヨライ、ヤカン、ジア、ヘベル都合七人十四是等ハホリの子アビハイルの子等なり、ホ
リはヤロアの子、ヤロアはギレアデの子、ギレアデはミカエルの子、ミカエルはエシサイの子、エ

シサイはヤドの子、ヤドハブズの子十五アヒハアブデルの子アブデルハグニの子グニハうの宗家の長
たり十六彼らハギレアデとバシヤンとうの鄕里とシヤロンの諸郊地に住て地をうの四方の境におよぼ
せり十七是等はみなユダの王ヨタムの世とイスラエルの王ヤラベアムの世に系譜に載たるなり○十八ル
ベンの子孫とガド人とマナセの半支派にハ出て戰ふべき者四萬四千七百六十人あり皆勇士にして能
く楯と矛とを執り善く弓を彎きかつ善戰ふ者なり十九彼等ハガリ人およびエトル、子フシ、ノダブ等
と戰爭しけるが二十助力をかうむりて攻撃たれバハガリ人および之と偕なりし者等みな彼らの手にお
ちいれり、是は彼ら陣中にて神を呼びこれを頼みしによりて神これを聽いれたまひしが故なり二十一か
くて彼らうの家畜を奪ひとりしに駱駝五萬、羊二十五萬、驢馬二千あり、人十萬ありき二十二またころ
されて倒れたる者衆しうの戰爭神に由るがゆゑなり而して彼らはこれが地に代りて住うの擄移さる
る時におよべり○二十三マナセの半支派の人々はこの地に住み殖蔓りてつひにバシヤンよりバアルヘル
モン、セニルおよびヘルモン山まで地をおよぼせり二十四うの宗家の長ハ左のごとし即はちエペル、イ
シ、エリエル、アズリエル、エレミヤ、ホダヤ、ヤデエル、是みなうの宗家の長にして名ある大勇
士なりき○二十五彼等うの先祖等の神にむかひて罪を犯し曾て彼等の前に神の滅ぼしたまひし國の民等
の神を慕ひてこれと姦淫したれバ二十六イスラエルの神アッスリヤの王プルの心を振興したまたアッスリ
ヤの王テグラテビレセルの心を振興したまへり彼つひにルベン人とガド人とマナセの半支派とを擄
へゆき、これをハウラとハボルとハラとゴザンの河の邊とに移せり、彼等は今日まで其處にあり

第六章 一レビの子等ハゲルシヨン、コハテ、メラリ、二コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブ
ロン、ウジエル、三アムラムの子等はアロン、モーセ、ミリアム、アロンの子等ハナダブ、アビウ、
エレアザル、イタマル、四エレアザルピチハスを生み、ピチハスアビシユアを生み、五アビシユア
ブッキを生み、ブッキウジを生み、六ウジゼラヒヤを生み、ゼラヒヤメラヨテを生み、七メラヨテ

ニ 後後八〇十七
ホ 後後十五〇廿七
ヘ 王上六〇 代下三〇
ト 代下廿六〇十七、十八
チ 略七〇三
リ 出十一〇十一
ヌ 王下廿五〇十八
ル 出六〇十六
ヲ 代上六〇四十二
ワ 代上六〇廿六、廿六
カ 代上六〇廿四
ヨ 代上六〇廿四
タ 代上十六〇一

八 アマリヤを生み、アマリヤアヒトブを生み、八アヒトブザドクを生み、ザドクアヒマアズを生み、
九 九アヒマアズアザリヤを生み、アザリヤヨハナンを生み、十ヨハナンアザリヤを生り、此のアザリ
十一 ヤハエルサレムなるソロモンの建たる宮にて祭司の職をなせし者なり十一アザリヤアマリヤを生み、
十二 十三 アマリヤアヒトブを生み、十二アヒトブザドクを生み、ザドクシヤルムを生み、十三シヤルムヒルキヤ
十四 十五 を生み、ヒルキヤアザリヤを生み、十四アザリヤセラヤを生み、セラヤヨザダクを生む、十五ヨザダク
はヱホバ子ブカデ子ザルの手をもてユダおよびヱルサレムの人を擄へうつしたまひし時に擄へられ
十六 十七 て往り○十六レビの子等はゲルシヨン、コハテ、およびメラリ、十七ゲルシヨンの子等の名は左のごと
十八 十九 しリブニおよびシメイ、十八コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエル、十九メラリの
二十 子等ハマヘリおよびムシ、レビ人の宗族はうの宗家によれば是のごとし、二十ゲルシヨンの子はリブ
二一 ニ、うの子はヤハテ、うの子はジンマ、二一うの子はヨア、うの子はイド、うの子はゼラ、うの子は
二二 二三 ヤテライ、二三コハテの子はアミナダブうの子はコラ、うの子はアシル、二三うの子はエルカナ、うの
二四 子はエビアサフ、うの子はアシル、二四うの子ハタハテ、うの子ハウリエル、うの子ハウジヤ、うの
二五 二六 子ハシヤウル、二五エルカナの子等ハアマサイおよびアヒモテ、二六エルカナについてハエルカナの子
二七 二八 ハゾバイ、うの子ハナハテ、二七うの子ハエリアブ、うの子ハヱロハム、うの子ハエルカナ、二八サム
二九 エルの子等ハ長子ハヨエル、次ハアビヤ、二九メラリの子ハマヘリ、うの子ハリブニ、うの子ハシメ
三十 三一 イ、うの子ハウザ、三十うの子ハシメア、うの子ハハギヤ、うの子ハアサヤなり、三一契約の櫃を安置
三二 せし後ダビデ左の人々を立てヱホバの家にて謳歌事を司どらせたり三二彼等ハ集會の幕屋の住所の前
にて謳歌事をおこなひ來りしがソロモンヱルサレムにヱホバの室を建るにおよびてうの次序に循ひ
三三 てうの職をつとめたり三三立て奉事をなせるもの及びうの子等ハ左のごとし、コハテの子等の中ヘマ
三四 ンは謳歌師長たり、ヘマンはヨエルの子、ヨエルハサムエルの子、三四サムエルハエルカナの子、エ

ルカナはヱロハムの子、ヱロハムはエリエルの子、エリエルはトアの子、三五トアはヅフの子、ヅフ
三六 はエルカナの子、エルカナはマハテの子、マハテはアマサイの子、三六アマサイハエルカナの子、エ
三七 ルカナはヨエルの子、ヨエルはアザリヤの子、アザリヤはゼバニヤの子、三七ゼバニヤはタハテの子、
三八 タハテはアシルの子、アシルはエビアサフの子、エビアサフハコラの子、三八コラはイヅハルの子、
三九 イヅハルはコハテの子、コハテはレビの子、レビはイスラエルの子なり、三九ヘマンの兄弟アサフヘ
四十 マンの右に立り、アサフはベレキヤの子、ベレキヤハシメアの子、四十シメアはミカエルの子、ミカ
四一 エルはバアセヤの子、バアセヤはマルキヤの子四一マルキヤハエテニの子、エテニはゼラの子、ゼラ
四二 四三 はアダヤの子、四二アダヤハエタンの子、エタンはジンマの子、ジンマハシメイの子、四三シメイハヤ
四四 ハテの子、ヤハテハゲルシヨンの子、ゲルシヨンハレビの子なり、四四また彼らの兄弟なるメラリ人
四五 等うの左に立り、其中のエタンはキシの子なり、キシはアブデの子、アブデはマルクの子、四五マル
四六 クはハシヤビヤの子、ハシヤビヤはアマジヤの子、アマジヤはヒルキヤの子、四六ヒルキヤはアムジ
四七 の子、アムジはバニの子、バニはセメルの子、四七セメルはマヘリの子、マヘリはムシの子、ムシは
四八 メラリの子、メラリはレビの子なり、四八彼らの兄弟なるレビ人等ハ神の室の幕屋の諸の職に任ぜら
四九 れたり○四九アロンおよびうの子等ハ燔祭の壇と香壇の上に物を獻ぐることを司どり、また至聖所の
諸の工をなし、且イスラエルのために贖をなすことを司どれり、凡て神の僕モーセの命じたるごと
五十 し五十アロンの子孫は左のごとしアロンの子ハエレアザル、うの子ハビネハス、うの子はアビシユア、
五一 五二 五一うの子ハブッキ、うの子ハウジ、うの子ハゼラヒヤ、五二うの子ハメラヨテうの子ハアマリヤ、う
五三 五四 の子ハアヒトブ、五三うの子ハザドク、うの子ハアヒマアズ○五四アロンの子孫の住處ハ四方の境の内
にあり、うの閭里に循ひていはゞ左のごとし、先コハテ人の宗族が籤によりて得たるところは是な
五五 五六 り五五すなはちユダの地の中よりはヘブロンとうの周圍の郊地を得たり五六但しうの邑の田野と村々は

エフン子の子カレブに歸せり 五七すなはちアロンの子孫の得たる邑ハ逃遁邑なるヘブロン、リブナと
うの郊地、ヤッデル 及びエシテモアと
アシヤンとうの郊地、ベテシメシとう
郊地、アレメテとうの郊地、アナトテ
りき、六二またコハテの子孫の支派の中此他なる者ハかの半支派の中即ちマナセの半支派の中より籤
によりて十の邑を得たり、六三またゲルシヨンの子孫の宗族ハイッサカルの支派、アセルの支派、ナ
フタリの支派およびバシヤンなるマナセの支派の中より十三の邑を得たり、六四またメラリの子孫の
宗族ハルベンの支派、ガドの支派およびゼブルンの支派の中より籤によりて十二の邑を得たり、六五
イスラエルの子孫ハ邑とうの郊地とをレビ人に與へたり 六六即ちユダの子孫の支派とシメオンの子孫
の支派とベニヤミンの子孫の支派の中よりして此に名を擧たる是等の邑を籤によりて之に與へたり、
六六コハテの子孫の宗族ハまたエフライムの支派の中よりも邑を得てうの領地となせり 六七即ちうの得
たる逃遁邑ハエフライム山のシケムとうの郊地、おヨクメアムとうの郊地、
ベテホロンとうの郊地、六八アヤロンとうの郊地、ガテリンモンとうの郊地、
支派の中よりはアテルとうの郊地、六九またマナセの半支派の中よりはビレアムとうの郊地、是みなコハテの子孫の遺れる宗族に歸せ
り 七〇ゲルシヨンの子孫に歸せし者ハマナセの半支派の中よりはバシヤンのゴランとうの郊地、
アシタロテとうの郊地、七一イッサカルの支派の中よりはゲデシとうの郊地、ダベラテとうの郊地、
七二ラモテとうの郊地、アテムとうの郊地、七三またアセルの支派の中よりはミシアルとうの郊地、アブド
ンとうの郊地、七四ホコクとうの郊地、レホブとうの郊地、七五またナフタリの支派の中よりハガリラヤの
ゲデシとうの郊地、ハンモンとうの郊地、キリアタイムとうの郊地、七六此外の者ども即ちメラリの
子孫に歸せし者ハゼブルンの支派の中よりはリンモンとうの郊地、またエリコに

封するヨルダンの彼旁すなはちヨルダンの東に於てルベンの支派の中よりハ曠野のベゼルとその郊
地、ヤザとその郊地、七九ケデモテとその郊地、メパアテとその郊地、七九またガドの支派の中よりハギレ
アデのラモテとその郊地、マハナイムとその郊地、八〇ヘシボンとその郊地、ヤゼルとその郊地

第七章　一イッサカルの子等ハトラ、プワ、ヤシユブ、シムロムの四人、ニトラの子等ハウジ、レバ
ヤ、エリエル、ヤマイ、エブサム、サムエル、是みなトラの子にして宗家の長なり、其子孫の大勇
士たる者ハダビデの世にありてその數二萬二千六百人なりき 三ウジの子ハイズラヒヤ、イズラヒヤの子
等ハミカエル、オバデヤ、ヨエル、イッシヤの五人、是みな長たる者なりき 四うの宗家によれば
の子孫の中に軍旅の士卒三萬六千人ありき、是ハ彼等妻子を衆く有たればなり、五イッサカルの諸
の宗族の中なる其兄弟等すなハち名簿に記載たる大勇士ハ都合八萬七千人〇 六ベニヤミンの子等ハ
ベラ、ベケル、エデアエルの三人、セベラの子等ハエヅボン、ウジ、ウジエル、エレモテ、イリの
五人、皆うの宗家の長なり、うの名簿に記載たる大勇士ハ二萬二千三十四人、 八ベケルの子等ハセ
ミラ、ヨアシ、エリエゼル、エリオエナイ、オムリ、エレモテ、アビヤ、アナトテ、アラメテ、是
みなベケルの子等にして宗家の長なり 九うの子孫の中名簿に記載たる大勇士ハ二萬二百人なりき
一〇またエデアエルの子ハビルハン、ビルハンの子等ハエウシ、ベニヤミン、エホデ、ケナアナ、ゼタ
ン、タルシシ、アヒシヤハル、一一是みなエデアエルの子にして宗家の長たりき、うの子孫の中に能
く陣にのぞみて戰ふ大勇士一萬七千二百人ありき 一二またイリの子等ハシユパムおよびホパム、また
アヘラの子ハホシム〇一三ナフタリの子等ハヤジエル、グニ、エゼル、シヤルム、是みなビルハの産
る子なり〇一四マナセの子等ハうの妾なるスリアの女の産る者ハアシリエル、うの妾なるスリアの女の産る者ハギレ
アデの父マキル、一五マキルハホパムとシユパムの妹名ハマアカといふ者を妻に娶れり、うの次の者
ハゼロペハデといふ、ゼロペハデにハ女子ありしのみ 一六マキルの妻マアカ男子を産てうの名をペレ

シとよべり、17うの弟の名ハシヤレシ、シヤレシの子等ハウラムおよびラケム、七ウラムの子ハベダン、是等ハマナセの子マキルの子なるギレアデの子等なり、18其うの妹ハンモレケテはイシホデ、アビエゼル、マヘラを産り、19セミダの子等ハアヒアン、シケム、リキ、アニヤム、○二十エフライムの子ハシユテラ、うの子ハベレデ、うの子ハタハテ、うの子ハエラダ、うの子ハタハテ、20うの子ハシユテラ、うの子ハエレアデ、ハガデの土人等これを殺せり、其ハ彼ら下りゆきてこれが家畜を奪ハんとしたればなり、21うの父エフライムこれがために哀むこと日久しかりければうの兄弟等きたりてこれを慰めたり、22かくて後エフライムうの妻の所にいりけるに胎みて男子を生たればうの名をベリア（災難）とあづけたり、23エフライムの女子セヲラハ上下のベテホロンおよびウゼンセヲラを建たり、24ベリアの子ハレバおよびレセフ、うの子ハテラ、うの子ハタハン、25うの子ハアミホデ、うの子ハエリシヤマ、26うの子ハヌンうの子ハヨシユア、27エフライムの子孫の産業と住處ハベテルとうの郷里、また東の方にてはナアラン、西の方にてハゲゼルとうの郷里、またシケムとうの郷里およびアワとうの郷里、28またマナセの子孫の國境に沿てベテシヤンとうの郷里、タアナクとうの郷里、メギドンとうの郷里、ドルとうの郷里なり、イスラエルの子孫ハ是等の處に住り○29アセルの子等ハイムナ、イシワ、エスイ、ベリアおよびうの姉妹セラ、30ベリアの子等ハヘベルおよびマルキエル、マルキエルはビルザヒテの父なり、31ヘベルはヤフレテ、シヨメル、ホタムおよびうの姉妹シユアを生り、32ヤフレテの子等ハパサク、ビムハル、アシワテ、ヤフレテの子等ハこれシヨメルの子等ハアヒ、ロガ、ホバおよびアラム、33シヨメルの兄弟ヘレムの子等はゾパ、イムナ、シレシ、アマル、34ゾパの子等ハスア、ハルネペル、シユアル、ベリ、イムラ、35ベゼル、ホデ、シヤンマ、シルシヤ、イテラン、ベエラ、36エテルの子等ハアラ、ハニエルおよびリザア、37是みなアセルの子孫にして宗家の長たり挺出たる大勇士たり將官の長たりき、うの名簿に記載たる能く陣にのぞみて戰ふ者二萬六千人あり

第八章　1ベニヤミンの生る者ハ長子ハベラ、うの次はアシベル、うの三はアハラ、2うの四はノハ、うの五はラパ、3ベラの子等ハアダル、ゲラ、アビウデ、4アビシユア、ナアマン、アホア、5ゲラ、シフパム、ヒラム、6エホデの子等ハハテに移されたりし者にしてガテの民を逐はらへり、7またアヒオ、シヤシヤク、エレモテ、8ゼバデヤ、アラデ、アデル、9イシホデ、ミカエル、イシパ、ヨハ、是等ハベリアの子等なり、10ゼバデヤ、メシユラム、ヘゼキ、ヘベル、11イシメライ、エズリア、ヨバブ、是等ハエルパアルの子等なり、12エリエナイ、サルタイ、エリエル、13アダヤ、ベラヤ、シムラテ、是等ハシマの子等なり、14イシパン、ヘベル、エリエル、15アブドン、ザグリ、ハナン、16ヘベデヤ、ベヌエル是等ハシヤシヤクの子等なり、17シヤムセライ、シハリア、アタリヤ、18ヤレシア、エリヤ、ザクリ、是等ハエロハムの子等なり、19是等ハ歷代の宗家の長にして首たるものなり是らはエルサレムに住たり、20ギベオンの祖ハギベオンに住り、うの妻の名ハマアカといふ、21うの長子ハアブドン、次ハツル、キシ、バアル、ナダブ、22ゲドル、アヒオ、ザケル、23ミクロテはシメ

リザア、24是みなアセルの子孫にして宗家の長たり挺出たる大勇士たり將官の長たりき、うの名簿に記載たる能く陣にのぞみて戰ふ者二萬六千人あり

第八章　1ベニヤミンの生る者ハ長子ハベラ、うの次はアシベル、うの三はアハラ、2うの四はノハ、うの五はラパ、3ベラの子等ハアダル、ゲラ、アビウデ、4アビシユア、ナアマン、アホア、5ゲラ、シフパム、ヒラム、6エホデの子等ハハテに移されたりセすなハちナアマンおよびアヒヤとふものにゲラこれを移せるなり、エホデの子等ハすなハちウザヒアヒウデ是なりハシヤハライムうの妻ホシムとバアラを去し後モアブの國において又た子等を擧けたり9彼がうの妻ホデシによりて擧けたる子等ハヨバブ、ザビア、メシヤ、マルカム、10エウツ、シヤキヤおよびミルマ、是うの子等にして宗家の長なり11彼またホシムによりてアビトブとエルパアルを擧けたり12エルパアルの子等ハエベル、ミシヤムおよびシヤメル、彼ハオノとロドとうの郷里を建たる者なり13またベリア、シマあり是等ハアヤロンの民の宗家の長たる者にしてガテの民を逐はらへり14またアヒオ、シヤシヤク、エレモテ、15ゼバデヤ、アラデ、アデル、16ミカエル、イシパ、ヨハ、是等ハベリアの子等なり、17ゼバデヤ、メシユラム、ヘゼキ、ヘベル、18イシメライ、エズリア、ヨバブ、是等ハエルパアルの子等なり、19ヤキン、ジクリ、ザベデ、20エリエナイ、ツルタイ、エリエル、21アダヤ、ベラヤ、シムラテ、是等ハシマの子等なり、22イシパン、ヘベル、エリエル、23アブドン、ザグリ、ハナン、24ハナニヤ、エラム、アントテヤ、25イペデヤ、ペヌエル是等ハシヤシヤクの子等なり、26シヤムセライ、シハリア、アタリヤ、27ヤレシア、エリヤ、ザクリ、是等ハエロハムの子等なり、28是等ハ歷代の宗家の長にして首たるものなり是らはエルサレムに住たり、29ギベオンの祖ハギベオンに住り、うの妻の名ハマアカといふ、30うの長子ハアブドン、次ハツル、キシ、バアル、ナダブ、31ゲドル、アヒオ、ザケル、32ミクロテはシメ

アを生り、是等も又ろの兄弟等とともにエルサレムに住てこれに對ひ居り○三子ルキンを生み、キ
シサウルを生み、サウルハヨナタン、マルキシユア、アビナダブ、エシバアルを生り、三四ヨナタン
の子ハメリバアル、メリバアルミカを生り、三五ミカの子等ハピトン、メレク、タレア、アハズ、三六
アハズハエホアダを生みエホアダハアレメテ、アズマウテおよびジムリを生み、ジムリハモザを生
み、三七モザハビネアを生り、ろの子はエレアサろの子ハラパ、ろの子はエレアゼル、三八アゼルに六人の
子あり、其名ハ左のごとし、アズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オダデヤ、ハナン、是
みなアゼルの子なり、三九ろの兄弟エセクの子等ハ長子ハウラム、ろの次ハエウン、ろの三ハエリペ
レテ、四十ウラムの子等ハ大勇士にして善く弓を射る者なりき、彼ハ孫子多くして百五十人もありき、
是みなベニヤミンの子孫なり

第九章 一イスラエルの人ハ皆名簿に記載られたり、視よ是ハ皆イスラエルの列王紀に錄さる、ユダ
ハろの罪のためにバビロンに擄へられてゆけり二ろの產業の邑々に最初に住ひし者ハイスラエル人
祭司等レビ人およびテニ人等なり三またエルサレムにハユダの子孫ベニヤミンの子孫およびエフ
ライムとマナセの子孫等住り四卽ちユダの子ペレヅの子孫の中にてハアミホデの子ウタイ、アミホ
デハオムリの子、オムリハイムリの子イムリハバニの子なり五シロ族の中にてハシロの長子アサヤ
およびろの他の子等六ゼラの子孫の中にてハユエルおよびろの兄弟六百九十人七ベニヤミンの子孫
の中にてハハセヌアの子ハダヤの子なるメシユラムの子サル、八エロハムの子イブニヤ、ミクリの
子なるウジの子エラおよびイブニヤの子メシユラム九並にかれらの
兄弟等ろの世系によれバ合せて九百五十六人是みなろの宗家の長たる人々なり十またの祭司の中にて
ハエダヤ、ヨアリブ、ヤキン十一およびヒルキヤの子アザリヤ、ヒルキヤハメシユラムの子メシユラ
ムハザドクの子メラヨテハアヒトブの子なりアザリヤハ神の室の宰たり十二またアデエルの子

マアセヤ、アデエルハヤゼラの子ヤ
ハインメルの子なり十三また彼らの兄弟等是等ハ宗家の長たる者にして合せて一千七百六十人あり皆
神の室の役事をなすの力あるものなり十四レビ人の中にてハハシユブの子シマヤ、ハシユブハアズリ
カムの子アズリカムハハシヤビヤの子是ハメラリの子孫なり十五またバクバッカル、ヘレシ、ガラル
およびアサフの子ザクリの子なるミカの子マッタニヤ十六ならびにエドトンの子ガラルの子なるシマ
ヤの子オバデヤ、およびエルカナの子なるアサの子ベレキヤ、エルカナハチトパ人の鄉里に住たる
者なり十七門を守る者ハシヤルム、アックブ、タルモン、アヒマンおよびろの兄弟等にしてシヤレム
ろの長たり十八彼ハ今日まで東の方なる王の門を守りをる、是等ハレビの子孫の營の門を守る者なり
十九コラの子エビアサフの子なるコレの子シヤルムおよびろの父の家の兄弟等なるのコラ人ハ幕屋の
門門を守る職務を主どれりろの先祖等ハエホバの營の傍にありてろの入口を守れり二十エレアザルの
子ピネハス昔彼らの主宰たりきエホバかれとともに在せり二一メシレミヤの子ゼカリヤハ集會の幕屋
の門を守る者なりき二二是みな選ばれて門を守る者にて合せて二百十二人ありき皆ろの村々の名簿に
記載たる者なりしがダビデと先見者サムエルこれをろの職に任じたり二三彼等とろの子孫ハ順番にエ
ホバの室すなわち幕屋の門を司どれり二四門を守る者ハ西東北南の四方に居り二五またろの村々に居る
兄弟等ハ七日ごとに送り來りて彼らを助けたり二六門を守る者の長たるこの四人のレビ人ハろの職に
をりて神の室の諸の室と府庫とを司どれり二七彼らハ番守をなす身なるに因て神の室の四周に舍れり
而して朝ごとにこれを開くことをせり二八ろの中に奉事の器皿を司どる者あり、是ハろの數を按べて
携へいりろの數を按べて携へいたすべき者なり二九またろの他の器皿すなわち聖所の一切の器皿およ
び麥粉酒油乳香香料を司どる者あり三十またの祭司の徒の中に香料をもて香膏を製る者あり三一コラ人シ

ヤルムの長子なるマッタテヤといふレビ人ハ鍋にて製るところの物を司どれり三二またコハテ人の子
孫たるうの兄弟等の中に供前のパンを司どりて安息日ごとにこれを調ふる者等あり三三レビ人の宗家
の長たる是等の者ハ謳歌師にして殿の諸の室に居て他の職を爲さりき其ハ日夜うの職務にかゝりを
れバなり三四是等ハレビ人の歷代の宗家の長にして首長たる者なり是等ハエルサレムに住り○三五ギベ
オンの祖エヒエルはギベオンに住りうの妻の名ハマアカといふ三六うの長子ハアブドン次ハツル、キ
シ、バアル、ネル、ナダブ三七ゲドル、アヒオ、ゼカリヤ、ミクロテ、三八ミクロテシメアムを生り、
彼等もうの兄弟等とともにエルサレムに住てうの兄弟等と相對ひ居り三九子ルはキシを生みキシはサ
ウルを生みサウルハヨナタン、マルキシユア、アビナダブおよびエシバアルを生り四十ヨナタンの子
ハメリバアル、メリバアルミカを生り四一ミカの子等ハピトン、メレク、タレアおよびアハズ、四二ア
ハズはヤラを生み、ヤラハアレメテ、アズマウテおよびジムリを生み、ジムリハモザを生み、四三モ
ザハビネアを生り、ビネアの子ハレバヤうの子ハエレアサうの子ハアゼル、四四アゼルは六人の子あ
りき、うの名ハ左のごとしアズリカム、ボケル、イシマエル、シヤリヤ、オバデヤ、ハナン是等ハ
アゼルの子なり

第十章 一茲にペリシテ人イスラエルと戰ひけるがイスラエルの人々ハペリシテ人の前より逃げギル
ボア山に殺されて倒れたり二ペリシテ人ハサウルとうの子等を追擊しかしてペリシテ人サウルの子
ヨナタン、アビナダブおよびマルキシユアを殺せり三斯うの戰鬪烈しうしてサウルにおし迫り射手
の者等つひにサウルに追つきければサウルハ射手の者等のために惱めり四サウル是においてうの武
器を執る者に言けるハ汝の劍をぬき其をもて我を刺せ恐らくハこの割禮なき者等きたりて我を辱し
めんと、然るにうの武器を執る者痛くおうれて肯ハざりければサウルすなハちうの劍をとりてうの
上に伏たり五武器を執る者サウルの死たるを見て己もまた劍の上に伏て死り六斯サウルとうの三人

の子等およびうの家族みな共に死り七谷に居るイスラエルの人々みな彼らの逃るを見またサウルと
うの子等の死るを見てうの邑々を棄て逃ければペリシテ人來りてうの中に住り○八明る日ペリシテ
人殺されたる者を剝んとて來りサウルとうの子等のギルボア山にたふれをるを見九すなハちサウル
を剝てうの首とうの鎧甲を取りペリシテの國の四方に人を遣はしてこの事をうの偶像と民に告しめ
十しかしてかれが鎧甲をうの神の室に藏め彼が首をダゴンの宮に釘けたり十一茲にペリシテ人がサウ
ルになしたる事ことごとくヤベシギレアデ中に聞えければ十二勇士等みな起りサウルの體とうの子等
の體とを奪ひ取てこれをヤベシに持きたりヤベシの橡樹の下にうの骨を葬りて七日のあひだ斷食せ
り十三斯サウルハエホバにむかひて犯せし罪のために死たり即ち彼ハエホバの言を守らずまた憑鬼者
に問ことを爲して十四エホバに問ことをせざりしなり是をもてエホバかれを殺しうの國を移してエッ
サイの子ダビデに與へたまへり

第十一章 一茲にイスラエルの人みなヘブロンに集まりてダビデの許に詣り言けるハ我らハ汝の骨肉
なり二前にサウルが王たりし時にも汝ハイスラエルを率ゐて出入する者なりき、又なんぢの神エホ
バ汝にむかひて汝ハわが民イスラエルを牧養ふ者となり我民イスラエルの君とならんと言たまへり
と三斯イスラエルの長老みなヘブロンにきたりて王の許にいたりければダビデヘブロンにてエホバ
の前に彼らと契約をたてたり、彼らすなハちダビデに膏をうゝぎてイスラエルの王となしサムエル
によりて傳ハりしエホバの言のごとくせり四かくてダビデはイスラエルの人々を率ゐてエルサレム
に往り、エルサレムハ即ちエブスなりうの國の土人エブス人其處に居り五是においてエブスの民ダ
ビデに言けるハ汝ハ此に入べからずと然るにダビデハシオンの城を取り是すなハちダビデの邑なり
六この時ダビデいひけるハ誰にもあれ第一にエブス人を擊やぶる者を首とおし將となさんと斯てゼ
ルヤの子ヨアブ先登して首となれり七ダビデうの城に住たればこれをダビデの邑と稱へたりハダビ

デなたろの邑の四方すなわちミロ（城塞）より内の四方に建築をなせり邑の中のうの餘の處ハヨア
ブこれを修理へりゥ斯てダビデハます〳〵大になりゆけり、萬軍のエホバこれとともに在したれバ
なり○十ダビデが有る勇士の重なる者ハ左のごとし是等ハイスラエルの一切の人とともにダビデに
力をうへて國を得させ、終にこれを王となしてエホバがイスラエルにつきて宣ひし言を果せり十二ダ
ビデの有る勇士の數は是ぞごとし第一は三十人の長たるハクモニ人の子ヤシヨベアム彼ハ槍を揮ひ
て一時に三百人を衝殺せし事あり十三彼の次ハアホア人ドドの子エレアザルにして三勇士の中なり十四
彼ダビデとともにパスダミムに在けるにペリシテ人其處に集りきて戰へり、其處に大麥の滿たる地
一箇所あり、時に民ペリシテ人の前より逃たりしが十五彼らの地所の中に踐とゞまり之を護りてペリ
シテ人を殺せり而してエホバ大なる拯救をほどこして之を救ひたまへり十六三十人の長なる三人の者
アドラムの洞穴に下り磐の處に往てダビデに詣りし事あり、時にペリシテ人の軍兵ハレバイムの谷
に陣ぞれり十七ころの時ダビデハ砦に居りペリシテ人の鎭臺兵ハベテレヘムにありけるが十七ダビデ慕ひ
望みて言けるハ誰かベテレヘムの門にある井の水を持來りて我に飮せよかし十八ここの三人すなわちペ
リシテ人の軍兵の中を衝とほりてベテレヘムの門にある井の水を汲取てダビデの許に携へきたれり、
然ぞダビデこれを飮ことをせず、之をエホバの前に灌ぎて十九言けるハ我神よ我決てこれを爲じ、我
いかで命をかけし此三人の血を飮べけんやと彼らの命をかけて之を携へきたりたれバなり故にダ
ビデこれを飮ことを爲ざりき、此三勇士ハ是らの事を爲り二十ヨアブの兄弟アビシヤイハ三人の長た
り彼ハ槍を揮ひて三百人を衝ころし三人の中に名を得たり二十一彼ハ第二の三人の中にて尤も貴くして
うの首にせらる然ぞ第一の三人にハ及バざりき、ダビデかれを親兵の長となせり○二十二軍兵の中の勇士ハヨアブの兄弟アサヘル、ベテレヘムのドドの子エルハナン、二十三ハロデ人
の功績ありし者なり彼ハモアブのアリエルの二人の子を擊殺せりまた雪の日に下りゆきて穴の中に
て獅子一匹を擊殺せし事ありき二十三彼ハまた長身五キユビト程なるエジプト人を殺せりうのエジプト

人ハ機織の膝のごとき槍を手に執をりしに彼ハ杖をとりて之が許に下りゆきエジプト人の手よりう
の槍を捩とりてうの槍をもて之を殺せり二十五エホヤダの子ベナヤ是等の事を爲し三勇士の中に名を得
たり二十六彼ハ三十人の中にて尊かりしかども第一の三人にハ及バざりき、ダビデかれを親兵の長とな
せり○二十七軍兵の中の勇士ハヨアブの兄弟アサヘル、ベテレヘムのドドの子エルハナン、二十八ハロデ人
シヤンマ、ペロニ人ヘレヅ二十九テコア人イラケシの子イラ、アナトテ人アビエゼル、三十ホシヤ人シベ
カイ、アホア人イライ三十一ピラトン人ベナヤ、ガアシの谷のホライ、アルバテ人アビエ
アより出たるリバイの子イツタイ、ビラトン人ベナヤ、三十二ガアシの谷のホライ、アルバテ人アビエ
ル、三十三バハルム人アズマウテ、シヤルボニ人エリヤバ、三十四ギゾニ人ハセム、ハラリ人シヤゲの子ヨ
ナタン、三十五ハラリ人サカルの子アヒアム、ウルの子エリバル、三十六メケラ人ヘベルペロニ人アヒヤ、
三十七カルメル人ヘヅライ、エズバイの子ナアライ、三十八ナタンの兄弟ヨエル、ハグリの子ミブハル、三十九
アンモニ人ゼレク、ゼルヤの子ヨアブの武器を執る者なるベエロテ人ナハライ、四十エテリ人イラ、
エテリ人ガレブ、四十一ヘテ人ウリヤ、アヘライの子ザバデ、四十二ルベン人シザの子アデナ、是ハルベン
人の軍長の一人にして從者三十人を率ゐたり、四十三マアカの子ハナン、ミテニ人ヨシヤバテ、四十四アシ
テラ人ウジヤ、アロエル人ホタンの子等シヤマとエイエル、四十五デジ人シムリの子エデアエルおよび
うの兄弟ヨハ四十六マハウ人エリエル、エルナルムの子等エリバイおよびヨシヤワヤ、モアブ人イテマ、
四十七エリエルオベデ、ソバ人ヤシエル

第十二章

一ダビデがキシの子サウルの故により倘サクラダに閉こもり居ける時に彼處にゆきてダ
ビデに就し者ハ左のごとしうの人々ハ勇士の中にしてダビデを助けて戰ひたる者ニ能く弓を彎き右
左の手を用ゐて善く石を投け弓矢を發つ者なりしが俱にベニヤミン人にしてサウルの宗族たり三首
ハアヒエゼル次ハヨアシ、是らハギベア人シマアの子等なり、又エジエルおよびペレテ、是らハア

ズマウヲの子等なり、又ベラカおよびアナトテ人エヒウ、四またギベオン人イシマヤ、彼ゐ三十人
の中の勇士にして三十人の首たり、又エレミヤ、ヤハジエル、ヨハナン、ゲデラ人ヨザバデ、五エル
ザイ、エリモテ、ベアリヤ、シマリヤ、ハリフ人シバテヤ、六エルカナ、エシヤ、アザリエル、ヨ
エゼル、ヤシヨベアム、是等ハコラ人なり七またゲドルのエロハムの子等なるヨエラ及びゼバデ
ヤハガド人の中より曠野の砦に脫きたりてダビデに歸せし者あり是みな大勇士にして善戰かふ軍人
能く楯と戈とをつかふ者にてその面ゐ獅子の面のごとくその捷きことゐ山にをる鹿のごとくありき
九その首ゐエゼルその二ゐオバデヤその三はエリアブ十その四ゐミシマンナその五ゐエレミヤ十一その
六ゐアッタイその七ゐエリエル十二その八ゐヨハナンその九ゐエルザバデ十三その十ゐエレミヤその
十一ゐマクバナイ十四是等ゐガドの人々にして軍旅の長たり、その最も小き者ゐ百人に當りその最も
大なる者ゐ千人に當れり十五正月ヨルダンその全岸に溢れたる時に是らの者濟りゆきて谷々に居る者
をことごとく東西に打奔らせたり十六茲にベニヤミンとユダの子孫の中の人々砦に來りてダビデに就
きけるに十七ダビデこれを出むかへ應へて之に言けるは汝ら厚志をもて我を助けんとて來れるならば
我心なんぢらと相結ばん、然ど汝らもし我手に惡きこと有ざるに我を欺きて敵に付さんとせば我ら
の先祖の神ねがゐくゐ之を監みて責たまへと十八時に聖靈三十人の長アマサイに臨みて彼すなゐち言
けるゐダビデよ我らゐ汝に屬す、エッサイの子よ我らゐ汝を助けん、願くゐ平安あれ、汝にも平安
あれ、汝を助くる者にも平安あれと、是において ダビデ彼らを接いれ
て軍旅の長となせり十九前にダビデペリシテ人とともにサウルと戰ゐんとて攻きたれる時マナセ人數
人ダビデに屬り、但しダビデ等ゐ遂にペリシテ人を助けざりき、其ゐペリシテ人の君等あひ謀り彼
ゐ我らの首級をもてその主君サウルに歸らんと言て彼を去しめたれば二十斯てダビデナクラグに
往る時マナセ人アデナ、ヨザバデ、エデアエル、ミカエル、ヨザバデ、エリウ、ザルタイこれに歸

せり皆マナセ人の千人の長たる者なりき二彼等ダビデを助けて敵軍に當れり彼らは皆大勇士にして
軍旅の長となれり三當時ダビデにヘブロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの
ごくなれり三戰爭のために身をよろひヘブロンに來りてダビデに就きエホバの言のごとくサウルの
國をダビデに歸せしめんとしたる武士の數は左のごとし四ユダの子孫にして楯と戈とを執り戰爭の
ために身をよろへる者は六千八百人五シメオンの子孫にして善戰かふ大勇士は七千一百人六レビの
子孫たる者ゐ四千六百人七エホヤダアロン人を率ゐたり之に屬する者ゐ三千七百人八またザドクと
いふ年若き勇士ありき、ゐの宗家の長たる者二十二人ありたり九サウルの宗族ベニヤミンの子孫た
る者ゐ三千人、是ベニヤミン人は多くサウルの家に倘も忠義を盡しゐたれば なり十エフライムの子
孫たる者ゐ二萬八百人皆大勇士にしてゐの宗家の名ある人々たり十一マナセの半支派の者ゐ一萬八千
人皆名を錄されたる者なるが來りてダビデを王にたてんとす十二イッサカルの子孫たる者の中より善
く時勢に通じイスラエルの爲べきことを知る者きたれりゐの首二百人ありゐの兄弟等ゐ皆これが指
揮にしたがへり十三ゼブルンの者ゐ五萬人皆よく身をよろひ各種の武器をもて善く戰闘をなし一心に
行伍へを守る者なりき十四ナフタリの者ゐ將たる者千人、楯と戈とを執てこれに從ふ者三萬七千人十五ダ
ンの者ゐ二萬八千六百人にして皆よく陣にのぞみ且行伍へを守る者なりき十六またヨルダンの彼旁なるルベン人とガド人とマナセの半支派の者ゐ十二
萬人みな各種の武器を執て戰爭にいづるに勝る者なりき十七是等の行伍を守る軍人等眞實の心を懷き
てヘブロンに來りダビデをもてイスラエル全國の王となさんとせり其餘のイスラエル人もまた心を
一にしてダビデを王とゐさんとせり十八彼ら彼處に三日をりてダビデとともに食ひかつ飲り其ゐうの
兄弟等これがために備をなしたれば なり十九また近處の者よりイッサカル、ゼブルン及びナフタリの
者に至るまでパンと麥粉の食物と乾無花果と乾葡萄と酒と油等を驢馬、駱駝、牛、馬、に載きたり

かつ牛羊を多く携へいたれり、是イスラエルみな喜びたれバなり

第十三章 一茲にダビデ千人の長百人の長なぞの諸將とあひ議り 二而してダビデイスラエルの全會衆に言けるハ汝らもし之を善とし、我らの神エホバこれを允したまハゞ我ら偏く人を遣してイスラエルの各地に留まれる我らの兄弟ならびにうの諸郊地の邑々にをる祭司とレビ人とに至らせ之をして我らの所に集まらしめん 三而して我らまた我らの神の契約の匱を我らの所に移さんサウルの世には我ら之に就て詢ことをせざりしなりと 四會衆みな然すべしと言り、其ハ民みな此事を善と觀たれバなり 五是においてダビデハキリアテヤリムより神の契約の匱を舁きたらんとてエジプトのシホルよりハマテの入口までのイスラエル人をことごとく召あつめ 六而してダビデイスラエルの一切の人とともにバアラといふユダのキリアテヤリムに上り往きケルビムの上に坐したまふエホバ神の名をもて稱へらるゝ契約の匱を其處より舁のぼらんとし 七乃ち神の契約の匱を新しき車に載てアビナダブの家より牽いたし、ウザとアヒオうの車を御せり 八ダビデおよびイスラエルの人ハみな歌と琴と瑟と鼓鼓と鐃鈸と喇叭なぞを以て力をきわめ歌をうたひて神の前に踊れりヵ 九かくてキドンの禾場に至れる時ウザ手を神の契約の匱に伸してこれを扶へたり、其ハ牛これを振たれバなり 十ウザうの手を伸て契約の匱につけたるによりてエホバこれに向ひて忿怒を發してこれを擊たまひければ其處にて神の前に死り 十一エホバウザを擊たまひしに因てダビデ怒れり其處ハ今日までペレヅウザ（ウザ擊）と稱へらる 十二うの日ダビデ神を畏れて言りわれなんぞ神の契約の匱を己のところダビデの城邑にうつさゞらしめたらん 十三神の契約の匱オベデエドムの家にありて其家族とともにおかるゝこと三月なりきエホバオベデエドムの家とうの一切の所有を祝福したまへり

第十四章 一茲にツロの王ヒラム使者をダビデに遣ハし之がために家を建させんとて香柏および木匠

と石工をおくれりニダビデハエホバの聞く己をたてゝイスラエルの王となしたまへるを曉れり、其ハうの民イスラエルの故によりてうの國振ひ興りたれバなり 三ダビデエルサレムにおいてまた妻妾を納たり而してダビデまた男子、女子を得たり 四うのエルサレムにて得たる子等の名ハ左のごとしシャンマ、ショバブ、ナタン、ソロモン 五イブハル、エリシユア、エルパレテ 六ノガ、ヤペヂ、ヤペデエドム 七ベエリヤマ、ベエリアダ、エリパレテ〇八茲にダビデの聲うとがれてイスラエル全國の王となれる事ペリシテ人に聞えけれバペリシテ人みなダビデを獲んとて上れり、ダビデハ聞て之に當らんとて出たりしがペリシテ人すでに來りてレパイムの谷を侵したりき 十時にダビデ神に問て言けるハ我ペリシテ人にむかひて攻上るべきや、汝かれらを吾手に付したまふや、エホバダビデに言たまひけるは攻上れ、我かれらを汝の手に付さんと 十一是において皆バアルペラジムに上りゆきけるがダビデつひに彼處にて彼らを打敗り而してダビデ言り神水の破壞り出るごとくに我手をもてわが敵を敗りたまへりと是をもてうの處の名をバアルペラジム（破壞の處）と呼ぶなり 十二彼ら其處にうの神々を遺ゆきたれバダビデ命じて火をもてこれを焚せたり 十三斯て後ペリシテ人復谷を侵しけれバ 十四ダビデまた神に問に神これに言たまひけるハ彼らを追て上るべからず、彼らを離れて回りベカの樹の方よりこれを襲へ 十五汝ベカの樹の上に進行の音あるを聞バ則ち進んで戰ふべし、神汝のまへに進みいでペリシテ人の軍勢を擊たまふべければバなりと 十六ダビデすなわち神の己に命じたまひし如くしてペリシテ人の軍勢を擊やぶりつゝギベオンよりガゼルにまでいたれり 十七是においてダビデの名諸〻の國々に聞えわたり、エホバ諸の國人に彼を懼れしめたまへり

第十五章 一ダビデうダビデの邑の中に自己のために家を建て、又神の契約の匱のために處を備てこれがために幕屋を張り 二而してダビデ言けるハ神の契約の匱を舁しめまた己に永く事しめんとてレビ人を擇びたまひたれバなりと 三ダビデすな

ハちエホバの契約の匱をうの之が爲に備へたる處に舁のぼらんとてイスラエルをことごとくエルサ
レムに召集めたり ㄖダビデまたアロンの子孫とレビ人を集めたり 五卽ちコハテの子孫の中よりウ
リエルを長としてうの兄弟百二十人 六メラリの子孫の中よりアサヤを長としてうの兄弟二百二十
人 七ゲルシヨンの子孫の中よりヨエルを長としてうの兄弟百三十人 八エリザバンの子孫の中より
シマヤを長としてうの兄弟二百人 九ヘブロンの子孫の中よりエリエルを長としてうの兄弟八十
人 十ウジエルの子孫の中よりアミナダブを長としてうの兄弟百十二人 十一ダビデ祭司ザドクとアビ
ヤタルおよびレビ人ウリエル、アサヤ、ヨエル、シマヤ、エリエル、アミナダブを召し 十二これに言
ける ㄴ汝らとレビ人の宗家の長たり、汝らと汝らの兄弟ともに身を潔めイスラエルの神エホバの契
約の匱を我が其のために備へたる處に舁のぼれよ 十三前にㄴ之をかきしもの汝らにあらざりしに緣て
我らの神エホバわれらを擊たまへり、是ㄴ我らうのさだめにしたがひて之に求めざりしが故なりと
十四是において祭司等とレビ人等イスラエルの神エホバの契約の匱を舁のぼらんと身を潔め 十五レビの
子孫たる人々すなわちモーセがエホバの言にしたがひて命じたるごとく神の契約の匱をうの貫ける
杠によりて肩に負り 十六ダビデまたレビ人の長等に告げうの兄弟等を選びて謳歌者となし瑟と琴と鐃
鈸おの〳〵の樂器をもちて打はやして歡喜の聲を擧しめよと言たれバ 十七レビ人すなわちヨエルの子ヘマ
ンとうの兄弟ベレキヤの子アサフおよびメラリの子孫たる彼らの兄弟クシヤの子エタンを選べり
十八また之に次るうの兄弟等これと偕にあり卽ちゼカリヤ、ベン、ヤジエル、セミラモテ、エイエル、
ウンニ、エリアブ、ベナヤ、マアセヤ、マッタテヤ、エリベレホ、ミクネヤおよび門を守る者なる
オベデエドムとエイエル 十九謳歌者ヘマン、アサフおよびエタンㄴ銅の鐃鈸をもて打はやす者となり
二十ゼカリヤ、アジエル、セミラモテ、エイエル、ウンニ、エリアブ、マアセヤ、ベナヤㄴ瑟をもて
細き音を出し 二十一マッタテヤ、エリベレホ、ミクネヤ、オベデエドム、エイエル、アザジヤㄴ琴を

て太き音を出して拍子をとれり 二十二ケナニヤはレビ人の長にして負舁事に通じをるによりて負舁事を
指揮せり 二十三またベレキヤとエルカナㄴ契約の匱の門を守り 二十四祭司シバニヤ、ヨシヤバテ、ヂタヂル、
アマサイ、ゼカリヤ、ベナヤ、エリエゼル等ㄴ神の契約の匱の門を守れり 二十五斯ダビデとイスラエル
ムとエヒアㄴ契約の匱の門を守れり 二十六神エホバの契約の匱を歡び勇みて舁のぼれり 二十七神エホバの契約の匱を舁ところのレビ人
ドムの家よりエホバの契約の匱を舁ところのレビ人
を助けたまひければ牡牛七匹、牡羊七匹を獻けたり 二十八ダビデとイスラエルの長老及び千人の長等ㄴ往てオベデエ
舁ところの一切のレビ人と謳歌者およびㄴ負舁事を主どれるケナニヤも然り、ダビデまた白布のエ
ポデを着居たり 二十九斯てイスラエルみな聲を擧け角を吹ならし喇叭と鐃鈸と瑟と琴とをもて打はやし
てエホバの契約の匱を舁のぼれり 二十エホバの契約の匱ダビデの邑にいりし時サウルの女ミカル窻よ
り窺ひてダビデ王の舞躍るを見、うの心にこれを藐視めり

第十六章 一人々神の契約の匱を舁いりて之をダビデがうの爲に張たる幕屋の中に置る而して燔祭と
酬恩祭を神の前に獻けたり 二ダビデ燔祭と酬恩祭を獻ぐることを終しかバエホバの名をもて民を祝
し 三イスラエルの衆庶に男にも女にも都てパン一箇肉一片乾葡萄一塊を分ち與へたり 四ダビデまた
レビ人を立てエホバの契約の匱の前にて職事をなさしめ、又イスラエルの神エホバを崇め讚めかつ
頌へしめたり 五爰長ㄴアサフうの次ㄴゼカリヤ、エイエル、セミラモテ、エヒエル、マッタテヤ、
エリアブ、ベナヤ、オベデエドム、エイエルㄴ喇叭をとりて恒に神の契約の匱の前に侍れり 六當日ダビデ始めてアサフ
祭司ベナヤとヤハジエルㄴ琴と琴とを彈じアサフㄴ鐃鈸を打鳴しㄅまた
とうの兄弟等を立てエホバを頌へしめたり 七其言に云くㄅエホバに感謝しうの作たま
へることをもろ〳〵の民輩の中にしらしめよ 八エホバにむかひてうたへ、エホバを讚うたへ、うのも
ろ〳〵の奇しき跡をかたれ 九うのきよき名をほこれ、エホバをたづぬるものゝ心ㄴようこぶべし 十

エホバどうの能力とをたづねよ、恒にうの聖顔をたづねよ十二十三うの僕イスラエルの裔よ、ヤコブの子
輩よ、うのえらびたまひし所のものよ、うのなしたまへる奇しき跡とうの異事とうの口のさばきと
を心にとむれ十四彼ハわれらの神エホバなり、うのおほくの審判ハ全地にあり十五なんぢらたえずうの
契約をこゝろに記よ此ハよろづ代に命じたまひし聖言なり十六アブラハムとむすびたまひし契約イサ
クに與へたまひし誓なり十七之をかたくしヤコブのために律法となし、イスラエルのためにとこしへ
の契約となして十八言たまひけるハ我なんぢにカナンの地をたまひてなんぢらの嗣業の分となさん十九
この時なんぢらの數おほからず甚すくなくしてかしこにて旅人とあり二十この國よりかの國にゆき、
この國よりほかの民にゆけり二十一人のかれらを虐ぐるをゆるしたまハず、かれらの故によりて王たち
を懲しめて二十二宣給くわが受膏者たちにふるゝなかれ、わが預言者たちをうこなふなかれ二十三全地よエ
ホバにむかひて謳へ日でとにうの拯救をのべつたへよ二十四もろ〳〵の國のなかにうの榮光をあらハし、
もろ〳〵の民のなかにうの奇しきみわざを顯すべし二十五うハエホバハおほいなり、大にほめたゝふべ
きものなり、またもろ〳〵の神にまさりて畏るべきものなり二十六もろ〳〵の民のすべての神ハことで
とく虚し、されどエホバハもろ〳〵の天をつくりたまへり二十七尊貴と稜威とハうの前にあり、能とよ
ろこびとハうの聖所にあり二十八もろ〳〵のたみの諸族よ、榮光とちからとをエホバにあたへよエホバ
にあたへよ二十九うの聖名にかなふ榮光をもてエホバにあたへ献物をたづさへて其前にきたれきよき美
はしき物をもてエホバを拜め三十全地ようの前にをのゝけ世界もかたくたちて動かさるゝことなし三十一
天ハよろこび地ハたのしむべしもろ〳〵の國のなかにいへ、エホバハ統御たまふ三十二海とうのなかに
盈るものとハなりどよみ、田畑とうの中のすべての物とハよろこぶべし三十三かくて林のもろ〳〵の樹
もまたエホバの前によろこびうたハんエホバ地をさばかんとて來りたまふ三十四エホバに感謝せよ、う
のめぐみハふかく、うの憐憫ハかぎりなし三十五汝ら言へ我らの拯救の神よ我らを救ひ我らを取り集め

列邦のなかより救ひいたしたまへ我らハ聖名に謝しかんぢのほむべき事をほこらん三十六イスラエルの
神エホバハ窮なきより窮なきまでほむべきかな、すべての民ハアメンととなへてエホバを讃稱へた
り○三十七ダビデハアサフとうの兄弟等をエホバの契約の匱の前に留めおきて契約の匱の前に常に侍り
て日々の事を執行なはせたり三十八オベデエドムとうの兄弟等ハ合せて六十八人、またエドトンの子な
るオベデエドムおよびホサハ司門たり三十九祭司ザドクおよびうの兄弟たる祭司等ハギベオンなる崇邱
においてエホバの天幕の前に侍り四十燔祭の壇の上にて朝夕斷ず燔祭をエホバに獻げ且エホバがイス
ラエルに命じたまひし律法に記されたる諸の事を行へり四十一またヘマン、エドトンおよびうの餘の選
ばれて名を記されたる者等彼らとゝもにありてエホバの恩寵の世々限なきを讃まつれり四十二即ちヘマ
ンおよびエドトンかれらとゝもに居て喇叭鐃鈸など神の樂器を操て樂を奏せり又エドトンの子等は
門を守れり四十三かくて民みな各々うの家にかへれり、又ダビデハうの家族を祝せんとて還りゆけり

第十七章

一ダビデうの家に住にいたりてダビデ預言者ナタンに言けるハ視よ我ハ香柏の家に住む然
れどもエホバの契約の匱ハ幕の下にありと二ナタンダビデに言けるハ神なんぢとゝもに在せバ凡て
汝の心にある所を爲せ三うの夜神の言ナタンに臨みて曰く四往てわが僕ダビデに言へエホバかく言
ふ汝は我ために我の住べき家を建べからず五我はイスラエルを導びき上りし日より今日にいたるま
で家に住しこと無して但幕屋より幕屋に移り天幕より天幕に遷れり六我イスラエルの人々と共に歩
みたる處々にて我わが民を牧養ふことを命じたるイスラエルの士師の一人にもなんぢ何故に香柏の
家を我ために建ざるやと一言にても言し事ありや七然バ汝わが僕ダビデに斯言べし、萬軍のエホバ
かく言ふ我なんぢを牧場より取り羊に隨がふ處より取て我民イスラエルの君長と爲し八汝が凡て往
る處にて汝と偕にあり、汝の諸の敵を汝の前より斷されり我また世の中の大なる人の名のごとき名
を汝に得させん九かつ我わが民イスラエルのために處を定めて彼らを植つけ彼らをして自己の處に

住て重て動くこと無らゑめん十又惡人昔のごとく即ち我民イスラエルの上に士師を立たる時より已
來のごとく重ねて彼らを荒すこと無るべし我汝の諸の敵を壓服ん且今我汝に告ぐヱホバまた汝のた
めに家を建ん十一汝の日の滿汝ゆきて先祖等と偕になる時ハ我汝の生る汝の子を汝の後に立て且うの
國を堅うせん十二彼わが爲に家を建ん我ながく彼の位を堅うせん十三我は彼の父となり彼ハわが子とな
るべし我は汝の先にありし者より取たるごとくに彼よりは我恩惠を取さらじ十四却て我かれを永く我
家に我國に居置ん、彼の位ハ何時までも堅く立べし十五ナタン凡て是等の言のごとく凡てこの異象の
ごとくダビデに語りければ○十六ダビデ王入てヱホバの前に坐して言けるはヱホバ神よ我は誰わが家
は何なれバ汝此まで我を導きたまひしや十七神よ是ハなほ汝の目には小き事たりヱホバ神よ汝はまた
僕の家の遙後の事を語り、高き者のごとくに我を見做たまへり十八僕の名譽についてはダビデこの上
何をか汝に望むべけん汝ハ僕を知たまふなり十九ヱホバよ汝ハ僕のため又なんぢの心に循ひて此もろ
もろの大なる事を爲し此すべての大なる事を示たまへり二十ヱホバよ我らが凡て耳に聞る所に依バ汝
のごとき者ハ無く、また汝の外に神ハ無し二十一地の何の國か汝の民イスラエルに如ん、是ハ在昔神の
往て贖ひて己の民となして大なる畏るべき事を行なひて名を得たまひし者なり汝はうのエジプトよ
り贖ひいたせし汝の民の前より國々の人を逐はらひたまへり二十二而して汝ハ汝の民イスラエルを永く
汝の民となしたまふ、ヱホバよ汝ハ彼らの神となりたまへり二十三然バヱホバよ汝が僕とうの家につき
て宣まひし言を永く堅うして汝の言し如く爲たまへ二十四願くハ汝の名の堅く立ち、永久に崇められて
萬軍のヱホバイスラエルの神ハイスラエルに神たりと曰れんことを、願くハ僕ダビデの家の汝の前
に堅く立んことを二十五我神よ汝ハ僕の耳に示して之が爲に家を建んと宣へり、是によりて僕なんぢの前
に禱る道を得たり二十六ヱホバよ汝ハ即ち神にましまし、此恩典を僕に傳たまへり二十七願くハ今僕の家を
祝福て汝の前に永く在しめたまへ、其ハヱホバよ汝の祝福たまへる者ハ永く祝福を蒙れバなり

イ 後書八〇一
ロ 後書八〇四
ハ 王上七〇十五、廿三 代下四〇十二、十五、十六
ニ 後書八〇十三
ホ 後書八〇十四
ヘ 後書八〇十八
イ 後書十〇一

第十八章 一此後ダビデペリシテ人を撃てこれを服し、又ペリシテ人の手よりガテとうの鄕里を取り
二彼またモアブを撃ければモアブ人ハダビデの臣となりて貢を納たり三ダビデまたハマテの邊にて
ゾバの王ハダレゼルを撃り是ハ彼がユフラテ河の邊にてうの權勢を振ハんとて往る時なりき四而し
てダビデ彼より車千輛騎兵七千歩兵二萬を取りダビデまた一百の車の馬を存してうの餘の車馬ハ皆
うの足の筋を切り五うの時ダマスコのスリア人、ゾバの王ハダレゼルを援けんとて來りければダビ
デうのスリア人二萬二千を殺せり六而してダビデダマスコのスリアに鎭臺を置ぬスリア人ハ貢を納
てダビデの臣となれりヱホバダビデを凡てうの往く處にて助たまへり七ダビデハダレゼルの臣僕等
の持る金の楯を奪ひて之をヱルサレムに持きたり八またハダレゼルの邑テブハテとクンより甚だ衆
多の銅を取きたれり、ソロモンこれを用て銅の海と柱と銅の器具を造れり九時にハマテの王トイ、
ダビデがゾバの王ハダレゼルの總の軍勢を撃破りしを聞て十うの子ハドラムをダビデ王に遣し安否
を問ひかつこれを賀せしむ、其ハハダレゼル曾てトイと戰鬪をなしたるにダビデハダレゼルと戰ひ
て之を撃やぶりたれバなり、ハドラム金銀および銅の種々の器を携へきたりければ十一ダビデ王うの
エドム、モアブ、アンモンの子孫、ペリシテ人、アマレクなどの諸の國民の中より取きたりし金銀
とともに是等をもヱホバに奉納たり十二ゼルヤの子アビシヤイ鹽谷にてエドム人一萬八千を殺せり十三
斯てダビデエドムに鎭臺を置エドム人ハ皆ダビデの臣となりぬ、ヱホバかくダビデを凡うの往處に
て助けたまへり○十四ダビデハイスラエルの全地を治めてうの諸の民に公平と正義を行へり十五ゼルヤ
の子ヨアブハ軍旅の長、アヒルデの子ヨシヤバテハ史官十六アヒトブの子ザドクとアビヤタルの子ア
ビメレクハ祭司、シヤウシヤハ書記官十七ヱホヤダの子ベナヤハケレテ人とペレテ人の長、ダビデの
子等ハ王の座側に侍る大臣なりき

第十九章 一此後アンモンの子孫の王ナハシ死ければうの子これに代りて王となりたり二ダビデ言け

ルの人ハンのうのイスラエル
將を出せり、ハダレゼルの軍旅の
を悉く集めヨルダンを渡りて彼ら
むかひて戰爭の陣列を立たれバ彼
デスリアの兵車の人七千歩兵四萬
等うのイスラエルに擊やぶられた
後ふたゝびアンモンの子孫を助く
第二十章一年かへりて王等の戰爭
打荒し往てラバを攻圍りされどダ
を滅ぼせりニダビデ彼らの王の冠
ラントあり、ゑたうの中に寶石を
掠取物をうの邑より取りニ而して
り、ダビデアンモンの子孫の一切
ぬ〇四この後ゲゼルにおいてペリ
孫の一人なるシバイを殺せり、彼
ルハナンガテのゴリアテの兄弟ラ
ありしが其處に一人の身長き人あ
の生る者なりきセ彼イスラエルを
ハガテにて巨人の生る者なりしが
第二十一章一茲にサタン起りてイ

れり十九スリア人ハうのイスラエル
將を出せり、ハダレゼルの軍旅の長シヨバクこれを率ゆうの事ダビデに聞えけれバ彼イスラエル
を悉く集めヨルダンを渡りて彼らの所に來り之にむかひて戰爭の陣列を立たれバ彼らこれと戰へり
デスリアの兵車の人七千歩兵四萬を殺し、ゑた軍旅の長シヨバクを殺せり十九ハダレゼルの臣たる者
等うのイスラエルに擊やぶられたるを見てダビデと和睦をなしてこれが臣となれり、スリア人ハ此
後ふたゝびアンモンの子孫を助くることを爲ざりき
第二十章一年かへりて王等の戰爭に出る時におよびてヨアブ軍勢を率ゐて出で、アンモン人の地を
打荒し往てラバを攻圍りされどダビデハエルサレムに止まりたりヨアブつひにラバを擊壞りてこれ
を滅ぼせりニダビデ彼らの王の冠冕をうの首より取はなしたりしが、うの金の重を量り見るに一タ
ラントあり、ゑたうの中に寶石を嵌たるありき、之をダビデの首に冠らせたり、彼ゑた甚た衆多の
掠取物をうの邑より取りニ而して彼ゑたうの中の民を曳いたし鋸と鐵の打車と斧とをもてこれを斬
り、ダビデアンモンの子孫の一切の邑に斯く爲り、而してダビデとうの民ハみなエルサレムに歸り
ぬ〇四この後ゲゼルにおいてペリシテ人と戰爭おこりたりしがうの時にホシヤ人シベカイ巨人の子
孫の一人なるシバイを殺せり、彼等つひに攻伏られきヱ復ペリシテ人と戰爭ありしがヤイルの子エ
ルハナンガテのゴリアテの兄弟ラミを殺せり、ラミの槍の柄ハ機の縢の如なりきゥまたガテに戰爭
ありしが其處に一人の身長き人あり、うの手の指と足の趾ハ六宛にして合せて二十四あり彼も巨人
の生る者なりきセ彼イスラエルを挑みしかバダビデの兄弟シメアの子ヨナタンこれを殺せりハ是等
ハガテにて巨人の生る者なりしがダビデの手とうの臣僕の手に斃れたり
第二十一章一茲にサタン起りてイスラエルに敵しダビデを感動してイスラエルを核數しめんとせり

ニダビデすなはちヨアブと民の牧伯等に言けるハ汝等ゆきてベエルシバよりダンまでのイスラエル
人を數へ、うの數をとりきたりて我に知せよ 三ヨアブ答へけるハ幾何あるとも願くハエホバうの民
を百倍に增たまへ、然ながら王わが主よ、是はみな我主の僕ならずや、然に何とて我主この事を爲
んと要めたまふや、何ぞイスラエルをして之によりて罪を獲せしむべけんやと 四されど王つひにヨ
アブに言勝たれバヨアブすなはち出ゆきイスラエルを徧く行めぐりてエルサレムに還れり 五而して
ヨアブ民の總數をダビデに告たり即ちイスラエルの中にハ劍を帶る者一百十万人ありユダの中にハ
劍を帶る者四十七万人ありき 六但しレビとベニヤミンとハうの中に數へざりき其ハヨアブ王の言を
惡みたれバなり 七この事神の目に惡かりければイスラエルを擊なやましたまへり 八ダビデ是におい
て神に申しけるハ我この事をなして大に罪を獲たり、然ども今ねがハくハ僕の罪を除きたまへ我は
なはだ愚なる事をなせりと 九時にエホバダビデの先見者ガデに告て言たまひけるハ 十往てダビデに
告て言へ、エホバかく言ふ我なんぢに三のものを示す、汝うの一を撰べ、我うれを汝に爲んと 十一ガ
デすなはちダビデの許に至り之に言けるはエホバかく言たまふ汝擇べよ 十二即ち三年の饑饉か、又ハ
汝三月の間汝の敵の前に敗れて汝の仇の劍に追ゑかれんか、又ハ三日の間エホバの劍すなはち疫病
この國にありてエホバの使者イスラエルの四方の境の中にて擊滅ぼすことをせんか、我が如何なる
答を我を遣はせし者に爲べきかを汝決めよ 十三ダビデガデに言けるハ我おほいに苦む、請ふ我ハエホ
バの手に陷らん、其憐憫甚だおほいなれバなり、人の手にハ陷らじと 十四是においてエホバイスラエ
ルに疫病を降したまひければイスラエルの人七萬人斃れたり 十五神また使者をエルサレムに遣してこ
れを滅ぼさんとしたまひしが、其これを滅ぼすにあたりてエホバ視てこの禍害をなせしを悔い、其
ほろぼす使者に言たまひけるハ足り今なんぢの手を住めよと、時にエホバの使者はエブス人オルナ
ンの打場の傍に立をる 十六ダビデ目をあげて視るにエホバの使者地と天の間に立て拔身の劍を手にと

りてエルサレムの方にこれを伸をりければダビデと長老等麻布を衣て俯伏り 十七而してダビデ神に申
しけるハ民を數へよと命せし者ハ我からずや罪を犯し惡き事をなしたる者は我なり然れども是等の
羊ハ何をなせしや我神エホバよ請ふ汝の手を我とわが父の家に加へたまへ、唯汝の民に加へて之を
疚めたまふ勿れと 十八時にエホバの使者ガデに命じ汝ダビデに告てダビデをして上りゆきてエブス人
オルナンの打場にてエホバのために一箇の壇を築しめよと言り 十九是においてダビデはガデがエホバ
の名をもて告たる言にしたがひて上りゆけり 二十オルナンは麥を打ゐけるが回顧て天の使の居るを視
うの四人の子等とゝもに匿れたり 二一やがてダビデはオルナンの方に來りけるがオルナン望みてダビ
デを見すなはち打場より出ゆきて面を地につけてダビデを拜せり 二二ダビデオルナンに言けるハ此打
場の處を我に與へよ、我うこにてエホバに一箇の壇を築かん、汝うの十分の値をとりて之を我にあ
たへ災害の民におよぶことを止めしめよ 二三オルナンダビデに言けるハ請ふ之を取り王わが主の目に
善と觀るところを爲たまへ、我なんぢに獻げて牛を燔祭の料とし、打禾車を柴薪とし、麥を素祭と
せん、我みなこれを奉呈ると 二四ダビデ王オルナンに言けるハ然るべからず我かならず十分の値をは
らひて之を買ん、我ハ汝の物を取てエホバに奉まつらじ、又費なしに燔祭を獻ることをせじと 二五ダ
ビデすなはち其處のために金六百シケルを衡りてオルナンに與へたり 二六而してダビデ其處にてエホ
バに一箇の祭壇を築き燔祭と酬恩祭を獻げてエホバを籲けるに天より燔祭の壇の上に火を降して之
に應へたまへり 二七エホバすなはちうの使者に命じたまひければ彼うの劍を鞘に藏めたり 二八うの時ダ
ビデハエホバがエブス人オルナンの打場において己に應へたまふを見たれバ其處にて犧牲を獻ぐる
ことを爲り 二九モーセが荒野にて造りたるエホバの幕屋と燔祭の壇とハ當時ギベオンの崇邱にありけ
るが 三十ダビデハうの前に進みゆきて神に求むることを得せざりき、是ハ彼エホバの使者の劍のため
に懼れたるに因てなり

第廿二章　一ダビデ言けるハエホバ神の室ハ此なり、イスラエルの燔祭の壇ハ此なりヒニダビデすなハち命じてイスラエルの地に居る異邦人を集めしめ又神の室を建るに用ふる石を琢ために石工を設けたり　三ダビデまた門の扉の釘および鎹に用ふる鐵を夥しく備へたり又銅を數しれぬほどに夥しく備へたり　四また香柏を備ふること數しれず是ハシドン人およびツロの者夥多く香柏をダビデの所に運びきたりたればなり　五ダビデ言けるハ我子ソロモンハ少くして弱し、又エホバのために建る室ハ極めて高大にして萬國に名を得榮を得る者たらさる可らず、今我其がために准備をなさんと、ダビデうの死る前に大に之が准備をなせり○六而して彼うの子ソロモンを召てイスラエルの神エホバのために家を建ることを之に命せり　七即ちダビデソロモンに言けるハ我子よ我ハ我神エホバの名のために家を建る志ありき　八然るにエホバの言われに臨みて言り汝ハ多くの血を流し大なる戰爭を爲したり、汝我前にて多の血を地に流したれバ我名の爲に家を建べからず　九視よ男子汝に生れん、是ハ平安の人なるべし、我これに平安を賜ひてうの四周の諸の敵に煩ハさるゝこと無らしめん、故に彼の名ハソロモン（平安）といふべし、彼の世に我平安と靜謐をイスラエルに賜はん　十彼わが名のために家を建ん彼ハわが子となり、我ハ彼の父とならん、我かれの國の祚を固うして永くイスラエルの上に立しめん　十一然バ我子よ願くハエホバ汝とともに在し汝を盛ならしめ汝の神エホバの室を建させて其なんぢにつきて言たる如くしたまはんことを　十二惟ねがはくはエホバ汝に智慧と顯悟を賜ひ汝をイスラエルの上に立て汝の神エホバがイスラエルにつきてモーセに命じたまひし法度と例規を謹みて行ハゞ汝旺盛になるべし、心を強くしかつ勇め、懼るゝ勿れ、慄くなかれ　十三視よ我患難の中にてエホバの室のために金十萬タラント銀百萬タラントを備へ、また銅と鐵とを數しれぬほど夥多く備たり、又材木と石をも備へたり、汝また之に加ふべしまかつまた工人數多しく汝の手にあり、即ち石や木を琢刻む者および諸の工作を爲すところの工匠かぞ都てあり　十六夫金銀銅鐵ハ數限りなし、汝起て爲せ、願くハエホバ汝とともに在せこゝをダビデまたイスラエルの一切の牧伯等にうの子ソロモンを助くることを命じて云く　十八汝らの神エホバを我手に付したまひてこの地ハエホバの前とうの民の前に服せり　十九然バ汝ら心をこめ精神をこめてを求めよ、汝ら起てエホバ神の聖所を建てエホバの名のために建るうの室にエホバの契約の匱と神の聖器を携さへいるべし

第廿三章　一ダビデ老てうの日滿けれバうの子ソロモンをイスラエルの王となせり　二ダビデイスラエルの一切の牧伯および祭司とレビ人をあつめたり　三レビ人の三十歳以上なる者を數へたるにうの人々の頭數ハ三萬八千　四うの中二萬四千ハエホバの室の事幹を掌どり、六千ハ有司および裁判人たり　五四千ハ門を守る者たり、また四千ハダビデが造れる讃美の樂器をとりてエホバを頌ることをせり　六ダビデレビの子孫を分ちて班列を立たり、即ちゲルシヨン、コハテおよびメラリ、七ゲルシヨン人たる者ハラダンおよびシメイ、八ラダンの子等ハ長エヒエルにゼタムとヨエル合て三人　九シメイの子等はシロミテ、ハジエル、ハランの三人、是等はラダンの宗家の長たり、十シメイの子等はヤハテ、ジナ、エウシ、ベリアこの四人ハシメイの子なり、十一ヤハテは長ジナはうの次、エウシ、ベリアは子多からざるが故に之をともに數へて一つの宗家となせり　十二コハテの子等はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルの四人　十三アムラムの子等ハアロンとモーセ、アロンはうの子等ともに永く區別れてうの身を潔めて至聖者となり、エホバの前に香を焚き之に事へ恆にこれが名をもて祝することを爲り　十四神の人モーセの子等ハレビの支派の中に數へいれらる　十五モーセの子等ハゲルシヨンおよびエリエゼル　十六ゲルシヨンの子等は長はシブエル　十七エリエゼルの子等は長はレハビヤ、エリエゼルハ此外に男子あらざりき、但しレハビヤの子等ハ甚た多かりき　十八イヅハルの子等は長はシロミテ

十九 レ代上廿四の三 ハ長はシロミテ、十九ヘブロンの子等は長子はエリヤうの次はアマリヤうの三はヤハジエルうの四は
二十 ア代上廿三の廿九
二十一 エカメアム、二十ウジエルの子等ハ長子はミカ次はエシヤ○二メラリの子等はマヘリおよびムシ、マ
二十二 リの子等はエレアザルおよびキシ、三エレアザルハ男子なくして死り、惟女子ありし而已、うの
二十三 ヤ代上廿三の廿九 ナ代上廿四の廿 ム出十の十七廿一 女子等ハキシの子たるうの兄弟等これを娶れり三ムシの子等はマヘリ、エデル、エレモテの三人三
二十四 ク民一の三、民三の三八の廿四 ヤ代上廿三の廿七、廿四の八 マ代上廿三の十八 レビの子孫をうの宗家に循ひて言ヾ是のごとし是皆かの頭數を數へられうの名を錄されてエホバの
二十五 ノ民四の五 家の役事をなせる二十歲以上の者の宗家の長なり二五ダビデ言けらくイスラエルの神エホバうの民を
二十六 安んじて永くエルサレムに住たまふ、二六レビ人ハまた重ねて幕屋およびうの奉事の器具を舁ことあ
二十七 らずと二七ダビデの最後の詞にしたがひてレビ人ハ二十歲以上よりして數へられたり二八彼らの職ハア
二十八 ロンの子孫等の手に屬して神の家の役事を爲し庭と諸の室の用を爲し一切の聖物を潔むるなど凡て
二十九 神の家の役事を勤むるの事なりき二九また供前のパン、素祭の麥粉、酵いれぬ菓子、鍋にて製る者、
三十 ケ利十九の廿五 焼て製る者などを掌どりまた凡て容積と長短を量度ることを掌どり三十また朝ごとに立てエホバを頌
三十一 フ出廿九の十 詩八十一の三 コ利廿三の四 へ讃ることを掌どれり、夕もまた然り三一又安息日と朔日と節會においてエホバに諸の燔祭を獻け其
三二 命せられたる所に循ひて數のごとくに斷ずこれをエホバの前にたてまつる事を掌どれり三二是のごと
エ民一の五十三 デ民三の六廿九 く彼らハ集會の幕屋の職守と聖所の職守とアロンの子孫たるうの兄弟等の職守とを守りてエホバの
家の役事をおこなふ可りしなり

第二十四章　一アロンの子孫の班列ハ左のごとしアロンの子等ハナダブ、アビウ、エレアザル、イタ
二 マル、二ナダブとアビウはうの父に先たちて死て子なかりければエレアザルとイタマル祭司となれ
三 りニダビデエレアザルの子孫ザドクおよびイタマルの子孫アヒメレクとをもに彼らを分ちて各々うの
四 職と務に任じたり四エレアザルの子孫の中にハイタマルの子孫の中よりも長たる人多かりき、是
五 をもてうの分たれし班列ハエレアザルの子孫たる宗家の長にハ十六あり、イタマルの子孫たる宗家
六 の長にハ八あり六斯彼らハ籤によりて分たる彼と此と相等し、其ハ聖所の督者および神の督者ハエ
七 レアザルの子孫の中よりも出ればなり七レビ人子タテルの子シマヤ
八 といふ書記王と牧伯等と祭司ザドクとアビヤタルの子孫の中よりも出ればなり八レビ人子タテルの子シマヤ
九 前にて之を書るせり、即ちエレアザルのために宗家一を取ばまたイタマルのために宗家一を取り
十 七第一の籤はヨアリブに當り第二ハエダヤに當り第三はハリムに當り第四ハセオリムに當り九第
十一 五はマルキヤに當り第六はミヤミンに當り十第七はハッコヅに當り第八はアビアに當り十一第九はエ
十二 シユアに當り第十はシカニヤに當り十二第十一はエリアシブに當り第十二はヤキンに當り十三第十三は
十三 ホッパに當り第十四はエシバブに當り十四第十五はビルガに當り第十六はインメルに當り十五第十七は
十四 ヘジルに當り第十八はハピセツに當り十六第十九はペタヒヤに當り第二十はエゼキエルに當り十七第二
十五 十一はヤキンに當り第二十二はガムルに當り十八第二十三はデラヤに當り第二十四はマアジアに當れ
十六 り十九是うの職務の順序なり、彼らは之にまたがひてエホバの家にいりうの先祖アロンより傳ハりし
十七 例規によりて勤むべかりしなり、即ちイスラエルの神エホバの彼に命じたまひしごとし○二うの餘
十八 のレビの子孫は左のごとしアムラムの子等の中にてハシユバエル、シユバエルの子等の中にてハエ
十九 デヤ、二レハビヤについてハレハビヤの子等の中にてハヤシア、三子ヤハジエル、四子エカメアム、
二十 ロミテ、シロミテの子等の中にてハヤハテ、三ヘブロンの子等の中にてハ長子エリヤ、二子アマリ
二十一 シヤミル、三五ミカの兄弟をイッシアとヤ、三ウジエルの子等の中にてハミカ、ミカの子等の中にてハ
二十二 ハマヘリおよびムシ、ヤジアの子等ハベノ、二七メラリの子孫のヤジアより出たる者ハベノ、シヨハ
二十三 ム、ザツクル、イブリ、二八マヘリよりエレアザル出たり、エレアザルは子等なかりき、二九キシにつ
二十四 いてはキシの子はエラメル、三ムシの子等ハマヘリ、エデル、エリモテ、是等ハレビの子孫にて

イ代上六〇廿三、廿九、四十四

ロ代上廿五〇二

三一 うの宗家にしたがひて言る者なり 三一是らの者もまたダビデ王とザドクとアヒメレクと祭司およびレ
ビ人の宗家の長たる者等の前にてアロンの子孫たるうの兄弟等のごとく籤を掣り、兄の宗家も弟の
宗家も異なること無りき

第二十五章 一ダビデと軍旅の牧伯等またアサフ、ヘマンおよびエドトンの子等を選びて職に任じ之
二 をして琴と瑟と鐃鈸を執て預言せしむ、うの職によれバ伶人の數左のごとし 二アサフの子等ハザツ
クル、ヨセフ、子タニヤ、アサレラ、皆アサフの子等にしてアサフの手に屬す、アサフは王の手に
三 つきて預言す 三エドトンについてはエドトンの子等はゲダリア、ゼリ、エサヤ、ハシヤビヤ、マッ
タテヤの六人、皆琴を操てうの父エドトンの手に屬す、エドトンハエホバを讃めかつ頌へて預言す
四 四ヘマンについてはヘマンの子等たる者ハブッキヤ、マッタニヤ、ウジエル、シブエル、エレモテ、
ハナニヤ、ハナニ、エリアタ、ギダルテ、ロマムテエゼル、ヨシベカシヤ、マロテ、ホテル、マハ
五 ジオテ、五是みな神の言をつたふる王の先見者ヘマンの子等にして角を擧ぐ、神ヘマンに男子十四
六 人女子三人を賜へり 六是等の者は皆うの父の手に屬しエホバの家において歌を謠ひ鐃鈸と瑟と琴を
七 もて神の家の奉事をなせり、アサフ、エドトン及びヘマンは王の手につけり 七彼等およびエホバに
八 歌を謠ふことを習へるうの兄弟等即ち巧なる者の數は二百八十八人 八彼ら大も小も巧なる者も習ふ者
九 も皆ともにうの職務の籤を掣けるが 九第一の籤はアサフの家のヨセフに當り第二はゲダリアに當れ
十 十一 り彼もうの兄弟等および子等十二人 十第三はザックルに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 十一第四
十二 はイヅリに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 十二第五は子タニヤに當れりうの子等とうの兄弟等十
十三 十四 二人 十三第六はブッキアに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 十四第七はアサレラに當れりうの子等と
十五 十六 うの兄弟等十二人 十五第八はエサヤに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 十六第九ハマッタニヤに當れ
十七 十八 りうの子等とうの兄弟等十二人 十七第十はシメイに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 十八第十一はア

イ代上十六〇廿八

十九 ザリエルに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 十九第十二はハシヤビアに當れりうの子等とうの兄弟
二十 二十一 等十二人 二十第十三はシユバエルに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 二十一第十四はマッタテヤに當れ
二十二 二十三 りうの子等とうの兄弟等十二人 二十二第十五はエレモテに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 二十三第十六
二十四 はハナニヤに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 二十四第十七はヨシベカシヤに當れりうの子等とうの
二十五 二十六 兄弟等十二人 二十五第十八はハナニに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 二十六第十九はマロテに當れりう
二十七 二十八 の子等とうの兄弟等十二人 二十七第二十はエリアタに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 二十八第二十一は
二十九 ホテルに當れりうの子等とうの兄弟等十二人 二十九第二十二はギダルテに當れりうの子等とうの兄弟等
三十 三十一 十二人 三十第二十三はマハジオテに當れりその子等とうの兄弟等十二人 三十一第二十四はロマムテエゼル
に當れりうの子等とうの兄弟等十二人

第二十六章 一門を守る者の班列は左のごとし、コラ人の中にてハアサフの子コレの子なるメシレミ
二 ヤ、二メシレミヤの子等は長子ハゼカリヤうの次ハエデアエルうの三ハゼバデヤうの四ハヤテニエ
三 四 ルニうの五ハエラムうの六ハヨハナンうの七ハエリヨエナイ、四またオベデエドムの子等ハ長子ハ
五 シマヤうの次ハヨザバデうの三ハヨアうの四はサカルうの五ハ子タ子ル 五うの六ハアシミエルうの
六 七ハイッサカルうの八ハピウレタイ、是ハ神かれを祝福たまひしなり 六また彼の子シマヤにも數人
七 の子生れたりしがうの子等ハ大勇士にしてうの父の家の主たる者なりき 七すなはちシマヤの子等ハ
八 オテニ、レバエル、オベデ、エルザバデ、エルザバデの兄弟エリウとセマキヤハ力ある人なりき 八
是みなオベデエドムの孫子なり、彼らとうの子等および其兄弟等ハ合せて六十二人、皆力ある者に
九 してうの職に堪ふ、是みなオベデエドムに屬する者なり 九メシレミヤも子等と兄弟等合せて十八人
十 あり皆力ある者なりき 十メラリの子孫ホサもまた子等ありき其長ハシムリ、是ハ長子ならざりしか
十一 どもうの父これを長となせしなり 十一うの次ハヒルキヤうの三ハテバリヤうの四ハゼカリヤ、ホサの

子等と兄弟等ハ合て十三人、十三門を守るところの班列此長等の中より出ぞ皆ろの兄弟と等く勤務を
なして十四エホバの家に仕ふ十五彼ら門々を分つために小も大もともにろの宗家に循ひて籤を擲たりしが
十六東の方の籤ハシレミヤに當れり又ろの子ゼカリヤのために籤を擲けるに北の方の籤これに當れり
ゼカリヤハ智慧ある議士なりき十七オベデエドムハ南の方の籤に當りろの子等ハ倉の籤に當れり十八シ
ユパムおよびホサハ西の方の籤にあたり坂の大路にあるシヤレケテの門の傍に居り守者ハみな相對
ふ十九東の方にハレビ人六人北の方にハ日日に四人、南の方にも日日に四人、倉のかたはらにハ二人
に二人、二十西の方パルパルにおいてハ大路に四人、パルパルに二人、二一門を守る者の班列ハ是ので
とし皆コラの子孫とメラリの子孫なり二二神の府庫および聖物の府庫を司どれる彼らの兄弟なる
レビ人ハ左のごとし二三ラダンの子孫すなハちラダンより出たるゲルシヨン人にしてゲルシヨン人ヲ
ダンの宗家の長たる者の中にてハエヒエリ二四およびエヒエリの子等ならびにろの兄弟ゼタムとヨエ
ル、是らハエホバの家の府庫を司どれり二五アムラミ人、イヅハリ人、ヘブロン人、ウジエリ人の中
において左のごとし二六モーセの子ゲルシヨムの子なるシブエルハ府庫の宰たり二七ろの兄弟にして
エリエゼルより出たる者ハ即ちエリエゼルの子レハビヤろの子エサヤろの子ヨラムろの子ジクリろ
の子シロミデ二八此シロミデとろの兄弟等ハすべての聖物の府庫を掌どれりろの聖物ハすなわちダビ
デ王、宗家の長千人の長、百人の長、軍旅の長等なぞが奉納たる者なり二九即ち戰爭において獲たる
物および掠取物を奉納てエホバの家の修繕に供へたるなり三〇凡て先見者サムエル、キシの子サウル、
子ルの子アブデル、ゼルヤの子ヨアブ等が奉獻たる物および其他の奉納物ハ皆シロミデとろの兄弟
等の手の下にありき〇三一イヅハリ人の中にてハケナニヤとろの子等イスラエルの外事を理め有司と
なり裁判人となれり乎ヘブロン人の中にてハハシヤビヤおよびろの兄弟なぞの勇士一千七百人あり
てヨルダンの此旁すなはち西の方にてイスラエルの監督者となりエホバの一切の事を行ひ王の用を

爲り三二ヘブロン人の中にてハろの系譜と宗家とに依ばエリヤといふ者ヘブロン人の長なり、ダビデ
の治世の四十年に彼らを尋ね求めギレアデのヤゼルにおいて彼らの中より大勇士を得たり三三エリヤ
の兄弟たる勇士ハ二千七百人にして皆宗家の長たり、ダビデ王かれらをしてルベン人ガド人および
マナセの半支派を監督せしめ、神につける事と王につける事とを宰どらせたり

第二十七章　一イスラエルの子孫すなはち宗家の長、千人の長、百人の長およびろの有司等ハ年の惣
の月のあひた月ごとに更り入り更り出で、其班列の諸の事をつとめて王に事たるが、其數を按ふる
に一班列に二萬四千人ありき二先第一の班列すなはち正月の分ハザブデエルの子ヤショベアムこれ
を率ゆ、其班列ハ二萬四千人三彼ハ正月の軍團の長等の首たる者にしてペレヅの子孫なり四二月の
班列ハアホア人ドダイろの班列の者ともにこれを率ゆ、ミクロテといふ宰あり其班列ハ二萬四千
人五三月の軍團を統る第三の將ハ祭司の長エホヤダの子ベナヤ、ろの班列ハ二萬四千人六此ベナヤ
ハかの三十人の中の勇士にして三十人の上にたてり彼の子アミザバデろの班列にあり七四月の分を
統る第四の將ハヨアブの弟アサヘルにしてろの子ゼバデヤこれに次り、其班列は二萬四千人八五月
の分を統る第五の將ハイズラヒ人シヤンモテ、ろの班列ハ二萬四千人九六月の分を統る第六の將ハ
テコア人イッケシの子イラ、ろの班列ハ二萬四千人十七月の分を統る第七の將ハエフライムの子孫
たるベロニ人ヘレヅ、ろの班列ハ二萬四千人十一八月の分を統る第八の將ハゼラの子孫たるホシヤ人
シベカイ、ろの班列ハ二萬四千人十二九月の分を統る第九の將ハベニヤミンの子孫たるアナトテ人ア
ビエゼル、ろの班列ハ二萬四千人十三十月の分を統る第十の將ハゼラの子孫たるナトパ人マハライ、
ろの班列ハ二萬四千人十四十一月の分をすぶる第十一の將ハエフライムの子孫たるピラトン人ベナヤ、
ろの班列ハ二萬四千人十五十二月の分を統る第十二の將ハオデニエルの子孫たるナトパ人ヘルダイろ
の班列ハ二萬四千人〇十六イスラエルの支派を治むる者ハ左のごとし、ルベン人の牧伯ハザクリの子

エリエゼル、シメオンの牧伯ハマアカの子シバテヤ、十七レビ人の牧伯ハケムエルの子ハシヤビヤ、
アロン人の牧伯ハザドク、十八ユダの牧伯ハダビデの兄弟エリウ、イッサカルの牧伯ハミカエルの子
オムリ、十九ゼブルンの牧伯ハオバデヤの子イシマヤ、ナフタリの牧伯ハアズリエルの子エレモテ、
二十エフライムの子孫の牧伯ハアザジヤの子ホセア、マナセの半支派の牧伯ハペダヤの子ヨエル、二一
ギレアデなるマナセの半支派の牧伯ハゼカリヤの子イド、ベニヤミンの牧伯ハアブネルの子ヤシエ
ル、二二ダンの牧伯ハエロハムの子アザリエル、イスラエルの支派の牧伯等ハ是のごとし○二三二十歳
以下なる者ハダビデこれを數へざりき、其ハヱホバかつてイスラエルを增て天空の星のごとくにせ
んと言たまひしことあれバなり二四ゼルヤの子ヨアブ數ふることを始めたりしがこれを爲をへざりき、
うのかゞふることによりて震怒イスラエルにおよべり、うの數ハまたダビデ王の記錄の籍に載ざり
き○二五アデエルの子アズマウテハ王の府庫を掌どり、ウジヤの子ヨナタンハ田野、邑々、村々、城
などにある府庫を掌どり二六ケルブの子エズリハ地を耕す農業の人を掌どり、二七ラマテ人シメイハ葡
萄園を掌どり、シフミ人ザブデはうの葡萄園より取る葡萄酒の藏を掌どり二八ゲデラ人バアルハナン
ハ平野なる橄欖樹と桑樹を掌どり、ヨアシは油の藏を掌どり、二九シヤロン人シテライハシヤロンに
て牧ふ牛の群を掌どり、アデライの子シヤバテハ谷々にある牛の群を掌どり三十イシマエル人オビル
ハ駱駝を掌どり、メロノテ人エデヤハ驢馬を掌どり三一ハガリ人ヤジズは羊の群を掌どれり、是みな
ダビデ王の所有を掌どれる者なり○三二またダビデの叔父ヨナタンハ議官たり、彼ハ智慧あり學識あ
る者なり、又ハクモニの子エヒエルは王の子等の補佐たり三三アヒトベルハ王の議官たりアルキ人ホ
シヤイハ王の伴侶たり、三四アヒトベルに次ぐ者ハベナヤの子ヱホヤダおよびアビヤタル、王の軍旅
の長ハヨアブ

第二十八章　一茲にダビデイスラエルの一切の長、支派の長王に事ふる班列の長、千人の長、百人の

長、王とうの子等の所有および家畜を掌どる者、閹官、有力者、諸勇士などを盡くエルサレムに召
集め二而てダビデ王うの足にて起て言けるハ我兄弟等我民よ我に聽け、我ハヱホバの契約の匱のた
め我らの神の足臺のために安居の家を建んとの志ありて已にこれを建る準備をなせり三然るに神我
に言たまへり汝ハ我名のために家を建べからず汝ハ軍人にして許多の血を流したれバなりと四然り
と雖もイスラエルの神ヱホバ我父の全家の中より我を選びて永くイスラエルに王たらしめたまふ、
卽ちユダを選びて長となしユダの全家の中より我父の家を選び我父の子等の中にて我を悅こびイス
ラエルの王とならしめたまふ五而してヱホバ我に衆多の子をたまひて其わが諸の子等の中より我子
ソロモンを選び之をヱホバの國の位に坐せしめてイスラエルを治めしめんとしたまふ六ヱホバまた
我に言たまひけるハ汝の子ソロモンハわが家および我庭を作らん、我かれを選びて吾子となせり、
我かれの父となるべし、七彼もし今日のごとく我誡命と律法を堅く守り行ハゞ我うの國を永く堅う
せんと八然バ今ヱホバの會衆たるイスラエルの全家の目の前および我らの神の聞しめす所にて汝ら
に勸む、汝らうの神ヱホバの一切の誡命を守りかつ之を追もとむべし、然せバ汝等この美地を保ち
てこれを汝らの後の子孫に永く傳ふることを得ん九我子ソロモンよ汝の父の神を知り完全心をもて
喜び勇んで之に事へよ、ヱホバハ一切の心を探り一切の思想を曉りたまふなり、汝もし之を求めな
バ之に遇ん然ど汝もし之を棄なバ永く汝を棄たまハん十然バ汝謹めよ、ヱホバ汝を選びて聖所とす
べき家を建させんと爲たまへバ心を強してこれを爲べしと○十一而してダビデハ殿の廊およびうの家
うの府庫うの上の室うの內の室贖罪所の室などの式樣をうの子ソロモンに授け十二また其心に思ひは
かれる一切の物すなハちヱホバの家の庭、四周の諸の室、神の家の府庫、聖物の府庫などの式樣を
授け十三また祭司およびレビ人の班列とヱホバの家の諸の奉事の工とヱホバの家の諸の奉事の器皿と
につきて諭すところあり十四また諸の奉事に用ふる金の器皿を作る金の重量を定め又諸の奉事の器に

用ふる諸の銀の盤皿の銀の重量を定む　十五即ち金の燈臺の重量を定む　十五即ち金の燈臺とうの金の燈臺の重量を宣て一切の燈臺とう
の燈盞の重量を定め又銀の燈臺の用法にしたがひて燈臺とうの燈盞の重量を
定め　十六また供前のパンの案につきてゐろの各々の燈臺の用法にしたがひて燈臺とうの燈盞の重量を
を定め　十七又肉鉤、盃、杓のために用ふる純金の重量を定め金の大畢につきても各々の大畢のた
めに重量を定め銀の一切の大畢のためにも重量を定め　十八また香壇のために用ひる精金の重量を定め
かつ車なるケルビムの式樣の金を定む、此ケルビムゐうの翼を展てエホバの契約の匱を覆ふ　十九而し
てダビデ言けらく此工事の式樣ゐ皆ことごとくエホバのうの手を我上にくだして我を教へて書せた
まひし者なりと　二十かくてダビデろの子ソロモンに言けるゐ汝心を強くし勇みてこれを爲せ、懼るゝ
勿れ慄くなかれエホバ神我神汝とゝもに在さん、彼かならず汝を離れず汝を棄ず汝をしてエホバの
家の奉事の諸の工を成終しめたまふべし　二一視よ神の家の諸の役事をなすためにゐ祭司とレビ人の班
列あり又諸の工と從事を悅こびて爲ところの諸の技巧者汝とゝもに在り、且また牧伯等および一切
の民汝の命ずるところを悉く行ゐん

第二十九章　一ダビデ王また全會衆に言けるゐ我子ソロモンゐ神の惟獨選びたまへる者なるが少くし
て弱く此工事ゐ大なり、此殿ゐ人のために非ず　エホバ神のためにする者なればなり　二是をもて我力
を盡して我神の家のために物を備へたり、即ち金の物を作る金、銀の物の銀、銅の物の銅、鐵の物
の鐵、木の物の木を備へたり、又葱珩、嵌石、黑石、火齊、諸の寶石、蠟石など夥多し　三かつまた
我わが神の家を悅ぶが故に聖所のために備へたる一切の物の外にまた自己の所有なる金銀をわが神
の家に獻ぐ　四即ちオフルの金三千タラント精銀七千タラントを獻けてゐの家々の壁を蔽ふに供ふ　五
金ゐ金の物に、銀ゐ銀の物に凡て工人の手にて作るものに用ふべし、誰か今日自ら進んでエホバの
ためにゐの手に物を盈さんかと　六是において宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人の長

おより王の工事を掌どる者等誠意より獻物をなせり　七ゐの神の家の奉事のために獻けたる者ゐ金五
千タラント一萬ダリク銀一萬タラント銅一萬八千タラント鐵十萬タラントへまた寶石ある者ハゲル
ション人エヒエルの手に託て之を神の家の府庫に納めたり　九彼ら斯誠意よりみづから進んでエホバ
に獻けたれば民ゐの獻ぐるを喜こべり、ダビデの曰く我らの先祖イスラエルの神エホバよ汝ゐ世々限なく頌へまつるべき
ホバを頌へたり、ダビデ王もまた大に喜びぬ　十なり　十一エホバよ權勢と能力と榮光と光耀と威光とゐ汝に屬す、凡て天にある者地にある者ゐみな汝
に屬すエホバよ國もまた汝に屬す、汝ゐ萬有の首と崇られたまふ　十二富と貴とゐ共に汝より出づ、汝
ゐ萬有を主宰たまふ、汝の手にゐ權勢と能力あり、汝の手ゐ能く一切をして大ならしめ又强くなら
しむるなり　十三然ば我等の神よ我等今なんぢに感謝し汝の尊き名を讃美す　十四但し我ら斯のごとく自ら
進んで獻ぐることを得たるも我ゐ何ならんや、また我民ゐ何ならんや、萬の物ゐ汝より出づ、我らゐ
只汝の手より受て汝に獻けたるなり　十五汝の前にありてゐ我らゐ先祖等のごとく客旅たり寄寓者たり、
我らの世にある日ゐ影のごとし望む所ある無し、十六我らの神エホバよ汝の聖名のために汝に家を建
んとて我らが備へたる此衆多の物ゐ凡て汝の手より出づ、また皆なんぢの所有なり　十七我神よ我また
知る汝ゐ心を鑒みたまひ又正直を悅びたまふ、我ゐ正き心をもて眞實より此一切の物を獻けたり、
今我また此にある汝の民が眞實より獻物をするを見て喜悅にたへざるなり　十八我らの先祖アブラハム、
イサク、イスラエルの神エホバよ汝の民をして此精神を何時までもゐの心の思念に保たしめゐの心
を堅く汝に歸せしめたまへ　十九又わが子ソロモンに完全心を與へ汝の誡命と汝の証言と汝の法度を守
らせて之をことごとく行はせ、我が備をなせるゐの殿を建させたまへ　二十ダビデまた全會衆にむかひ
て汝ら今なんぢらの神エホバを頌へよと言ければ全會衆ゐの先祖等の神エホバを頌へ俯てエホバと
王とを拜せり　二一而て其翌日に至りてイスラエルの一切の人のためにエホバに犧牲を獻けエホバに燔

祭を獻げたり其牡牛一千牡羊一千羔羊一千またうの灌祭と祭物夥多しかりき 三うの日彼ら大に喜びてエホバの前に食ひかつ飲みさらに改めてダビデの子ソロモンを王となしエホバの前にてこれに膏をうゝぎて主君となし又ザドクを祭司となせり 三かくてソロモンハエホバの位に坐しうの父ダビデに代りて王となりうの繁榮を極む、イスラエルみな之に從がふ 三また一切の牧伯等勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す 三五エホバイスラエルの目の前にてソロモンを甚た大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未た得たること有さる王威を之に賜へり○ 三六夫エッサイの子ダビデハイスラエルの全地を治めたり 三七うのイスラエルを治め間ハ四十年なり即ちヘブロンにて七年世ををさめ、エルサレムにて三十三年世を治めたりき 三八遐齡にいたり年も富も尊貴も滿足て死り、其子ソロモンこれに代りて王となる 三九ダビデ王が始より終まで爲たる事等ハ先見者サムエルの書預言者ナタンの書および先見者ガドの書に記さる 三十其中にハまた彼の政治とうの能力および彼とイスラエルと國々の諸の民に臨みしところの事等を載す

歷代志略上　終

歷代志略下

第一章 一ダビデの子ソロモン堅くうの國にたてり、うの神エホバこれとともに在して之を甚た大ならしめたまひき 二茲にソロモンイスラエルの一切の人々すなわち千人の長、百人の長、裁判人ならびにイスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長なるに告る所あり 三而してソロモンおよび全會衆ともにギベオンなる崇邱に往り、エホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあればなり 四されど神の契約の匱ハダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上りダビデ曩にエルサレムにて之が爲に幕屋を張まふけたりき 五またホルの子ウリの子なるベザレルが作りたる銅の壇彼處においてエホバの幕屋の前にあり、ソロモンおよび會衆これに就きて求む 六即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるエホバの前なる銅の壇に就き燔祭一千を其上に獻げたり 七うの夜神ソロモンに顯れてこれに言たまひけるハ我なんぢに何を與ふべきか求めよ ソロモン神に申しけるハ汝ハ我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして彼に代りて王とならしめたまへり 九今エホバ神よ願くハ我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其ハ汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへバなり 十我が此民の前に出入することを得んために今我に智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か鞫きえんや 十一神ソロモンに言たまひけるハ此事なんぢの心にあり汝ハ富有をも財寶をも尊貴をも汝を惡む者の生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを己のためにもとめて我が汝を王となしたる我民を鞫かんとすれバ 十一智慧と智識は已に汝に授かれり、我またび汝の前の王等の未た得たること有さる程の富有と財寶と尊貴とを汝に與へん、汝の後の者もまた是の如きを得さるべし 十二斯てソロモンハギベオンの崇邱を去り集會の幕屋の前を去りてエルサレムに歸りイスラエルを治めたり○ 十三ソロモン戰車と騎兵とを集めしに戰車一千四百輛騎兵一萬二千人ありき、ソロモンこれを戰車の邑々に置き又エルサレムにて王の所に置

り 十五王銀と金とを石のごとくエルサレムに多からしめまた香柏を平野の桑樹のごとく多からしめた
り 十六ソロモンの有る馬ハ皆エジプトよりひきたれり王の商賈一群一群となして之を取いたし群ご
と に價金をはらへり 十七エジプトより取いたして携へ上る戰車一輛ハ銀六百、馬一匹ハ百五十なりき、
是のごとくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもろの手をもて取いたせり

第二章 一茲にソロモンエホバの名のために一の家を建て、また己の國のために一の家を建んとし ニ
ソロモンすなはち荷を負べき者七萬人、山において木や石を砍べき者八萬人、是等を監督すべき者
三千六百人を數へ出せり 三ソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビ
デにうの住むべき家を建る香柏をおくれり、請ふ彼になせしごとく亦我にもせよ 四今我わが神エホ
バの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉つり彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ
燔祭を朝夕に献けまた安息日月朔ならびに我らの神エホバの節期などに献けんとす、是ハイスラエ
ルの永く行ふべき事なればなり 五我建る家ハ大なり、其ハ我らの神ハ諸の神よりも大なればなり ヵ
然ながら天も諸天の天も彼を容ることを能はされバ誰か彼のために家を建ることを得んや、我ハ何人
ぞや、爭か彼のために家を建ることを得ん、唯彼の前に香を焚くためのみ 七然バ請ふ今金銀銅鐵の
細工および紫赤青の製造に精しく雕刻の術に巧なる工人一箇を我に遣り、我父ダビデが備へおきた
るユダとエルサレムのわが工人とよもに操作しめよ 八請ふ汝また香柏、松木および白檀をレバノン
より我におくれ、我おんぢの僕等がレバノンにて木を砍ることを善するを知るかり、我僕また汝の
僕と共に操作べし 九是のごとくして我ために材木を多く備へしめよ、其ハ我が建んとする家ハ高大
を極むる者なるべければなり 十我ハ木を砍る汝の僕に搗麥二萬石、大麥二萬石、酒二萬バテ、油二
萬バテを與ふべしと 十一是において ツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふエホバ
の民を愛するが故に汝をもて之が王となせりと ニヒラムまた言けるハ天地の造主なるイスラエルの

神エホバハ讃べきかな彼ハダビデ王に賢き子を與へて之に分別と才智とを賦け之をしてエホバのた
めに家を建また己の國のために家を建ることを得せしむ 十三今我わが達人ヒラムといふ才智ある工
人一人を汝に遣る 十四彼ハダンの子孫たる婦の産る者にて其父ハツロの人なるが金銀銅鐵木石の細工
および紫布、青布、細布、赤布の織法に精しく又能く各種の雕刻を爲し奇巧を凝して諸の工をなす
なり、然バ彼を用ひてなんぢの工人およびわが主ダビデの工人とよもに操作しめよ 十五是につ
いては我主の宣まへる小麥、大麥、油およびうの僕等に遣りたまへ 十六汝の凡て需むるごとく我
らレバノンより木を砍いたしこれを筏にくみて海よりヨッパにおくるべければ汝これをエルサレム
に運びのぼりたまへと 十七ここにおいてソロモンうの父ダビデが核數しごとくイスラエルの國にをる
異邦人をことごとく核數みるに合せて十五萬三千六百人ありければ 十八うの七萬人をもて荷を負ふ者
とかし、八萬人をもて山にて木や石を砍る者となし、三千六百人をもて民を操作かしむる監督者と
なせり

第三章 一ソロモンエルサレムのモリア山にエホバの家を建ることを始む、彼處はうの父ダビデにエ
ホバの顯れたまひし所にて即ちエブス人オルナンの打場の中にダビデが備へし處なり ニ之を建る
ことを始めたるはうの治世の四年の二月二日なり 三神の家を建るためにソロモンの置たる基は是の如
し、長六十キュビト、濶二十キュビト、皆古の尺に循がふ 四家の前の廊はうの家の濶にしたがひてうの長
二十キュビト、またうの高は百二十キュビト、うの內は純金をもて畧ふ 五またうの大殿は松の木を
もて張つめ、美金をもて之を畧ひ、うの上に棕櫚と鏈索の形を施こし 六また寶石をもてうの家を美
しく飾る、うの金はパルワイムの金なり 七彼また金をもてうの家うの樑うの閾うの壁およびうの戸
を畧ひ、壁の上にケルビムを刻つく 八また至聖所の家を造りしがうの長はうの家の濶にしたがひて二十
キュビト、うの濶も二十キュビト、美金をもてこれを畧ふ、うの金六百タラントゥうの釘の金はうの重

五十シケル、また上の室も金にて覆ふ十また至聖所の家の内に刻鐫めたる二のケルビムを造り金を
これに覆ふ十一うのケルビムの翼ハ長二十キユビト、此ケルビムの一の翼ハ五キユビトにして家の壁
に達し、うの他の翼も五キユビトにして彼のケルビムの翼に達す十二また彼ケルビムの一の翼ハ五キ
ユビトにして家の壁に達しうの他の翼も五キユビトにして此ケルビムの翼と相接はる十三是等のケル
ビムの翼ハうの舒ひろがること二十キユビト、共にうの足にて立ち、うの面を家に向く十四彼また青、
紫、赤の布および細布をもて障蔽の幕を作り、ケルビムをうの上に繡ふ十五また家の前に柱二本を作
る、うの高ハ三十五キユビト、うの頂の頭ハ五キユビト十六また環飾を造り、鏈索を之に繞らしてこ
れを柱の頂に施こし、石榴一百をつくりてうの鏈索の上に施こす十七この柱を拜殿の前に竪て一本を
右に一本を左に置ゑ、右なる者をヤキンと名け、左なる者をボアズと名く

第四章 一ソロモンまた銅の壇を作れり、うの長二十キユビト、濶二十キユビト、うの高十キユビト、
二また海を鑄造れり、此邊より彼邊まで十キユビトにしてうの周圍ハ圓くうの高ハ五キユビト、う
の周圍には三十キユビトの繩をめぐらすべし三うの下にハ牛の像ありてうの周圍を繞る、即ち一キ
ユビトに十宛ありて海の周圍を繞れり、此牛は二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり四うの海は十
二の牛の上に立り、うの三ハ北にむかひ、三ハ西にむかひ、三は南にむかひ、三ハ東にむかふ、海
はうの上にありて牛の後ハみな内にむかふ五うの厚ハ手寛、うの邊ハ百合花形にして杯の邊の如く
に作れり、是は三千バテを受容る六彼また洗盤十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置たり是ハもの
を洗ふ所にして、燔祭の品をうの中にて濯ぐ、海ハ祭司が其身を洗ふ處なり七また金の燈臺十をう
の例規に從ひて作り、拜殿の中に五を右に五を左に置き八また案十を作りて拜殿の中に五を右に五
を左に据ゆ、又金の鉢一百を作れり九彼また祭司の庭と大庭および庭の戸を作り、銅をもてうの扉
を覆ふ十海ハ東のかた右の方に置て南に向はしむ十一ヒラムまた鍋と火鏟と鉢とを作れり、斯ヒラム

はソロモン王のためになせる神の家の諸の工事を終たり十二即ち二の柱と毬とうの二の柱の頂の頭お
よびうの柱の頂なる頭の二の毬を包む二の網工十三ならびに其ふたつの網工の上にほどこす石榴四百、
この石榴ハ各々の網工の上に二行づゝありて柱の頂なる頭の二の毬を包む十四また臺を作り臺の上の
洗盤を作れり十五また一の海とうの下なる十二の牛十六および鍋、火鏟、肉叉などヱホバの家の諸の器
具を達人ヒラムソロモン王の爲に作りたり、是みな磨銅なり十七王ヨルダンの窪地に於てスコテとゼ
レダタの間の黏土の地にて是等を鑄させたり十八是のごとくソロモン是らの諸の器皿を甚だ多く造り
たれバうの銅の重ハ測られざりき十九ソロモン神の家の一切の器皿を造れり、即ち金の壇、供前のパ
ンを載る案二十また定規のごとく神殿の前にて火をともすべき純金の燈臺およびうの燈盞二十一うの花う
の燈盞うの燈鉗、是等ハ金の純精なる者なり二十二また剪刀、鉢、匙、火盤、是等も純金なり、又家の
内の戸すなはち至聖所の戸および拜殿の戸の肘鈕、是も金なり

第五章 一斯ソロモンがヱホバの家のために爲る一切の工事をはれり、是においてソロモンうの父ダ
ビデが奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へいりて神の家の府庫の中に置り○二茲にソロモン
ヱホバの契約の匱をダビデの邑シオンより舁のぼらんとてイスラエルの長老者と諸の支派の長等イ
スラエルの子孫の宗家の長をヱルサレムに召集めければ三イスラエルの人みな七月の節筵に當りて
王の所に集まり四イスラエルの長老等みな至りレビ人契約の匱を執あげ五うの契約の匱と集會の幕
屋と幕屋にありし諸の聖器を舁のぼれり、即ち祭司レビ人これを舁のぼりぬ六時にソロモン王およ
び彼の許に集まれるイスラエルの會衆契約の匱の前にありて羊と牛を献げたりしがうの數多くして
書すことも數ふることも能はざりき七かくて祭司等ヱホバの契約の匱をうの處に舁いれたり即ち室
の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下に舁いりぬ八ケルビムハ翼を契約の匱の所の上に舒べ、
ケルビム上より契約の匱とうの杠を掩ふ九杠長かりければ杠の末ハ神殿の前の契約の匱より見えた

ヘ 申十〇二、五 代下六〇十一
ト 代上廿五〇一
チ 代上十五〇廿四
リ 詩百廿六〇 代上十六〇廿四、四十一
ヌ 出四十〇廿五 代下七〇二
イ 王上八〇十二
ロ 利十六〇二
ハ 代下十二〇十三
ニ 代上廿八〇四
ホ 母七〇二 代上十七〇一、廿八〇二

り、然れども外にハ見えざりき、其ハ今日まで彼處にあり十契約の匱の内にハ二枚の板の外何もあらず、是ハイスラエルの子孫のエジプトより出たる時ヱホバが彼らと契約を結びたまへる時にモーセがホレブにて藏めたる者なり十一斯て祭司等は聖所より出たり此にありし祭司はみな身を潔めうの班列によらずして職務をなせり十二またレビ人の謳歌者すなはちアサフ、ヘマン、ヱドトンおよび彼らの子等と兄弟等はみな細布を纏ひ鐃鈸と瑟と琴とを操て壇の東に立り、また祭司百二十人彼らとともにありて喇叭を吹り十三喇叭を吹く者と謳歌者とは一人のごとくに聲を齊うしてヱホバを讃かつ頌へたりしが彼ら喇叭鐃鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなヱホバうの矜憫は世々限なしと言てヱホバを讃ける時に雲うの室すなはちヱホバの室に充り十四祭司ハ雲の故をもて立て奉事をなすことを得ざりき、ヱホバの榮光神の室に充たれバなり

第六章 一是においてソロモン言けるハヱホバハ濃き雲の中に居んと言たまひしが二我汝のために住むべき家、永久に居べき所を建たりと三而して王うの面をふりむけてイスラエルの全會衆を祝せり、時にイスラエルの會衆ハ皆立をれり四彼いひけるハイスラエルの神ヱホバハ讃べき哉、ヱホバハうの口をもて吾父ダビデに言ひ、うの手をもて之を成とげたまへり五即ち言たまひけらく我はわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき家を建ゑめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選みしこと無く又何人をも選みて我民イスラエルの君となせしこと無し六只我ハわが名を置くためにヱルサレムを選みまた我民イスラエルを治めゑむるためにダビデを選めり七夫イスラエルの神ヱホバの名のために家を建ることハ我父ダビデの心にありき八然るにヱホバわが父ダビデに言たまひけるハ我名のために家を建ること汝の心にあり、汝の心にこの事あるハ善し九然れども汝ハうの家を建べからず、汝の腰より出る汝の子うの人わが名のために家を建べしと十而してヱホバうの言たまひし言をおこなひたまへり、即ち我わが父ダビデに代りて立ち、ヱホバの言たま

ヘ 代下七〇十
ト 王上八〇廿二
チ 出十五〇十一 申四〇廿九、七〇九
リ 代上廿二〇九
ヌ 詩百廿二〇十二
ル 母後七〇十二、十六 王上二〇四、六〇十二 代下七〇十八
ヲ 代下二〇六 歴六十六〇一 使七〇四十九

ひしごとくイスラエルの位に坐し、イスラエルの神ヱホバの名のために家を建て十一うの中にヱホバがイスラエルの子孫になしたまひし契約を容る匱ををさめたりと〇十二ソロモンイスラエルの全會衆の前にてヱホバの壇の前に立てうの手を舒ぶ十三ソロモンさきに長五キユビト濶五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据おきたりしが乃ちうの上に立ちイスラエルの全會衆の前にて膝をかゞめ其手を天に舒て十四言けるハイスラエルの神ヱホバよ天にも地にも汝のごとき神なし、汝ハ契約を保ちたまひ、心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩惠を施こしたまふ十五汝ハ汝の僕わが父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり、汝ハ口をもて言ひ手をもて成就たまへること今日のごとし十六イスラエルの神ヱホバよ、然バ汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫うの道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくに我律法にあゆまバイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺ること無るべしと言たまひし事をダビデのために保ちたまへ十七然バイスラエルの神ヱホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなんぢの言に效驗あらしめたまへ十八但し神果して地の上に人とゝもに居たまふや、夫天も諸天の天も汝を容るに足ず、況て我が建たる此家をや十九然れども我神ヱホバよ僕の祈禱と懇願をかへりみて僕が今汝の前に祈るうの號呼と祈禱を聽たまへ二十願くハ汝の目を夜晝この家の上即ち汝がうの名を置んと言たまへる所の上に開きたまへ、願くは僕がこの處にむかひて祈らん祈禱を聽たまへ二一願くハ僕と汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にうの懇願を聽たまへ、請ふ汝の住處なる天より聽き、聽て赦したまへ二二人うの隣人にむかひて罪を犯せることありてうの人誓をもて誓ふことを要められんに若し來りてこの家において汝の壇の前に誓ひなバ二三汝天より聽て行ひ汝の僕等を鞫き惡き者に返報をなしてうの道をうの首に歸し義者を義としてうの義にゑたがひて之を待ひたまへ二四汝の民イスラエルなんぢに罪を犯したるゟために敵の前に敗れんに若なんぢに歸りて汝の名を崇め此家にて汝の前に祈り願ひなバ二五汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し、

汝が彼等とうの先祖に與へし地に彼等を歸らしめたまへ 二六彼らが汝に罪を犯したるがために天閉て
雨なからんに彼ら若この處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が彼らを苦しめたまふ時にうの罪を離れ
なば 二七汝天より聽きて汝の僕等なんぢの民イスラエルの罪を赦したまへ、汝既にかれらにうの歩む
べき善道を敎へたまへり汝の民に與へて產業となさしめたまひし汝の地に雨を降したまへ 二八若くは
國に饑饉あるか、若くは疫病、枯死、朽腐、蟊賊、稻蟲あるか、若くは其敵かれらをうの國の邑に
圍む等如何なる災禍如何なる疾病あるとも 二九もし一人或は汝の民イスラエルみな各々おのれの災禍
と憂患を知てこの家にむかひて手を舒なば如何なる祈禱如何なる懇願をなすとも 三十汝の住處なる天
より聽て赦し、各々の人にうの心を知たまふおとくうの道々にしたがひて報いたまへ其は汝のみ人
々の心を知たまへばなり 三一汝かく彼らをして汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つねに
汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ 三二且汝の民イスラエルの者にあらずして汝の大なる名と强き
手と伸たる腕とのために遠き國より來れる異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らば
三三汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に顧もとむるごとく成たまへ汝かく地の諸の民をして汝
の名を知らしめ汝の民イスラエルの爲ごとくに汝を畏れしめ、又わが建たる此家は汝の名をもて稱
らるゝといふことを知しめたまへ 三四汝の民うの敵と戰はんとて汝の遣はしたまふ道に進める時もし
汝が選びたまへるこの邑およびわが汝の名のために建たる家にむかひて汝に祈らば 三五汝天より彼ら
の祈禱と懇願を聽て彼らを助けたまへ 三六人は罪を犯さゞる者なければ彼ら汝に罪を犯すことありて
汝かれらを怒り彼らをうの敵に付したまひて敵かれらを虜として遠き地または近き地に曳ゆかん時
三七彼らうの擄れゆきし地において自ら心に了るところあり其俘擄の地において翻へりて汝に祈り我
らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ 三八うの擄へゆかれし俘擄の地にて一心一念に
汝に立歸り汝がうの先祖に與へたまへる地にむかひ汝が選びたまへる邑と我が汝の名のために建た

る家にむかひて祈らば 三九汝の住處なる天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助け汝の民ヶ汝にむか
ひて罪を犯したるを赦したまへ 四十然ば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾むけた
まへ 四一エホバ神よ今汝および汝の力ある契約の匱起て汝の安居の所にいりたまへ、エホバ神よ願く
は汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩惠を喜こばせたまへ 四二エホバ神よ汝の膏うゝぎし
者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念たまへ

第七章

一ソロモン祈ることを終し時天より火くだりて燔祭と犧牲とを燒き、エホバの榮光うの家に
充り 二エホバの榮光エホバの家に充しに因て祭司はエホバの家に入ことを得ざりき 三イスラエルの
子孫は皆火の降れるを見またエホバの榮光のうの家にのぞめるを見て敷石の上にて地に俯伏て拜し
エホバを讚て云り善かなエホバうの恩惠は世々限なしと 四斯て王および民みなエホバの前に犧牲を
献ぐ 五ソロモン王の献げたる犧牲は牛二萬二千羊十二萬、斯王と民みな神の家を開けり 六祭司は立
てうの職をなし、レビ人はエホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの手によりて讚美をなす
に當り自ら作りてエホバの恩惠は世々限なしと頌へしめし者なり、祭司は彼らの前にありて喇叭を
吹きイスラエルの人は皆立をる 七ソロモンまたエホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭と酬
恩祭の脂とを献げたり、是はソロモンの造れる銅の壇うの燔祭と素祭と脂とを受るに足ざりしが故
なり 八うの時ソロモン七日の間節筵をなしけるがイスラエル全國の人々すなはちハマテの入口より
エジプトの河までの人々あつまりて彼とゝもにあり其會はなはだ大なりき 九かくて第八日に聖會を
開けり、彼らは七日のあひだ壇奉納の禮をおこなひまた七日のあひだ節筵を守りけるが 十七月の二
十三日にいたりてソロモン民をうの天幕に歸せり、皆エホバがダビデ、ソロモンおよびうの民イス
ラエルに施こしたまひし恩惠のために喜こび且心に樂しみて去り○ 十一ソロモンエホバの家と王の家
とを造了へエホバの家と己の家とにつきて爲んと心に思ひし事を盡く成就たり 十二時にエホバ夜ソロ

モンに顯れて之に言たまひけるは我すでに汝の祈禱を聽きまた此處をわがために選びて犧牲を獻ぐ
十三 る家となす 十三我天を閉て雨かからしめ又ゝ蝗に命じて地の物を食はしめ又ゝ疫病を我民の中にお
十四 くらんに 十四我名をもて稱らるゝ我民もし自ら卑くし祈りてわが面を求めうの惡き道を離れなバ我天
十五 より聽てうの罪を赦しうの地を醫さん 十五今より我この處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん 十六今我すで
十六 に此家を選びかつ聖別む、我名ゝ永く此にあるべし、また我目もわが心も恒に此にあるべし 十七汝も
十七 し汝の父ダビデの歩みしごとく我前に歩み我が汝に命じたるごとく凡て行ひてわが法度と律例を守
十八 らバ 十八我は汝の父ダビデに契約してイスラエルを治むる人汝に缺ること無るべしと言しごとく汝の
十九 國の祚を堅うすべし 十九然ど汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置たる法度と誡命を棄て往て他の神々
二十 に事へかつ之を拜まバ 二十我かれらを我が與へたる地より拔さるべし、又我名のために我が聖別たる
二十一 此家は我これを我前より投棄て萬國の中に諺語となり嘲笑とならしめん 二十一且又この家ゝ高くあれど
二二 も終にいうの傍を過る者ゝ皆これに驚きて言ん エホバ何故に此地に此家に斯なしたるやと 二二人これ
二三 に答へて言ん彼ら己の先祖をエジプトの地より導き出しふうの神エホバを棄て他の神々に附從がひ
之を拜み之に事へしによりてなり、エホバ之がために この諸の災禍を彼らに降せりと

第八章

一 一ソロモン二十年を經てエホバの家と己の家を建をはりけるが 二ヒラム邑幾何をソロモンに
二 歸しけれバソロモンまた之を建なほしイスラエルの子孫をしてうの中に住しむ ○三ソロモンまたハ
三 マテゾバに往て之に勝り 四彼また曠野のタデモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ 五また上ベテホ
六 ロンおよび下ベテホロンを建つ、是ゝ堅固の邑にして石垣あり門あり關木ありハ ソロモンまたバア
七 ラテとおのが有る府庫の邑々と戰車の諸の邑々と騎兵の邑々ならびにうのエルサレム、レバノンお
八 よび己が治むるところの全地に建んと望みし者を盡く建つ 七凡てイスラエルの子孫にあらざるヘア
人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人の遺れる者ハうの地にありて彼らの後に遺れるうの子

孫即ちイスラエルの子孫の滅ぼし盡さゞりし民ハソロモンこれを使役して今日にいたる 九然れども
十 イスラエルの子孫をバソロモン一人も奴隸となして其工事に使ふことをせざりき彼らハ軍人とあり
十一 軍旅の長とあり戰車と騎兵の長とあれり 十一ソロモン王の有司の首は二百五十人ありて民を統ぶ
十二 ロモンパロの女をダビデの邑より携へのぼりて曩にこれがために建おきたる家にいたる、彼すかは
十三 ち言り我妻ハイスラエルの王ダビデの家に居べからず、エホバの契約の匱のいたれる處は皆聖けれ
十四 バかりと ○十三茲にソロモン曩に廊の前に築きおきたるエホバの壇の上にてエホバに燔祭を獻ぐるこ
とをせり 十四即ちモーセの命令にふたがひて毎日例のごとくに之を獻げ安息日、月朔および年に三次
十五 の節會すなわち酵いれぬパンの節と七週の節と結茅節とに之を獻ぐ 十五ソロモンうの父ダビデの定め
十六 たる所にふたがひて祭司の班列を定めてうの職に任じ又レビ人をうの勤務に任じて日々例のごとく
十七 祭司の前にて頌讚をなし奉事をなさしめ、又門を守る者を其てうの班列にふたがひて諸門を守らせ
十八 む、神の人ダビデの命せしところ是の如くなりけれバなり 十六祭司とレビ人は諸の事につきまた府庫
十九 の事につきて王に命せられたる所に違ざりき 十七ソロモンハエホバの家の基を置る日までにうの工事
二十 の準備をことごとく爲しおきて遂に之を成をへたれバエホバの家は全備せり ○十七茲にソロモンエド
二十一 ムの地の海邊にあるエジオンゲベルおよびエロテに往り 十八時にヒラムうの僕等の手に託て舟を彼に
遣りまた海の事を知る僕等を遣りけるが彼等すなはちソロモンの僕とともにオフルに往て彼處より
二十二 金四百五十タラントを取てソロモン王の許に携へ來れり

第九章

一 一茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞および難問をもてソロモンを試みんとて甚だ衆多の部
二 從をしたがへ香物と夥多き金と寶石とを駱駝に負せてエルサレムに來りソロモンの許にいたりてう
三 の心にある所をことごとくこれに陳けるに 二ソロモンこれが問に盡く答へたりソロモンの知ずして答
四 へざる事はなかりき 三シバの女王ソロモンの智慧とうの建たる家を觀 四またうの席の食物とうの諸

臣の列坐る狀とうの侍臣の伺候狀と彼らの衣服およびうの酒人とうの衣服ならびに彼がエホバの家
に上りゆく昇道を觀におよびて全くうの氣を奪ハれたり五是において彼王に言けるは我が自己の國
にて汝の行爲と汝の智慧とにつきて聞おはうの言を信せざりしが今視ば汝の智慧の大なる事我が聞たるはうの半分にも及ばざりき、汝ハ我
が聞たる風聞に愈れり六汝の人々ハ幸福なるかな、汝の神エホバハ讃べき哉彼なんぢを悅こびてうの位に上らせ汝の神エホバの爲
等ハ幸福なるかな七汝の神エホバハ讃べき哉彼なんぢを悅こびてうの位に上らせ汝の神エホバの爲
に汝を王となしたまへり、汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせんとするが故に汝を之が王と
なして公平と正義を行はせたまふなりと八ヱすなハち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを
王に饋れり、シバの女王がソロモン王に饋りたるが如き香物ハ未た曾て有ざりしかり九（かのオフ
ルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また白檀木と寶石とをも携さへいたりけれ
ば十王うの白檀木をもてエホバの家と王の宮とに段階を作り、また謳歌者のために琴と瑟とを作れ
り、是より前には是のごとき者ユダの地に見しこと無りき）十一ソロモン王シバの女王に物を饋りて
うの携へきたれる所に報いたるが上にまた之が望にまかせて凡てうの求むる者を與へたり、斯て彼
ハうの臣僕どもに去てうの國に還りぬ○十二一年にソロモンの所に來れる金の重量は六百六十六タ
ラントなり十三この外にまた商賈および商旅の携へきたる者あり、アラビヤの一切の王等および國の
知事等もまた金銀をソロモンに携へ至れり十四ソロモン王展金の大楯二百を作れりうの大楯一枚にハ
展金六百シケルを用ふ十五また展金の小干三百を作れり、其小干一枚にハ金三百シケルを用ふ、王こ
れらをレバノン森の家に置り十六王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽へり十七うの
寶座にハ六の階級あり又金の足臺ありて寶座に連かり、うの坐する處の此旁彼旁に扶手あ
りて扶手の側に二頭の獅子立をり十八うの六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立り、是のごとき

者を作れる國ハ未た曾て有ざりしなり二十ソロモン王の用ある飲料の器ハ皆金かり、またレバノン森
の家の器もことごとく精金なり、銀ハソロモンの世にハ何とも算ざりしなり二十一其ハ王の舟ヒラムの
僕を乘てタルシシに往き三年毎に一回うの舟タルシシより金、銀、象牙、猿及び孔雀を載て來たれ
ばなり二十二ソロモン王ハ天下の諸王に勝りて富有と智慧とをもちたれば二十三天下の諸王みな神がソロモ
ンの心に授けたまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んことを求め二十四各々うの禮物を携さへ來る
即ち銀の器、金の器、衣服、甲冑、香物、馬、騾なご年々定分ありき○二十五ソロモン戰車の馬四千廐、
騎兵一萬二千あり、王これを戰車の邑々に置きまたエルサレムにて自己の所に置り二十六彼ハ河よりペ
リシテの地とエジプトの界までの諸王を統治めたり二十七王ハ銀を石のごとくエルサレムに多からしめ、
また香柏を平野の桑木のごとく多からしめたり二十八ソロモンのうの餘の始終の行爲ハ預言者ナタンの書とシロ人アヒヤの預言と先見者
イドが子ベテの子ヤラベアムにつきて述たる默旨の中に記さるるにあらずや二十九ソロモンハエルサレ
ムにて四十年の間イスラエルの全地を治めたり三十ソロモンうの先祖等と倶に寢りてうの父ダビデの
邑に葬られ其子レハベアムこれに代りて王となれり

第十章

一爰にレハベアムシケムに往り、其ハイスラエルみな彼を王となさんとてシケムに到りたれ
ばなり二ネバテの子ヤラベアムハさきにソロモン王の面を避てエジプトに逃れ居しがこのことを聞
てエジプトより歸れり三人衆人を遣ハして之を招さたるなり、斯てヤラベアムとイスラエルの人み
な來りてレハベアムに語りて言けるハ四汝の父我らの軛を苦しくせり、然ハ汝今汝の父の苦き役と
うの我らに羈むらせたる重き軛を輕くせたまへ、然ハ我等なんぢに事へん五レハベアムかれらに
言けるハ汝ら三日を經て再び我に來れと民すなハち去り六是においてレハベアム王うの父ソロモン
の生る間これが前に立たる老人等に計りて言けるハ汝ら如何に教へて此民に答へしむるや七彼ら

ハベアムに語りて言ける〻汝もし此民を厚く待ひ之を悅こゞせ善言を之に語らゞ永く汝の僕たらん
と〻然るに彼らの老人等の教へし教を棄て自己とともに生長て己の前に立ところの少年等と計り
九 即ち彼らに言ける〻汝ら如何に教へて我らをして此我に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を輕
くせよと言ふ民に答へ云むるやと十彼ともに生長たる少年等かれに語りて言ける〻汝に語りて汝
の父我らの軛を重くしたれゞ汝これを我らのために輕くせよと言たる此民に汝かく答へ斯これに言
べし吾小指ゝ我父の腰よりも太し十一我父ゝ汝らに重き軛を負せたりしが我ゝ更に汝らの軛を重くせ
ん、わが父ゝ鞭をもて汝らを懲せしが我ゝ蠍をもて汝らを懲さんと十二偖またヤラベアムと民等ゝ皆
王の告て第三日に再び我にきたれと言しごとく第三日にレハベアムに詣りしに十三王荒々しく彼らに
答へたり、即ちレハベアム王老人の教を棄て十四少年の教の如く彼らに告て言ける〻我父ゝ汝らの軛
を重くしたりしが我ゝ更に之を重くせん、我父ゝ鞭をもて汝らを懲せしが我ゝ蠍をもて汝らを懲さ
んと 十五王かく民に聽ことをせざりき、此事ゝ神より出たる者にしてうの然るゝエホバかつてシロ人
アヒヤによりてネバテの子ヤラベアムに告たる言を成就んがためなり 十六イスラエルの民みな王の己
に聽ざるを見しかゞ王に答へて言ける〻我らダビデの中に何の分あらんや、エッサイの子の中にゝ
所有なし、イスラエルよ汝ら各々うの天幕に歸れ、ダビデ族よ今おのれの家を顧みよと、斯イスラ
エルゝ皆うの天幕に歸れり 十七但しユダの邑々に住るイスラエルの子孫の上にハレハベアムなほ王た
りき 十八レハベアム王役夫の頭なるアドラムを遣はしけるにイスラエルの子孫石をもてこれを擊て死
しめたれバレハベアム王急ぎてうの車に登りてエルサレムに逃かへれり 十九是のごとくイスラエルゝ
ダビデの家に背きて今日にいたる

第十一章

一 茲にレハベアムエルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より傴強の武者十八萬を集め、
而してレハベアム國を己に歸さんためにイスラエルと戰ゝんとせしにニ エホバの言神の人シマヤに

臨みて云ふ 三ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に
告て言べし四エホバかく言ふ汝ら攻上るべからず、又なんぢらの兄弟と戰ふべからず、各々うの家
に歸れ、此事ゝ我より出たる者なりと、彼ら乃はちエホバの言にふたがひヤラベアムに攻ゆくことを止て歸れり 五斯てレハベアムエルサレムに居りユダに守衛の邑々を建たり 六即ちうの建たる者は
ベテレヘム、エタム、テコア、七ベテズル、ショコ、アドラム、八ガテ、マレシヤ、ジフ、九アド
ライム、ラキシ、アゼカ、十ゾラ、アヤロン、ヘブロン、是等ゝユダとベニヤミンにありて守衛の
邑なり 十一彼うの守衛の邑々を堅固にし之に軍長を置き糧食と油と酒とを貯はへ 十二またうの一切の邑
に盾と矛とを備へて之を甚た強からしむ、ユダとベニヤミンこれに附り 十三イスラエルの全地の祭司
とレビ人ゝ四方の境より來りてレハベアムに投ず 十四即ちレビ人ゝうの郊地と產業とを離れてユダと
エルサレムに至れり、是ゝヤラベアムとうの子等かれらを廢して祭司の職をエホバの前に爲しめさ
りし故なり 十五ヤラベアムゝ崇邱と牡山羊と己が作れる犢とのために自ら祭司を立つ 十六またイスラエ
ルの一切の支派の中凡てうの心を傾むけてイスラエルの神エホバを求むる者ゝうの先祖の神エホバ
に禮物を獻げんとてレビ人にふたがひてエルサレムに至れり 十七是のごとく彼等ユダの國を堅うしソ
ロモンの子レハベアムをして三年の間強からしめたり、即ち民ゝ三年の間ダビデとソロモンの道に
歩めり ○ 十八レハベアムはダビデの子エリアブの女アビハイルの產し者なり 十九彼エウシ、シヤマリヤおよびザハムの三子を產む 二十またその
が後にアブサロムの女マアカを娶れり、彼アビヤ、アツタイ、ジザおよびシロミテを產む、二十一レハ
ベアムゝアブサロムの女マアカをうの一切の妻と妾とにまさりて愛せり、彼ゝ妻十八人妾六十人を
取り、男子二十八人、女子六十人を擧く 二十二レハベアムマアカの子アビヤを王となさんと思ふが故に
之を立て首となし、うの兄弟の長となせり 二十三斯るが故に慧く取行ひ其男子等を盡くユダとベニヤミ

ンの地なる守衛の邑々に散し置き之に糧食を多く與へかつ衆多の妻を求得させたり

第十二章

一 レハベアムその國を固くしその身を強くするに及びてエホバの律法を棄たり、イスラエルみな之に倣ふ 二 彼ら斯エホバにむかひて罪を犯すによりてレハベアムの五年にエジプトの王シシヤク エルサレムに攻のぼれり 三 うの戰車ハ一千二百、騎兵ハ六萬、また彼に從がひてエジプトより來れる民ルビ人、スキ人、エテオピア人等ハ數しれず 四 彼すなはちユダの守衛の邑々を取り進てエルサレムに至る 五 是においてレハベアムおよびユダの牧伯等シシヤクの故によりてエルサレムに集まり居けるに預言者シマヤこれが許にいたりて之に言けるハエホバかく言たまふ汝等ハ我を棄たれば我も汝らをシシヤクの手に遺おけりと 六 是をもてイスラエルの牧伯等および王ハ自ら卑くしてエホバの義と言り 七 エホバかれらが自ら卑くするを見たまひければエホバの言シマヤに臨みて言ふ彼等ハ自ら卑くしたれば我かれらを滅ぼさず、少く拯救を彼らに施こさん、我シシヤクの手をもて我忿怒をエルサレムに洩さじ 八 然ながら彼等ハ之が臣とならん、是彼らが我に事ふる事と國々の王等に事ふる事との辨をさらん爲なりと 九 エジプトの王シシヤクすなはちエルサレムに攻のぼりエホバの家の寶物と王の家の寶物とを奪ひて盡くこれを取り又ソロモンの作りたる金の楯を奪ひさり 十 是をもてレハベアム王うの代に銅の楯を作り王の家の門を守る侍衛の長等の手にこれを交し置ける

十一 が十二王エホバの家に入る時にハ侍衛きたりて之を負ひまた侍衛の房にこれを持かへれり 十一 レハベアム自ら卑くしたれバエホバの忿怒かれを離れこれを盡く滅ぼさんとハ爲たまはず又ユダにも善事ありき ○ 十二 レハベアム王ハエルサレムにありてうの力を強くし世を治めたり、即ちレハベアムハ四十一歳のとき位に即き十七年の間エルサレムにて世を治む、是すなはちエホバがうの名を置んとてイスラエルの一切の支派の中より選びたまへる邑なり、彼の母ハアンモニ人にしてうの名をナアマといふ 十三 レハベアムハエホバを求むる事に心を傾むけずして惡き事を行なへり 十四 レハベアムの始終の

行爲ハ預言者シマヤの書および先見者イドの書の中に系圖の形に記さるるに非ずや、レハベアムとヤラベアムの間にハ絕ず戰爭ありき 十五 レハベアム先祖等とともに寢りてダビデの邑に葬られ其子アビヤ之にかはりて王となれり

第十三章

一 ヤラベアム王の十八年にアビヤユダの王となり 二 エルサレムにて三年の間世を治めたり、其母ハギベアのウリエルの女にして名をミカヤといふ、茲にアビヤとヤラベアムの間に戰爭あり 三 アビヤハ四十萬の軍勢をもて戰鬥に備ふ、是みな倔強の猛き武夫なり、又ヤラベアムハ倔強の人八十萬をもて之にむかひて戰爭の行伍を立つ、是また大勇士なり 四 時にアビヤエフライムの山地なるゼマライム山の上に立て言けるハヤラベアムおよびイスラエルの人々皆聽よ 五 汝ら知ずやイスラエルの神エホバ鹽の契約をもてイスラエルの國を永くダビデとうの子孫に賜へり 六 然るにダビデの子ソロモンの臣たるネバテの子ヤラベアム興りてうの主君に叛き 七 邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら強くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハベアムハ少くまた心弱くして之に當る力なかりき 八 今またなんぢらハダビデの子孫の手にあるエホバの國に敵對せんとす、汝らハ大軍なり、又ヤラベアムが作りて汝らの神と爲たる金の犢なんぢらと偕にあり 九 汝らハアロンの子孫たるエホバの祭司とレビ人とを逐放ち、國々の民の爲がごとくに祭司を立るにあらずや、即ち誰にもあれ少き牡牛一匹牡羊七匹を携へきたりて手に充す者は皆かの神ならぬ者の祭司となることを得るなり 十 然ど我等に於てハエホバ我らの神にまします我等ハエホバを棄ず、また事ふる祭司はアロンの子孫にして役事をなす者ハレビ人なり 十一 彼ら朝ごと夕ごとにエホバに燔祭を獻げ香を焚くことを爲し又供前のパンを純精の案の上に供へまた金の燈臺とうの燈盞を整へて夕ごとに點すなり、斯われらハ我らの神エホバの職守を守れども汝らハ却て彼を棄たり 十二 視よ神みづから我らとともに在して我らの大將となりたまふ、また其祭司等ハ喇叭を吹ならして汝らを攻む、イスラエルの子孫よ汝らの

先祖の神エホバに敵して戰ふ勿れ、汝ら利あらざるべければなりと 十三 ヤラベアム伏兵を彼らの後に
回らせたれバイスラエルはユダの前にあり伏兵ハ其後にあり 十四 ユダ後を顧みるに敵前後にありけれ
ばエホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹り 十五 ユダの人々すなはち吶喊を擧けるがユダの人々吶喊
を擧るにあたりて神ヤラベアムとイスラエルの人々をアビヤとユダの前に打敗りたまひしかば 十六 イ
スラエルの子孫ハユダの前より逃はしれり、神かく彼らを之が手に付したまひければ 十七 アビヤとう
の民彼らを夥多く擊殺せり、イスラエルの殺されて倒れし者ハ五十萬人みな傴強の人なりき 十八 是時
にはイスラエルの子孫打負されユダの子孫勝を得たり、是ハ彼らうの先祖の神エホバを賴みしが故
なり 十九 アビヤすかはちヤラベアムを追擊て邑數箇を彼より取り、卽ちベテルとうの鄉里、エシヤナ
とうの鄉里、エフロンとうの鄉里是なり 二十 ヤラベアムはアビヤの世に再び權勢を奮ふことを得ず、
エホバに擊れて死り 二十一 然ぞアビヤハ權勢を得、妻十四人を娶り男子二十二人、女子十六人を擧けた
り 二十二 アビヤのうの餘の作爲とうの行爲とうの言ハ預言者イドの註釋に記さる

第十四章 一 アビヤうの先祖等とよもに寢りてダビデの邑に葬られうの子アサこれに代りて王となれ
り、アサの代になりて其國十年の間平穩なりき 二 アサハうの神エホバの目に善と視正義と視たまふ
事を行へり 三 卽ち異なる祭壇を取のぞき諸の崇邱を毀ち杜像を打碎きアシラ像を砍倒し 四 ユダに命
じてうの先祖等の神エホバを求めまもめうの律法と誡命を行はせ 五 ユダの一切の邑々より崇邱と日
の像とを取除けり、而して國は彼の前に平穩なりき 六 彼また守衛の邑數箇をユダに建たり、是はう
の國平安を得て此年頃戰爭なかりしに因る、卽ちエホバ彼に安息を賜ひしなり 七 彼すなはちユダに
言けるは我等是等の邑を建てうの四周に石垣を築き戍樓を起し門と門閂とを設けん、我等の神エホ
バを我等求めしに因て此國なほ我等の前にあり、我ら彼を求めたれバ四方において我らに平安を賜
へりと、斯彼ら阻滯なく之を建了たり 八 アサの軍勢はユダより出たる者三十萬ありて楯と戈とを執

りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を彎く是みな大勇士なり 九 茲にエテオピア
人ゼラ軍勢百萬人戰車三百輛を率ゐて攻きたりマレシヤに至りけれバ 十 アサこれにむかひて進み出
で共にマレシヤのゼバタの谷において戰爭の陣列を立つ 十一 時にアサうの神エホバに呼はりて言ふエホバよ力ある者を助くるも力なき者
を助くるも汝においては異ること無し、我らの神エホバよ我らを助けたまへ、我らは汝を倚賴み汝の名に託りて往て此群集に敵る、エホバよ汝は我らの
神にましませり、人をふて汝に勝せたまふ勿れと 十二 エホバすかはちアサの前とユダの前においてエ
テオピア人を擊敗りたまひしかばエテオピア人逃はしりけるに 十三 アサと之に從がふ民かれらをゲラ
ルまで追擊り、斯エテオピア人ハ倒れて再び振ふことを得ざりき、其は彼等エホバとうの軍旅に打
敗られたれバなり、ユダの人々の得たる掠取物ハ甚た多りき 十四 かれらハまたゲラルの四周の邑々を
盡く擊やぶれり、是うの邑々エホバを畏れたればなり、是において彼らうの一切の邑より物を掠
たりしがうの中より得たる掠取物は夥多かりき 十五 また家畜のをる天幕を襲ふて羊と駱駝を多く奪ひ
取り、而してエルサレムに歸りぬ

第十五章 一 茲に神の靈オデデの子アザリヤにおよびユダとベニヤミンの人々よ我に聽け汝等がエホバと偕にをる間ハエホバも汝らと偕に在すべ
し、汝ら若かれを求めなバ彼に遇ん、然ぞかれを棄なバ彼も汝らを棄たまはん 二 抑イスラエルにハ
眞の神なく敎訓を施こす祭司なく律法なきこと日久しかりしが 三 患難の時にイスラエルの神エホバ
に立かへりて之を求めたれバ則ちこれに遇り 四 當時ハ出る者にも入る者にも平安なく惟大なる苦患
くにぐにの民に臨めり 五 國は國に邑は邑に擊砕かる、其は神諸の患難をもて之を苦しめたまへばな
り 六 然ば汝ら强かれよ、汝らの手を弱くする勿れ、汝らの行爲にハ賞賜あるべければなりこ 七 アサ
これらの言および預言者オデデの預言を聽て力を得、憎むべき者をユダとベニヤミンの全地より除

きまた其エフライムの山地に得たる邑々より除き、エホバの廊の前なるエホバの壇を再興せり 九彼
またユダとベニヤミンの人々およびエフライムマナセシメオンより來りて寄寓る者を集めたり、イ
スラエルの人々の中エホバ神のアサと偕に在すを見てアサに降れる者夥多かりしなり 十彼等すなは
ちアサの治世の十五年の三月にエルサレムに集り 十一其たづさへ來れる掠取物の中より牛七百羊七千
をうの日エホバに献げ 十二皆契約を結びて曰く心を盡し精神を盡して先祖の神エホバを求めん 十三凡て
イスラエルの神エホバを求めざる者は大小男女の區別なく之を殺さんと 十四而して大聲を擧げ號呼を
なし喇叭を吹き角を鳴してエホバに誓を立て 十五ユダみなうの誓を喜べり、即ち彼ら一心をもて誓を
立て一念にエホバを求めたればエホバこれに遇ひ四方において之に安息をたまへり 十六偖またアサ王
の母マアカアシラ像を作りしこと有ければアサこれを貶して太后たらしめず、うの像を砍たふして粉
々に碎きキデロン川にてこれを焚り 十七但し崇邱は尚イスラエルより除かざりき、然どもアサの心は
一生の間全かりしなり 十八彼はまたうの父の納めたる物および己が納めたる物すなはち金銀ならびに
器皿等をエホバの家に携へいれり 十九アサの治世の三十五年までは再び戰爭あらざりき

第十六章 一アサの治世の三十六年にイスラエルの王バアシヤユダに攻のぼりユダの王アサの所に誰
をも往來せざらしめんとてラマを建たり 二是においてアサエホバの家と王の家との府庫より金銀を
取いたしダマスコに住るスリアの王ベヂハダデに餽りて言けるは 三我父と汝の父の間の如く我と汝
の間に約を立ん、視よ我今汝に金銀を餽れり、往て汝とイスラエルの王バアシヤとの約を破り彼を
して我を離れて去しめよ 四ベヂハダデすなはちアサ王に聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々
に攻遣ければ彼等イヨン、ダン、アベルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を擊たり 五バア
シヤ聞てラマを建ることを罷めうの工事を廢せり 六是においてアサ王ユダ全國の人を率ゐバアシヤ
がラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ之をもてゲバとミズバを建たり○七うの頃先見

者ハナニユダの王アサの許にいたりて之に言けるは汝はスリアの王に倚頼みて汝の神エホバに倚頼
まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脱せり 八かのエテオピア人とルビ人は大軍にして戰車お
よび騎兵はなはだ多かりしにあらずや、然るも汝エホバに倚頼みたればエホバかれらを汝の手に付
したまへり 九エホバは全世界を徧く見うなはし、己にむかひて心を全うする者のために力を顯した
まふ、この事において汝は愚なる事をなせり、故に此後は汝に戰爭あるべしと 十然るにアサうの先
見者を怒りて之を獄舍にいれたり、其は烈しくこの事のために彼を怒りたればなり、アサまた其頃
民を虐げたる事ありき○十一アサの始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さる 十二アサはうの
治世の三十九年に足を病みうの病患つひに劇しくなりしがうの病患の時にもエホバを求めずして醫
師を求めたり 十三アサうの先祖等と偕に寢りうの治世の四十一年に死り 十四人衆これをうの己のために
ダビデの邑に堀おける墓に葬り、製香の術をもて製したる種々の香物を盈せる床の上に置き之がた
めに夥多しく焚物をなせり

第十七章 一アサの子ヨシヤバテアサに代りて王となりイスラエルにむかひて力を強くし 二ユダの一
切の堅固なる邑々に兵を置きユダの地およびうの父アサが取たるエフライムの邑々に鎭臺を置く 三
エホバヨシヤバテとともに在せり、其は彼うの父ダビデの最初の道に歩みてバアル等を求めず 四う
の父の神を求めてうの誡命に歩みイスラエルの行爲に倣はざればなり 五このゆゑにエホバ國を彼の
手に堅く立たまへり、またユダの人衆みなヨシヤバテに禮物を餽れり、彼は富と貴とを極めたり 六
是において彼エホバの道にうの心を勵まし遂に崇邱とアシラ像とをユダより除けり 七彼またうの治
世の三年にうの牧伯ベヂハイル、オバデヤ、ゼカリヤ、ヂタンエル、およびミカヤを遣はしてユダ
の邑々にて教誨をなさしめ 八またレビ人の中よりシマヤ、ヂタニヤ、ゼバデヤ、アサヘル、セミラ
モテ、ヨナタン、アドニヤ、トビヤ、トバドニヤなどいふレビ人を遣して之と偕ならしめ且祭司エ

リシヤマとヨラムをも之と偕に遣ハしけるが 九彼らハエホバの律法の書を携へユダにおいて教誨をなしユダの邑々を盡く行めぐりて民を教へたり 十是においてヨシヤバテを攻ることをせざりきまたペリシテ人の中に禮物および貢の銀をヨシヤバテに餽れる者あり且又アラビヤ人ハ家畜をこれに餽れり即ち牡羊七千七百牡山羊七千七百、十一ヨシヤバテハ益々大になりゆきてユダに城および府庫邑を多く建て 十二ユダの邑々に多くの工事を爲し大勇士たる軍人をエルサレムに置り 十三彼等を數ふるにその宗家に循へバ左のごとし、ユダより出たる千人の長の中にハアデナといふ軍長あり、大勇士三十萬これに從がふ 十四その次ハ軍長ヨハナンし之に從ふ者ハ二十八萬人 十五その次ハジクリの子アマシヤ、彼ハ悅びてその身をエホバに献けたり、大勇士二十萬これに從がふ 十六その次ハエリアダといふ大勇士あり、弓および楯を持もの二十萬これに從がふ 十七その次ハヨザバデ、戰鬥の準備をなせる者十八萬これに從がふ 十八是等ハ皆王に事ふる者等なり、此外にまたユダ全國の堅固なる邑々に王の置る者あり

第十八章 一ヨシヤバテハ富と貴とを極めアハブと緣を結べりニかれ數年の後サマリアに下りてアハブを訪けれはアハブ彼およびその部從のために牛羊を多く宰りギレアデのラモテに俱に攻上らんことを彼に勸む 三すなハちイスラエルの王アハブユダの王ヨシヤバテに言けるハ汝我とともにギレアデのラモテに攻ゆくやヨシヤバテこれに答へけるハ我ハ汝のごとく我民ハ汝の民のごとし汝とともに戰鬥に臨まんと 四ヨシヤバテまたイスラエルの王に言けるハ請ふ今日エホバの言を問たまへと 五是においてイスラエルの王預言者四百人を集めて之に言けるハ我らギレアデのラモテに往て戰ふべきや父ハ罷べきや、彼等いひけるハ攻上りたまへ神これを王の手に付したまふべしと 六ヨシヤバテいひけるハ此外に我らの由て問べきエホバの預言者此にあらざるやセイスラエルの王こたへてヨシヤバテに言けるハ外になほ一人あり、我ら之によりてエホバに問ことを得ん、然と彼ハ今まで我に

つきて善事を預言せず恒に惡き事のみを預言すれは我彼を惡むなり、其者ハ即ちイムラの子ミカヤなりと、然るにヨシヤバテこたへて王ふか宜まふ勿れと言けれは 八イスラエルの王一人の官吏を呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言りヵイスラエルの王およびユダの王ヨシヤバテハ朝衣を纏ひサマリアの門の入口の廣場にて各々その位に坐し居り預言者ハ皆その前に預言せりヤ時にケナアナの子ゼデキヤ鐵の角を造りて言けるハエホバかく言たまふ汝是等をもてスリア人を衝て滅ほし盡すべしと 十一預言者みな斯預言して云ふギレアデのラモテに攻上りて勝利を得たまへ、エホバこれを王の手に付したまふべしと 十二茲にミカヤを召んとて往たる使者これに語りて言けるハ預言者等の言ハ一の口より出るがごとくにして王に善し、請ふ汝の言をも彼らの一人のごとくなして善事を言へ 十三ミカヤ言けるハエホバハ活く我神の宣ふ所を我ハ陳んと 十四かくて王に至るに王かれに言けるハミカヤよ我らギレアデのラモテに往て戰かふべきや又ハ罷べきや、彼言けるハ上りゆきて利を得たまへ、彼らハ汝の手に付されんと 十五王かれに言けるハ我幾度かんぢを誓はせたらは汝エホバの名をもて唯眞實のみを我に告るやと 十六彼言けるハ我イスラエルが皆牧者なき羊のごとく山に散をるを見たるがエホバ是等の者ハ主なし各々やすらかに其家に歸るべしと言たまへり 十七イスラエルの王是においてヨシヤバテに言けるハ我なんぢに告て彼は善事を我に預言せず只惡き事のみを預言せんと言しに非ずやと 十八ミカヤまた言けるハ然バ汝らエホバの言を聽べし、我視しにエホバその位に坐し居たまひて天の萬軍その傍に右左に立をりしが 十九エホバ言たまひけるハ誰かイスラエルの王アハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテにのぼりゆきて彼處に斃れしめんかと、則ち一ハ此ごとくせんと言ひ一ハ彼ごとくせんと言けれは 二十遂に一の靈すゝみ出てエホバの前に立ち我かれを誘はんと言たればエホバ何をもてするかと之に問たまふに 二一我いでゝ虛言を言ふ靈となりてその諸の預言者の口にあらんと言り、エホバ言たまひけるハ汝は誘なひ且これを成就ん、出て然すべしと 二二故に視よエホ

バ虛言を言ふ靈を汝のこの預言者等の口に入たまへり、而してヱホバ汝に災禍を降さんと定めたま
ふと 二三時にケナアナの子ゼデキヤ近よりてミカヤの頰を批て言けるハヱホバの靈何の途より我を離
れゆきて汝と言ふや 二四ミカヤ言けるハ汝奥の室にいりて身を匿す日に見べし 二五イスラエルの王いひ
けるハミカヤを取てこれを邑の宰アモンおよび王の子ヨアシに曳かへりて言べし 二六王かく言ふ我が
安然に歸るまで此者を牢にいれて苦惱のパンを食せ苦惱の水を飲せよと 二七ミカヤ言けるハ汝もし眞
に平安に歸るならバヱホバ我によりて斯宣まひし事あらずと、而してまた言り汝ら民よ皆聽べしと
二八かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシヤバテはギレアデのラモテに上りゆけり 二九イスラエル
の王時にヨシヤバテに言けるは我ハ服裝を變て戰陣の中にいらん、汝は朝衣を纏ひたまへとイスラ
エルの王すなはち服裝を變へ二人倶に戰陣の中にいれり 三十スリアの王うの戰車の長等にかねて命じ
おけり云く汝ら小き者とも大なる者とも戰ふなかれ、惟イスラエルの王とのみ戰へと 三一戰車の長等
ヨシヤバテを見て是はイスラエルの王ならんと言ひ身をめぐらして之と戰はんとせしがヨシヤバテ
號呼けれバヱホバこれを助けたまへり、即ち神彼らを感動ゑて之を離れしめたまふ 三二戰車の長等彼
がイスラエルの王にあらざるを見ゑかバ之を追ことをやめて引返せり 三三茲に一箇の人何心なく弓を
彎てイスラエルの王の胸當と草摺の間に射あてたれバ彼うの御者に言けるは我傷を受たれバ汝手を
旋らして我を軍中より出せと 三四此日戰爭烈しくなりぬ、イスラエルの王は車の中に自ら扶持て立ち
薄暮までスリア人をさゝへをりしが日の沒る頃にいたりて死り

第十九章 一ユダの王ヨシヤバテは恙なくヱルサレムに歸りてうの家に至れり 二時に先見者ハナニの
子ヱヒウヨシヤバテ王を出むかへて之に言けるは汝惡き者を助けヱホバを惡む者を愛ゑて可らんや
之がためにヱホバの前より震怒なんぢの上に臨む 三然ながら善事もまた汝の身に見ゆ即ち汝はアシ
ラ像を國中より除きかつ心を傾けて神を求むるなりと○四ヨシヤバテはヱルサレムに住をりしが復

出てベエルシバよりエフライムの山地まで民の間を行めぐりうの先祖の神ヱホバにこれを導き歸せ
り 五彼またユダの一切の堅固なる邑に裁判人を立つ、國中の邑々みな然り 六而して裁判人に言ける
は汝等うの爲ところを愼め、汝らは人のために裁判するに非ずヱホバのために裁判するなり、裁判
する時にはヱホバ汝らと偕ゐいます 七然バ汝らヱホバを畏れ愼みて事をなせ、我らの神ヱホバは惡
き事なく人を偏視ことなく賄賂を取こと無ればなり 八ヨシヤバテまたレビ人祭司およびイスラエル
の族長を選びてヱルサレムに置きヱホバの事および訴訟を審判ゑむ、彼らはヱルサレムにかへれり
九ヨシヤバテこれに命じて云く汝らヱホバを畏れ眞實と誠心をもて斯おこなふべし 十凡てうの邑々
に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と誡命、法度と條例などの事につきて汝らに訴へ出る
こと有バこれを諭してヱホバに罪を犯さゞらしめよ、恐らくは震怒なんぢと汝らの兄弟にのぞまん、
汝ら斯おこなはゞ愆なかるべし 十一視よ祭司の長アマリヤ汝らの上にありてヱホバの事を凡て司どり、
ユダの家の宰イシマエルの子ゼバデヤ王の事を凡て司どる、亦レビ人汝らの前にありて官吏となら
ん、汝ら心を強くして事をなせ、ヱホバ善人を祐けたまふべし

第二十章 一この後モアブの子孫アンモンの子孫およびマオニ人等ヨシヤバテと戰はんとて攻きたれ
り 二時に或人きたりてヨシヤバテに告て云ふ海の彼旁スリアより大衆汝に攻きたる、視よ今ハザゾ
ンタマルにありと、ハザゾンタマルはすなはちエンゲデなり 三是においてヨシヤバテ懼れ面をヱホ
バに向てうの助を求めユダ全國に斷食を布令ゑめたれバ 四ユダ擧て集りヱホバの助を求めたり即ち
ユダの一切の邑より人々きたりてヱホバを求む 五時にヨシヤバテヱホバの室の新しき庭の前におい
てユダとヱルサレムの會衆の中に立ち 六言けるは我らの先祖の神ヱホバよ汝は天の神にましますに
非ずや、異邦人の諸國を統たまふに非ずや汝の手には能力あり權勢ありて誰もなんぢを禦ぐこと能
はざるに非ずや 七我らの神よ汝は此國の民を汝の民イスラエルの前より逐はらひて汝の友アブラハ

ムの子孫に之を永く與へたまひしに非ずや八彼らは此に住み汝の名のために此に聖所を建て言へり
九刑罰の劍疫病、饑饉などの災禍われらに臨まん時ゝ我らこの家の前に立て汝の前にをりその苦難
の中にて汝に呼號らん、而して、汝聽て助けたまはん、汝の名はこの家にあれバなりと十今アン
モン、モアブおよびセイル山の子孫を視たまへ、在昔イスラエル、エジプトの國より出きたれる時
汝イスラエルに是等を侵さゞらめたまはざりしかば之を離れさりて滅ぼさゞりゝなり十かれらが我ら
に報ゆる所を視たまへ、彼らゝ汝がわれらに有たせめたまへる汝の產業より我らを逐はらはんとす
十一我らの神よ汝かれらを鞫きたまはざるや、我らは此斯く攻よせたる此の大衆に當る能力なく又爲
ところを知ず唯汝を仰ぎ望むのみと十二ユダの人々はうの小者および妻子とゝもに皆エホバの前に立
をれり十三時に會衆の中にてエホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハジエルに臨めり、ヤハジエルハ
ゼカリヤの子ゼガリヤはベナヤの子ベナヤハエイエルの子エイエルハマタニヤの子なり十四ヤハジ
エルすなはち言けるハユダの人衆およびエルサレムの居民ならびにヨシヤバテ王よ聽べし、エホバ
かく汝らに言たまふ此大衆のために懼るゝ勿れ慄くなかれ、汝らの戰に非ずエホバの戰なればなり
十五なんぢら明日彼らの所に攻くだれ、彼らハザツの坡より上り來る、汝らエルエルの野の前なる谷
の口にて之に遇ん十六この戰爭にハ汝ら戰ふにおよばず、ユダおよびエルサレムよ汝ら惟進みいでゝ
立ち汝らとゝもに在すエホバの拯救を見よ、懼る勿れ慄くなかれ、明日彼らの所に攻いでよエホバ
汝らとゝもに在せバなりと十七是において ヨシヤバテ首をさげて地に俯伏りユダの人衆およびエルサ
レムの民もエホバの前に伏てエホバを拜す十八時にコハテの子孫およびコラの子孫たるレビ人立あが
り聲を高くあげてイスラエルの神エホバを讚美せり十九かくて皆朝はやく起てテコアの野に出ゆけり、
其いづるに當りてヨシヤバテ立て言けるハユダの人衆およびエルサレムの民よ我に聽け、汝らの神
エホバを信ぜよ然バ汝ら堅くあらん、うの預言者を信ぜよ然バ汝ら利あらん二十彼ら民と議りて人

人を選び之をして聖さ飾を着て軍勢の前に進みゆきエホバに感謝せよ其恩惠は世々かぎりなしと言しむ二十一うの歌を歌ひ讚美をなし始むるに當りてエ
ホバ伏兵を設けかのユダに攻きたれるアンモン、モアブ、セイル山の子孫をなやましたまひければ
彼ら打敗られたり二十二即ちアンモンとモアブの子孫起てセイル山の民にむかひ、盡くこれを殺して滅
しよがセイルの民を殺し盡すに及びて彼らも亦力をいたして互に滅ぼしあへり二十三ユダの人々野の觀
望所に至りてかの群衆を視たりけれバ唯地に仆れたる死屍のみにして一人たに逃れし者なかりき二十四
是においてヨシヤバテおよびうの民彼らの物を奪はんとて來り觀にうの死屍の間に財寶衣服および
珠玉などおびたゞしく在たれバ則ち各々これを剝とりけるが餘に多くして携さへ去ること能ハざる程
なりき、其物多かりしに因て之を取に三日を費しけるが二十五第四日にベラカ（感謝）の谷に集り其處
にてエホバに感謝せり是をもてうの處の名を今日までベラカ（感謝）の谷と呼ぶ二十六而してユダとエ
ルサレムの人々みな各々歸りきたりヨシヤバテの後にしたがひ歡びてエルサレムに至れり、其ハエ
ホバ彼等をしてうの敵の故によりて歡喜を得させたまひたれバなり二十七即ち彼ら瑟と琴および喇叭を
合奏してエルサレムに往てエホバの室にいたるしことを聞て神を畏れたれば二十八ヨシヤバテの國ハ平穩なりき即ちうの諸の國の民エホバがイスラエルの敵を攻擊たまひ
へり〇二十九ヨシヤバテはユダの王となり、三十五歲のときうの位に即き二十五年の間エルサレムにて
世を治めたり其母ハシルヒの女にして名をアズバといふ三十一ヨシヤバテハうの父アサの道にあゆみて
之を離れずエホバの目に善と觀たまふ事を行へり三十二然れども崇邱ハいまた除かず、又民ハいまたうの
の先祖の神に心を傾けざりき三十三ヨシヤバテのうの餘の始終の行爲ハハナニの子エヒウの書に記さる、
エヒウの事ハイスラエルの列王の書に載す〇三十五ユダの王ヨシヤバテ後にイスラエルの王アハジアと
相結べり、アハジアハ大に惡を行ふ者なりき三十六ヨシヤバテタルシシに遣る舟を造らんとて彼と相結

てエジオンゲベルにて共に舟數隻を造れり 三 時にマレシヤのドダワの子エリエゼルヨシヤパテにむかひて預言して云ふ汝アハジアと相結びたれバエホバなんぢの作りし者を毀ちたまふと、即ちその舟ハ皆壞れてタルシシに往くことを得ざりき

第二十一章 一 ヨシヤパテうの先祖等とゝもに寢りてダビデの邑にうの先祖等とゝもに葬られうの子ヨラムこれに代て王となる 二 ヨシヤパテの子たるうの兄弟ハアザリヤ、エヒエル、ゼカリヤ、アザリヤ、ミカエルおよびシパテヤ、是みなイスラエルの王ヨシヤパテの子なり 三 うの父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へまたユダの守衛の邑々を與へけるが國ハヨラムに與へたり、ヨラム長子なりければなり 四 ヨラムうの父の位に登りて力つよくなりけれバうの兄弟等をことゞく劍にかけて殺しまた數人のイスラエルの牧伯等數人を殺せり 五 ヨラム 六 三十二歳の時位に即エルサレムにて八年の間世を治めたり 彼ハアハブの家のなせるごとくイスラエルの王等の道にあゆめり、アハブの女を妻となしたれバなり、斯かれエホバの目に惡と觀たまふ事をなせしかども 七 エホバ曩にダビデに契約をなし且彼とうの子孫とに永遠に光明を與へんと言たまひし故によりてダビデの家を滅ぼすことを欲みたまはず 八 ヨラムの世にエドム人叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれば 九 ヨラムうの牧伯等給ハさりきヨラム 十 およびうの守衛の將車をもたがへて渉りゆき夜の中に起いでゝ自己を圍めるエドム人を擊ちうの戰車の長等を擊り エドム人ハ斯叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り、此時にあたりてリブナもまた叛きてユダの手に服せずなりぬ、是ハヨラムうの先祖の神エホバを棄たるに因てなり 十一 彼またユダの山々に崇邱を作りてエルサレムの民に姦淫をおこなはせユダを惑はせり 十二 時に預言者エリヤの書ヨラムの許に達せり其言に云く汝の先祖ダビデの神エホバかく言たまふ汝ハうの父ヨシヤパテの道にあゆまずまたユダの王アサの道にあゆみ 十三 イスラエルの王等の道にあゆみユダの人とエルサレムの民をしてアハブの家の姦淫をなせるごとくに姦淫を行はしめまた汝の父の家の者にして汝に愈れるところの汝の兄弟等を殺せり 十四 故にエホバ大なる災禍をもて汝の民汝の子女汝の妻等および汝の一切の所有を擊たまふべし 十五 汝ハまた臟腑つひに墜んと 十六 即ちエホバヨラムを攻させんとてエテオピア に近きところのペリシテ人とアラビヤ人の心を振起したまひければ 十七 彼等ユダに攻のぼりて之を侵し王の家に在ところの貨財を盡く奪ひ取りまたヨラムの子等と妻等をも携へ去り、是をもてうの末子エホアハズの外には一人も遺れる者なかりき 十八 此もろ〳〵の事の後エホバ彼を擊て臟腑に愈ざる疾を生せしめたまひければ 十九 月日を送り二年を經るにおよびてうの臟腑疾のために墜ち、重き病苦によりて死り、民かれの先祖のために焚物をなせし如く彼のためには焚物をなさゞりき 二十 彼は三十二歳の時位に即き八年の間エルサレムにて世を治めて終に薨去れり、之を惜む者なかりき、人衆これをダビデの邑に葬れり但し王等の墓にはあらず

第二十二章 一 エルサレムの民ヨラムの季子アハジアを王となして之に繼しむ、其はまてアラビヤ人とともに陣營に攻きたりし軍兵うの長子をことゞく殺したれバなり、是をもてユダの王ヨラムの子アハジア王となれり 二 アハジアは四十二歳の時位に即きエルサレムにて一年の間世を治めたり、うの母ハオムリの女にして名をアタリヤといふ 三 アハジアもまたアハブの家の道に歩めり、其母彼を敎へて惡をなさしめたるなり 四 即ち彼ハアハブの家のごとくエホバの目の前に惡をおこなへり、其父の死し後彼かくアハブの家の者の敎にゐたがひたれバ終に身を滅ぼすに至れり 五 アハジアまた彼らの敎にしたがひイスラエルの王アハブの子ヨラムとゝもにギレアデのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戰ひけるにスリア人ヨラムに傷を負せたり 六 是においてヨラムはうのスリアの王ハザエルと戰ふにあたりてラマにて負たる傷を療さんとてエズレルに歸れり、ユダの王ヨラムの子アザリヤはアハブの子ヨラムが病をるをもてエズレルに下りてこれを訪ふ 七 アハジアがヨラムを訪ふて

害に遇しは神の然らしめたまへるなり、即ちアハジアは來り居てヨラムとともに出てニムシの子エ
ヒウを逐へたりエヒウはエホバが曩にアハブの家を絕去ほめんとて言を沃ぎたまひし者なりエヒ
ウアハブの家を罰するに方りてユダの牧伯等およびアハジアの兄弟等の子等がアハジアに奉へをる
に遇て之を殺せり九アハジアハサマリアに匿れたりしがエヒウこれを探求めけれバ人々これを執へ
エヒウの許に曳きたりて之を殺せり但し、彼ハ心を盡してエホバを求めたるヨシヤバテの子なれバ
とてこれを葬れり、斯りしかバアハジアの家ハ國を統治むる力なくなりぬ〇十玆にアハジアの母ア
タリヤうの子の死たるを見て起てユダの家の王子をことごく滅ぼしたりしが十一王の女エホシバア
ハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊み取り彼とうの乳媼を夜衣の室におきて彼を
アタリヤに匿したれバアタリヤかれを殺さゞりき、エホシバハヨラム王の女アハジアの妹にして祭
司エホヤダの妻なり十二かくてヨアシハエホバの家に匿れて彼らとともをること六年、アタリヤ國
を王たりき

第二十三章　一第七年にいたりエホヤダ力を強してエロハムの子アザリヤ、ヨハナンの子イシマエル、
オベデの子アザリヤ、アダヤの子マアセヤ、ジクリの子エリシヤバテなどいふ百人の長等を招きて
己と契約を結バしむ二是において彼らユダを行めぐりてユダの一切の邑よりレビ人を集めまたイス
ラエルの族長を集めてエルサレムに歸り三而してうの會衆みな神の家において王と契約を結べり、
時にエホヤダかれらに言けるハダビデの子孫の事につきてエホバの宣ひしごとく王の子位に即べ
きなり四然バ汝ら斯なすべし汝ら祭司およびレビ人の安息日に入きたる者ハ三分の一ハ門を守り五
三分の一ハ王の家に居り三分の一ハ基礎の門に居り民ハみなエホバの室の庭に居べし六祭司と奉事
をするレビ人の外ハ何人もエホバの家に入べからず、彼らハ聖者なれバ入ことを得るなり、民ハみ
なエホバの殿を守るべし七レビ人ハおの〳〵手に武器を執て王を繞りて立べし、家に入る者をバ凡

て殺すべし、汝らハ王の出る時にも入る時にも王とともに居れと八是において レビ人およびユダの
人衆ハ祭司エホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各々うの手の人の安息日に入來べき者と安息日に出
ゆくべき者とを率る居り、祭司エホヤダ班列の者を去せざれバなり九祭司エホヤダすなハち神の家
にあるダビデ王の鎗および大楯小楯を百人の長等に交し十一切の民をして各々武器を手に執て王の
四周に立ち殿の右の端より殿の左の端におよびて壇と殿にうふて居ゐむ十二斯て人衆王の子を携へ出
し之に冠冕を戴かせ証詞をわたして王となし、祭司エホヤダおよびうの子等これに膏をうゝけり而
して皆王長壽かれと言ふ十三玆にアタリヤ民と近衛兵と王を讃る者との聲を聞きエホバの室に入て民
の所に至り十三視に王ハ入口にてうの柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立をり、亦國の民みな喜び
て喇叭を吹き、謳歌者樂を奏し先たちて讃美を歌ひをりしかバアタリヤうの衣を裂き叛逆なり叛逆
なりと言り十四時に祭司エホヤダ軍兵を統る百人の長等を呼出してこれに言ふ彼をゐて列の間を通り
て出ゐめよ、凡て彼に從がふ者をバ劍をもて殺すべしと、祭司ハ彼をエホバの室に殺すべからずと
て斯いへるなり十五是をもて之がために路をひらき王の家の馬の門の入口まで往ゐめて其處にて之を
殺せり〇十六斯てエホヤダ己と一切の民と王との間にわれらハ皆エホバの民とならんことの契約を結
べり十七是において民みなバアルの室にゆきて之を毀ちうの壇とうの像を打碎きバアルの祭司マツタ
ンを壇の前に殺せり十八エホヤダまたエホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ぬ、昔ダビデレビ人を
班列にわかちてエホバの室におき、モーセの律法に記されたる所にゐたがひて歡喜と謳歌とをもて
エホバの燔祭を献げゐめたりき、今このダビデの例に倣ふまたエホバの室の門々に看守者を立
せ置き、身の汚れたるにもあれ凡て入ことを得さらしむ二十斯てエホヤダ
百人の長等と貴族と民の牧伯等および國の一切の民を率てエホバの家より王を導きくたり上の門
よりして王の家にいり王を國の位に坐せしめたり二十一斯りしかバ國の民みな喜こびて邑ハ平穩なりき、

アタリヤハ劍にて殺さる

第二十四章

一 ヨアシハ七歲の時位に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたり、其の母はベエル
二 シバより出たる者にして名をザビアといふ 二 ヨアシハ祭司エホヤダの世にある日の間ハ恒にエホバ
三 の善と觀たまふことを行へり 三 エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり、男子女子生る 四 此後ヨアシ
四 エホバの室を修繕んと志し 五 祭司とレビ人を集めて之に言けるハ汝ら出てユダの邑々に往き汝らの
五 神エホバの室を歲々修繕ふべき金子をイスラエルの人衆より聚むべし、其事を亟にせよと、然るに
六 レビ人これを亟にせざりき 六 王エホヤダ長を召てこれに言けるハ汝なんぞレビ人に求めてエホバの
七 僕モーセおよびイスラエルの會衆の古昔証詞の幕屋のために集めたるが如き稅をユダとエルサレム
八 より取きたらせざるやと 七 かの惡き婦アタリヤの子等神の家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物を
九 バアルに供へたりハ是よおいて王の命にもたがひて一箇の匱を作りエホバの室の門の外にこれを置
十 きユダとエルサレムに宣布て汝ら神の僕モーセが荒野にてイスラエルに課したる如き稅をエホバ
十一 に携へきたれと言けるに 十 一切の牧伯等およびすべての民みな喜びて携へきたりハの匱に投れて遂
十二 に納めをはれり 十一 レビ人ハの匱に金の多くあるを見てこれを王の廳に携へゆく時ハ王の書記と祭司
十三 の長の下役きたりてハの匱を傾むけ復これを取て本の處に持ゆけり日々に斯のごとくして金を聚む
十四 ること夥多し 十二 而して王とエホヤダこれをエホバの家の工事を爲す者に付し石工および木匠を雇ひ
十五 てエホバの室を修繕ハせまた鐵工および銅工を雇ひてエホバの室を修復せしめけるが 十三 工人動作て
十六 ハの工事を成をへ神の室を本の狀に復してこれを堅固にす 十四 ハの既に成るにおよびて餘れる金を王
十七 とエホヤダの前に持いたりけれバ其をもてエホバの室のために器皿を作れり、即ち奉事の器、獻祭
十八 の器および匙ならびに金銀の器を作れりエホバの室にて燔祭をさゝぐ
十九 ること絕ざりき 十五 エホヤダハ年邁み日滿て死り、ハの死る時ハ百三十歲なりき 十六 人衆ダビデの邑に

ハて王等の中間にこれを葬むる其ハ彼イスラエルの中において神とハの殿とにむかひて善事をおこな
十七 ひたればなり 十七 エホヤダの死たる後ユダの牧伯等きたりて王を拜す、是において王これに聽たがふ
十八 彼らハの先祖の神エホバの室を棄てアシラ像および偶像に事へたればハの愆のために震怒ユダ
十九 とエルサレムに臨めり 十九 エホバかれらを己にひきかへさんとて預言者等を遣はし之にむかひて証を
二十 たてさせたまひしかども聽ことをせざりき 二十 是において神の靈祭司エホヤダの子ゼカリヤに臨みけ
二十一 れば彼民の前に高く起あがりて之に言けるは神かく宣ふ汝らエホバの誡命を犯して災禍を招くハ何
二十二 ぞや、汝らエホバを棄たれはエホバも汝らを棄たまふと 二十二 然るに人衆かれを害せんと謀り王の命に
二十三 よりて石をもてこれをエホバの室の庭にて擊殺せり 二十三 斯ヨアシ王はゼカリヤの父エホヤダが己にほ
二十四 ことせし恩を念ずしてハの子を殺せり、彼死る時にエホバこれを顧みこれを問討したまへと言り 二十四
二十五 かくてハの年の終るにおよびてスリアの軍勢かれにむかひて攻のぼりユダとエルサレムにいたりて
二十六 民の牧伯等をことごとく民の中より滅ぼし絕ち、ハの掠取物を凡てダマスコの王に遣れり 二十五 この時
二十七 スリアの軍勢は小勢にて來りけるにエホバ大軍をこれが手に付したまへり、是はハの先祖の神エホ
二十八 バを棄たるが故なり、斯かれらヨアシを罰せり 二十六 スリア人ヨアシに大傷をおはせて遺去けるがヨア
二十九 シの臣僕等祭司エホヤダの子等の血のために黨をむすびて之に叛き之をハの床の上に弑して死ため
三十 たり、人衆これをダビデの邑に葬れり、但し王の墓にハ葬らざりき 二十七 黨をむすびて之に叛きし者ハ
三十一 アンモンの婦シメアテの子ザバデおよびモアブの婦シムリテの子ヨザバデなりき 二十八 ヨアシの子等の
三十二 事ヨアシの告られし預言および神の室を修繕し事なをハ列王の書の註釋に記さる、ヨアシの子アマ
三十三 ジヤこれに代りて王となれり

第二十五章

一 アマジヤハ二十五歲の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたり、ハの母
二 はエルサレムの者にして名をエホアダンといふ 二 アマジヤハエホバの善と視たまふ事を行なひしか

ども心を全うしてこれを爲さりき 三彼國のおのが手に堅く立つにおよびてうの父王を弑せし臣僕等
を殺せり 四然どうの子女等をば殺さずしてモーセの書の律法に記せるごとく爲り、卽ちヱホバ命じ
て言たまはく父ハうの子女の故によりて殺さるべからず、子女ハうの父の故によりて殺さるべから
ず、各々おのれの罪によりて殺さるべきなりと○五アマジヤユダの人を集めうの父祖の家にしたが
ひて或ハ千人の長に附屬せしめ或ハ百人の長に附屬せしむユダとベニヤミンともに然り且二十歳以
上の者を數へ戈と楯とを執て戰鬥に臨む倔强の士三十萬を得 六また銀百タラントをもてイスラエル
より大勇士十萬を傭へり 七時に神の人かれに詣りて言けるは王よイスラエルの軍勢をして汝とゝも
に往しむる勿れ、ヱホバハイスラエル人すなハちエフライムの子孫とハ偕にいまさゞるなり 八汝も
し往ば心を强くして戰鬥を爲せ神なんぢをして敵の前に斃れしめたまハん、神ハ助くる力ありまた
倒す力あるなり 九アマジヤ神の人にいひけるハ然バ己にイスラエルの軍隊に與へたる百タラントを
如何にすべきや、神の人答へけるはヱホバハ其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなりと 十是にお
いてアマジヤかのエフライムより來りて己に就る軍隊を分離してうの處に歸らしめければ彼らユダ
にむかひて烈しく怒を發し火のごとくに怒りてうの處に歸れり 十一かくてアマジヤハ力を强くしうの
民を率ゐて鹽の谷に往きセイル人一萬を擊殺せり 十二ユダの子孫またこの外に一萬人を生擒て磐の頂
に曳ゆき磐の頂よりこれを投おとしければ皆微塵に碎けたり 十三前にアマジヤが己とゝもに戰鬥に往
べからずとして歸し遣たる軍卒等サマリアよりベテホロンまでのユダの邑々を襲ひ人三千を擊ころ
し物を多く奪ふ○十四アマジヤエドム人を戮して歸る時にセイル人の神々を携さへ來り之を安置して
己の神となしうの前に禮拜をなし之に香を焚り 十五是をもてヱホバアマジヤにむかひて怒を發し預言
者をこれに遣はして言しめたまひけるハ彼民の神々ハ己の民を汝の手より救ふことを得ざりし者な
るに汝なにとて之を求むるや 十六彼かく王に語れる時王これにむかひ我等汝を王の議官となせしや、

止よ汝なんぢ擊殺されんとするやと言ければ預言者すなハち止て言り我知る汝この事を行ひて吾諫
を聽いれざるによりて神なんぢを滅ぼさんと決めたまふと○十七斯てユダの王アマジヤ相議りて人を
エヒウの子ヱホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣ハし、來れ我等たがひに面をあはせんと
言しめければ 十八イスラエルの王ヨアシユダの王アマジヤに言おくりけるハレバノンの荊棘かつてレ
バノンの香柏に汝の女子を我子の妻に與よと言おくりたること有しにレバノンの野獸とほりてうの
荊棘を踏たふせり 十九汝ハエドム人を擊破れりと謂ひ心にたかぶりて誇る、然バ汝家に安んじ居れ、
何ぞ禍を惹おこして自己もユダもともに亡びんとするやと 二十然るにアマジヤ聽ことをせざりき、此
事ハ神より出たる者にて彼らをうの敵の手に付さんがためなり、是ハ彼らエドムの神々を求めしに
因る 二十一是においてイスラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王アマジヤと面を
あハせたりしが 二十二ユダイスラエルに擊敗られて各々うの天幕に逃かへりぬ 二十三時にイスラエルの王ヨ
アシハヱホアハズの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに執へてエルサレムに携へゆ
きエルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで四百キユビト程を毀ち 二十四また神の室の中にて
オベデエドムが守り居る一切の金銀および諸の器皿ならびに王の家の財寶を取りかつ人質をとりて
サマリアに歸れり○二十五ユダの王ヨアシの子アマジヤハイスラエルの王ヱホアハズの子ヨアシの死て
より後なほ十五年生存らへたり 二十六アマジヤのうの餘の始終の行爲ハユダとイスラエルの列王の書に
記さるゝにあらずや 二十七アマジヤ飜へりてヱホバに從がはずなりし後エルサレムにおいて黨を結びて
彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにうの人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめ
たり 二十八人衆これを馬に負せてきたりユダの邑にてうの先祖等とゝもにこれを葬りぬ

第二十六章

一是においてユダの民みなウジヤをとりて王となしてうの父アマジヤに代らしめたり、
時に年十六なりき 二彼エラテの邑を建てこれを再びユダに歸せしむ、是ハかの王がうの先祖等とゝ

もに寢りし後かりき　三ウジヤハ十六歲の時位に即きエルサレムにて五十二年の間世を治めたり、その母ハエルサレムの者にして名をエコリアといふ　四ウジヤハそのすべて父アマジヤが凡てなしたる如くエホバの善と觀たまふ事を行ひ　五神の默示に明なりしかのゼカリヤの世にある日の間心をこめてエホバを求めたり、その求むる間ハ神これを立て幸福ならしめたまへり　六彼いでゝペリシテ人と戰ひガテの石垣ヤブネの石垣およびアシドドの石垣を圮しアシドドの地ならびにペリシテ人の中間に邑を建つ　七神かれを助けてペリシテ人、グルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻擊ふ　八めたまへりアンモニ人はまたウジヤに貢を納る、ウジヤの名つひにエジプトの入口までも廣まれり、其は甚た強くなりければなり　九ウジヤエルサレムの隅の門、谷の門および角隅に戍樓を建てこれを堅固ふしまた荒野に戍樓を建て許多の水溜を掘り、其は家畜を多く有たればなり、亦平野にも平地にも家畜を有り、又山々およびカルメルは農夫と葡萄を修る者を有り、農事を好みたればなり　十ウジヤ戰士一旅團あり、書記エイエルと牧伯マアセヤの數調査によりて隊々にわかれて戰爭に出づ、皆王の軍長ハナニヤの手に屬す　十一大勇士の族長の數ハ都合二千六百ナリ　十二その手に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戰ひ王を助けて敵に當る　十三ウジヤその全軍のために楯、戈、兜、鎧、弓および投石器の石を備ふ　十四彼またエルサレムにおいて工人に機械を案へ造らしめ之を戍樓およびに石垣に施こし之をもて矢ならびに大石を射出せり、是においてその名遠く廣まれり、其ハ非常の援助を蒙りて旺盛になりたればなり　十五然るに彼旺盛になるにおよびその心に高ぶりて惡き事を行なへり即ち彼その神エホバにむかひて罪を犯しエホバの殿に入て香壇の上に香を焚んとせり　十六時に祭司アザリヤエホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の後よりたがひ入り　十七ウジヤ王を阻へてこれに言けるはウジヤよエホバは香を焚こと汝のなすべき所にあらず、アロンの子孫にして香を焚ために潔められたる祭司等のなすべき所なり、聖所より出よ汝ハ罪を犯せり、エホバ神なんぢに榮を加へたまはじと　十八是においてウジヤ怒を發し香鑪を手にとりて香を焚んとせしがうの祭司にむかひて怒を發しをる間に癩病うの額に起れり、時に彼ハエホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側にをる　十九祭司の長アザリヤおよび一切の祭司等彼を見たに已にうの額に癩病生じゐたれば彼を其處より速にいたせり、彼もまたエホバのうの死る日まで癩病人となり居しがうの癩病たればなり、其子ヨタム王の家を管理て國の民を審判り　二十ウジヤうの餘の始終の行爲ハアモツの子預言者イザヤこれを書記したり　二十一ウジヤうの先祖等とともに寢りたれバ彼ハ癩病人なりとて王等の墓に連接る地にこれを葬りてうの先祖等とともにあらしむ、うの子ヨタムこれに代りて王となれり

第二十七章　一ヨタムハ二十五歲の時位に即きエルサレムにて十六年の間世を治めたり、其母ハザドクの女にして名をエルシヤといふ　二ヨタムハうの父ウジヤの凡て爲たるごとくエホバの善と視たまふ事をなせり、但しエホバの殿にハ入ざりき、民ハ尙惡き事を爲り　三彼エホバの家の上の門を建なほしオペルの石垣を多く築き增し　四ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および戍樓を築けり　五彼アンモニ人の王と戰ひこれに勝り、其年アンモンの子孫銀百タラント、小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれり、アンモンの子孫ハ第二年にも第三年にも是のごとく彼に貢をいるヽヨタムうの神エホバの前においてうの行を堅うしたるに因て權能ある者となれり　六ヨタムうの餘の行爲うの一切の戰鬥およびうの行なゐハイスラエルとユダの列王の書に記さるヽ彼は二十五歲の時位に即きエルサレムにて十六年の間世を治めたり　七ヨタムうの先祖等とともに寢りたれバダビデの邑にこれを葬れり、うの子アハズこれに代りて王となる

第二十八章　一アハズハ二十歲の時位に即きエルサレムにて十六年の間世を治めたりしがうの父ダビデと異にしてエホバの善と觀たまふ所を行ハずニイスラエルの王等の道にあゆみ亦諸のバアルのた

めに像を鑄造り 三ベンヒンノムの谷にて香を焚きうの子を火に燒きなどしてエホバがイスラエルの
子孫の前より逐はらひたまひし異邦人の行ふところの憎むべき事に倣ひ 四また崇邱の上、丘の上、
一切の青木の下にて犧牲をさゝげ、香を焚り 五是故にうの神エホバかれをスリアの王の手に付した
まひてスリア人つひに彼を擊破りうの人々を衆く虜囚としてダマスコに曳ゆけり、彼いまたイスラ
エルの王の手にも付されたれバイスラエルの王かれを擊て大にうの人を殺せり 六すなはちレマリヤ
の子ペカユダにおいて一日の中に十二萬人を殺せり、皆勇士なりき、是いん彼らうの先祖の神エホバ
を棄しによるなり 七うの時にエフライムの勇士ジクリといふ者王の子マアセヤ宮內卿アズリカムお
よび王に亞く人エリカナを殺せり 八イスラエルの子孫つひにうの兄弟の中より婦人ならびに男子女
子など合せて二十萬人を俘虜にしまた衆多の掠取物を爲しうの掠取物をサマリアに携へゆけり 九時
に彼處にエホバの預言者ありうの名をオデデといふ、彼サマリアに歸れる軍勢の前に進みいでゝ之
に言けるいん汝らの先祖の神エホバユダを怒りてこれを汝らの手に付したまひしが汝らいん天に達する
ほどの忿怒をもて之を殺せり 十然のみならず汝ら今ユダとエルサレムの子孫を壓つけて己の奴婢と
なさんと思ふ、然ども汝ら自身もまた汝らの神エホバに罪を獲たる身にあらずや 十一然バ今我に聽き
汝らがうの兄弟の中より擄へ來りし俘虜を放ち歸せ、エホバの烈しき怒おんぢらの上に臨まんとす
ればなりと 十二是において エフライム人の長たる人々すなわちヨハナンの子アザリヤ、メシレモテの
子ベレキヤ、シヤルムの子ヒゼキア、ハデライの子アマサ等戰爭より歸れる者等の前に立ふさがり
て十三之にいひけるいん汝ら俘虜を此に曳いるべからず、汝らいん我らをおてエホバに愆を得せしめて更
に我らの罪愆を增んとす、我らの愆は大にして烈しき怒イスラエルにのぞまんとするなりと 十四是に
おいて兵卒等うの俘虜と掠取物を牧伯等と全會衆の前に遺おきけれバ 十五上に名を擧けたる人々たち
て俘虜を受取り掠取物の中より衣服を取てうの裸かる者に着せ之に靴を穿せ食飲を爲め膏油を沃

さ等しうの弱き者をバ盡く驢馬に乘せ斯して之を棕櫚の邑エリコに導きゆきてうの兄弟に詣らせ
而してサマリアに歸れり ○十六當時アハズ王人をアッスリヤの王等に遣はして援助を乞ふむ 十七其はエ
ドム人またび來りてユダを攻擊ち民を擄へて去れバなり 十八ペリシテ人もまた平野の邑々およびユダ
の南の邑々を侵してベテシメシ、アヤロン、ゲデロテおよびショコとうの鄉里ティムナとうの鄉里ギ
ムゾとうの鄉里を取て其處に住めり 十九イスラエルの王アハズの故をもてエホバかくユダを卑くした
まふ、其いん彼ユダの中に淫逸なる事を行ひかつエホバよむかひて大に罪を犯したればなり 二十アッス
リヤの王テグラテピレセルは彼の所に來りしかども彼に力をうへずして反てこれを煩はせり 二一アハ
ズエホバの家と王の家および牧伯等の家の物を取てアッスリヤの王に與へけれどもアハズを援くる
ことをせざりき 二二このアハズ王はうの困難の時に當りてます〳〵エホバに罪を犯せり 二三即ち彼おの
れを擊るダマスコの神々に犧牲を獻げて言ふスリアの王等の神々いうの王等を助くれバ我もこれに
犧牲を獻けん、然バ彼ら我を助けんと、然れども彼等はかへつてアハズとイスラエル全國を仆す者
となれり 二四アハズ神の室の器皿を取聚めて神の室の器皿を切やぶりエホバの室の戶を閉ちエルサレ
ムの隅々に凡て祭壇を造り 二五ユダの一切の邑々に崇邱を造りて別神に香を焚き等してうの先祖の神
エホバの忿怒を惹おこせり 二六アハズのうの餘の始終の行爲およびうの一切の行跡はユダとイスラエ
ルの列王の書に記さる 二七アハズうの先祖等とともに寢りたれバエルサレムの邑にこれを葬れり、然
どもイスラエルの王等の墓にいこれを持ゆかざりき其子ヒゼキヤこれに代りて王となる

第二十九章

一 ヒゼキヤは二十五歲の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたり、うの母
はゼカリヤの女にして名をアビヤといふ 二ヒゼキヤはうの父ダビデの凡てなしたる如くエホバの目
に善と視たまふ事をなせり 三即ち彼うの治世の第一年一月にエホバの室の戶を開きかつ之を修繕ひ
四祭司およびレビ人を携さへいりて東の廣場にこれを集め 五而して之にいひけるはレビ人よ我に聽

け、汝等いま身を潔めて汝らの先祖の神エホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ六夫我らの先祖
ハ罪を犯し我らの神エホバの目よ惡しと見たまふことを行ひてエホバを棄てエホバの住所に面を背
けて後をこれに向けセまた廊の戸を閉ち燈火を消し聖所にてイスラエルの神に香を焚ず燃祭を獻け
ざりしハ是をもてエホバの忿怒ユダとエルサレムに臨みエホバ彼等をして打たゞよはされしめ詫異
とならしめ胡盧とならしめたまへり、汝らが目に覩るごとしハ即ち我等の父ハ劍に斃れ我らの男子
女子および妻等ハこれがために俘擄となれり十今我イスラエルの神エホバと契約を結ばんとする意
志ありうの烈しき怒我らを離るゝことあらん十一我子等よ今ハ怠たる勿れ、エホバ汝らを擇びて己の
前に立て事へしめ己に事ふる者となし香を焚く者とかしたまひたればなりと○十二是において レビ人
起り即ち、コハテの子孫の中にてハアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエル、メラリの子孫
の中にてハアブデの子キシおよびエハレレルの子アザリヤ、ゲルション人の中にてハジンマの子ヨ
アおよびヨアの子エデン十三エリザパンの子孫の中にてハシムリおよびエイエル、アサフの子孫の中
にてハゼカリヤおよびマッタニヤ、十四ヘマンの子孫の中にてハエヒエルおよびシメイ、エドトンの
子孫の中にてハシマヤおよびウジエル、十五かれらうの兄弟を集へて身を潔めエホバの言に依りて王
の傳へし命令にしたがひてエホバの室を潔めんとて入きたり十六祭司等エホバの室の奥に入りてこれ
を潔めエホバの殿にありし汚穢をことゝくエホバの室の庭に携へいたせばレビ人うれを受て外に
いたりキデロン河に持いたる十七彼ら正月の元日に潔むることを始めてうの月の八日にエホバの廊に
およびまたエホバの室をことゝく潔むるに八日を費し正月の十六日にいたりて之を終れり十八かくて彼らヒゼ
キヤ王の處に入て言ふ我らエホバの室をことゝく潔めまた燔祭の壇とうの一切の器具および供前
のパンの案とうの一切の器皿とを潔めたり十九またアハズ王がうの治世に罪を犯して棄たりし一切の
器皿をも整へてこれをエホバの壇の前にこれを据置りと二十是において ヒゼキヤ王蚤に起いで邑

の牧伯等をあつめてエホバの室にのぼり往き二十一牡牛七匹、牡羊七匹、羔羊七匹、牡山羊七匹を牽さ
たらしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロンの子孫たる祭司等に命じてこれをエホバ
の壇の上に獻げしむ二十二即ち牡牛を宰れバ祭司等うの血を受て壇に灑ぎ、また羔羊を宰れはうの血を
壇に灑ぎ、また羔羊を宰れはうの血を壇に灑ぎ二十三かくて人々罪祭の牡山羊を王と會衆の前に牽き
たりけれバ彼らうの上に手を按り二十四而して祭司これを宰りうの血を罪祭として壇の上に獻けてイス
ラエル全國のために贖罪をなせり、是ハ王イスラエル全國のために燔罪および罪祭を獻ぐることを
命じたるに因る二十五王レビ人をエホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガドと預言者ナタンの命令
にまたがひて之に鐃鈸、瑟および琴を執らむ、是ハエホバがうの預言者によりて命じたまひし所あ
り二十六是において レビ人ハダビデの樂器をとり祭司ハ喇叭をとりて立つ二十七時にヒゼキヤ燔祭を壇の上
に獻ぐることを命せり、燔祭をさゝげ始むるときエホバの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダ
ビデの樂器をならしはじめたり二十八かくして會衆みな禮拜をなし謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹な
らし燔祭の終るまで凡て斯ありしが二十九獻ぐる事の終るにおよびて王および之と偕に在る者みな身を
かゞめて禮拜をなせり三十かくてまたヒゼキヤ王およびうの牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの
詞をもてエホバを讃美せしむ、彼等喜樂をもて讃美し首をさげて禮拜す三十一時にヒゼキヤこたへて言
ける ハ汝らすでにエホバに事へんために身を潔めたれバ進みよりてエホバの室に犧牲および感謝祭
を携へきたれと、會衆すなはち犧牲および感謝祭を携へきたる、又志ある者ハみな燔祭を携ふ三十二會
衆の携へきたりし燔祭の數ハ牡牛七十、牡羊一百、羔羊二百、是みなエホバに燔祭として奉つる者
なり三十三また奉納物は牛六百羊三千なりき三十四然るに祭司寡くしてうの燔祭の物の皮を剝つくすこと能
ハざりけれバうの兄弟たるレビ人これを助けてうの工を終ふ、斯る間に他の祭司等も身を潔むハレ
ビ人ハ祭司よりも心正しくして身を潔めたり三十五燔祭夥多しくあり、酬恩祭の脂およびすべての燔祭

の酒も然り、斯エホバの室の奉事備れりしかぞも神かく民のために備をなしたまひしに因てヒゼキヤおよび一切の民喜こべり

第三十章 二茲にヒゼキヤイスラエルとユダに遍ねく人を遣はしまた書をエフライムとマナセに書おくりエルサレムなるエホバの室に來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む 三王すそにうの牧伯等およびエルサレムにある會衆と議り二月をもて逾越節を行はんと定めたり 四其ハ祭司の身を潔めし者足ず、民またエルサレムに集らざりしに因て 五即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルにり 六王も會衆もこの事を見て善となし 七即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルに遍ねく宣布ためしエルサレムに來りてイスラエルの神エホバに逾越節を行はんことを勸む、是はうの錄されたるごとくにこれを行ふ事久しく無りしが故なり 八飛脚すなはち王とうの牧伯等が授けし書をもちてイスラエルとユダを遍ねく行めぐり王の命を傳へて云ふ、イスラエルの子孫よ汝らアブラハム、イサク、イスラエルの神エホバに起歸れ然バエホバアッスリヤの王等の手より逃れて遺るところの汝らに歸りたまはん 九汝らの父および兄弟の如くならされ、彼らうの先祖の神エホバにむかひて罪を犯したれバこれを滅亡に就るめたまへり汝らが、見るごとし〻然バ汝らの父のごとく汝ら項を強くせずしてエホバに歸服しうの永久に聖別たまひし聖所に入り汝らの神エホバに事へよ、然れバうの烈しき怒なんぢらを離れん 十汝ら若エホバに歸らバ汝らの兄弟および子女うの己を擄へゆきし者の前に矜憫を得て遂にまた此國にかへらん、汝らの神エホバハ恩惠あり憐憫ある者にましませバ汝らこれに起かへるにおいてハ面を汝らに背けたまハじと 十一かくのごとく飛脚エフライム、マナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆これを嘲り笑へり 十二但しユダエルにも神うの力をいたして人々に心を一にせしめ王と牧伯等がエホバの言に依て傳へし命令を之に行

ハしむ 十三斯りしかバ二月にいたりて民酵いれぬパンの節をおこなはんとて多くエルサレムに來り集れり、うの會はおゐた大なりき 十四彼等すなはち起てエルサレムにある諸の壇を取のぞきまた一切の香壇を取のぞきてこれをキデロン川に投すて 十五二月の十四日に逾越の物を宰れり、是において祭司等およびレビ人ハ自ら恥ぢ身を潔めてエホバの室に燔祭を携へきたり 十六神の人モーセの律法に循ひ例に依て各々うの所に立ち而して祭司等レビ人の手より血を受て灑けり 十七時に會衆の中に未た身を潔めざる者多かりければレビ人うの潔からざる一切の人々に代りて逾越の物を宰りてエホバに潔めて獻ぐ 十八また衆多の民すなハちエフライム、マナセ、イッサカル、ゼブルンより來りし衆多の者未た身を潔むる事をせずうの書錄されし所に違ひて逾越の物を食へり、是をもてヒゼキヤこれがためゝ祈りて云ふ 十九惠ふかきエホバよ、凡うの心を傾けて神を求めうの先祖の神エホバを求むる者ハ假令聖所の潔齋に循ハざるとも願くハ是を赦したまへと 二十エホバヒゼキヤゝ聽て民を醫したまへり 二十一エルサレムにきたれるイスラエルの子孫ハ大なる喜悅をいたきて七日の間酵いれぬパンの節をおこなへり、又レビ人と祭司ハ日々にエホバを讃美し高聲の樂を奏してエホバを頌へたり 二十二ヒゼキヤ、エホバの奉事に善通じをる一切のレビ人を深く勞らふ、斯人衆酬恩祭を獻けうの先祖の神エホバに感謝して七日のあひた節の物を食へり 二十三かくて又全會あひ議りて更に七日を守らんと決め喜悅をいたきてまた七日を守れり 二十四時にユダの王ヒゼキヤハ牡牛一千、羊一萬を會衆ゝ餽れり、祭司もまた衆く身を潔めたり 二十五ユダの全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエルより來れる全會衆およびイスラエルの地より來れる異邦人とユダに住む異邦人みな喜べり 二十六かくエルサレムに大なる喜悅ありき、イスラエルの王ダビデの子ソロモンの時より以來かくのごとき事エルサレムに在ざりしなり 二十七この時祭司レビ人起て民を祝しけるにうの言聽れうの祈禱エホバの聖き住所なる天に達せり

イ 五下十八〇四
ロ 代上廿三〇六、廿四〇一
ハ 代上廿三〇廿、廿一
ニ 民廿八〇、廿九〇
ホ 民十八〇八　民十五〇十
ヘ 民二〇七
ト 民廿二〇廿九　民十三〇十
チ 利廿七〇廿　數十四〇廿八
リ 民二〇十
ヌ 民十三〇十三

第二十一章 一この事すべて終りしかば其處に在しイスラエル人みなユダの邑々に出ゆき柱像を碎きアシラ像を斫たふしユダとベニヤミンの全地より崇邱と祭壇を崩し絶ちエフライム、マナセにも及ぼして遂にまつたく之を毀ち而してイスラエルの子孫おの〳〵うの邑々に還りて己の產業にいたれり○二ヒゼキヤ祭司およびレビ人の班列を定めうの班列にしたがひて各々にうの職を行はしむ、即ち祭司とレビ人をして燔祭および酬恩祭を獻げしめヱホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ三また己の財產の中より王の分を出して燔祭のためにす、即ち朝夕の燔祭および安息日、朔日、節會などの燔祭のために之を出してヱホバの律法に記さるゝ如くす四彼またヱルサレムに住む民に祭司とレビ人にうの分を與へんことを命ず、是かれらをしてヱホバの律法に身を委ねしめんとてなり五其命令の傳はるや否やイスラエルの子孫穀物、酒、油、蜜ならびに田野の諸の產物の初を多く獻げまた一切の物の什一を夥多しく携さへきたる六ユダの邑々に住るイスラエルとユダの子孫もまた牛羊の什一ならびにうの神ヱホバに納むべき聖物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ七三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり八ヒゼキヤおよび牧伯等きたりて其積疊ねたる物を見ヱホバとうの民イスラエルを祝せり九ヒゼキヤうの積疊ねたる物の事を祭司とレビ人に問尋ねければ十ザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるハ民ヱホバの室に禮物を携さふることを始めしより以來我等飽までに食ひしがうの餘れる所はなはだ多しヱホバうの民をめぐみたまひたれバなり、うの餘れる所かくのごとく夥多しと十一ヒゼキヤヱホバの家の內に室を設くることを命じければ則ちこれを設け十二忠實にうの禮物什一および奉納物を携へいれり、レビ人コナニヤこれを主どりうの兄弟シメイこれに副ふ十三ヱヒエル、アザジヤ、ナハテ、アサヘル、ヱレモテ、ヨザバデ、ヱリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリヤの命に依りコナヤおよびうの兄弟シメイの手下につきてこれが監督者となる十四東の門を守る者レビ人

ム 容廿一〇九
ヲ 代上廿三〇廿四、廿七
ワ 利廿五〇廿四　民廿五〇二
カ 代下廿一〇十二至十五
ヨ 王下廿〇三
イ 王下十八〇十三　賽廿六〇一
ロ 賽廿一〇九、十
ハ 代下廿五〇廿三
ニ 民廿五〇九　王上九〇廿四
ホ 出廿一〇六
ヘ 代下廿〇十五
ト 王下六〇十六
チ 民十七〇五　約五四〇四

十五ヱムナの子コレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてヱホバの獻納物および至聖物を頒つ十六うの手につく者ハエデン、ミニヤミン、ヱシユア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司の邑々に居てうの職を盡しうの兄弟に班列に依て之を頒つ、大小ともに均し十七此外にまた凡て名簿に載たる男子三歲以上にしてヱホバの室に入りうの班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すところの者に之を頒つ十八またうの宗家にしたがひて名簿に載られうの班列にしたがひて擔任の事を執行ふところの祭司および二十歲以上のレビ人十九ならびに名簿に載たるうの小き者うの妻うの男子うの女子などに盡く之を頒つ、會中すべて然り、即ち彼等ハ潔白忠實にうの職を盡せり二十また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためにハ邑ごとに人を名指し選び祭司の中の一切の男およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にうの分を予へしむ二十一ヒゼキヤユダ全國に斯のごとく爲し善事、正き事、忠實なる事をうの神ヱホバの前に行へり二十二凡てうの神の室の職務につき律法につき誡命につきて行ひ始めてその神を求めし工ハ悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

第二十二章 一ヒゼキヤが此等の事を行なひ且つ忠實なりし後アッスリヤの王セナケリブ來りてユダに入り堅固なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとす二ヒゼキヤセナケリブの既に來りヱルサレムに攻むかはんとするを見三うの牧伯等および勇士等と謀りて邑の外なる一切の泉水を塞がんとす、彼等これを助く四衆多の民あつまりて一切の泉水および國の中を流れわたる溪河を塞ぎていひけるハアッスリヤの王等來りて水を多く得バ豈で可らんやと五ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をことごとく建なほして之を戍樓まで築き上げその外にまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り六軍長を多く民の上に立て邑の門の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ七汝ら心を強くし且勇め、アッスリヤの王のためにも彼とゝもなる群衆のためにも懼るゝ勿れ、慄のく勿れ我らとゝもなる者ハ彼とゝもになる者よりも多きぞかし八彼とゝもなる者ハ肉の腕なり、然れども

我らとともなる者ハ我らの神エホバよりして我らを助け我らに代りて戰かひたまふべしと、民ハユダの王ヒゼキヤの言に安んず○九此後アッスリヤの王セナケリブその全軍をもてラキシを攻圍み居りて臣僕をエルサレムに遣はしてユダの王ヒゼキヤおよびエルサレムにをる一切のユダ人に告ゆめて云く十アッスリヤの王セナケリブかく言ふ、汝ら何を恃みてエルサレムに閉籠りをるや十一ヒゼキヤが我らの神エホバアッスリヤの王の手より我らを救ひ出したまハんと言て汝らを誘かし汝らをして饑渇て死ぬめんとするに非ずや十二此ヒゼキヤハすなハちエホバの諸の崇邱と祭壇を取のぞきユダとエルサレムとに命じて汝らハ唯一の壇の前にて崇拜を爲しうの上に香を焚べしと言し者にあらずや十三汝らハ我およびわが先祖等が諸の國の民に爲したる所を知ざるか、其等の國々の民の神少許にても己のうの國をわが手より救ひ取ることを得しやまわが先祖等の滅ぼし盡せし國民の諸の神の中誰か己の民をわが手より救ひ出すことを得し者あらんや、然バ汝らの神いかでか汝らをわが手より救ひいたすことを得ん十五然れバ斯ヒゼキヤに欺かるゝ勿れ誘かさるゝ勿れまた彼を信ずる勿れ何の民何の國の神もうの民を我手またハ我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれバ況て汝らの神いかでか我手より汝らを救ひ出すことを得んと十六セナケリブの臣僕等この外にも多くエホバ神およびうの僕ヒゼキヤを誹れり十七セナケリブまた書をかきおくりてイスラエルの神エホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々うの民をわが手より救ひ出さざりし如くヒゼキヤの神もうの民をわが手より救ひ出さじと云ふ十八彼ら遂に大聲を擧けユダヤ語をもて石垣の上なるエルサレムの民に語ひ之を威しかつ擾せり、是ハ邑を取んとてなり十九斯かれらハエルサレムの神を論ずること人の手の作なる地上の民の神々を論ずるがごとくせり二十是によりてヒゼキヤ王およびアモツの子預言者イザヤともに祈禱て天に呼はりけれバ二十一エホバ天の使一箇を遣はしてアッスリヤ王の陣營にある一切の大勇士および將官、軍長等を絶しめたまへり、斯りしかバ王面を赧らめて己の國に還りけるがその神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり二十二是のごとくエホバヒゼキヤとエルサレムの民をアッスリヤの王セナケリブの手および諸人の手より救ひいたし四方において之を守護たまへり二十三是において衆多の人獻納物をエルサレムに携へきたりてエホバに奉り、また財寶をユダの王ヒゼキヤに餽れり、此後ヒゼキヤハ萬國の民に尊び見らる○二十四當時ヒゼキヤ病て死んとせしがエホバに祈りければエホバこれに告をなし之に休徵を賜へり二十五然るにヒゼキヤうの蒙むりし恩に酬ゆることをせずして心に高ぶりければ震怒これに臨まんとしまたユダとエルサレムに臨まんとせしが二十六ヒゼキヤうの心に高慢を悔て身を卑くしエルサレムの民も同じく然なしたるに因てヒゼキヤの世にハエホバの震怒かれらに臨まざりき○二十七ヒゼキヤハ富と貴を極め府庫を造りて金銀、寶石、香物、楯および各種の寶貴き器物を藏め二十八また倉廩を造りて穀物、酒、油なぞの產物を藏め圈を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置き二十九また許多の邑を設けかつ牛羊を夥多しく有り是は神貨財を甚た多くこれに賜ひしが故なり三十このヒゼキヤまたギホンの水の上の源を塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の西の方に引り、斯ヒゼキヤハうの一切の工を善なし就たり三十一但しバビロンの君等が使者を遣はしてこの國にありし奇蹟を問しめたる時ハ神かれを棄おきたまへり、是うの心に有ところの事を盡く知んがために之を試みたまへるなり○三十二ヒゼキヤのうの餘の行爲およびうの德行ハユダとイスラエルの列王紀の書の中なるアモツの子預言者イザヤの默示の中に記さる三十三ヒゼキヤうの先祖等と偕に寢りたれバダビデの子孫の墓の中なる高き處にこれを葬りユダの人々およびエルサレムの民みな厚くうの死を送れり、其子マナセこれに代りて王となる

第三十三章

一マナセハ十二歲の時位に即きエルサレムにて五十五年の間世を治めたり二彼ハエホバの目に惡と觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりエホバの逐はらひたまひし國人の行ふところの憎むべき事に傚へり三即ちうの父ヒゼキヤの毀ちたりし崇邱を改め築き諸のバアルのため

に壇を設けアシラ像を作り天の衆群を拜みて之に事へ四またエホバが我名ゐ永くエルサレムに在べしと宣まひしエホバの室の内に數箇の壇を築き五天の衆群のためにエホバの室の兩の庭に壇を築き六またベンヒンノムの谷にてゐの子女に火の中を通らせかつ占卜を行なひ魔術をつかひ禁厭を爲し憑鬼者と卜筮師を取用ひなどしてエホバの目に惡と視たまふ事を多く行おひてゐの震怒を惹起せり七彼またゐの作りし偶像を神の室に安置せり、神此室につきてダビデとゐの子ソロモンに言たまひし事あり云く我この室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるエルサレムとに吾名を永く置ん八彼らもし我が凡て命ぜし事すなわちモーセが傳へし一切の律法と法度と例典を謹みて行はゞ我が汝らの先祖のために定めし地より我これが足を重てうつさじとゥマナセかくユダとエルサレムの民とを迷はして惡を行はゝめたり、其狀イスラエルの子孫の前にエホバの滅ぼしたまひし異邦人よりも甚たしゃエホバマナセおよびゐのユダの民を諭したまひしかども聽ことをせざりき十是をもてエホバアッスリヤの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて擒へ之を杻械に繋ぎてバビロンに曳ゆけり十一然るに彼患難に罹るにおよびてゐの神エホバを和めゐの先祖の神の前に大に身を卑くして十二神に祈りければゐの祈禱を容れゐの懇願を聽きこれをエルサレムに携へかへりて再び國に莅ましめたまへり、是によりてマナセエホバは誠に神にいますと知り○十三この後かれダビデの邑の外にてギホンの西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口まそに及ほし又オペルに石垣を環らして甚た高く之を築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き十四またエホバの室より異邦の神々およびエホバの室の山とエルサレムとに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投すて十五エホバの壇を修復ひて酬恩祭および感謝祭をゐの上に獻げユダに命じてイスラエルの神エホバに事へしめたり十六然れども民ゐ猶崇邱にて犧牲を獻ぐることを爲り、但しゐの神エホバに而已なりき十七マナセのゐの餘の行爲ゐの神になせし祈禱およびイスラエルの神エホバの名をもて彼を諭せし先見者等の言はイスラエルの列王の言行錄に見ゆ十八またゐの祈禱を爲たる事ゐの聽れる事ゐの諸の罪愆ゐの身を卑くする前に崇邱を築きてアシラ像および刻たる像を立たる處々ならびにホザイの言行錄の中に記さる十九マナセゐの先祖とともに寢りたれば之をゐの家に葬れり、其子アモンゐ二十二歳の時位に卽きエルサレムにて二年の間世を治めたり二十一彼はその父マナセの爲しごとくエホバの目に惡と視たまふ事を爲り卽ちアモンゐの父マナセが作りたる諸の刻たる像に犧牲を獻げてこれに事へ二十二ゐの父マナセが身を卑くせしごとくエホバの前に身を卑くすることを爲ざりき、斯このアモン愈ゐの愆を增たりしが二十三その臣僕黨を結びて之に叛きこれをその家の内に弑せり二十四然るに國の民その黨を結びてアモン王に叛きし者等を盡く誅し而して國の民ゐの子ヨシアを王となしてゐの後を嗣ぶ

第三十四章　一ヨシアゐ八歳の時位に卽きエルサレムにて三十一年の間世を治めたり　二彼ゐエホバの善と觀たまふ事を爲しゐの父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき　三卽ち尙若かりしかゞゐゐの治世の八年にゐの父ダビデの神を求むることを始めゐの十二年にゐ崇邱、アシラ像刻たる像、鑄たる像などを除きてユダとエルサレムを潔むることを始め　四諸のバアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立る日の像を斫たふしアシラ像および雕像、鑄像を打砕きて粉々にし是等に犧牲を獻げし者等の墓の上に其を撒ちらし　五祭司の骨をゐの諸のバアルの壇の上に焚き斯してユダとエルサレムを潔めたりゃまたマナセ、エフライム、シメオンおよびナフタリの荒たる邑々にも斯なし　六諸壇を毀ちアシラ像および諸の雕像を微塵に打砕きイスラエル全國の日の像を盡く砍たふしてエルサレムに歸りぬ　七ハヨシアゐの治世の十八年にいたりて已に國と殿とを潔め了りゐの神エホバの室を修繕ゐしめんとてアザリヤの子シャバン、邑の知事マアセヤおよびヨアハズの子史官ヨアを遣ゐせり　九彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りてエホバの室に入し金を交せり、是ゐ門守のレビ人がマナセ、エフライム

たる家に聖契約の匱を放け、再び肩に擔ふこと有ざるべし、然ば今汝らの神エホバおよびその民イ
スラエルに事ふべし 四 汝らまたイスラエルの王ダビデの書およびその子ソロモンの書に本づきて父
祖の家に循がひその班列に依て自ら准備をなし 五 汝らの兄弟なる民の人々の宗家の區分に循ひて聖
所に立ち之にレビ人の宗族の分缺ること無らしむべし 六 汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝らの兄弟の
ために准備をなしモーセが傳へしエホバの言のごとく行ふべしと 七 ヨシアすなはち羔羊および羔山
羊を民の人々に餽る其數三萬また牡牛三千を餽る、是みな王の所有の中より出して其處に居る一切
の人のために逾越の祭物とかせるかりそのうの牧伯等も民と祭司とレビ人に誠意より與ふる所あり、
また神の室の長等ヒルキヤ、ゼカリヤ、エヒエルも綿羊二千六百、牛三百を祭司に與へて逾越の祭
物と爲すまたレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤ、子タンエル並にハシ
ヤビヤ、エイエル、ヨザバデなども綿羊五千、牛五百をレビ人に餽りて逾越の祭物となす 十 是のご
とく獻祭の事備わりぬれば王の命にしたがひて祭司等わうの擔任場に立ちレビ人わうの班列に循が
ひ居り 十一 やがて逾越の物を宰りければ祭司うの血をこれが手より受て洒けり、レビ人うの皮を剝り
十二 かくて燔祭の物を移して民の人々の分々に付してエホバに獻けしむ、モーセの書に記
されたるが如し、其牛に行ふところも亦是のごとし 十三 而して例規のごとくに逾越の物を火にて炙り
うの他の聖物を鍋、釜、鼎などに烹て一切の民の人々に奔配れり 十四 かくて後かれら自身の爲と祭司
等のために備ふ、其はアロンの子孫たる祭司等わ燔祭と脂を獻けて夜に入たればなり、是に因て斯
レビ人自分のためとアロンの子孫たる祭司等のために備ふるなり 十五 アサフの子孫たる謳歌者等わダ
ビデ、アサフ、ヘマンおよび王の先見者エドトンの命にしたがひてうの擔任場に居り、門を守る者
等わ門々に居てうの職務を離るるよう及ばざりき其わうの兄弟たるレビ人これがために備へたれば
なり 十六 斯のごとく其日エホバの獻祭の事ことごとく備はりければヨシア王の命よふたがひて逾越節を

行ひエホバの壇に燔祭を獻けたり 十七 即ち其處より來れるイスラエルの子孫うの時逾越節を行ひ七日の
間酵いれぬパンの節を行へり 十八 預言者サムエルの日より以來イスラエルにて是のごとくに逾越節を
行ひし事なし、又イスラエルの諸王の中にもヨシアが祭司レビ人およびユダとイスラエルの諸人およびエルサレムの民とともに行ひし如き逾越節を行ひし者一人もあらず 十九 この逾
越節わヨシアの治世の十八年に行ひしなり ○二十 是のごとくヨシア殿をととのへし後エジプトの王子
コユフラテの邊なるカルケミシを攻撃んとて上り來りけるにヨシアこれを禦がんとて出往り 二十一 是に
おいて子コ使者をかれに遣はして言ふユダの王よ是あに汝の與る所あらんや、今日わ汝を攻んとに
非ず我敵の家を攻んとするなり、神われに命じて急がしむ神われとともにあり汝神に逆ふことを
罷よ恐くわ彼なんぢを滅ぼさんと 二十二 然るにヨシア面を轉して去ことを肯はず却てこれと戰か
はんとて服裝を變へ神の口より出し子コの言を聽いれずしてメギドンの谷に到りて戰ひけるが 二十三 射
手の者等ヨシア王に射中たれば王うの臣僕にむかひて我を扶け出せ我太痍を負ふと言り 二十四 是においい
てうの臣僕等かれをうの車より扶けおろし其引せたる次の車に乘てエルサレムにつれゆきけるが遂
に死たればうの先祖の墓にこれを葬りぬ、ユダとエルサレムみなヨシアのために哀しめり 二十五 時にエ
レミヤヨシアのために哀歌を作れり謳歌男、謳歌女今日にいたるまでうの哀歌の中にヨシアの事を
述べイスラエルの中に之を例となせり、うの詞わ哀歌の中に書さる 二十六 ヨシアのうの餘の行爲うのエ
ホバの律法に錄されたる所にふたがひて爲し德行 二十七 およびうの始終の行爲などわイスラエルとユダ
の列王の書に記さる

第二十六章

一 是においてユダの國の民ヨシアの子エホアハズを取りエルサレムにてうの父よかはりて王と
ならふむ 二 エホアハズわ二十三歲の時位に即きエルサレムにて三月が間世を治めけるがヨエジプト
の王エルサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課せり 四 而してエジプトの

王ハ彼の兄弟エリアキムをもてユダとエルサレムの王となして之が名をエホヤキムと改めその兄
弟エホアハズを執へてエジプトに曳ゆけり 五 エホヤキムは二十五歳の時位に即きエルサレムにて十
一年の間世を治めその神エホバの悪と視たまふことを爲り 六 彼の所にバビロンの王ネブカデネザル
攻のぼりバビロンに曳ゆかんとて之を桎梏に繋けり 七 ネブカデネザルまたエホバの家の器具をバビ
ロンに携へゆきてバビロンにあるその宮にこれを藏めたり 八 エホヤキムのその餘の行爲その行ひし
憎むべき事等およびその心に畫みし事などハイスラエルとユダの列王の書に記さる、其子エホヤキ
ンこれに代りて王となる○ 九 エホヤキンハ八歳の時位に即きエルサレムにて三月と十日の間世を治
めエホバの悪と視たまふ事を爲けるが 十 歳の歸るにおよびてネブカデネザル王人を遣はして彼とエ
ホバの室の貴き器皿とをバビロンに携へいたらしめ之が兄弟ゼデキヤをもてユダとエルサレムの王
となせり○ 十一 ゼデキヤハ二十一歳の時位に即きエルサレムにて十一年の間世を治めたり 十二 彼ハその
神エホバの悪と視たまふ事を爲しエホバの言を傳ふる預言者エレミヤの前に身を卑くせざりき 十三 ネ
ブカデネザル彼をして神を指て誓はしめたりしにまた之にも叛けり、彼かくその項を強くしその心
を剛愎にしてイスラエルの神エホバに立かへらざりき 十四 祭司の長等および民もまた凡て異邦人の中
にある諸の憎むべき事に傚ひて太甚しく大に罪を犯しエホバのエルサレムに聖め置たまへるその室
を汚せり 十五 其先祖の神エホバその民とその住所とを恤むが故に頻りにその使者を遣はして之を諭し
たまひしに 十六 彼ら神の使者等を嘲けり其御言を輕んじその預言者等を罵りたればエホバの怒その民
にむかひて起り遂に救ふべからざるに至れり 十七 即ちエホバ カルデア人の王を之に攻きたらせたまひ
ければ彼その聖所の室にて劍をもて少者を殺し童男をも童女をも老人をも白髮の者をも憐まざりき、
皆ひとしく彼の手に付したまへり 十八 神の室の諸の大小の器皿エホバの室の貨財王とその牧伯等の貨
財など凡て之をバビロンに携へゆき 十九 神の室を焚きエルサレムの石垣を崩しその中の宮殿を盡く火

にて焚きその中の貴き器を盡く壞なへり 二十 また劍をのがれし者等ハバビロンに擄れゆきて彼處にて
彼とその子等の臣僕となりペルシヤの國の興るまで斯てありき 二十一 是エレミヤの口によりて傳はりし
エホバの言の應せんがためなりき、斯この地遂にその安息を享たり、即ち是ハその荒をる間安息し
て終に七十年滿ぬ○ 二十二 ペルシヤ王クロスの元年に當りエホバ曩にエレミヤの口によりて傳へたまひ
しその聖言を成んとてペルシヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を
出して徧く國中に告示して云く 二十三 ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神エホバ地上の諸國を我に賜へり、
その家をユダのエルサレムに建ることを我に命ず凡そ汝らの中もしその民たる者あらばその神エホ
バの助を得て上りゆけ

歷代志略下　終

以士喇書

第一章 一ペルシヤ王クロスの元年に當りヱホバ曩にエレミヤの口によりて傳へたまひしうの聖言を成んとてペルシヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなハち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云く二ペルシヤ王クロスかく言ふ天の神ヱホバ地上の諸國を我に賜へりうの家をユダのヱルサレムに建ることを我に命ず三凡う汝らの中もしうの民たる者あらばうの神の助を得てユダのヱルサレムに上りゆきヱルサレムなるイスラエルの神ヱホバの室を建ることをせよ彼ハ神にましませり四うの民にして生存れる者等の寓りをる處の人々ハ之に金、銀、貨財、家畜を予へて助くべしうの外にまたヱルサレムなる神の室のために物を誠意よりさゝぐべしと五是にユダとベニヤミンの宗家の長、祭司レビ人など凡て神にうの心を感動せられし者等ヱルサレムなるヱホバの室を建んとて起おこれり六うの周圍の人々みな銀の器、黃金、貨財、家畜および寶物を予へて之に力をうへこの外にまた各種の物を誠意より献げたり七クロス王またチブカデチザルが前にヱルサレムより携へ出して己の神の室に納めたりしヱホバの室の器皿を取いだせり八即ちペルシヤ王クロス、庫官ミテレダテの手をもて之を取いだしてユダの牧伯セシバザルに數へ交付せり九うの數ハ是のごとし、金の盤三十、銀の盤一千、小刀二十九、十金の大斝三十、二等の銀の大斝四百十、うの他の器具一千十一金銀の器皿ハ合せて五千四百ありしがセシバザル俘擄人等をバビロンよりヱルサレムに將て上りし時に之をことごとく携さへ上れり

第二章 一往昔バビロンの王チブカデチザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてヱルサレムおよびユダに上りおのおの己の邑に歸りし此州の者ハ左の如し二是皆ゼルバベル、エシユア、チヘミヤ、セラヤ、レエラヤ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスバル、ビグワイ、レホム、バアナ等に隨ひ來れり、其イスラエルの民の人數ハ是のごとし三パロシの子孫二千百七十二人四シ

バテヤの子孫三百七十二人五アラの子孫七百七十五人六エシユアとヨアブの族たるバハテモアブの
子孫二千八百十二人七エラムの子孫千二百五十四人八ザットの子孫九百四十五人九ザツカイの子孫
七百六十人十バニの子孫六百四十二人十一ベバイの子孫六百二十三人十二アズガデの子孫千二百二十二
人十三アドニカムの子孫六百六十六人十四ビグワイの子孫二千五十六人十五アデンの子孫四百五十四人十六
ヒゼキヤの家のアテルの子孫九十八人十七ベザイの子孫三百二十三人十八ヨラの子孫百十二人十九ハシユ
ムの子孫二百二十三人二十ギバルの子孫九十五人二十一ベテレヘムの子孫百二十三人二十二ネトバの人五十六
人二十三アナトテの人百二十八人二十四アズマウテの民四十二人二十五キリアテヤリム、ケビラおよびベエロテ
の民七百四十三人二十六ラマおよびゲバの民六百二十一人二十七ミクマシの人百二十二人二十八ベテルおよびア
イの人二百二十三人二十九ネボの民五十二人三十マグビシの民百五十六人三十一他のエラムの民千二百五十四
人三十二ハリムの民三百二十人三十三ロド、ハデデおよびオノの民七百二十五人三十四エリコの民三百四十五人
三十五セナアの民三千六百三十人〇三十六祭司ハエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人三十七インメルの子
孫千五十二人三十八パシユルの子孫千二百四十七人三十九ハリムの子孫千十七人〇四十レビ人ハホダヤの子等
エシユアとカデミエルの子孫七十四人四十一謳歌者ハアサフの子孫百二十八人四十二門を守る者の子孫ハシ
ヤルムの子孫、アテルの子孫、タルモンの子孫、アックブの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫
合せて百三十九人〇四十三ネテニ人ハヂハの子孫、ハスパの子孫、タバオテの子孫、四十四ケロスの子孫、
シアハの子孫、パドンの子孫、四十五レバナの子孫、ハガバの子孫、アックブの子孫、四十六ハガブの子孫、
シヤルマイの子孫、ハナンの子孫、四十七ギデルの子孫、ガハルの子孫、レアヤの子孫、四十八レヂンの子
孫、ネコダの子孫、ガザムの子孫、四十九ウザの子孫、パセアの子孫、ベサイの子孫、五十アスナの子孫、
メウニムの子孫、ネフシムの子孫、五十一バクブクの子孫、ハクバの子孫、ハルホルの子孫、五十二バツリ
テの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五十三バルコスの子孫、シセラの子孫、テマの子孫、五十四ネ

ヂアの子孫、ハテバの子孫等なり〇五十五ソロモンの僕たりし者等の子孫すなハちソタイの子孫、ハ
ソベレテの子孫、ペリダの子孫、五十六ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデルの子孫、五十七シバテヤの
子孫、ハッテルの子孫、ポケレテハツゼバイムの子孫、アミの子孫、五十八ネテニ人とソロモンの僕た
りし者等の子孫とハ合せて三百九十二人〇五十九またテルメラ、テルハレサ、ケルブ、アダンおよびイ
ンメルより上り來れる者ありしがう氏宗家の長とうの血統とを示してイスラエルの者なるを明かに
することを得さりき六十是すなハちデラヤの子孫、トビヤの子孫、ネコダの子孫にして合せて六百五
十二人〇六十一祭司の子孫たる者の中にハバヤの子孫、ハッコツの子孫、バルジライの子孫あり、バル
ジライハギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてうの名を名りしなり六十二是等の者譜系に載たる者等
の中におのが名を尋ねたれども在さりき、是の故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり六十三テ
ルシヤタハ之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでハ至聖物を食ふべからずと言り〇六十四會
衆あハせて四萬二千三百六十人六十五この外にうの僕、婢七千三百三十七人、謳歌男女二百人あり六十六う
の馬七百三十六匹、うの騾二百四十五匹、六十七うの駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹、〇六十八宗
家の長數人エルサレムなるエホバの室にいたるにおよびてエホバの室をうの本の處に建んとて物を
誠意より献げたり六十九即ちうの力にゑたがひて工事のために庫に納めし者ハ金六萬一千ダリク、銀五
千斤、祭司の衣服百襲なりき七十祭司、レビ人、民等、謳歌者、門を守る者、およびネテニ人等うの
邑々に住み一切のイスラエル人うの邑々に住り

第三章 一イスラエルの子孫かくうの邑々に住居しが七月に至りて民一人のごとくにエルサレムに集
まれり二是に於てヨザダクの子エシユアとうの兄弟なる祭司等およびシヤルテルの子ゼルバベルと
うの兄弟等立おこりてイスラエルの神の壇を築けり、是神の人モーセの律法に記されたる所に循ひ
てうの上に燔祭を献げんとてありき三彼等ハ壇をうの本の處に設けたり、是國々の民を懼れしが故

かり、而してうの上にて燔祭をエホバに献げ朝夕にこれを献ぐ 三またうの錄されたる所に循ひて結
茅節を行ひ毎日の分を按へて例に照し數のごとくに日々の燔祭を献けたり 三是より後ハ常の燔祭お
よび月朔とエホバの一切のすぐれきよき節會とに用ゐる供物からびに人の誠意よりエホバにたてまつる供
物を献ぐることをす 六即ち七月の一日よりして燔祭をエホバに献ぐることを始めけるがエホバの殿
の基礎ハ未た置さりき 七是において石工と木工に金を交付しまたシドンとツロの者に食物、飲物お
よび油を與へてベルシヤの王クロスの允准にしたがひてレバノンよりヨッパ辻海に香柏を運びしめ
たり○八斯てエルサレムなる神の室に歸りたる次の年の二月にシヤルテルの子ゼルバベル、ヨザダ
クの子エシユアおよびうの兄弟たる他の祭司レビ人かど凡て俘囚をゆるされてエルサレムに歸りし
者等事を始め二十歳以上のレビ人を立てエホバの室の工事を監督せしむ 九是に於てユダの子等なる
エシユアとうの子等および兄弟カデミエルとうの子等齊しく立て神の家の工人を監督せり、ヘナダ
デの子等およびうの子等と兄弟等のレビ人も然り 十かくて建築者エホバの殿の基礎を置る時祭司等
禮服を衣て喇叭を執りアサフの子孫たるレビ人鐃鈸を執り、イスラエルの王ダビデの例に循ひてエ
ホバを讃美す 十一彼等班列にしたがひて諸共に歌を諷ひてエホバを讃めかつ頌へエホバハ恩ふかく其
矜恤ハ永遠にたゆることなければとエホバを讃美する時に民みな大聲をあげて呼ハれ
り、エホバの室の基礎を据れバなり 十二されど祭司レビ人宗家の長等の中に以前の室を見たりし老人
ありけるが今この室の基礎をうの目の前に置るを見て多く聲を放ちて泣り、また喜悦のために聲を
あけて呼ハる者も多かりき 十三是をもて人衆民の歡こびて呼ハる聲と民の泣く聲とを聞わくることを
得さりき、うハ民大聲に呼ハり叫びければうの聲遠くまで聞えわたりたればなり

第四章 一茲にユダとベニヤミンの敵たる者等夫俘囚より歸り來りし人々イスラエルの神エホバのた
めに殿を建ると聞き 二乃ちゼルバベルと宗家ㇾ長等の許に至りて之に言けるハ我等をして汝等と共

に之を建しめよ我らハ汝らと同じく汝らが我等を此に携
へのぼりし日より以來我らハこれに犧牲を献ぐるなりと 三然るにゼルバベル、エシユアおよびうの
餘のイスラエルの宗家の長等これに言ふ汝らハ我らの神に室を建ることに與るべからず、我等獨り
みづからイスラエルの神エホバのために建ることを爲べし、是ペルシヤの王クロス王の我らに命せ
し所なりと 四是においてうの地の民ユダの民の手を弱らせてうの建築を妨げ 五之が計る所を敗らん
ために議官に賄賂して之に敵せしむ、ペルシヤ王クロスの世にある日よりペルシヤ王ダリヨスの治
世まで常に然り 六アハシユエロスの治世すかはち其治世の初に彼ら表を上りてユダとエルサレムの
民を誣訟へたり 七またアルタシヤスタの世にビシラム、ミテレダテ、タビエルおよびうの餘の同僚
仝く表をペルシヤの王アルタシヤスタに上つれり、うの書ㇾ文ハスリアの文字にて書きスリア語に
て陳述たる者なりき 八方伯レホム、書記官シムシヤイ書をアルタシヤスタ王に書おくりてエルサレ
ムを誣ゆ、左のごとし 九即ち方伯レホム、書記官シムシヤイおよびうの餘の同僚デナ人、アパルサ
テカイ人、タルペライ人、アパルサイ人、アルケワイ人、バビロン人、シユシヤン人、デハウ人、
エラマイ人 十ならびに其他の民すなはち大臣オスナパルが移してサマリアの邑および河外ふのうの
他の地に置し者等云々 十一其アルタシヤスタ王に上つりし書の稿ハ是なり云く、河外ふの汝の僕等云
々 十二王知たまへ、汝の所より上り來りしユダヤ人エルサレムに到りてわれらの中にいりかの背き悖
る悪き邑を建なほし石垣を築きあけうの基礎を固うせり 十三然バ王いま知たまへ若この邑を建て石垣
を築きあけなバ彼ら必ず貢賦、租稅、稅金などを納じ、然すれバ終に王等の不利とならん 十四もう
も我らハ王の鹽を食む者なれバ王の輕んせらるゝを見るに忍びず、茲に人を遣ハし王に奏聞す 十五列
祖の記錄の書を稽へたまへ、必ずうの記錄の書の中において、此邑ハ背き悖る邑にして諸王と諸州
とに害を加へし者なるを見、うの中に古來叛逆の事ありしを知たまふべし、此邑の滅ぼされしハ此

十六 故に緣るなり 十七我ら王に奏聞す、若この邑を建て石垣を築きあげなばなんぢは之がために河外ふの
十七 領分をうしなふなるべしと 十八王すなはち方伯レホム、書記官シムシヤイこの餘サマリアおよび河外
十八 ふのほかの處に住る同僚に答書をおくりて云く、平安あれ云々 十九汝らが我等におくりし書をば我前
十九 に讀解ゑめたり 二十我やがて詔書を下して稽考ゑめしに此邑の古來起りて諸王に背きし事、うの中に
二十 反亂謀叛のありし事など詳悉なり 二十一またエルサレムには在昔大なる王等ありて河外ふをことごとく
二十一 治め、貢賦、租稅、稅金などを己に納ゑめたる事あり 二十二然ば汝ら詔言を傳へて其人々を止め我が詔
二十二 言を下すまで此邑を建ること無らしめよ 二十三汝ら愼め之を爲ことを忽にする勿れ、何ぞ損害を增て王
二十三 に害を及ぼすべけんやと 二十四アルタシヤスタ王の書の稿をレホムおよび書記官シムシヤイとうの同僚
の前に讀あげければ彼等すなはちエルサレムに奔ゆきてユダヤ人に就き腕力と權勢とをもて之を止
二十四 めたり 二十五此をもてエルサレムなる神の室の工事止ぬ、即ちペルシヤ王ダリヨスの治世の二年まで止
みたりき

第五章 一爰に預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの二人の預言者ユダとエルサレムに居るユダヤ
二 人に向ひてイスラエルの神の名をもて預言する所ありければ 二シヤルテルの子ゼルバベルおよびヨ
ザダクの子エシユア起あがりてエルサレムなる神の室を建ることを始む神の預言者等これとともに
三 在て之を助く 三うの時に河外の總督タテナイといふ者セタルボズナイおよびうの同僚とともにうの
四 所に來り誰が汝らに此室を建て此石垣を築きあぐることを命せしやと斯言ひ 四また此建物を建る人
五 人の名は何といふやと斯これに問り 五然るにユダヤ人の長老等の上にはうの神の目うとぎゐたれば
六 彼等これを止むること能はずして遂にうの事をダリヨスに奏してうの返答の來るを待り 六河外ふの
總督タテナイおよびセタルボズナイとうの同僚なる河外ふのアパルサカイ人がダリヨス王に上まつ
七 りし書の稿は左のごとし 七即ちうの上まつりし書の中に書しるしたる所は是のごとし云く、願くは

ヌ 箴五〇三、四
ル 王上六〇一 ヲ 代下廿六〇十六、十七
ワ 王下廿四〇二、廿五〇八、九、十一
カ 箴一〇一
ヨ 箴一〇七、八、六〇五 タ 箴一〇十四、二〇二、廿一
レ 箴二〇八、十
ソ 箴六〇十五
ツ 箴六〇一、二
イ 箴五〇十七
ロ 王上六〇廿六

八 ダリヨス王に大なる平安あれ、八王知たまへ我等ユダヤ州に往てかの大神の室に至り視しに巨石を
九 もて之を建て材木を組て壁を作り居り其工事おほいに捗どりてうの手を下すところ成ざる無し 九是
に於て我等うの長老等に問てこれに斯いへり、誰が汝らに此室を建てこの石垣を築きあぐることを
十 十一 命せしやと 十我等またうの首長たる人々の名を書ゑるして汝に奏問せんがためにうの名を問り 十一時
に彼等かく我らに答へて言り、我等は天地の神の僕にして年久しき昔に建おかれし殿を再び建るな
十二 り、是は素イスラエルの大なる王某の建築きたる者なりしが 十二我らの父等天の神の震怒を惹起せし
に緣てつひに之をカルデヤ人バビロンの王子ブカデ子ザルの手に付したまひければ彼この殿を毀ち
十三 民をバビロンに擄へゆけり 十三然るにバビロンの王クロスの元年にクロス王神のこの室を建べしとの
十四 詔言を下したまへり 十四然のみならずエルサレムの殿より子ブカデ子ザルが取いだしてバビロンの殿
十五 に携へいれし神の室の金銀の器皿もクロス王これをバビロンの殿より取いだし其立たる總督セシバ
十六 ザルと名くる者に之を付し 十五而して彼に言けらく是等の器皿を取り往てこれをエルサレムの殿に携
十七 へいれ神の室をうの本の處に建よと 十六是において其セシバザル來りてエルサレムなる神の室の石礎
を置たりき、其時よりして今にいたるまで之を建つゝありしが猶いまだ竣らざるなりと 十七然ば今王
もし善となされなば請ふ御膝下バビロンにある所の王の寶藏を査べたまひて神のこの室を建べしと
の詔言のクロス王より出しや否を稽へ而して王此事につきて御旨を我らに諭したまへ

第六章 一是に於てダリヨス王詔言を出しバビロンにて寶物を藏むる所の文庫に就て査べ稽ゑめしに
二 三 ニメデア州の都城アクメタにて一の卷物を得たり、うの内に書ゑるせる記錄は是のごとし 三クロス
王の元年にクロス王詔言を出せり云くエルサレムなる神の室の事につきて諭す、うの犧牲を献ぐる
四 所なる殿を建てうの石礎を堅く置ゑ其室の高を六十キユビトにし其濶を六十キユビトにし 四巨石三
五 行、新木一行を以せよ其費用は王の家より授くべし 五またチブカデ子ザルがエルサレムの殿より取

いたしてバビロンに携へきたりし神の室の金銀の器皿ゐ之を還してエルサレムの殿に持ゆかしめ神の室に置てうの故の所にあらしむべしと ゐ然ば河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとうの同僚なる河外ふのアパルサカイ人汝等これより遠さかるべし ゑ神のうの室の工事を妨ぐる勿れ、ユダヤ人の牧伯とユダヤ人の長老等より神のうの家を故の處に建ためよ ゐ我また詔言を出し其神の家を建ることにつきて汝らが此ユダヤ人の長老等より爲べきことを示す、王の財寶の中すなわち河外ふの租税の中より迅速に費用をうの人々に與へよ、うの工事を滯ほらしむる勿れ ゑ又うの需むる物即ち天の神にたてまつる燔祭の小牛、牡羊および羔羊ならびに麥、鹽酒油かぞ凡てエルサレムにをる祭司の定むる所に循ひて日々に怠慢かく彼等に與へ ゑ彼らをして馨しき香の犧牲を天の神に獻ぐることを得せしめ王とうの子女の生命のために祈ることを出す、誰にもせよ此言を易る者あらばうの家の梁を拔きとり彼を擧て之に釘ん、うの家ゐまた之がために厠にせらるべし ゐ凡う之を易へまたエルサレムなるうの神の室を毀たんとて手を出す王あるひゐ民ゐ彼處にうの名を留め給ふ神ねがわくわこれを倒したまへ、我ダリヨス詔言を出せり迅速に之を行かへ ゐダリヨス王かく諭しければ河外ふの總督タテナイおよびセタルボズナイとうの同僚迅速にこれを行なへり ゐユダヤ人の長老等すなわち之を建て預言者ハガイおよびイドの子ゼカリヤの預言に由てこれを成就たり、彼等イスラエルの神の命に循がひクロス、ダリヨスおよびペルシヤ王アルタシヤスタの詔言に依て之を建竣ぬ ゐダリヨス王の治世の六年アダルの月の三日にこの室成り ゐ是においてイスラエルの子孫、祭司、レビ人およびうの餘の俘擄人よろこびて神のこの室の落成禮を行なへり ゐ即ち神のこの室の落成禮において牡牛一百牡羊二百羔羊四百を獻け、またイスラエルの支派の數にしたがひて牡山羊十二を獻けてイスラエル全體のために罪祭とゐし ゐ祭司をうの分別にまたがひて立てレビ人をうの班列にしたがひて立てエルサレムに於て神に事へしむ、凡てモーセの書に書しるしたるが如し ゐ斯て俘囚より歸り來りし人々正月の十四日に逾越節を行へり ゐ即ち祭司、レビ人共に身を潔めて皆潔くなり一切俘囚より歸り來りし人々のため、其兄弟たる祭司等のため、又自己のために逾越の物を宰れり ゐ擄れゆきて歸り來りしイスラエルの子孫および其國の異邦人の汚穢を棄て是等に附てイスラエルの神エホバを求むる者等すべて之を食ひ ゐ喜びて七日の間酵いれぬパンの節を行へり、是ハエホバかれらを喜ばせアッスリヤの王の心を彼らに向ハせ彼をしてイスラエルの神にまします神の家の工事を助けさせたまひしが故なり

第七章

ゐ是等の事の後ペルシヤ王アルタシヤスタの治世にエズラといふ者あり、エズラハセラヤの子、セラヤハアザリヤの子、アザリヤハヒルキヤの子、ヒルキヤハシヤルムの子、シヤルムハザドクの子、ザドクハアヒトブの子、ゐアヒトブハアマリヤの子、アマリヤハアザリヤの子、アザリヤハメラヨテの子、ゐメラヨテハゼラヒヤの子、ゼラヒヤハウジの子、ウジハブッキの子、エブッキハアビシユアの子、アビシユアハピネハスの子、ピネハスハエレアザルの子、エレアザルハ祭司の長アロンの子なり ゑ此エズラバビロンより上り來れり彼ハイスラエルの神エホバの授けたまひしモーセの律法に精しき學士ありき、其神エホバの手これが上にありしに因て其求むる所を王ことごとく許せり ゐアルタシヤスタ王の七年にイスラエルの子孫および祭司、レビ人、謳歌者、門を守る者、子ニ人なぞ多くエルサレムに上れり ゐ王の七年の五月にエズラエルサレムに到れり ゐ即ち正月の一日にバビロンを出たちて五月の一日にエルサレムに至る、其神のよき手これが上にありしに因てなり ゐエズラハ心をこめてエホバの律法を求め之を行ひてイスラエルの中に法度と例規とを教へたりき ○ ゐエホバの誡命の言に精しく且つイスラエルに賜ひし法度に明かなる學士にて祭司たるエズラにアルタシヤスタ王の與へし書の言ハ是のごとし ゐ諸王の王アルタシヤスタ天の神の律法の學士なる祭司エズラに諭す、願くハ全云々 ゐ我詔言を出す、我國の內にをるイスラエルの民およびうる

の祭司レビ人の中凡てエルサレムに往んと志す者ハ皆なんぢとゝもに往べし十四汝ハおのが手にある
汝の神の律法に照してユダとエルサレムの模樣とを察せんために王および七人の議官に遣ハされて
往くなり十五且汝ハ王とうの議官がエルサレムに宮居するところのイスラエルの神のために誠意より
さゝぐる金銀を携へ十六またバビロン全州にて汝が獲る一切の金銀および民と祭司とがエルサレムな
る其神の室のために誠意よりする禮物を携さふ十七然バ汝うの金をもて牡牛、牡羊、羔羊およびうの
素祭と灌祭の品を速に買ひ、エルサレムにある汝らの神の室の壇の上にこれを献ぐべし十八また汝と
汝の兄弟等うの餘れる金銀をもて爲んと欲する所あらバ汝らの神の旨にしたがひて之を爲せ十九また
汝の神の家の奉事のために汝が賜ハりし器皿ハ汝これをエルサレムの神の前に納めよ二十うの外汝の
神の室のために需むる所あらバ汝の用ひんとする所の者をことごとく王の府庫より取て用ふべし二一
我や我アルタシヤスタ王河外ふれ一切の庫官に詔言を下して云ふ、天の神の律法の學士祭司エズラ
が汝らに需むる所は凡てこれを迅速に爲べし二二即ち銀は百タラント、小麥ハ百石、酒ハ百バテ、油
ハ百バテ、鹽ハ量なかるべし二三天れ神の家のために天の神の命ずる所ハ凡て謹んで之を行なへ、し
からずバ王とうの子等との國に恐くハ震怒のぞまん二四かつ我等なんぢらに諭す、祭司レビ人謳歌者
門を守る者子テニ人および神のうの室の役者などは貢賦、租稅、稅金などを課すべからず二五汝エ
ズラ汝の手にある汝の神の智慧にしたがひて有司および裁判人を立て河外ふの一切の民すなハち汝
の神の律法を知る者等を盡く審判しめよ、汝らまた之を知ざる者を敎へよ二六凡う汝の神の律法およ
び王の律法を行ハざる者をバ迅速にうの罪を定めて或ハ殺し或ハ追放ち或ハうの貨財を沒收し或ハ
獄に繫ぐべし○二七我らの先祖の神エホバハ讃べき哉、斯王の心にエルサレムなるエホバの室を飾る
意を起させ二八また王の前とうの議官の前と王の大臣の前にて我に矜恤を得させたまへり、我神エホ
バの手わが上にありしに因て我ハ力を得、イスラエルの中より首領たる人々を集めて我とゝもに上

らしむ

第八章 一アルタシヤスタ王の治世に我とゝもにバビロンより上り來りし者等の宗家の長およびうの
系譜ハ左のごとし二ピネハスの子孫の中にてハゲルシヨム、イタマルの子孫の中にてはダニエル、
ダビデの子孫の中にてハハットシ、三シカニヤの子孫の中バロシの子孫の中にてハゼカリヤ彼と偕
にありて名簿に載られたる男百五十人、四パハテモアブの子孫の中にてハゼラヒヤの子エリヨエナ
イ、彼とゝもなる男二百人、五シカニヤの子孫の中にてハヤハジエルの子彼とゝもなる男三百人、
六アデンの子孫の中にてハヨナタンの子エベデ彼とゝもなる男五十人、七エラムの子孫の中にてハ
アタリヤの子エサヤ、彼と偕なる男七十人、八シバテヤの子孫の中にてハミカエルの子ゼバデヤ、
彼とゝもなる男八十人、九ヨアブの子孫の中にてハヱヒエルの子オバデヤ、彼とゝもなる男二百十
八人、十シロミテの子孫の中にてハヨシビアの子、彼とゝもなる男百六十人、十一ベバイの子孫の中
にてハベバイの子ゼカリヤ、彼と偕なる男二十八人、十二アズガデの子孫の中にてハハッカタンの子
ヨハナン、彼とゝもなる男百十人、十三アドニカムの子孫の中の後なる者等あり、其名をエリベレテ、
ユエル、シマヤといふ、彼らと偕なる男六十人、十四ビグワイの子孫の中にてハウタイおよびザブデ、
彼等とゝもなる男七十人○十五我かれらをアハワに流るゝところの河の邊に集めて三日が間かしこに
天幕を張居たりしが我民と祭司とを閲せしにレビの子孫一人も其處に居ざりければ十六すなハち人を
遣てエリエゼル、アリエル、シマヤ、エルナタン、ヤリブ、エルナタン、ナタン、ゼカリヤ、メシ
ユラムなどいふ長たる人々を招き、また敎誨を施こす所のヨヤリブおよびエルナタンを招けり十七而
して我カシビアといふ處の長イドの許に彼らを出し遣ハせり即ち我カシビアといふ處にをるイドと
うの兄弟なるネテニ人に告べき詞を之が口に授け、我等の神の室のために役者を我等に携さへ來れ
と言けるが十八我らの神よく我等を助けたまひて彼等つひにイスラエルの子レビの子マヘリの子孫イ

シセケルを我らに携さへ來り、又セレビヤといふ者およびうの子等と兄弟十八人十九ハシヤビヤから
びにメラリの子孫のエサヤおよびうの兄弟とうの子等二十人を携へ二十また子テニ人すなはちダビデ
とうの牧伯等がレビ人に事へしむるために設けたりし子テニ人二百二十人を携へ來れり、此等の者
は皆うの名を掲げられたり三斯て我かしこなるアハワの河の邊にて斷食を宣傳へ、我等の神の前に
て我等身を卑し我らと我らの小き者と我らの諸の所有のために正しき途を示されんことを之に求む
三其は我等さきに王に告て、我らの神は己を求むる者を凡て善く助けまた己を棄る者にはうの權能
と震怒とをあらはしたまふと言しに因て我道路の敵を防ぎて我等を護るべき歩兵と騎兵とを王に請
ふを羞たればなり三かくてこのことを我ら斷食して我等の神に求めけるに其祈禱を容たまへり二四時
に我祭司の長十二人即ちセレビヤ、ハシヤビヤおよびうの兄弟十人を之とゝもに擇び二五金銀および
器皿すなはち王とうの議官とうの牧伯と彼處の一切のイスラエル人とが我らの神の室のために献げ
たる奉納物を量りて彼らに付せり二六うの量りて彼らの手に付せし者は銀六百五十タラント、銀の器
百タラント、金百タラントなりき二七また金の大斝二十あり、一千ダリクに當る、また光り輝く精銅
の器二箇あり、うの貴きこと金のごとし二八而して我かれらに言り汝等はエホバの聖者なり、此器皿
もまた聖し、又この金銀は汝らの先祖の神エホバに奉まつりし誠意よりの禮物なり二九汝等エルサレ
ムに至りてエホバの家の室に於て祭司レビ人の長等およびイスラエルの宗家の首等の前に量るまで
之を伺ひ守るべしと三十是に於て祭司およびレビ人うの金銀および器皿をエルサレムなる我らの神の
室に携へゆかんとて其重にしたがひてこれを受取り○三一我ら正月の十二日にアハワの河邊を出たち
てエルサレムに赴きけるが我らの神うの手を我らの上におき、我らを救ひて敵の手、また路に伏て
窺ふ者の手に陷らしめたまはざりき三二我等すなはちエルサレムに至りて三日かしこに居しが三三四日
にいたりて我らの神の室においてうの金銀および器皿をウリヤの子祭司メレモテの手に量り付せり、

ピネハスの子エレアザル彼に副ふ、又エシユアの子ヨザバデおよびビンヌイの子ノアデヤの二人の
レビ人かれらに副ふ三四即ちうの一々の重と數を査べ其重をこと〴〵く其時かきとめたり三五俘囚の人
々のうの俘囚をゆるされて歸り來し者イスラエルの神に燔祭を献げたり、即ちイスラエル全體にあ
たる牡牛十二を献げ、また牡羊九十六、羔羊七十七罪祭の牡山羊十二を献げたり是みなエホバにた
てまつりし燔祭なり三六彼等王の勅諭を王の代官と河外ふの總督等に示しければうの人々民を助けて
神の室を建ふむ

第九章　一是等は事の成し後牧伯等我許にきたりて言ふイスラエルの民祭司およびレビ人は諸國の民
とはなれずして、カナン人、ヘテ人、ペリジ人、エブス人、アンモニ人、モアブ人、エジプト人、
アモリ人などの中なる憎むべき事を行へり二即ち彼等の女子を自ら娶り、またうの男子に娶れば聖
種諸國の民と相雜れり、牧伯たる者長たる者さきだちてこの愆を犯せりと三我この事を聞て我衣と
袍を裂き頭髮と鬚を拔き驚き呆れて坐せり四イスラエルは神は言を戰慄おうるゝ者はみな俘囚より
歸り來し者等の愆の故をもて我許に集まりしが我は晩の供物の時まで驚きつゝ茫然として坐しぬ五
晩の供物の時にいたり我うの苦行より起て衣と袍とを裂たるまゝ膝を屈めてわが神エホバにむかひ
手を舒て六言けるは我神よ我はわが神に向ひて面を擧るを羞て赧らむ、其は我らは罪積りて頭の上
に出で我らの愆重りて天に達すればなり七我らの先祖の日より今日にいたるまで我らは大なる愆を
身に負り、我らの罪の故によりて我等と我らの王等および祭司たちは國々の王等の手に付され、劍
にかけられ、擄へゆかれ、掠められ、面に恥をかうぶれり、今日はごとし八然るに今われらの神エ
ホバ暫く恩典を施こして逃れ存すべき者を我らの中に殘し、我らをしてうの聖所にうちし釘のごと
くならしめ、斯して我らの神われらの目を明にし、我らをして奴隷の中にありて少く生る心地せし
めたまへり九うも〳〵我らは奴隷の身なるがうの奴隷たる時にも我らの神われらを忘れず反てペル

シヤの王等の目の前にて我らに活る心地せしめ我らの神の室を建しめ其破壞
を修理ゐしめユダとエルサレムにて我らに石垣をたまふゃ我らの神よ已に是のごとくなれば我ら今
何と言のべんや、我等はやくも汝の命令を棄たればかり十一汝かつて汝の僕なる預言者等によりて命
じて宣まへり、云く汝らが往て獲んとする地ゐうの各地の民は汚穢により其憎むべき事によりて汚
れたる地にして此極より彼極までの汚穢盈わたるかり十二然ば汝らの女子を彼らの男子に與ふる勿
れ、彼らの女子をなんぢらの男子に娶る勿れ、又何時までもかれらの爲に平安をも福祿をも求むべ
からず、然すれば汝ら旺盛にして善の地の佳物を食ふことを得永くこれを汝らの子孫に傳へて產業
とせさしむることを得んと十三我らの惡き行により我らの大なる愆によりて此事すべて我等に臨みた
りしが汝我らの神ゐわれらの罪よりも輕く我らを罰して我らの中に是のごとく人を遺したまひたれ
ば十四我等再び汝の命令を破りて是等の憎むべき行ある民と緣を結ぶべけんや、汝我らを怒りて終に
滅ぼし盡し遺る者も逃るゝ者も無にいたらしめたまゐざらんや十五イスラエルの神エホバよ汝ゐ義し、
即ち我ら逃れて遺ること今日のごとし、今我ら罪にまとはれて汝の前にあり、是がために一人とし
て汝の前に立ことを得る者なきかり

第十章

一エズラ神の室の前に泣伏て禱りかつ懺悔しをる時に男女および兒女はおはた多くイスラエ
ルの中より集ひて彼の許に聚り來れり、すべての民ゐいたく泣かおしめり二時にエラムの子エヒエ
ルの子シカニヤ答へてエズラに言ふ我らゐわれらが神に對ひて罪を犯し此地の民ある異邦人の婦女
を娶れり、然おがら此事につきてゐイスラエルに今なほ望あり三然ば我等わが主の敎誨にしたがひ
又我らの神の命令に戰慄く人々の敎誨にしたがひて凡て律法にしたがひて之を爲べし四起よ是事ゐ汝の主ぞる所な
いふ契約を今われらの神に立ん、而して
り、我ら汝を助くべし心を強くして之を爲せと五エズラやがて起あがり祭司の長等、レビ人および

イスラエルの人衆をして此言のごとく爲んと誓ゐしめたり、彼ら乃ち誓へり六かくてエズラ神ぢ家
の前より起いでゾエリアシブの子ヨハナンぢ室に入しが彼處に至りてもパンを食ず水を飲ざりき、
是ゐ俘囚より歸り來りし者の愆を憂へたればかり七斯てユダおよびエルサレムに遍ねく宣て俘囚の
人々に盡く示して云ふ、汝ら皆エルサレムに集まるべしゐ凡う牧伯等と長老等の諭言にしたがひて
三日の内に來らざる者ゐ皆うの一切の所有を取あけられ俘擄人の會より黜けらるべしと九是におい
てユダとベニヤミンの人々みな三日の内にエルサレムに集まれり、是ゐ九月にして恰もうの月の廿
日ありき、民みな神の室ぢ前ある廣場に坐して此事のために又大雨のために震ひ慄けり十時に祭司
エズラ起て之に言けるゐ汝らゐ罪を犯し異邦の婦人を娶りてイスラエルの愆を增り十一然ば今なんぢ
らぢ先祖の神エホバに懺悔してうの御旨を行へ、卽ち汝等この地の民等および異邦の婦人とはかる
べしと十二會衆みな聲をあげて答へて言ふ汝が我らに諭せるごとく我等かならず爲べし十三然ど民ゐ衆
し又今ゐ大雨の候なれば我等外に立ことを能ゐず且これ一日二日の事業にあらず、其ゐ我らこの事
につきて大に罪を犯したればかり十四然ば我らの牧伯等ぢ全會衆ぢために立れよ、凡う我等の邑の
內にもし異邦の婦人を娶りし者あらば皆定むる時に來るべし、又うの各々の邑の長老および裁判人
これに伴ふべし、斯して此事を成ば我らの神の烈しき怒つひに我らを離るゝあらんと十五うの時立て
これに逆ひし者ゐアサヘルの子ヨナタンおよびテクワの子ヤハジア而已、メシユラムおよびレビ人
シヤベタイこれを贊く十六俘囚より歸り來りし者つひに然おし、祭司エズラおよび宗家の長數人うの
宗家にぉたがひて名指して撰ばれ、十月の一日より共に坐してこの事を查べ十七正月の一日に至りて
やうやく異邦の婦人を娶りし人々を盡く查べ畢れり十八祭司の徒の中にて異邦の婦人を娶りし者ゐ卽
ちヨザダクの子エシユアの子等およびうの兄弟マアセヤ、エリエゼル、ヤリブ、ゲダリヤ十九彼らゐ
うの妻を出さんといふ誓をおし已に愆を獲たればとて牡羊一匹をうの愆のために獻けたり二十メ

ルの子孫ハナニおよびゼバデヤ三ハリムの子孫マアセヤ、エリヤ、シマヤ、エヒエル、ウジヤ、三
バシユルの子孫エリオエナイ、マアセヤ、イシマエル、ヨザバデ、エラサ、三レビ人
の中にてハヨザバデ、シメイ、ケラヤ（卽ちケリタ）、ペタヒヤ、ユダ、エリエゼル、三謳歌者の中
にてハシヤルム、テレムおよびウリ、三イスラエルの中にてハ
パロシの子孫ラミヤ、エジア、マルキヤ、ミヤミン、エレアザル、マルキヤ、ベナヤ、三六エラムの
子孫マッタニヤ、ゼカリヤ、エヒエル、アブデ、エレモテ、エリヤ、三七ザットの子孫エリオエナイ、
エリアシブ、マッタニヤ、エレモテ、ザバデ、アジザ、三八ベバイの子孫ヨハナン、ハナニヤ、ザバ
イ、アテライ、三九バニの子孫メシユラム、マルク、アダヤ、ヤシユブ、シヤル、エレモテ、三十バハ
デモアブの子孫アデナ、ケラル、ベナヤ、マアセヤ、マッタニヤ、ベザレル、ビンヌイ、マナセ、
三一ハリムの子孫エリエゼル、エシヤ、マルキヤ、シマヤ、シメオン、三二ベニヤミン、マルク、シマ
リヤ、三三ハシユムの子孫マツテナイ、マツタタ、ザバデ、エリパレテ、エレマイ、マナセ、シメイ、
三四バニの子孫マアダイ、アムラム、ウエル、三五ベナヤ、ベデヤ、ケルヒ、三六ワニア、メレモテ、エ
リアシブ、三七マッタニヤ、マッテナイ、ヤアス、三八バニ、ビンヌイ、シメイ、三九シレミヤ、ナタン、
アダヤ、四十マクナデバイ、シヤシヤイ、シヤライ、四一アザリエル、シレミヤ、シマリヤ、四二シヤルム、
アマリヤ、ヨセフ、四三ネボの子孫エイエル、マッタテヤ、ザバデ、ゼビナ、イド、ヨエル、ベナヤ、
四四是みな異邦の婦人を娶りし者なり、うの婦人の中にハ子女を産し者もありき

以士喇書　終

尼希米亞記

第一章　一ハカリヤの子ヘミヤの言詞、第二十年キスレウの月我シユシヤンの都にありける時ニ
二　わが兄弟の一人なるハナニ數人の者とよもにユダより來りしかバ我俘虜人の遺餘なる夫の逃れかへり
三　しユダヤ人の事およびエルサレムの事を問たづねしに三彼ら我に言けるハ俘虜人の遺餘なる夫の州
四　内の民ハ大なる患難に遭ひ凌辱に遭ふ、又エルサレムの石垣ハ打崩され其門ハ火に焚たりと四我こ
五　の言を聞坐りて泣き數日の間哀しみ斷食し天の神に祈りて言ふ五天の神エホバ、大なる畏るべき神、
六　己を愛し己の誡命を守る者にむかひて契約を保ち恩惠を施こしたまふ者よ、ねがハくハ耳を傾むけ
七　目を開きて僕の祈禱を聽いれたまへ我いま汝の僕なるイスラエルの子孫のために日夜なんぢの前に
八　祈り、我等イスラエルの子孫が汝にむかひて犯せし罪を懺悔す、誠に我も我父の家も罪を犯せり七
九　我らハ汝にむかひて大に惡き事を行ひ汝の僕モーセに汝の命じたまひし誡命をも法度をも例規をも
十　守らざりきハ請ふ汝の僕モーセに命じたまへる言を憶ひたまへ、其言に云く汝ら若罪を犯さバ我汝
十一　らを國々に散さん九然れども汝らもし我にたちかへり我誡命を守りてこれを行ハゞ假令逐れゆき
　　て天の涯にをるとも我うこより汝等をあつめ我名を住ハせんとて撰びし處にきたらしめんと十うも
　　うも是等の者ハ汝が大なる能力と強き手をもて贖ひたまひし汝の僕なんぢの民なり十一主よ請ふ僕の
　　祈禱および汝の名を畏むことを悅こぶ汝の僕等の祈禱に耳を傾けたまへ、願くハ今日僕を助けて此
　　人の目の前に憐憫を得させたまへ、この時我ハ王の酒人なりき

第二章　一玆にアルタシヤスタ王の二十年ニサンの月王の前に酒のいぞし時我酒をつぎて王にたてま
二　つれり、我ハ今まで王の前にて憂色を帶しこと有ざりきニ王われに言けるハ汝ハ疾病も有ざるに何
　　とて面に憂色を帶るや、是他ならず心に憂ふる所あるなりと、是において我甚た大に懼れたりしが
三　遂に王に奏して曰ふ願くハ王長壽かれ、我が先祖の墓の地たるうの邑ハ荒蕪うの門ハ火にて焚た

れば、我いかで顔に憂色を帶ざるを得んやと四王われに向ひて然らば汝何をなさんと願ふやと言け
れば我すなはち天の神に祈りて五王に言けるは王もし之を善としたまひ、我もし汝の前に恩を得た
る者なりせば願くはユダにあるわが先祖の墓の邑に我を遣はして我にこれを建起さしめたまへと六
時に后妃も傍に坐しをりしが王われに言けるは汝が往てをる間は何程なるべきや何時頃歸りきたる
やと、王かく我を遣はすことを善としければ我期を定めて奏せり七而して我また王に言けるは王も
し善としたまはゞ請ふ河外ふの總督等に與ふる書を我に賜ひ彼らをして我をユダまで通さしめたま
へ八また王の山林を守るアサフに與ふる書をも賜ひ彼をして殿に屬する城の門を作り邑の石垣およ
び我が入べき家に用ふる材木を我に授けしめたまへと、我神善く我を助けたまひしに因て王これを
我に允せり九是において我河外ふの總督等に詣りて王の書をこれに付せり、王は軍長數人に騎兵を
うへて我に伴なはせたり十時にホロニ人サンバラテおよびアンモニ人奴隷トビヤこれを聞きイスラ
エルの子孫の安寧を求むる人來れりとて大に憂ふ十一我つひにエルサレムに到りて彼處に三日居りけ
る後十二夜中に起いでたり、數人の者われに伴かふ、我はわが神がエルサレムのために爲せんとて我
心に入たまひし所の事を何人にも告しらせず亦我が乘る一匹の畜の外には畜を引つれざりき十三我す
なはち夜中に立いで谷の門を通り龍井の對面を經糞門に至りてエルサレムの石垣を閲せしにうの石
垣は頽れをりうの門は已に火に焚てありき十四かくて又前みて泉の門にゆき王の池にいたりしに我が
乘る畜の通るべき處なかりき十五我亦うの夜の中に溪川に沿て進みのぼりて石垣を觀めぐり頓て身を
反して谷の門より歸りいりぬ十六然るに牧伯等は我が何處に往しか何を爲しかを知ざりき、我また未
たこれをユダヤ人にも祭司にも貴き人にも方伯等にも其他の役人にも告しらせざりしが十七遂に彼ら
に言けるは汝らの見ることく我等の境遇は惡くエルサレムは荒はてうの門は火に焚たり、來れ我等
エルサレムの石垣を築きあけて再び世の凌辱をうくることなからんと十八而して我わが神の善われを

助けたまひし事を彼らに告けまた王の我に語りし言詞をも告しらせければ去來起て築かんと言ひ皆
奮ひてこの美事を爲んとす十九時にホロニ人サンバラテアンモニ人奴隷トビヤおよびアラビヤ人ガシ
ムこれを聞て我らを嘲けり我儕を侮りて言ふ汝ら何事をなすや王に叛かんとするなるかと二十我すな
はち答へて彼らに言ふ天の神われらをして志を得させたまはん、故に其僕たる我等起て築くべし、
然ど汝らはエルサレムに何の分もなく權理もなく記念もなしと

第三章 一茲に祭司の長エリアシブうの兄弟の祭司等とともに起て羊の門を建て之を聖別てうの扉を
設け尚も之を聖別てハンメアの戍樓に及ぼし又ハナネルの戍樓に及ぼせり二うの次にはエリコの人
人築き建て、其次にはイムリの子ザックル築き建たり三魚の門はハッセナアの子等これを建構へ、
うの扉を設けて之に鎖と閂を施こせり四うの次にはハッコヅの子ウリヤの子メレモテ修繕をなし、
其次にはメシザベルの子ベレキヤの子メシユラム修繕をなしうの次にはバアナの子ザドク修繕をな
し五うの次にはテコア人等修繕をなせり、但しうの貴き族はうの主の工事に服せざりき六古門はバ
セアの子ヨイアダおよびベソデヤの子メシユラムこれを修繕ひ構へうの扉を設けて之に鎖と閂を施
せり七うの次にはギベオン人メラテヤ、メロノテ人ヤドン河外ふの總督の管轄に屬するギベオンと
ミヅパの人々等修繕をなせり八うの次にはハルハヤの子ウジエルなどの金工修繕をなし、其次には
製香者ハナニヤなど修繕をなしエルサレムを堅うして石垣の廣き處にまで及べり九うの次にはエル
サレムの郡の半の知事ホルの子レバヤ修繕をなせり十うの次にはハルマフの子エダヤ己の家と相對
ふ處を修繕り、うの次にはハシヤブニヤの子ハットシ修繕をなせり十一ハリムの子マルキヤおよびパ
ハテモアブの子ハシユブも一方を修繕ひまた爐戍樓を修繕へり十二うの次にはエルサレムの郡の半の
知事ハロヘシの子シヤルムうの女子等とともに修繕をなせり十三谷の門はハヌンザノアの民と偕にこ
れを修繕ひ之を建なほしてうの扉を設け之に鎖と閂を施しまた糞の門までの石垣一千キユビトを修

繕り　十四糞の門はベテハケレムの郡の牛の知事レカブの子マルキヤこれを修繕ひ之を建かほしてその
扉を設け之に鎖と閂を施こせり　十五泉の門ハミヅバの郡の知事コロホゼの子シヤルンこれを修繕ひ之
を建かほして覆ひその扉を設け之に鎖と閂を施こせり又王の園の邊なるシラの池に沿る石垣を修繕
てダビデの邑より下るところの階級にまで及ほせり　十六その後にハベアズブクの子ネヘミヤ修繕をなしてダビデの墓に對ふ處にまで及ほし堀池に至り勇士宅に至れり　十七その後に
ハバニの子レホムなどのレビ人修繕をなし其次にハケイラの郡の半の知事ハシヤビヤその郡の爲に
修繕をなせり　十八その後にハエンユアの子ミヅバの郡の半の知事エゼル石垣の彎にある武器庫に上る所に對へる部分を修繕
ひ　十九その後にはザバイの子バルク力を竭して石垣の彎より祭司の長エリアシブの家の門まその部分
を修繕ひ　二十その次にハハッコヅの子ウリヤの子メレモテ、エリアシブの家の門よりエリアシブの家
の極まその部分を修繕ひ　二十一その次にハ窪地の人なる祭司等修繕をなし　二十二その次にハベニヤミンおよ
びハシユブ己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にハアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處
を修繕ひ　二十三その次にハベニヤミンおよびハシユブ己の家と相對ふ處を修繕ひ其次にハアナニヤの子マアセヤの子アザリヤ己の家に近き處
ウザイの子バラルハ石垣の彎に對ふ處および王の上の家より聳え出たる戍樓に對ふ處を修繕り是ハ
侍衛の廳に近し、其次にハパロシの子ペダヤ修繕をなせり　二十四時にテラニ人ナベルに住をりて東の方
水の門に對ふ處および聳え出たる戍樓に對ふところの部分を修繕てオペルの石垣に及ほせり　二十五馬の門より上ハ祭司等おの〳〵その己の家と
對ふ處を修繕り　二十六その次にハインメルの子ザドク己の家と相對ふ處を修繕ひ、其次にハシカニヤ
の子シマヤといふ東の門を守る者修繕をなし　二十七その次にハシレミヤの子ハナニヤおよびザラフの第
六の子ハヌン一方を修繕ひその後にハベレキヤの子メシユラム己の室と相對ふ處を修繕へり　二十八その

次にハ金工の一人マルキヤといふ者ハンミフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りテヅニ
人および商人の家に及ほせり　三十その次にハ祭司サヅドク己の家と相對ふ處を修繕へり　三十一その次にハ東の門の守衛ハナニヤの子シ
メヤといふ者ハンミフカデの門と相對ふ處を修繕ひて隅の昇口に至りテヅニ

第四章　一茲にサンバラテわれらが石垣を築くを聞て怒り大に憤ほりてユダヤ人を罵れり　二即ち彼ら
の兄弟等およびサマリアの軍兵の前に語りて言ふ此軟弱しきユダヤ人何を爲や、自ら強くせんとす
るか、獻祭をなさんとするか、一日に事を終んとするか、塵堆の中の石ハ既に燬たるに之を取出し
て活さんとするかと　三時にアンモニ人トビヤうの傍にありて又言ふ彼らの築く石垣ハ狐上るも圮
るべしと　四我らの神よ聽たまへ、我らハ侮らる、願くハ彼らの出す凌辱をうの身の首に歸し、彼ら
を他國に擄ハれしめ掠られしめたまへ　五彼らの愆を蔽ひたまふ勿れ、彼らの罪を汝の前より消去し
めたまハれ、其ハ彼ら建築者の前にて汝の怒を惹おこしたればなり　六斯われら石垣を築きけるが
石垣ハみな已に相連なりてうの高さの半にまで及べり、其ハ民心をこめて操作たればなり　七然るに
サンバラテ、トビヤ、アラビヤ人、アンモニ人、アシドド人等エルサレムの石垣改修れ其破壞も次
第に塞がると聞て大に怒りハ皆ともに相結びてエルサレムに攻來らんとしうの中に擾亂をおこさん
とせり　九是において我ら神に祈禱をなしかれらのために日夜守望者を置て之に備ふ　十ユダ人ハ言り
荷を負ふ者の力衰へしが上に灰土おびたゞしくして我ら石垣を築くこと能ハずと　十一我らの敵ハ言り
彼等が知ずまた見ざる間に我ら其中に入り之を殺してうの工事を止めんと　十二又彼らの邊ょ住るユダ
ヤ人來る時ハ我らに告て言ふ汝ら我らの所に歸らざるべからずと、其事十次にも及べり　十三是に因て
我石垣の後の顯露なる低き處に民を置き劍、鎗またハ弓を持せてうの宗族にしたがひて之をうなふ
十四我觀めぐり起て貴き人々および牧伯等ならびにうの餘の民に告て云ふ汝ら彼等のために懼るゝ勿
れ主の大にして畏るべきを憶ひ汝らの兄弟のため男子女子のため妻および家のために戰かへよと　十五
我らの敵おのが事の我らに知れたるをきゝておのが謀計を神に破られたるを聞しによりて我ら皆石

垣に歸り各々うの工事をなせり十六其時より後わが僕半ハ工事に操作き半ハ鎗、楯、弓などを持て鎧
を着たり、牧伯等ハユダの全家の後にありき十七石垣を築く者および荷を負ひはこぶ者ハ各々片手を
もて工事を爲し片手に武器を執り十八築建者ハおの〳〵うの腰に劍を帶て築き建つ、又喇叭を吹く者
ハ我傍にあり十九我貴き人々および牧伯等ならびにうの餘の民に告て云ふ此工事ハ大にして廣ければ
我等石垣にありて彼此に相離ること遠し二十何處にもあれ汝ら喇叭の音のきこゆるを聞バ其處に奔あ
つまりて我らに就け、我らの神われらのために戰ひたまふべしと二一我ら斯して工事をなしけるが半
の者ハ東雲の出るより星の現ハるゝまで鎗を持をれり二二當時われ亦民に言らく皆おの〳〵うの僕と
ともにヱルサレムの中に宿り夜ハ我らの防守となり晝ハ工事をつとむべしと二三而して我もわが兄弟
等もわが僕も我に從がふ防守の人々もうの衣服を脫ず水を汲に出るにも皆武器を執れり

第五章 一茲に民うの妻とゝもにうの兄弟なるユダヤ人にむかひて大いに叫べり二或人言ふ我等およ
び我らの男子、女子ハ多し、我ら穀物を得食ふて生ざるべからず三或人ハ言ふ我らハ我らの田畑、
葡萄園および家をも質となすなり、既に飢に迫れバ我らに穀物を獲させよ四或ハ言ふ我らハ我らの
田畝および葡萄園をもて金を貸て王の租稅を納む五然ど我らの肉も我らの兄弟の肉と同じく、我ら
の子女も彼らの子女と同じ、視よ我らハ男子、女子を人に伏從ハせて奴隸となす、我らの女子の中
すでに人に伏從せし者もあり、如何とも爲ん方法なし、其ハ我らの田畝および葡萄園ハ別の人の有
となりたれバなりと六我ハ彼らの叫および是等の言を聞て大に怒れり七是に於て我心に思ひ計り、
貴き人々および牧伯等を責てこれに言けるハ汝らハ各々うの兄弟より利息を取るなりと、而して我
かれらの事につきて大會を開き八彼らに言けるハ我らハ異邦人の手に賣れたる我らの兄弟ユダヤ人
を我らの力にしたがひて贖へり、然るにまた汝等ハ己の兄弟を賣んとするや、いかで之をわれらの
手に賣るべけんやと、彼らは默して言かかりき九我また言けるハ汝らの爲すところ善らず、汝らハ

我らの敵たる異邦人の誹謗をおもひて、我等の神を畏れつゝ事をなすべきに非ずや十我もわが兄弟
および僕等も同じく金と穀物とを貸て利息を取ことをなす、願くハ我らこの利息を廢ん十一請ふ汝ら
今日にも彼らの田畝、葡萄園、橄欖園および家を彼らに還ス、また彼らに貸あたへて金穀物および
酒油などの百分の一を収ることを廢よと、十二彼ら即ち言けるは我ら之を還すべし、彼らに何をも要
めざらん、汝の言るごとく我ら然なすべしと、是に於て我祭司を呼び彼らをして此言のごとく行な
ふといふ誓を立しめたり十三而して我わが胸懷を打拂ひて言ふ此言を行はざる者をバ願くハ神是のご
とく凡て打拂ひてうの家およびうの業を離れさせたまへ、即ちうの人ハ斯打拂はれて空しくなれか
しと、時に會衆みなアメンと言てヱホバを讚美せり、而して民ハこの言のごとくに行へり十四且また
我がユダの地の總督に任ぜられし時より即はちアルタシヤスタ王の二十年より三十二年まで十二年
の間ハ我もわが兄弟も總督の受べき錄を食ざりき十五わが以前にありし舊の總督等ハ民に重荷を負せ
てパンと酒とを是より取り其外にまた銀四十シケルを取れり、然のみならずうの僕等も亦民を壓せ
り、然ども我ハ神を畏るゝに因て然せざりき十六我ハ反てこの石垣の工事に身を委ね、我等は何の田
地をも買しこと無し、我僕は皆かしこに集りて工事をなせり、十七且また我席にハユダヤ人および牧
伯等百五十人あり、其外にまた我らの周圍の異邦人の中より我らに來れる者等もありき十八是をもて
一日に牛一匹、肥たる羊六匹を備へ亦鷄をも許多備へ十日に一向種々の酒を多く備へたり、是あり
しかどもこの民の役おもきに因て我は總督の受くべき祿を要めざりき十九わが神よ我が此民のために
爲る一切の事を憶ひ仁慈をもて我をあしらひ給へ

第六章 一サンバラテ、トビヤおよびアラビヤ人ガシムならびにうの餘の我らの敵我が石垣を築き終
りて一の破壞も遺らずと聞り（然どうの時ハ未だ門に扉を設けざりしかり）二是においてサンバラ
テとガシム我に言つかハしけるハ來れ我らオノの平野なる某の村にて相會せんと、うの實は我を害

せんと思ひしなり 三我すかはち使者を彼らに遣ゐして言らく我ゐ大なる工事をなし居ば下りゆくことを得ず、なんぞ工事を離れ汝らの所に下りゆきてうの間工事を休ますべけんやと 四彼ら四次まで是のごとく我に言遣はしけるが我ゐ何時もかくのごとく之に答へたり 五是においてサンバラテまた五次目にうの僕を前のごとく我に遣ゐせり、其手にゐ封せざる書を携さふゐうの文に云く國々にて言傳ふ、ガシムもまた然いふ、汝ゐユダヤ人とともに叛かんとして之がために石垣を築けり、而して汝ゐうの王とからんとすとうの言ところ是のごとしゃまた汝ゐ預言者を設けて汝の事をエルサレムに宣しめユダに王ありと言しむといひ傳ふ、恐くゐうの事この言のごとく王に聞えん、然ば汝いまゃ來れ我ら共に相議らんとゐ 七我すなゐち彼に言つかゐしける汝が言るごとき事を爲し事なし、惟なんぢ之を己の心より作りいたせるなりと 八彼らゐ皆われらを懼れしめんとせり、彼ら謂らく斯なさば彼ら手弱りて工事を息べければ工事成さるべしと、今ねがゐくゐ我手を強くしたまへゃかくて 九後我メヘタベルの子デラヤの子シマヤの家に往しに彼閉こもり居て言らく我ら神の室に到りて神殿の内に相會し神殿の戸を閉おかん、彼ら汝を殺さんとて來るべければなり、必ず夜のうちに汝を殺さんとて來るべしと 十我言けるゐ我ごとき人いかぞ逃べけんや、我ごとき身にして誰か神殿に入て生命を全うすることを爲んや、我ゐ入じと 十一我曉れるに神かれを遣ゐしたまひしに非ず、彼が我にむかひて此預言を說しゐトビヤとサンバラテ彼に賄賂したればなり 十二彼に賄賂せしゐ此事のためなり、即ち我をして懼れて然なして罪を犯さしめ惡き名を我に負する種を得て我を辱しめんとてなりき 十三わが神よトビヤ、サンバラテおよび女預言者ノアデヤならびにうの他の預言者なぞ凡て我を懼れしめんとする者等を憶えてうの行爲に報をなしたまへ〇 十四石垣ゐ五十二日を歷てエルルの月の二十五日に成就せり 十五我らの敵皆これを聞ければ我らの周圍の異邦人ゐ凡て怖れ大に面目をうしなへり其ゐ彼等との工事ゐ我らの神の爲たまひし者なりと曉りたればなり 十六其頃ユダの貴き人々ゐばゐ

は書をトビヤにおくれり、トビヤの書もまた彼らに來れり 十九トビヤハアラの子シカニヤの婿なるをもてユダの中に彼と盟を結べる者多かりしが故なり、トビヤの子ヨハナンも亦ベレキヤの子メシユラムの女子を妻に娶りたり 二十彼らハトビヤの善行を我前に語り、また我言を彼に通せり、トビヤゐ常に書をおくりて我を懼れしめんとせり

第七章 一石垣を築き扉を設け門を守る者、謳歌者およびレビ人を立るにおよびて 二我わが兄弟ハナニおよび城の宰ハナニヤをしてエルサレムを治めしむ、彼ゐ忠信なる人にして衆多の者に超りて神を畏るゝ者なり 三我かれらに言ふ日の熱くなるまでゐエルサレムの門を啓くべからず、人々の立て守りをる間に門を閉させて汝らこれを堅うせよ、汝らエルサレムの民を番兵に立て各々にうの所を守らしめよと 四邑ゐ廣くして大なりしかどもうの內の民ゐ寡くして家ゐ未た建ざりき〇 五我神ゐわが心に貴き人々、牧伯等および民を集めてうの名簿をしらぶる思念を起さしめたまへり、我最先に上り來りし者等の系圖の書を得て見にうの中に書ふるして曰く 六往昔バビロンの王ブカデヅザルに擄へられバビロンに遷されたる者のうち俘囚をゆるされてエルサレムおよびユダに上りおの〳〵己の邑に歸りし此州の者ゐ左の如しゃ是皆ゼルバベル、エシユア、ネヘミヤ、アザリヤ、ラアミヤ、ナハマニ、モルデカイ、ビルシヤン、ミスペレテ、ビグワイ、ネホム、バアナ等に隨ひ來れり、うのイスラエルの民の人數ゐ是のごとしゃパロシの子孫二千百七十二人 八シパテヤの子孫三百七十二人 九アラの子孫六百五十二人 十アヒヨアブの族たるパハテモアブの子孫二千八百十八人 十一エラムの子孫千二百五十四人 十二ザットの子孫八百四十五人 十三ザッカイの子孫七百六十人 十四ビンヌイの子孫六百四十八人 十五ビンヌイの子孫六百二十八人 十六アズガデの子孫二千三百二十二人 十七アドニカムの子孫六百六十七人 十八ビグワイの子孫二千六十七人 十九アデンの子孫六百五十五人 二十アテルの子孫九十八人 二十一ヒゼキヤのアテルの子孫三百二十八人 二十二ハシユムの子孫三百二十八人 二十三ベザ

イの子孫三百二十四人二四ハリフの子孫百十二人二五ギベオンの子孫九十五人二六ベテレヘムおよび子ト
バの人百八十八人二七アナトテの人百二十八人二八ベテアズマウテの人四十二人二九キリアテヤリム、ケ
ピラおよびベエロテの人七百四十三人三十ラマおよびゲバの人六百二十一人三一ミクマシの人百二十二
人三二ベテルおよびアイの人百二十三人三三他の子ボの人五十二人三四他のエラムの民千二百五十四人三五
ハリムの民三百二十人三六エリコの民三百四十五人三七ロド、ハデデおよびオノの民七百二十一人三八セ
ナアの子孫三千九百三十人○三九祭司ハエシユアの家のエダヤの子孫九百七十三人四十インメルの子孫
千五十二人四一パシユルの子孫一千二百四十七人四二ハリムの子孫一千十七人○四三レビ人ハホデワの子
等エシユアとカデミエルの子孫七十四人○四四謳歌者ハアサフの子孫百四十八人○四五門を守る者ハシ
ヤルムの子孫、アテルの子孫タルモンの子孫、アックブの子孫、ハテタの子孫、シヨバイの子孫百
三十八人○四六子テニ人ハジハの子孫、ハスパの子孫、タバオテの子孫、四七ケロスの子孫、シアの子
孫、パドンの子孫、四八レバナの子孫、ハガバの子孫、サルマイの子孫四九ハナンの子孫、ギデルの子
孫、ガハルの子孫、五十レアヤの子孫、レザンの子孫、子コダの子孫五一ガザムの子孫、ウザの子孫、
バセアの子孫、五二ベサイの子孫、メウニムの子孫、子フセシムの子孫、五三バクブクの子孫、ハクバ
の子孫、ハルホルの子孫五四バヅリテの子孫、メヒダの子孫、ハルシヤの子孫、五五バルコスの子孫、
シセラの子孫、テマの子孫、五六子ヂアの子孫、ハテバの子孫等なり○五七ソロモンの僕たりし者等の
子孫ハ即ちソタイの子孫、ソペレテの子孫、ペリダの子孫五八ヤアラの子孫、ダルコンの子孫、ギデ
ルの子孫五九シバテヤの子孫、ハッテルの子孫、ポケレテハツゼバイムの子孫、アモンの子孫、六十子
テニ人とソロモンの僕たりし者等の子孫とハ合せて三百九十二人○六一またテルメラ、テルハレサ、
ケルブ、アドンおよびインメルより上り來れる者ありしがうの宗家とうの血統とを示してイスラエ
ルの者なるを明かにすることを得ざりき六二是すなハちデラヤの子孫、トビヤの子孫、子コダの子孫

にして合せて六百四十二人○六三祭司の中にホバヤの子孫、ハッコヅの子孫、バルジライの子孫あり、
バルジライハギレアデ人バルジライの女を妻に娶りてうの名を名りしなり六四是等の者系圖に載る者
等の中にうの籍を尋ねたれども在ざりき、是故に汚れたる者として祭司の中より除かれたり六五テル
シヤタ卽ハち之に告てウリムとトンミムを帶る祭司の興るまでハ至聖物を食ふべからずと言り○六六
會衆あハせて四萬二千三百六十人六七この外にうの僕婢七千三百三十七人、謳歌男女二百四十五人あ
り六八うの馬七百三十六匹、うの騾二百四十五匹六九駱駝四百三十五匹、驢馬六千七百二十匹○七十宗家
の長の中工事のために物を納めし人々あり、テルシヤタハ金一千ダリク、鉢五十、祭司の衣服五百
三十襲を施こして庫に納む七一また宗家の長數人ハ金二萬ダリク、銀二千二百斤を工事のために庫に
納む七二うの餘の民の納めし者ハ金二萬ダリク、銀二千斤、祭司の衣服六十七襲なりき七三かくて祭司、
レビ人、門を守る者、謳歌者、民等子テニ人およびイスラエル人すべてうの邑々に住り、イスラエ
ルの子孫かくてうの邑々に住みをりて七月にいたりぬ

第八章一茲に民みな一人のごとくになりて水の門の前なる廣場に集り學士エズラに請てヱホバのイ
スラエルに命じたまひしモーセの律法の書を携へきたらんことを求めたり二この日すなハち七月一
日祭司エズラ律法を携へ來りてうの集りをる男女および凡て聽て了ることを得るところの人々の前
に至り三水の門の前なる廣場にて曙より日中まで男女および了り得る者等の前にこれを誦り、民み
な律法の書に耳を傾く四學士エズラこの事のために預て設けたる木の臺の上に立たりしがうの傍に
ハ右の方にマッタテヤ、シマ、アナヤ、ウリヤ、ヒルキヤおよびマアセヤ立をり、左の方にペダヤ、
ミサエル、マルキヤ、ハシユム、ハシバダナ、ゼカリヤおよびメシユラム立をる五エズラ一切の民
の目の前にうの書を開けり（彼一切の民より高きところに立たり）かれが開きたる時に民みな起あ
がれり六エズラすなハち大神ヱホバを祝しければ民みなうの手を擧て應へてアメン、アメンと言ひ、

首を下け地に俯伏てエホバを拜めり七ヱシユア、バニ、セレビヤ、ヤミン、アクブ、シヤベタイ、
ホデヤ、マアセヤ、ケリタ、アザリヤ、ヨザバテ、ハナン、ペラヤおよびレビ人等民に律法を了ら
しめたり、民ハうの所に立をるハ彼等うの書に就て神の律法を朗かに誦み且うの意を解あかしてう
の誦ところを之に了らしむル時にテルシヤタたる子ヘミヤ祭司たる學士エズラおよび民を敎ふるレ
ビ人等一切の民にむかひて此日ハ汝らの神エホバの聖日なり、哭くなかれ泣なかれと言り、其ハ民
みな律法の言を聽て泣たれバなり十而して彼らに言けるハ汝ら去て肥たる者を食ひ甘き者を飲め、
而してうの備をなし得さる者に之を分ちおくれ、此日ハ我らの主の聖日なり汝ら憂ふることをせさ
れ、エホバを喜ぶ事ハ汝らの力なるぞかしとセレビ人も亦一切の民を靜めて言ふ汝ら默せよ此日ハ
聖きぞかし憂ふる勿れと十二一切の民すかハち去て食ひかつ飲み、又人に分ちおくりて大なる喜悅を
了りしが故なり○十三うの翌日一切の民の族長等祭司およびレビ
人等律法の語を學ばんとて學士エズラの許に集り來り十四律法を視るにエホバのモーセによりて命じ
たまひし所を錄して云く、七月の節會にハイスラエルの子孫茅廬に居るべしと十五又云く一切の邑々
およびエルサレムに布傳へて言べし、汝ら山に出ゆき橄欖の枝、油木の枝、烏拈の枝、棕櫚の枝、
および茂れる木の枝を取きたりて錄されたるごとくに茅廬を造れと十六是において民出ゆきて之を取
きたり、各々うの家の屋背の上あるひハうの庭あるひハ神の室の庭あるひハ水の門の廣場あるひハ
エフライムの門の廣場に茅廬を造れり十七擄ハれゆきて歸り來りし會衆みな斯茅廬を造りて茅廬に居
り、ヌンの子ヨシユアの日より彼日まそにイスラエルの子孫斯おこなひし事なし、是をもてうの喜
悅はかはた大なりき十八初の日より終の日まそにエズラ日々に神の律法の書を誦り人衆七日の間節筵を
おこなひ第八日にいたり例にかたがひて聖會を開けり

第九章　一うの月の二十四日にイスラエルの子孫あつまりて斷食し麻布を纏ひ土を蒙れり二イスラエ

ルの裔たる者一切の異邦人とはなれ而して立て己の罪と先祖の愆とを懺悔し三皆おのおのがうの處
に立てこの日の四分の一をもてうの神エホバの律法の書を拜めり四時にエシユア、バニ、カデミエル、シバニヤ、ブンニ、セレビヤ、バニ、ケナ
ニ等レビ人の臺に立ち大聲を擧てうの神エホバに呼ハれり五斯てまたエシユア、カデミエル、バニ、
ハシヤブニヤ、セレビヤ、ホデヤ、セバニヤ、ペタヒヤなどのレビ人言けらく汝ら起あがり永遠よ
り永遠にわたりて在す汝らの神エホバを讃よ、汝の尊き御名ハ讃べきかな、是ハ一切の讃にも崇に
も遠く超るなり六汝ハ唯なんぢのみエホバなり汝ハ天と諸天の天およびうの萬象地とうの
上の一切の物ならびに海とうの中の一切の物を造り之をことごとく保存せたまふなり、天軍ぁんぢ
を拜す七汝ハエホバ神にましまして、汝ハ在昔アブラムを撰みてカルデアのウルより之を導きいたし
アブラハムといふ名をこれにつけハうの心の汝の前に忠信あるを觀ハし之に契約を立てカナン
人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、エブス人およびギルガシ人の地をこれに與へうの子孫に授けん
と宣まひて終に汝の言を成たまへり、汝ハ實に義しル汝ハ我らの先祖がエジプトにて艱難を受るを
鑒み、うの紅海の邊にて呼ハり叫ぶを聽いれ十異兆と奇蹟とをあらハしてパロとうの諸臣とうの國
の庶民とを攻たまへり、うハかれらが傲りて我らの先祖等を攻しことを知たまへばより、而して汝
の名を揚たまへること尙今日のごとし十一汝ハまた彼らの前にあたりて海を分ち彼らをして旱ける地
を踏て海の中を通らしめ、彼らを追ふ者をバ石を大水に投いるるごとくに淵に投いれたまひ十二また
晝ハ雲の柱をもて彼らを導き、夜ハ火の柱をもて其往べき路を照したまひき十三汝ハまたシナイ山の
上に降り天より彼らと語ひ正しき例規および眞の律法、善き法度および誡命を之に授け十四汝の聖安
息日を之に示し汝の僕モーセの手によりて誡命と法度と律法を之に命じ十五天より食物を之に與へて
うの饑をとどめ、磐より水を之がために出してうの渴を濕し、且この國をおんぢらに與へんと手を

舉て誓ひ給ひしうの國に入これを獲べきことをかれらに命じたまへり 廿然るに彼等すなはち我らの
先祖みづから傲りうの項を強くして汝の誡命に聽ゐたがはず 十七聽從ふことを拒み亦なんぢが其中に
て行ひたまひし奇蹟を憶はず還てうの項を強くし悖りて自ら一人の首領を立てうの奴隸たりし處に
歸らんとせり、然りと雖も汝は罪を赦す神にして恩惠あり憐憫あり怒ること遲く慈悲厚くましまし
て彼らを棄たまはざりき 十八また彼ら自ら一箇の犢を鑄造りて是は汝をエジプトより導き上りし汝の
神ぞかりと言て大に震怒をひきおこす事を行ひし時 十九すら汝は重々も憐憫を垂て彼らを荒野に棄た
まはず、晝は雲の柱うの上を離れずして之を照しうの行べき
路を示ためたりき 二十汝はまた汝の善靈を賜ひて彼らを訓へ汝のマナを常に彼らの口にあたへまた水を
彼らに與へてうの渴をとゞめ 廿一四十年の間かれらを荒野に養ひたまひたれば彼らは何の缺る所もな
くうの衣服も古びずうの足も腫ざりき 廿二而して汝諸國諸民を彼らにあたへて之を各々に分ち取しめ
給へり、かれらはシホンの地すなはちヘシボンの王の地およびバシヤンの王オグの地を獲たり 廿三斯てまた汝
は彼らの子孫を增て空の星のでとくおゝからしめ前にうの先祖等に入て獲よと宣ひたる地に之を導き
いりたまひしかば 廿四則ちうの子孫入てこの地を獲たり斯て汝この地にすめるカナン人をかれらの前
に打伏せ、うの王等およびうの國の民をかれらの手に付して意のまゝに之を待ゐしめたまひき 廿五斯
りしかば彼ら堅固なる邑々および膏腴ある地を取り、各種の美物の充る家、鑿井、葡萄園、橄欖園
および許多の菓の樹を獲乃ち食ひて飽き肥太り汝の大なる恩典に沾ひて樂みたりしが 廿六尚も悖り
て汝に叛き汝の律法を後に拋擲ち己を戒めて汝に歸らせんとあたる預言者等を殺し大に震怒を惹
おこす事を行へり 廿七是に因て汝かれらをうの敵の手に付して窘しめさせたまひしが彼らうの艱難
の時に汝に呼ゐりければ汝天より之を聽て重々も憐憫を加へ彼らに救ふ者を多く與へて彼らをうの
敵の手より救ゐせたまへり 廿八然るに彼らは安を獲の後復も汝の前に惡き事を行ひしかば汝かれらを

うの敵の手に棄おきて敵にこれを治めしめたまひけるが彼ら復立歸りて汝に呼ゐりたれば汝天より
これを聽き憐憫を加へて忠ば〳〵彼らを助け 廿九彼らを汝の律法に引もどさんとして戒しめたまへり、
然りと雖も彼らは自ら傲りて汝の誡命に聽ゐたがはず汝の例規（人のこれを行ゐ之によりて生べ
しといふ者）を犯し、肩を聳かし項を強くして聽ことをせざりき 三十斯りしかども汝は年ひさしく彼
らを容しおき汝の預言者等に由て汝の靈をもて彼らを戒めたまひしが彼等つひに耳を傾けざりしに
因て彼らを國々の民等の手に付したまへり 三一されど汝は憐憫おほくして彼らを全くは絶さず亦彼ら
を棄たまふことをも爲たまはざりき、汝は恩惠あり憐憫ある神にましませばなり 三二然ば我らの神大
にして力強く且畏るべくして契約を保ち恩惠を施こしたまふ御神ねがはくはアッスリヤの王等の日
より今日にいたるまで我らの王等、牧伯等、祭司、預言者、我らの先祖汝の一切の民等に臨みし諸
の苦難を小き事と觀たまはざれ 三三我らに臨みし諸の事はつきては汝義く在せり、汝の爲たまひし所
は誠實にして我らの爲しところは惡かりしかり 三四我らの王等、牧伯等、祭司、父祖等は汝の律法を
行はず、汝が用ひて彼らを戒しめたまひしうの誡命と証詞に聽從がはざりき 三五則ち彼らは己の國に
居り、汝の賜ふ大なる恩惠に沾ひ、汝が與へてうの前に置たまひし廣き膏腴ある地にありける時に
汝は事ふることを爲ず、又ひるがへりて自己の惡き業をやむる事もせざりしなり 三六嗚呼われらは今
日奴隸たり、汝が我らの先祖に與へてうの中の産出物およびうの中の佳物を食はせんとしたまひし
地にて我らは奴隸となりをる乞はかけれ 三七この地はゐて汝が我らの罪の故によりて我らの上に立たま
ひし王等のために衆多の產物を出すかり、且また彼らは我らの身をも我らの家畜をも意のまゝに左
右することを得れば我らは大難の中にあるなり 三八此もろ〳〵の事のために我ら今堅き契約を立てて
これを書ふるし我らの牧伯等我らのレビ人、我らの祭司これに印す

第十章

一 印を捺る者はハカリヤの子テルシヤタ子ヘミヤおよびゼデキヤ 二セラヤ、アザリヤ、エレ

ミヤ、三バシユル、アマリヤ、マルキヤ、四ハツトシ、シバニヤ、マルク、五ハリム、メレモテ、
オバデヤ、六ダニエル、ギンネトン、バルク、七メシユラム、アビヤ、ミヤミン、八マアジア、ビ
ルガ、シマヤ、是等ハ祭司なり、九レビ人ハ即ちアザニヤの子エシユア、ヘナダデの子ビンヌイ、
カデミエル十ならびに其兄弟シバニヤ、ホデヤ、ケリタ、ペラヤ、ハナン、十一ミカ、レホブ、ハシ
ヤビヤ、十二ザツクル、セレビヤ、シバニヤ、十三ホデヤ、バニ、ベニヌ、十四民の長たる者ハバロシ、
バハテモアブ、エラム、ザツト、バニ、十五ブンニ、アズカデ、ベバイ、十六アドニヤ、ビグワイ、ア
デン、十七アテル、ヒゼキヤ、アズル、十八ホデヤ、ハシユム、ベザイ、十九ハリフ、アナトテ、ノバイ、
二十マグビアシ、メシユラム、ヘジル、二一メシザベル、ザドク、ヤドア、二二ペラテヤ、ハナン、アナ
ニヤ、二三ホセア、ハナニヤ、ハシユブ、二四ハロヘシ、ビルハ、シヨベク、二五レホム、ハシヤブナ、
マアセヤ、二六アヒヤ、ハナン、アナン、二七マルク、ハリム、バアナ、二八うの餘の民、祭司、レビ人、
門を守る者、謳歌者、子テニ人、ならびに都て國々の民等と離れて神の律法に附る者およびうの妻
うの男子、女子など凡う事を知り辨まふる者ハ二九皆うの兄弟たる貴き人々に附したがひ呪咀に加り
誓を立て云く、我ら神の僕モーセによりて傳はりし神の法律に歩み我らの主エホバの一切の誡命お
よびうの例規と法度を守り行はん三十我らハ此地の民等に我らの女子を與へじ亦われらの男子のため
に彼らの女子を娶らじ三一此地の民等たとひ貨物あるひハ食物を安息日に携へ來りて賣んとするとも
安息日またハ聖日にハ我等これを取じ又七年ごとに耕作を廢め一切の負債を免さんと三二我らまた自
ら例を設けて年々にシケルの三分の一を出して我らの神の室の用となし三三供物のパン、常素祭、常
燔祭のため、安息日、月朔および節會の祭物のため、聖物のため、イスラエルの贖をなす罪祭およ
び我らの神の家の諸の工のためにこれを用ゐることを定む三四また我ら祭司、レビ人および民籤を掣き、
律法に記されたるごとく我らの神エホバの壇の上に焚べき薪木の禮物を年々定まれる時にわれらの

宗家にしたがひて我らの神の室に納むる者を定め三五かつ誓ひて云ふ我らの産物の初および各種の樹
の果の初を年々エホバの室に携へきたらん三六また我らの子等および我らの獸畜の首出および我らの
牛羊の首出を律法に記されたるごとく我らの神の室に携へ來りて我らの神の室に事ふる祭司に交し
三七我らの麥粉の初、我らの擧祭の物、各種の樹の果および酒、油を祭司の許に携へ到りて我らの神
の家の室に納め我らの産物の什一をレビ人に與へん、レビ人ハ我らの一切の農作の邑においてうの
什一を受べき者なればなり三八レビ人什一を受る時にハアロンの子孫たる祭司一人うのレビ人と偕に
あるべし、而してまたレビ人ハうの什一の十分の一を我らの神の家に携へ上りて府庫の諸室に納む
べし三九即ちイスラエルの子孫およびレビの子孫ハ穀物および酒油の擧祭を携さへいたり聖所の器皿
および奉事をする祭司、門を守る者、謳歌者などが在るところの室に之を納むべし、我らは我らの
神の家を棄じ

第十一章　一民の牧伯等ハエルサレムに住りうの餘の民もまた籤を掣き十人の中よりして一人宛を聖
邑エルサレムに來りて住しめ、うの九人を他の邑々に住しめたり二又すべて自ら進でエルサレムに
住んと言ふ人々ハ民これを祝せり三イスラエル、祭司、レビ人、子テニ人およびソロモンの臣僕た
りし者等の子孫すべてユダの邑々にありておの〳〵うの邑々なる自己の所有地に住をれり、此州の
貴き人々のエルサレムに住をりし者ハ左のごとし四即ちユダの子孫およびベニヤミンの子孫のエル
サレムに住る者ハ是なり、ユダの子孫ハウジヤの子アタヤ、ウジヤハゼカリヤの子、ゼカリヤハア
マリヤの子、アマリヤハシバテヤの子、シバテヤハマハラレルの子、是ハペレズの子孫なり五又バ
ルクの子マアセヤといふ者あり、バルクハコロホゼの子、コロホゼハハザヤの子、ハザヤハアダヤ
の子、アダヤハヨヤリブの子、ヨヤリブハゼカリヤの子、ゼカリヤハシロニ人の子なり六ペレズの
子孫のエルサレムに住る者ハ合せて四百六十八人にして皆勇士なり七ベニヤミンの子孫ハ左のごと

し、メシユラムの子サル、メシユラムの子ヨエデの子、ペダヤの子、
八 コラヤの子マアセヤの子、マアセヤの子イテエルの子、イテエルの子エサヤの子なり、その次のガバイおよびサライなどにして合せて九百二十八人、九 ジクリの子ヨエルかれらの監督たり、ハヽセヌアの子
十 ユダこれに副ふて邑を治む、十 祭司のヨヤリブの子エダヤ、十一 ヤキン、十二 およびアザリヤの子、ヒルキヤの子、メシユラムの子、ザドクの子、メラヨテの子、
アダヤの子、エロハムの子、ペラリヤの子、アムジの子、ゼカリヤの子、パシホルの子、マルキヤの子なり、十三 アダヤの兄弟たる宗家の長二百四十二人
十三 ゼカリヤの子アマシサイといふ者あり、アマシサイの子、アザリエルの子、アハザイの子、メシレモテの子、メシレモテの子、インメルの子なり、十四 その兄弟たる勇士百二十八人あり、ハ
十四 ハザイのメシレモテの子ザブデエル彼らの監督たり、十五 レビ人のハシユブの子シマヤ、ハシユブのアズリカムの子、アズリカムのハシヤビヤの子、ブンニの子なり、十六 またシヤベタイおよびヨザバ
十六 デあり是等のレビ人の長にして神の室の外の事を掌どれり、十七 またマッタニヤといふ者あり、マッタニヤのミカの子、ミカのザブデの子、マッタニヤのアサフの子なり、祈禱の時に感謝の詞
十七 を唱へはじむる者なり、彼の兄弟の中にてバクブキヤといふ者かれに次り、又アブダといふ者あり、
十八 アブダのシヤンマの子、シヤンマのガラルの子、ガラルのエドトンの子なり、十九 聖邑にあるレビ人の
十九 合せて二百八十四人、十九 門を守る者アクブ、タルモンおよびその兄弟等合せて百七十二人あり、皆
二十 門々にありて伺守ることをせり、二十 その餘のイスラエル人、祭司およびレビ人のの皆ユダの一切の邑々
二十一 にありて各々おのれの産業に居り、二十一 但しヲフテニ人のオペルに居り、ザハおよびギシパヲフテニ人を統
二十二 ふ、二十二 エルサレムにをるレビ人の監督のウジといふ者なり、ウジのバニの子、パニのハシヤビヤの子、

ハシヤビヤのマッタニヤの子、マッタニヤの子、是の謳歌者なるアサフの子孫なり、う
二三 の職務の神の室の事にかゝはる、二三 王より命令ありて是らの事を定め、謳歌者に日々の定まれる分を
二四 與へしむ、二四 ユダの子ゼラの子孫メシザベルの子孫を取あつかへり、二五 又村莊とうの田圃につきてのユダの子孫の者キリアテアルバとうの郷里、デボン
二五 とうの郷里およびエカブジエルとうの村莊に住み、二六 エシユア、モラダおよびベテペレテに住み、二七 ハ
二六 ザルシユアルおよびベエルシバとうの郷里に住み、二八 エンリンモン、ザレア、ヤルムテに住み、二九 ザノア、アドラムおよび其等の村莊、ラキシとうの田野およ
二九 びアゼカとうの郷里に住り、斯かれらはベエルシバよりヒンノムの谷までに天幕を張り、三〇 ベニヤミ
三〇 ンの子孫はまたゲバよりしてミクマシ、アヤおよびベテルとうの郷里に住み、三一 アナトテ、ノブ、アヌ
三一 ナニヤ、三二 ハゾル、ラマ、ギッタイム、三三 ハデデ、ゼボイム、ネバラテ、三四 ロド、オノ、工匠谷に住
三二 り、三五 レビ人の班列のユダにある者の中ベニヤミンに合せし者もありき

第十二章

一 一 シヤルテルの子ゼルバベルおよびエシユアと偕に上りきたりし祭司とレビ人左のごと
二 しセラヤ、エレミヤ、エズラ、二 アマリヤ、マルク、ハツトシ、三 シカニヤ、レホム、メレモテ、
四 イド、ギンテトイ、アビヤ、五 ミヤミン、マアデヤ、ビルガ、六 シマヤ、ヨヤリブ、エダヤ、七
五 サライ、アモク、ヒルキヤ、エダヤ、是等の者のエシユアの世に祭司およびその兄弟等の長たりき
六 八 またレビ人のエシユア、ビンヌイ、カデミエル、セレビヤ、ユダ、マツタニヤのうた
七 の兄弟とともに感謝の事を掌どれり、九 またバクブキヤおよびウンノの之と相對ひて職務をな
八 せり、十 エシユアヨアキムを生みヨアキムエリアシブを生み、エリアシブ、ヨイアダを生み、十一 ヨイア
九 ダヨナタンを生み、ヨナタン、ヤドアを生り、十二 ヨアキムの日に祭司等の宗家の長たりし者のセラヤ
十 の族にてのハナニヤ、エレミヤの族にてのメシユラム、アマリヤの族

にてハヨハナン、十五マルキの族にてハヨセフ、十六ハリムの族にてハ
アデナ、メラヨテの族にてハヘルカイ、十七イドの族にてハゼカリヤ、ギンチトンの族にてハメシユ
ラム、十七アビヤの族にてハジクリ、ミニヤミンの族、モアデヤの族にてハピルタイ、十八ビルガの族
にてハシヤンマ、シマヤの族にてハヨナタン十九ヨヤリブの族にてハマツテナイ、エダヤの族にてハ
ウジ、二十サライの族にてハカライ、アモクの族にてハエベル、二一ヒルキヤの族にてはハシヤビヤ、
エダヤの族にてハネタンエル、三二エリアシブ、ヨイアダ、ヨハナンおよびヤドアの日にレビ人の宗
家の長等冊に錄さる、亦ペルシヤ王ダリヨスの治世に祭司等も然せらる三宗家の長たるレビ人ハエ
リアシブの子ヨハナンの日まで凡て歷代志の書に記さる三レビ人の長ハハシヤビヤ、セレビヤ及び
カデミエルの子エシユアなりうの兄弟等これと相對ひて居る、即ち彼らハ班列と班列とあひむかひ
居り神の人ダビデの命令に本づきて讚美と感謝とをつとむ三マツタニヤ、バクブキヤ、オバデヤ、
メシユラム、タルモン、アツクブハ門を守る者にして門の內の府庫を伺ひ守れり三是等ハヨザダク
の子エシユアの子ヨアキムの日に在り、總督子ヘミヤおよび學士たる祭司エズラの日に在りし者な
り○二六エルサレムの石垣の落成せし節會に當りてレビ人をうの一切の處より招きてエルサレムに來
らせ感謝と歌と鐃鈸と瑟と琴とをもて歡喜を盡してうの落成の節會を行はんとす三六是において謳歌
ふ徒輩エルサレムの周圍の窪地およびネトパ人の村々より集り來り三九またベテギルガルおよびゲバ
とアズマウテとの野より集り來れり、この謳歌者等ハエルサレムの周圍に己の村々を建たりき三十茲
に祭司およびレビ人身を潔めまた民および諸の門と石垣とを潔めけれバ三一我すなハちユダの牧伯等
をひて石垣の上に上らしめ、又二の大なる隊を作り設けて之に感謝の詞を唱へて並進まふむ、即ち
うの一ハ糞の門を指て石垣の上を右に進めり三二その後につきて進める者ハホシヤヤ及びユダの牧伯
の半三三ならびにアザリヤ、エズラ、メシユラム、三四ユダ、ベニヤミン、シマヤ、エレミヤなりき三五

又祭司の徒數人喇叭を吹て伴ふあり、即はちヨナタンの子ゼカリヤ、ヨナタンハシマヤの子、シマ
ヤハマツタニヤの子マツタニヤハミカヤの子ミカヤハザツクルの子ザツクルハアサフの子なり三六な
たゼカリヤの兄弟シマヤ、アザリエル、ミラライ、ギラライ、マアイ、チタンエル、ユダ、ハナニ
等ありて神の人ダビデの樂器を執り學士エズラこれに先たつ三七而して彼ら泉の門を經たゞちに進み
て石垣の上日に於てダビデの城の段階より登りダビデの家の上を過て東の方水の門に至れり三八また
今一隊の感謝する者ハ彼らに對ひて進み我ハ民の半とゝもにうの後に從がへり、而して皆石垣の上
を行き爐戍樓の上を過て石垣の廣き處にいたり三九エフライムの門の上を通り舊門を過ぎ魚の門およ
びハナニエルの戍樓とハンメアの戍樓を過て羊の門に至り牢の門に立ぞまれり四十かくて二隊の感謝
する者神の室にいりて立り、我もうこにたち牧伯等の半われと偕にありき四一また祭司エリアキム、
マアセヤ、ミニヤミン、ミカヤ、エリヨエナイ、ゼカリヤ、ハナニヤ等喇叭を執て居り四二マアセヤ、
シマヤ、エレアザル、ウジ、ヨハナン、マルキヤ、エラム、エゼル之と偕にあり謳歌ふ者聲高くう
たへりエズラヒヤハうの監督なりき四三斯してうの日みな大なる犧牲を獻けて喜悅を盡せり、其ハ神
かれらをして大に喜こび樂ませたまひたれバなり、婦女小兒までも喜悅り、是をもてエルサレムの
喜悅の聲とほくまで聞えわたりぬ○四四うの日府庫のすべての室を掌どるべき人々を撰びて擧祭の品、
初物および什一など律法に定むるところの祭司とレビ人との分を邑々の田圃に准ひて取あつめてす
べての室にいるようことを掌どらしむ、是ハ祭司およびレビ人の立て奉ふるをユダ人喜こびたれバな
り四五彼らハ神の職守および潔齋の職守を勤む、謳歌者および門を守る者も然り、皆ダビデとうの子
ソロモンの命令に依る四六在昔ダビデおよびアサフの日にハ謳歌者の長一人ありて神に讚美感謝をた
てまつる事ありき四七またゼルバベルの日およびネヘミヤの日にハイスラエル人みな謳歌者と門を守
る者に日々の分を與へまたレビ人に物を聖別て與へレビ人またこれを聖別てアロンの子孫に與ふ

イ 申廿一〇十一、十二 王下廿三〇二 尼八〇三、八、九〇三 歴廿四〇十六
ロ 申廿三〇三、四
ハ 民廿二〇五 歴廿四〇九、十
ニ 民廿三〇十一、廿四〇十 申廿三〇五
ホ 尼九〇二、十〇廿八
ヘ 尼十二〇四十四
ト 尼十二〇四十四
チ 尼十八〇廿一、廿四
リ 尼五〇十四
ヌ 尼十三〇五
ル 代下廿九〇五、十五、十六、十八
ヲ 尼三〇八
ワ 民廿五〇二
カ 尼十〇廿九
ヨ 尼十三〇十七、廿五 歴廿八〇四
タ 尼十〇廿八、廿九、十二〇四十四
レ 代下廿一〇十二 尼十二〇四十四
ソ 尼七〇二 歴前四〇二
ツ 尼十三〇廿二、廿一、五〇十九
子 尼廿〇十
ナ 尼十〇廿一 尼十七〇廿一、廿二

第十三章 一うの日モーセの書を讀て民に聽しめけるに其中に錄して云ふアンモニ人およびモアブ人
ハ何時までも神の會に入べからず 二是ハ彼らパンと水とをもてイスラエルの子孫を迎へずして還て
之を詛はせんとてバラムを傭ひたりしが故なり、斯りしかども我らの神ハうの呪詛を變て祝福とな
したまへりと 三人衆この律法を聞てのち雜りたる民を盡くイスラエルより分ち離てり 四是より先我
らの神の家の室を掌れる祭司エリアシブといふ者トビヤと近くなりたれバ 五彼の爲に大なる室を備
ふ、其室ハ元來素祭の物、乳香、器皿および例によりてレビ人謳歌者、門を守る者等に與ふる穀物、
酒油の什一ならびに祭司に與ふる擧祭の物を置し處なり 六當時ハ我エルサレムに居ざりき、我ハバ
ビロンの王アルタシヤスタの三十二年に王の所に往たりしが數日の後王に暇を乞て 七エルサレムに
來りエリアシブがトビヤのために爲たる惡事すなハちかれがために神の家の庭に一の室を備へし事
を詳悉にせり 八我はなはだこれを憂へてトビヤの家の器物をこと〴〵くうの室より投いたし 九頓て
命じてすべての室を潔めさせ而して神の家の器皿および素祭乳香などを再び其處に携へいれたり 十
我また查べ觀しにレビ人うのうくべき分を與へられざりき、この故に其職務をなす所のレビ人およ
び謳歌者等各々おのれの田に奔り歸りぬ 十一是において我何故に神の室を棄させしやと言て牧伯等を
詰り、頓てまたレビ人を招き集めてうの故の所に立ゑめたり 十二斯りしかバユダ人みな穀物、酒、油
の什一を府庫に携へ來れり 十三うの時我祭司シレミヤ學士ザドクおよびレビ人ペダヤを府庫の有司と
し之にマツタニヤの子ザツクルの子ハナンを副て庫をつかさどらしむ、彼らハ忠信なる者と思ハれ
たれバなり其職ハ兄弟等に分配るの事なりき 十四わが神よ此事のために我を記念たまへ、我神の室と
うの職事のために我が行ひし善事を拭ひ去たまハざれ 十五當時われ觀しにユダの中にて安息日に酒榨
を踏む者あり麥束を持きたりて驢馬に負するあり亦酒、葡萄、無花果および各種の荷を安息日にエ
ルサレムに携へいるゝあり、我かれらが食物を鬻ぎをる日に彼らを戒しめたり 十六彼處にまたツロの

ヲ 尼十三〇十一
ム 尼十七〇廿一、廿二、廿三
ウ 利廿三〇廿二
ヰ 尼十七〇廿一、廿二
ノ 尼十二〇廿
オ 尼十三〇十四、廿一
ク 歴九〇二
ヤ 尼十三〇十一 尼廿八〇四
マ 歴十〇五 尼十〇廿九、廿
ケ 王上十一〇一
フ 王上三〇十三 代下一〇十二
コ 尼廿二〇廿四
エ 王上十一〇四
テ 歴十〇二
ア 尼十二〇十、廿二
サ 尼二〇四、十一、十二
キ 尼六〇十四
ユ 尼十〇廿

人々も住をりしが魚および各種の貨物を携へいりて安息日にユダの人々に之を鬻ぎ、かつエルサレ
ムにて商賣せり 十七是において我ユダの貴き人々を詰りて之に言ふ汝ら何ぞ此惡き事をなして安息日
を瀆すや 十八汝らの先祖等も斯おこなハざりしや、我らの神これが爲にこの一切の災禍を我らとこの
邑とに降したまひしにあらずや、然るに汝らハ安息日を瀆して更に大なる震怒をイスラエルに招く
なりと 十九而して安息日の前の日エルサレムの門々暗くならんとする頃ほひに我命じてうの扉を閉さ
せ安息日の過さるまで之を開くべからずと命じ、我僕數人を門々に置て安息日に荷を携へいるゝ事
なからゑめたり 二十斯りしかバ商賈および各種の品を賣る者等一二回エルサレムの外に宿れり 二一我こ
れを戒めてこれに言ふ汝ら石垣の前に宿るハ何ぞや、汝等もし重ねて然なさバ我なんぢらに手をか
けんと、其時より後ハ彼ら安息日にハ來らざりき 二二我またレビ人に命じてうの身を潔めさせ、來り
て門を守らゑめて安息日を聖す、我神よ我ために此事を記念し汝の大なる仁慈をもて我を憫みたま
へ○ 二三當時われアシドド、アンモン、モアブなどの婦女を娶りしユダヤ人を見しに 二四うの子女ハア
シドドの言語を半雜へて言ひユダヤの言語を言ことあたハず各國の言語を雜へ用ふ 二五我彼等を詰り
また詬りうの中の數人を撻ちうの毛を拔き神を指て誓ハゑめて言ふ汝らハ彼らの男子におのが女子
を與ふべからず又なんぢらの男子あるひハおのれ自身のために彼らの女子を娶るべからず 二六是らの
事についてイスラエルの王ソロモンハ罪を獲たるに非ずや彼がごとき王ハ衆多の國民の中にもあら
ずして神に愛せられし者なり神かれをイスラエル全國の王となしたまへり、然るに尙ほ異邦の婦女
等ハこれに罪を犯さしめたり 二七然バ汝らが異邦の婦女を娶りこの一切の大惡をなして我らの神に罪
を犯すを我等聽し置べけんや 二八祭司の長エリアシブの子ヨイアダの一人の子ハホロニ人サンバラテ
の婿なりければ我これを逐出して我を離れしむ 二九わが神よ彼らハ祭司の職を汚し祭司およびレビ人
の契約に背きたり彼らのことを忘れたまふ勿れ 三十我かく人衆を潔めて異邦の物を盡く棄ゑめ祭司お

尼希米亞記終

よびレビ人の班列を立て各々その職務に服せしめ 三また人衆をおよび薪柴の禮物をその定まる期に獻げしめかつ初物を奉つらふむ我神よ我を憶ひ仁慈をもて我を待ひたまへ

以士帖書

第一章

一アハシユエロスすなはち印度よりエテオピヤまで百七十二州を治めたるアハシユエロスの
世ニアハシユエロス王シユシヤンの城にてその國の祚に坐しをりける當時 三その治世の第三年にその牧伯等および臣僕等のために酒宴を設けたり、ペルシヤとメデアの武士および貴族と諸州の牧伯
等その前にありき 四時に王その盛ある國の富有とその大ある威光の榮を示おて衆多の日をわたり百八十日におよびぬ 五これらの日のをはりし時王また王の宮の園の庭にてシユシヤンに居る大小のすべての民のために七日の間酒宴を設けたり 六白、綠、青の帳幔ありて細布と紫色の紐にて銀の環および蠟石の柱に繫がるまた牀榻ハ金銀にして赤、白、黃、黑の蠟石の上に居らる 七金の酒盃にて酒を賜ふ、その酒盃ハ此と彼おの〳〵異なり、王の用ゐる酒をたまふこと夥だし、王の富有に適へりハその飮むことは法にかなひて誰も強ることとなくむべしとその宮内のすべての有司に命じたればなり 九后ワシテもまたアハシユエロス王に屬する王宮の内にて婦女のために酒宴をまうけたり 十第七日にアハシユエロス王酒のために心樂み、王の前に事ふる七人の侍從メホマン、ビスタ、ハルボナ、ビグタ、アバグタ、セタルおよびカルカスに命に十一后ワシテをして后の冠冕をかぶりて王の前に來らしめよと言り、是ハ彼觀に美しければその美麗を民等と牧伯等に見さんとてなりき 十二ふかるに后ワシテ侍從が傳へし王の命に從がひて來ることを肯ざりしかば王おほいに憤ほりて震怒その裏に燃ゆ 十三是において王時を知る智者にむかひて言ふ（王ハすべて法律と審理に明かなる者にむかひて是の如くするを常とせり 十四時に彼の次にをりし者ハペルシヤおよびメデアの七人の牧伯カルシナ、セタル、アデマタ、タルシシ、メレス、マルセナ、メムカンなりき、 十五是みな王の面を見る者にして國の第一に位せり）后ワシテアハシユエロス王が侍從をもて傳へし命を爲されバ法律にまたがひて如何に彼になすべきや 十六メムカン王と牧伯たちの

前に答へて曰ふ、后ワシテハ唯王にむかひて惡き事をなしたる而已ならず、一切の牧伯たちおよび
アハシユエロス王の各州のもろ〳〵の民にむかひてもまた之を爲るなり十七后のこの事あまねく一切
の婦女に聞えて彼らつひにうの夫を藐め視て言ん、アハシユエロス王后ワシテに己のまへに來れと
命じたりしに來らざりしと十八而して后の此所行を聞るペルシヤとメデアの諸夫人もまた今日王のす
べての牧伯等に是の如く言ん、然すれば必らず藐視と忿怒多く起るべし十九王もし之を善としたまハ
ばワシテハ此後ふたゝびアハシユエロス王の前に來るべからずといふ王命を下し之をペルシヤとメ
デアの律法の中に書いれて更ること無らしめ、而してうの后の位を彼に勝れる他の者に與へたまへ
二十王の下したまハん御詔この大なる御國に徧ねく聞えわたる時ハ妻たる者こと〴〵くうの夫を大小
となく共に敬まふべしと二十一王と牧伯等この言を善としければ王メムカンの言のごとく爲たり二十二かく
て王の諸州に遍ねく書をおくりもろ〳〵の州にうの文字にしたがひて書おくりもろ〳〵の民にうの
言語にしたがひて書おくり、凡て男子たる者ハうの家の主となるべく、またおのれの民の言を用ひ
てものいふべしと諭しぬ

第二章 一これらの事の後アハシユエロス王忿怒とけてワシテおよび彼が爲たる所またうの彼にむか
ひて議定めしところの事を憶ひおこせり二こゝに王の前に事ふる僕等いひけるハ請ふ美しき少き處
女等を王のために尋ねもとめん三願はくハ王御國の各州において官吏を擇び之をして美ハしき處女
をこと〴〵くシユシヤンの城に集めしめ、婦人を管理る王の侍從ヘガイの手にわたして婦人の局に
入らしめ、而して潔淨の物をこれに與へたまへ四斯して王の御意に適ふ女子を取りワシテに代りて
后とならしめたまへと、王この事を善として然なしぬ五茲にシユシヤンの城に一人のユダヤ人あり、
うの名をモルデカイと曰ひキシの曾孫シメイの孫ヤイルの子にしてベニヤミン人なり六かれハバビ
ロンの王ネブカデネザルが擄へゆきしユダの王ヱコニヤとゝもに擄ハれ往る俘囚の中にありてヱル

サレムより移されたる者なり七かれうの叔父の女ハダッサすなはちエステルを養ひ育てたり是ハ父
も母もなかりければなり、この女子顏貌勝れてうるはしかりしがうの父母の死たる後モルデカイこ
れを取ておのれの女となせるなり八王の命令と詔言の聞え傳ハり衆多の女子シユシヤンの城にあつ
められてヘガイの手にわたされし時エステルも亦王の家に携へられてゆき、婦人を管理るヘガイの
手に交されしが九この女子ヘガイの意にかなひて之が惠を受たり、即はちヘガイすみやかに之に潔
淨の物およびうの分を與へまた王の家の中より七人の侍女を擧てこれに附うハしめ、彼とうの侍女
等を婦人の局の中なる最も佳き處に移しぬ十エステルハおのれの民をもおのれの宗族をも顯ハさゞ
りき、其ハモルデカイこれを顯はすなかれと彼に言ふくめたればなり十一またモルデカイハエステル
の摸樣およびうの如何になれるかを知んため日々に婦人の局の庭の前をあゆめり十二女子ハおの〳〵
婦人の則にしたがひて十二ケ月を經しかる後順番にいりてアハシユエロス王にいたる、是うの潔淨
の日を終るハかくのごとくなるが故なり、即ち沒藥の油を用ふること六ケ月また各種の薰物および
婦人の潔淨ごとにあつる物等を用ふること六ケ月十三女子の王にいたるハ是のごとし、うの婦人の局
より出て王の家にゆく時にハ凡てうの望む物をこと〴〵く與へらる十四而して夕に往き朝におよびて
婦人の第二の局に還り、妃嬪をつかさどる王の侍從シヤシガスの手に屬す、王これを喜こびて名を
さして召すにあらざれバ重ねて王にいたることなし十五こゝにモルデガイの叔父アビハイルの女すな
ハちモルデカイが取ておのれの女となしたるエステル入て王にいたるべき順番にあたりけるが彼ハ
婦人をつかさどる王の侍從ヘガイが言きかせたる事の外にハ何をももとめざりき、エステルハ凡て
彼を見る者によろこばれたり十六かくエステルハ王の家に召いれられてアハシユエロス王にいたれり、
是うの治世の第七年十月すなはちテベテの月なり十七王一切の婦人に超てエステルを愛しければエス
テルハすべての處女にまさりて王の前に恩寵と厚情を得たり、王つひに后の冕をかれの首に戴かせ、

彼をしてワシテにかゝりて后とならしむ十六こゝにおいて王おほいなる酒宴を設けてうのもろ〳〵の
牧伯と臣僕を饗す、これをエステルの酒宴と稱ふ、また諸州に租稅をゆるし王の富有にかなひて物
を賜ふ十九再度處女の集められし時モルデカイハ王の門に坐しをりぬ二十エステルハモルデカイがかれ
に言ふくめたる如くして未だおのれの宗族をもおのれの民をも顯ハさゞりき、エステルハモルデカ
イの言語にしたがふことうの彼に養なひ育てられし時と異ならざりき二一當時モルデカイ王の門に坐
し居ける時王の侍從にて戸を守る者の中ビグタンおよびテレシの二人怨むる事ありてアハシユエロ
ス王を弑せんともとめたりしが二二うの事モルデカイに知れければモルデカイこれを后エステルに告
げ、エステルまたモルデカイの名をもてこれを王に告げたり二三こゝにおいて此事をしらべさせしに
うの然ること顯ハれければ彼ら二人ハ木にかけられうの事ハ王の前なる日誌の書にかきしるさる

第三章 一これらの事の後アハシユエロス王アガグ人ハンメダタの子ハマンを貴とびこれを高くして
己とゝもにある一切の牧伯の上にうの席を定めしむ二王の門にある王の諸臣みな跪づきてハマンを
拜せり、是ハ王斯かれにおすことを命じたれバなり、然れどもモルデカイハ跪まづかず又これを拜
せざりき三こゝをもて王の門にある王の諸臣モルデカイにむかひて言ふ汝いかなれバ王の命に背く
やと四かれらモルデカイに日々かく言ふといへども聽ざりければうの事の爲をふさるべきか否を見
んとてハマンにこれを告たり、其ハモルデカイおのれのユダヤ人なることを語りたれバなり五ハマ
ンモルデカイの跪づかずまた己を拜せざるを見たれバハマン忿怒にたへざりしが六たゞモルデカイ
一人を殺すハ事小さしと思へり、彼らモルデカイの屬する民をハマンに顯ハしければハマンハアハ
シユエロスの國の中にある一切のユダヤ人すなはちモルデカイの屬する民をこと〴〵く殺さんと謀
れり七アハシユエロス王の十二年正月すなはちニサンの月にハマンの前にて十二月すなハちアダル
の月まで一日一日のため一月一月のためにプルを投ふむ、プルハ即ハち籤なり八ハマンかくてアハ

シユエロス王に言けるハ御國の各州にある諸民の中に散されて別れ別れになりをる一の民あり、う
の律法ハ一切の民と異り、また王の律法を守らず、この故にこれを容しおくハ王の益にあらず九王
もしこれを善としたまハゞ願くハ彼らを滅ぼせと書くだしたまへさらバ我王の事をつかさどる者等
の手に銀一萬タラントを秤り交して王の府庫に入しめん十王すなハち指環をうの手より取はづしア
ガグ人ハンメダタの子ハマンすなはちユダヤ人の敵たる者に交し十一しかしてハマンに言けるハうの
銀はなんぢに與ふ、うの民もまた汝にあたふれバ汝に善と見ゆるごとく爲よ十二こゝにおいて正月の
十三日に王の書記官を召あつめ、王に屬する州牧、各州の方伯、およびもろ〳〵の民の牧伯にハマ
ンが命せんとする所をこと〴〵く書しるさしむ、即ハちもろ〳〵の州におくるものハうの文字をも
ちひ、もろ〳〵の民におくるものハうの言語をもちひ、おの〳〵アハシユエロス王の名をもてこれ
を書き王の指環をもてこれに印したり十三しかして驛卒をもて書を王の諸州におくり十二月すなハち
アダルの月の十三日において一日の内に一切のユダヤ人を若き者老たる者小兒婦人の差別なくこと
ごとく滅ぼし殺し絶しかつうの所有物を奪ふべしと諭しぬ十四この詔旨を諸州に傳へてかの日のため
に准備をなさしめんとてうの書る物の寫本を一切の民に開きて示せり十五驛卒王の命によりて急ぎて
出ゆきぬ、この詔書ハシユシヤンの城に於て出されたり、かくて王とハマンハ坐して酒飲ゐたりし
がシユシヤンの邑ハ惑ひわづらへり

第四章 一モルデカイ凡てこの爲れたる事を知しかバモルデカイ衣服を裂き麻布を纏ひ灰をかぶり邑
の中に行て大いに哭き、痛く號び二王の門の前までも斯して來れり、其ハ麻布をまとふてハ王の門
の内に入ること能ハざればなり三すべて王の命とうの詔書と到れる諸州にてハユダヤ人の中におほ
いなる哀みあり、斷食、哭泣、號呼おこれり、また麻布をまとふて灰の上に坐する者おほかりき四
こゝにエステルの侍女およびうの侍從等きたりてこれを告ければ后はなはだしく憂ひ、衣服をおく

り之をモルデカイにきせてうの麻布を脱ぬめんとふたりがうけざりきヱこゝをもてエステルハ王
の侍従の一人すなハち王の命じて己に侍らふむるハタクといふ者を召しモルデカイの許に往きてう
の何事なるか何故なるかを知きたれと命せりヶハタクいそゝ王の門の前なる邑の廣場にをるモルデ
カイにいたりしにセモルデカイおのれの遇たるところを具にこれに語り、かつハマンがユダヤ人を
滅ぼす事のために王の府庫に秤りいれんと約したる銀の額を告けヶふたうの彼等をほろぼさふむる
ためにシユシヤンにおいて書て與へられし詔書の寫本を彼にわたし、之をエステルに見せかつ解あ
かしまた彼に王の許にゆきてうの民のために己れに矜恤を請ひうの前に願ふことを爲べしと言つた
へよと言りゥハタクかへり來りてモルデカイの言詞をエステルに告けれバ十エステルハタクに命じ
モルデカイに言をつたへしむ、云くヱ王の諸臣および王の諸州の民みな知る、男にもあれ女にもあ
れ凡て召れずして内庭に入て王にいたる者ハ必らず殺さるべき一の法律あり、されど王これに金圭
を伸れバ生るを得べし、かくて我此三十日ハ王にいたるべき召をかうむらざるなりヱエステルの言
をモルデカイに告けるにヨモルデカイ命じてエステルに答へふめて曰く汝王の家にあれバ一切のユ
ダヤ人の如くならずして免かるべしと心に思ふなかれ古なんぢ若この時にあたりて默して言ずバ他
の處よりして助援と拯救ユダヤ人に興らん、されど汝となんぢの父の家ハ亡ぶべし、汝が后の位を
得たるハ此のごとき時のためなりしやも知るべからずヱエステルまたモルデカイに答へしめて曰く
ヰなんぢ往きシユシヤンにをるユダヤ人をことゝ〳〵く集めてわがために斷食せよ、三日の間夜晝と
も食ふことも飲むこともするなかれ、我もし死べくは死べしゥこゝにおいてモルデカイ往てエステルが凡て
く事なれども王にいたらん、我もまた斯おのれに命じたるごとく行なへり

第五章　一第三日にエステル后の服を着、王の家の内庭にいり、王の家にむかひて立つ、王ハ王宮の

玉座に坐して王宮の戸口にむかひをりしがニ王后エステルが庭にたちをるを見てこれに恩をくはへ、
うの手にある金圭をエステルの方に伸しけれバエステルすゝみよりてうの圭の頭にさはれりヨ王か
れに言けるは后エステルなんぢ何をもとむるや、なんぢの願ハ何なるや、國の半分にいたるとも
汝にあたふべしヨエステルいひけるハ王もし善としたまへゞ願くハ今日わが王のために設けたる酒
宴に王とハマンと臨みたまへヱこゝにおいて王ハマンを急がしめてエステルの言るごとくならむ
よと命じ、王とハマンやがてエステルが設けたる酒宴に臨めりヶ酒宴の時王またエステルに言ける
ハ汝の所求ハ何なるや、かならずゆるさるべし、なんぢの願ハ何なるや、國の半分にいたるとも
成就らるべしゥエステル言けるハ我が所求わが願ハ是なりゝわれもし王の目の前に恩を得、王も
しわが所求をゆるし、わが願意を成就しむることを善としたまへゞ願くハ王とハマンまたわが設け
んとする酒宴に臨みたまへ、われ明日王の宣まへる言にふたがはんゥかくてハマンハうの日よろこ
び心たのしみて出きたりけるがハマンモルデカイが王の門に居て己にむかひて起もあがらず、身動
もせざるを見しかバ痛くモルデカイを怒れりゥされどもハマン耐忍びて家にかへり、うの朋友等お
よび妻ゼレシをまねき來らしめヨ而してハマンうの富の榮耀とうの子の衆多ことゝ凡て王の己を貴
とびし事また己をたかくして王の牧伯および臣僕の上にあらしむることを之に語れりヨ又かしてハ
マンまた言けらく后エステル酒宴を設けたりしが我のほかハ何人をも王とゝもに之に臨ましめず明
日もまた我ハ王とゝもに后に招かれをるなりヨ然れどもユダヤ人モルデカイが王の門に坐しをるを見
る間ハ是らの事も快樂からずヨ時にうの妻ゼレシとうの一切の朋友かれに言けるハ請ふ高五十キユ
ビトの木を立しめ、明日の朝モルデカイをうの上に懸んことを王に奏せ、而して王とゝもに樂しみ
てうの酒宴におもむけと、ハマンこの事を善としてうの木を立ふめたり

第六章　一うの夜王ねむることを能ハさりけれバ命じて日々の事を記せる記錄の書を持きたらしめ王の

二 前にこれを讀しめけるヨニモルデカイ曾て王の侍從の二人戸を守る者なるビグタナとテレシがアハ
三 シユエロス王を殺さんと謀れるを告たりと記せるヨ遇ふ三王すなわち言けるハ之がために何の榮譽
四 と爵位をモルデカイにあたへしや、王に事ふる臣僕等これを無しといへり四こゝにおいて王誰ぞ庭にあるやと問ふこの時ハマンハ己がモルデカイのために設けたる木にモル
五 デカイを懸ることを王に奏せんとして已に王の家の外庭に來りて居る五王の臣僕等王につけてハマ
六 ン庭に立をると言けれバ王かれをして入來らしめよと言ふ六ハマンやがて入きたりしに王かれヨい
七 ひけるハ王の尊とばんと欲する人ヨハ如何になさバ善らんかとハマン心におもひけるハ王の尊とは
八 んとする者ハ我にあらずして誰ぞやと七ハマンすなわち王にいひけるハ王の尊ばんと欲する人のた
九 めにハ王の着たまへる衣服を携さへ來らしめかつ王の乘たまへる馬即ちうの頭に王の冠冕を戴け
十 る馬をひき來らしめ九これを王の最も貴とき一人の牧伯の手にわたし王の尊とばんとする人に其衣
十一 服を衣せしめ、これを馬にのせて邑の街衢をみちびき通り王の尊とばんと欲する人にハ是のごとく
十二 なすべしと呼はらしむべし十王ハマンに言けるハ急ぎなんぢが言しごとくうの衣服と馬とを取り王
十三 の門に坐するユダヤ人モルデカイに斯なせよ、なんぢが言しところを一も缺こと無らしめよ十一こゝ
十四 において ハマン衣服と馬とを取りモルデカイにうの衣服を着せ、彼をして邑の街衢を乘とほらしめ、
十五 うの前に呼ハりて云ふ、王の尊バんと欲する人にハ是のごとくなすべしと十二かくてモルデカイハ王
十六 の門にかへりたりしがハマンハ愁へなやみ首をおほふておのれの家にはしりゆき十三ふかしてハマン
十七 おのが遇る事をことごとくうの妻ゼレシとうの朋友等に告けるヨうの智者等およびうの妻ゼレシか
十八 れに言けるハ彼のモルデカイすなわちなんぢがうの前ヨ敗れはじめたる者もしユダヤ人ならバ汝こ
十九 れヨ勝ことを得じ、必らずうの前ヨやぶれんと十四かれら尚ハマンとものいひをる間に王の侍從きた
二十 りてハマンをうながし、エステルが設けたる酒宴にのぞましむ

二一 ステルに言けるハ后エステルよ、なんぢのもとめハ何なるや、かならず許さるべし、汝のねがひハ
二二 何なるや、國の半分にいたるとも成就らるべし二后エステルこたへて言けるハ王よ我もし王の御目
二三 の前に恩を得王もし善と見たまハゞわがもとめにまたがひてわが生命をわれに賜へ、またわが願に
二四 またがひてわが民ハ賣れて滅ぼされ殺され絕されんとす、我らもし奴婢
二五 に賣れたるならんにハ我默してはべらん、敵人ハ王の損害を償なふこと能はざるなり二五アハシユエ
二六 ロス王后エステルにこたへて言けるハ之をなさんと心にたくめる者ハ誰ぞ又何處にをるや六エステ
二七 ルいひけるハうの敵うの仇人ハ即ちこの惡きハマンなりと、是によりてハマンハ王と后の前にあ
二八 りて懼れたりヒ王怒り酒宴の席をたちて宮殿の園に往きけれバハマンたちあがりて后エステルに生
二九 命を乞り、其ハかれ王のおのれに禍災をなさんと決めしを見たれバなり八王宮殿の園より歸りて酒
三十 宴の場にいたりしヨエステルのをる牀榻の上ヨハマン俯伏るたれバ王いひけるハ彼ハまた家の內に
三一 てわが前に后を辱しめんとするかと、此ことバ王の口より出るや人々ハマンの面をおほへり九時に
三二 王の前にある一人の侍從ハルボナいひけるハ、王のために善き事を言たりしかのモルデカイを懸ん
三三 とてハマンが作りたる五十キユビトの木ハマンの家に立をるなりと、王いひけるハ彼をうの上に懸
三四 よ、人々ハマンを其モルデカイをかけんとて設けし木の上に懸たり、王の震怒つひに解く

第八章

一 一うの日アハシユエロス王ユダヤ人の敵ハマンの家を后エステルに賜ふ、モルデカイもまた
二 王の前に來れり、是ハエステル彼が己と何なる係りなるかを告たれバなり二王ハマンより取かへせ
三 し己の指環をはづしてモルデカイに與ふ、而してエステルモルデカイをしてハマンの家をつかさど
四 らしむ三エステルふたゝび王の前に奏してうの足下にひれふしアガグ人ハマンがユダヤ人を害せん
五 と謀りしうの謀計を除かんことを涙ながらに乞求めたり四王エステルにむかひて金圭を伸ければエ

ステル起て王の前に立ち五言けるハ王もし之を善としたまひ、我もし王の前に恩を得、この事もし
王より正と見え、我もし御目にかなひたらバアガグ人ハンメダタの子ハマンが王の諸州にある
人をほろぼさんと謀りて書おくりたる書をとりけすべき旨を書くたしたまへゝわれ豈わが民より臨を
んとする禍害を見るに忍びんや、豈わが宗族のほろぶるを見るに忍びんや六アハシユエロス王后
エステルとユダヤ人モルデカイにいひけるハハマンユダヤ人を殺さんとしたれバ我すでにハマンの
家をエステルに與へまたハマンを木にかけたりゝなんぢらも亦おのれの好むごとく王の名をもて書
をつくり王の指環をもてこれに印して七ユダヤ人につたへよ、王の名をもて書き王の指環をもて印し
たる書ハ誰もとりけすこと能ハざれバなりゝこゝをもてこの時また王の書記官を召あつむ、是三月
すなわちシワンの月の二十三日なりき、ふかして印度よりエテオピアまでの百二十七州のユダヤ人、
州牧、諸州の方伯、牧伯等にモルデカイが命せんとするところを盡〳〵く書ふるさしむ、即ハちも
ろ〳〵の州におくるものハうの文字と言語をもちひ諸の民におくるものハうの言語をもちひて書おくり、
ユダヤ人におくるものハうの文字と言語をもちふゝかれアハシユエロス王の名をもてこれをかき、
王の指環をもてこれに印し、驛卒をして御廐にてうたてたる逸足の御用馬にのりてうの書をおくり
つたへふむ十うの中に云ふ、王すべての邑にあるユダヤ人に許す彼らあひ集まり、立ておのれの生
命を保護し、おのれを襲ふ諸國諸州の一切の兵民をうの妻子もろともにほろぼし殺し絶し且うの所
有物を奪ふべし十二アハシユエロス王の諸州において十二月すなわちアダルの月の十三日一日の内か
くのごとくするを許さる十三この詔旨を諸州につたへんがため、またユダヤ人をしてかの日のために
准備してうの敵に仇をかへさふめんがためにうの書る物の寫本を一切の民に開きて示せり十四驛卒逸
足の御用馬にのり王の命によりて急がせられ、せきたてられて出ゆけり、この詔書ハシユシヤンの
城において出されたり十五かくてモルデカイハ藍と白の朝服を着大なる金の冠を戴き、紫色の細布の

外衣をまとひて王の前よりいでさりシユシヤンの邑中聲をあげて喜びぬ十六ユダヤ人にハ光輝あ
り、喜悦あり、快樂あり、尊榮ありき十七いづれの州にても何の邑にても凡て王の命令と詔書のいた
るところにてハユダヤ人よろこび樂しみ酒宴をひらきて此日を吉日となせり、ふかして國の民おほ
くユダヤ人となれり、是ハユダヤ人を畏るゝ心おこりたればなり

第九章　一十二月すなわちアダルの月の十三日王の命令と詔書のおこなはるべき時いよ〳〵近づける
時すなはちユダヤ人の敵ユダヤ人を打伏んとまちかまへたりしに却てユダヤ人おのれを悪む者を打
ふする事となりけるうの日に二ユダヤ人アハシユエロス王の各州にある己の邑々に相あつまり、お
のれを害せんとする者どもを殺さんとせり、誰も彼らに敵ることを得る者なかりき、其ハ一切の民
ユダヤ人を畏れたればなり三諸州の牧伯、州牧、方伯なぞ凡て王の事を辨理ふ者ハ皆ユダヤ人をた
すけたり、是モルデカイを畏るゝによりてなり四モルデカイハ王の家にて大なる者となり、うの名
各州にきこえわたれり、斯うの人モルデカイハます〳〵大いになりゆきぬ五ユダヤ人すなはち刀刃
をもてうの一切の敵を擊て殺し滅ぼし、おのれを悪む者を意のまゝに爲したり六ユダヤ人またシユ
シヤンの城においても五百人を殺しほろぼせり、七パルシヤンダタ、ダルボン、アスパタ、八ポラ
タ、アダリヤ、アリダタ、九パルマシタ、アリサイ、アリダイ、ワエザタ、十これらの者すなはち
ハンメダタの子ユダヤ人の敵たるハマンの十人の子を彼ら殺せり、されどうの所有物にハ手をか
けざりき十一シユシヤンの城の内にて殺されし者の數をうの日王にまうしあげければ十二王ささエス
テルにいひけるハユダヤ人シユシヤンの城の内にて五百人を殺しまたハマンの十人の子をころせり、
王のうの餘の諸州においてハ幾何なりしぞや、汝また何か求むるところあるや、かならず許さるべ
し、倘何かねがふところあるや、必らず成就らるべし十三エステルいひけるハ王もしこれを善とした
まハゞ願くハシユシヤンにあるユダヤ人に允して明日も今日の詔旨のごとくなさしめ、且ハマンの

十人の子を木に懸ゐめたまへ 古王かく爲せと命じシユシヤンにおいて詔旨を出せり、ハマンの十人
の子ハ木に懸らる 十五アダルの月の十四日にシユシヤンの内にて三
百人をころせり、然れどもその所有物ハ手をかけざりき 十六王の諸州にあるその餘のユダヤ人もま
た相あつまり、立ておのれの生命を保護しその敵に勝て安んじおのれを悪む者七萬五千人をころせ
り、然れどもその所有物には手をかけざりき 十七アダルの月の十三日にこの事をおこなひ十四日にや
すみてその日に酒宴をなして喜こべり 十八これによりて村々のユダヤ人すな
にあひ集まり、十五日にやすみてその日に酒宴をなして喜こべり 十九これによりて村々のユダヤ人す
なハち石垣なき邑々にすめる者ハアダルの月の十四日をもて喜樂の日、酒宴の日、吉日となして互
ゐ物をやりとりす 二十モルデカイこれらの事を書ゐるして、アハシユエロス王の諸州にをるユダヤ人
に遠きにも近きにも書をおくり 二一アダルの月の十四日と十五日を年々にいはふことを命じ 二二この兩
の日にユダヤ人その敵に勝て休み、この月ハ彼らのために憂愁より喜樂にかはり、悲哀より吉日に
かはりたれバ是らの日に酒宴をなして喜こび、たがひに物をやりとりし、貧しき者に施與をなすべ
しと諭しぬ 二三ここをもてユダヤ人ハその已にはじめたるごとくモルデカイがかれらに書おくりしご
とく行なひつゞけたり 二四アガグ人ハンメダタの子ハマンすなハちすべてのユダヤ人の敵たる者ユダ
ヤ人を滅ぼさんと謀り、プルすなはち籤を投てこれを滅ぼし絶さんとゐたりしが 二五その事王の前に
明かになりし時王書をおくりて命じ、ハマンがユダヤ人を害せんとはかりしその悪き謀計をしてハ
マンのかうべに歸らしめ、彼とその子等を木に懸ゐめたり 二六このゆゑに此兩の日をプルの名に
ゐたがひてプリムとなづけたり斯りしかバこの書のすべての詞によりこの事につきて見たるところ
己の遇たるところに依て 二七ユダヤ人あひ定め年々その書るところにゐたがひ、その定めたる時ゐ忘
たがひてこの兩の日をまもり、己とおのれの子孫および凡て己につらなる者これを行ひつゞけて廢

すること無くこの兩の日をもて代々、家々、州々、邑々において必ず記念てまもるべき者となし、これらのプリムの日をしてユダヤ人の中ゟ廢せらるゝこと無らしめ、またこの記念をしてその
子孫の中に絶ることと無らしむ 二八かくてアビハイルの女なる后エステルとユダヤ人モルデカイおほい
なる力をもて此プリムの第二の書を書おくりてこれを堅うす 二九すなハちモルデカイアハシユエロス
の國の百二十七州にある一切のユダヤ人ゟ平和と眞實の言語をもて書をおくり 三〇斷食と悲哀のこと
につきてプリムのこれらの日を堅うしてその定めたる時を守らゐむ、すなハちユダヤ人モルデカイ
と后エステルが曾てかれらゟ命じたるごとく、またユダヤ人等が曾てみづから己のためおよびおの
れの子孫のために定めたるがごとし 三一エステルの語プリムにかゝはる是等の事をかたうせり、是ハ
書にゐるされたり

第十章

一アハシユエロス王國土および海の島々に貢をたてまつらゐむ 二アハシユエロス王が權勢と
能力をもて爲たる一切の事業および彼がモルデカイを高くして大いなる者とならしめたる事の委き
話ハメデアとペルシヤの列王の日誌の書ゟ記さるゝにあらずや 三ユダヤ人モルデカイハアハシユエ
ロス王に次ぐ者となりユダヤ人の中にありて大なる者にしてその衆多の兄弟によろこばれたり、彼
ハその民の福祉をもとめ、その一切の宗族に平和の言をのべたりき

以士帖書　終

約百記

第一章

一ウヅの地にヨブと名くる人あり其人と爲完全かつ正くして神を畏れ悪に遠ざかる二うの生る者ゐ男の子七人、女の子三人三うの所有物ゐ羊七千、駱駝三千、牛五百耦、牝驢馬五百、僕も夥多しくあり、此人ゐ東の人の中にて最も大なる者なり四うの子等おの〳〵己の家にて己の日に宴筵を設くる事を爲し、うの三人の姉妹をも招きて與に食飲せしむ五うの宴筵の日はつる毎にヨブかならず彼らを召よせて潔む、即ち朝はやく興き彼ら一切の數にゑたがひて燔祭を献ぐ、是はヨブ我子ら罪を犯し心に神を忘れたらんも知べからずと謂てなり、ヨブの爲ところ常に是のごとし六或日神の子等きたりてエホバの前に立つ、サタンエホバに應へて言けるゐ地を行めぐり、此彼經あるきて来れりエホバは汝何處より来りしや、サタンエホバに應へて言けるゐ地を行めぐり、此彼經あるきて来れりエホバサタンに言たまひけるホバサタンに言たまひけるゐ汝心をもちひてわが僕ヨブを覩しや、彼のごとく完全かつ正くして神を畏れ悪に遠ざかる人世にあらざるなりサタンエホバに應へて言けるゐヨブあにもとむることなくして神を畏れんや十汝彼とうの家およびうの一切の所有物の周圍に藩屏を設けたまふにあらずや、汝かれが手に爲ところを盡く成就せたまへるがゆゑにうの所有物地に遍ねし然ど汝の手を伸て彼の一切の所有物を撃たまへ、然ば必ず汝の面よむかひて汝を詛ゐん十一エホバサタンに言たまひけるゐ視よ彼の一切の所有物を汝の手に任す、唯かれの身に汝の手をつくる勿れ、サタンすなゐちエホバの前よりいでゆけり〇十三或日ヨブの子女等うの第一の兄の家にて物食ひ酒飲めたる時十四使者ヨブの許に来りて言ふ、牛耕しをり牝驢馬うの傍に草食をりしに十五シバ人襲ひて之を奪ひ、刃をもて少者を打殺せり、我たゞ一人のがれて汝に告んとて来れりと十六彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふ、神の火天より降りて羊及び少者を焚て滅ほせり、我たゞ一人のがれて汝に告んとて来れりと十七彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふカルデア人三隊に分れ来て駱駝を襲ひてこれを奪ひ刃をもて少

者を打殺せり我たゞ一人のがれて汝に告んとて來れりと 十八彼なほ語ひをる中に又一人きたりて言ふ
汝の子女等うの第一の兄の家にて物食ひ酒飲をりしに 十九荒野の方より大風ふき來て家の四隅を撃け
れば夫の若き人々の上に潰れおちて皆しねり、我これを汝に告んとて只一人のがれ來れりと 二十是に
おいてヨブ起あがり外衣を裂き髪を斬り地に伏て拜し 二一言ふ我裸にて母の胎を出たり、又裸にて彼
處に歸らん、エホバ與へエホバ取たまふなりエホバの御名に讃べきかな 二二この事においてヨブに全
く罪を犯さず神にむかひて愚なることを言ざりき

第二章 一或日神の子等きたりてエホバの前に立つサタンも來りうの中にありてエホバの前に立つ 二
エホバサタンに言たまひけるに汝何處より來りしや、サタンエホバに應へて言けるに地を行めぐり
此彼經あるきて來れり 三エホバサタンに言たまひけるに汝心をもちひて我僕ヨブを見しや、彼のご
とく完全かつ正くして神を畏れ惡に遠ざかる人世にあらざるなり、汝われを勸めて故なきに彼を打
惱さしめしかど彼なほ己を完うして自ら堅くす 四サタンエホバに應へて言けるに皮をもて皮に換る
なれば人にうの一切の所有物をもて己の生命に換ふべし 五然ど今なんぢの手を伸て彼の骨と肉とを
撃たまへ、然ば必らず汝の面にむかひて汝を詛にん 六エホバサタンに言たまひけるに彼を汝の手に
任す、只かれの生命を害ふ勿れと 七サタンやがてエホバの前よりいでゆき、ヨブを撃てうの足の跖
より頂までに惡き腫物を生ぜしむ 八ヨブ土瓦の碎片を取り其をもて身を搔き灰の中に坐りぬ 九時に
うの妻かれに言けるに汝に尚も己を完たうして自ら堅くするや、神を詛ひて死るに如ずと 十然るに
彼にこれに言ふ汝の言ところに愚なる婦の言ところに似たり、我ら神より福祉を受るなれば災禍を
も亦受ざるを得んやと、此事においてにヨブまつたくうの唇をもて罪を犯さざりき○ 十一時にヨブの
三人の友この一切の災禍の彼に臨めるを聞き、各々おのれの處よりして來れり、即ちテマン人エリ
パズ、シユヒ人ビルダデおよびナアマ人ゾパル是なり、彼らヨブを弔りかつ慰めんとて互に約して

きたりしが 十二目を擧て遙に觀しに其ヨブなるを見識がたき程なりければ齊く聲を擧て泣き、各々お
のれの外衣を裂き天にむかひて塵を撒ておのれの頭の上にちらし 十三乃はち七日七夜かれと偕に地に
坐しゐて、一言も彼に言かくる者なかりき、彼が苦惱の甚だ大なるを見たればなり

第三章 一斯て後ヨブ口を啓きて自己の日を詛へり 二ヨブすなはち言詞を出して云く 三我が生れし日
亡びうせよ、男子胎にやどれりと言し夜も亦然あれ 四うの日は暗くなれ、神上よりこれを顧たまは
ざれ、光これを照す勿れ、 五黑暗および死蔭これを取もどせ、雲これが上をおほへ、日を暗くする
者これを懼れしめよ 六うの夜は黑暗の執ふる所となれ、年の日の中に加はらざれ、月の數に入ざれ
七うの夜に孕むこと有ざれ、歡喜の聲うの中に興らざれ 八日を詛ふ者レビヤタンを激發すに巧なる
者これを詛へ 九うの夜の晨星に暗かれ、うの夜にに光明を望むも得ざらしめ、又東雲の眼蓋を見ざ
らしめよ 十是に我母の胎の戸を闔ずまた我目に憂を見ること無らしめざりしによる 十一何とて我に胎
より死て出ざりしや、何とて胎より出し時に氣息たえざりしや 十二如何なれば膝ありてわれを接しや、
如何なれば乳房ありてわれを養ひしや 十三否らずば今に我偃て安んじかつ眠らん然ばこの身やすらひ
をり 十四かの荒墟を自己のために築きたりし世の君等臣等と偕にあり 十五かの黃金を有ち白銀を家に充
したりし牧伯等と偕にあらん 十六又人しれず墮る胎兒のごとくにして世に出ず、また光を見ざる赤子
のごとくならん 十七彼處にては惡き者虐遇を息め、倦憊たる者安息を得 十八彼處にては俘囚人みな共に
安然に居りて驅使者の聲を聞ず 十九小き者も大なる者も同じく彼處にあり僕も主の手を離る 二十如何な
れば艱難にをる者に光を賜ひ、心苦む者に生命をたまひしや 二一斯る者に死を望むなれどもきたらず、
これをもとむるに藏れたる寶を堀るよりも甚にたし 二二もし墳墓を尋ねて獲ば大に喜こび樂しむなり
二三うの道かくれ神に取籠られをる人に如何なれば光明を賜ふや 二四わが歎息にわが食物に代り我呻吟
に水の流れうゝぐに似たり 二五我が戰慄き懼れし者我に臨み我が怖懼れたる者この身に及べり 二六我は

安然ならず穩ならず安息を得ず惟艱難のみきたる

第四章 一時にテマン人エリバズ答へて曰く二人もし汝にむかひて言詞を出さば汝これを厭ふや然ながら誰か言で忍ぶことを得んや三さきに汝ハ衆多の人を誨へ諭せり、手の垂たる者をバこれを強くし四つまづく者をバ言をもて扶けおこし、膝の弱りたる者を強くせり五然るに今この事汝に臨めバ汝悶え、この事なんぢに加はれば汝おぢまどふ六汝ハ神を畏こめり、是なんぢの依頼む所ならずや、汝はうの道を全うせり、是なんぢの望ならずや七請ふ想ひ見よ、誰か罪なくして亡びし者あらん、義き者の絶れし事いづくに在や八我の觀る所によれバ不義を耕へし惡を播く者はうの穫る所も亦是のごとし九みな神の氣吹によりて滅びうの鼻の息によりて消うす十獅子の吼、猛き獅子の聲ともに息み、少き獅子の牙折れ十一大獅子獲物なくして亡び、小獅子散失す十二前に言の密に我に臨めるありて我うの細聲を耳に聞得たり十三即ち人の熟睡する頃我夜の異象によりて想ひ煩ひをりける時十四身に恐懼をもよふして戰慄き、骨節ことごとく振ふ十五時に靈ありて我面の前を過ければ我ハ身の毛よだちたり十六うの物立とまりしが我ハうの狀を見わかつことをえざりき、唯一の物の象わが目の前にあり、時に我しづかなる聲を聞り云く十七人いかで神より正義からんや、人いかでうの造主より潔からんや十八彼ハうの僕をさへに恃みたまハず、其使者をも足ぬ者と見做たまふ十九況んや土の家に住をりて塵を基とし蜉蝣のごとくに亡ぶる者をや二十是ハ朝より夕までの間に亡び、かへりみる者もなくして永く失逝る二十一うの魂の緒あに絶ざらんや皆悟ること無して死うす

第五章 一請ふなんぢ顧びて看よ、誰か汝に應ふる者ありや、聖者の中にて誰に汝むかはんとするや二夫愚なる者ハ憤恨のために身を殺し、癡き者ハ嫉媚のために己を死しむ三我みづから愚なる者のうの根を張るを見たりしがすみやかにうの家を詛へり四うの子等ハ助援を獲ることなく、門にて惱まさる、之を救ふ者なし五うの穡とれる物ハ飢たる人これを食ひ、荊棘の籬の中にありてもなほ之

を奪ひいたし、羅うの所有物にむかひて口を張る六災禍ハ塵より起らず、艱難ハ土より出ず七人の生れて艱難をうくるハ火の子の上に飛がごとし八もし我ならんにハ我ハ必らず神に告求め、我事を神に任せん九神ハ大にして測りがたき事を行ひたまふ、其不思議なる事を爲たまふこと數しれず十雨を地の上に降し、水を野に遣り十一卑き者を高く擧げ、憂ふる者を引興して幸福ならしめたまふ十二神ハ狡しき者の謀計を敗り、之をして何事をもうの手に成就ること能ハざらしめ十三慧き者をうの自分の詭計によりて執へ、邪なる者の謀計をして敗れしむ十四彼らハ晝も暗黑に遇ひ、卓午にも夜の如くに摸り惑はん十五神ハ惱める者を救ひてかれらが口の劍を免かれしめ、強き者の手を免かれしめたまふ十六是をもて弱き者望あり、惡き者口を閉づ十七神の懲したまふ人ハ幸福なり、然バ汝全能者の儆責を輕んずる勿れ、十八神ハ傷け又裹み、擊ていため又うの手をもて善醫したまふ十九彼ハなんぢを六の艱難の中にて救ひたまふ、七の中にても災禍なんぢにのぞまじ二十饑饉の時にハなんぢを救ひて死を免かれしめ、戰爭の時にハ劍の手を免れしめたまふ二十一汝ハ舌にて鞭たるゝ時にも隱るゝことを得、壞滅の來る時にも懼るゝこと有じ二十二汝ハ壞滅と饑饉を笑ひ地の獸をも懼るゝこと無るべし二十三田野の石なんぢと相結び野の獸なんぢと和がん二十四汝ハおのが幕屋の安然なるを知ん、汝の住處を見まハるに缺たる者なからん二十五汝また汝の子等の多くなり、汝の裔の地の草の如くになるを知ん二十六汝は遐齡におよびて墓にいらん、宛然麥束を時にいたりて運びあぐるごとくなるべし二十七視よ我らが尋ね明めし所かくのごとし、汝これを聽て自ら知れよ

第六章 一ヨブ應へて曰く二願ハくハ我憤恨の善く權られ、わが懊惱の之とむかひて天秤に懸られんことを三然すれバ是ハ海の沙よりも重からん、斯ればこう我言躁妄なりけれ四うれ全能者の箭わが身に入、わが魂神うの毒を飲り神の畏怖我を襲ひ攻む五野驢馬あに青草あるに鳴んや、牛あに食物あるに吽らんや六淡き物あに鹽なくして食はれんや、蛋の白あに味あらんや七わが心の觸ることを嫌

ふ物是ハ我が厭ふ所の食物のごとし八願はくハ我求むる所を得んことを、九願ハくハ神わが希ふ所
の物を我に賜はらんことを、願はくハ神われを滅ぼすを善とし、御手を伸て我を絶たまはんことを
十然るとも我ハ尚みづから慰むる所あり、烈しき苦痛の中にありて喜こばん是ハ我聖者の言に悖り
しことなければなり十一我何の氣力ありてか尚俟ん、我の終いかなれば我なほ耐へ忍ばんや十二わが氣
力あに石の氣力のごとくならんや、我肉あに銅のごとくならんや十三わが助われの中に無にあらずや、
救拯我より逐はなされしにあらずや十四憂患にたづむ者ハうの友これを憐れむべし、然らずば全能者
を畏るゝことを廢ん十五わが兄弟ハわが望を充さゞること溪川のごとく、溪川の流のごとくに過さる
十六是ハ氷の爲に黑くなり、雪うの中に藏るれども十七温暖になる時ハ消ゆき熱くなるに及てハうの處
に絶はつ十八隊客旅身をめぐらして去り、空曠處にいたりて亡ぶ十九テマの隊客旅これを望みシバの旅
客これを慕ふ二十彼等これを望みしによりて愧恥を取り、彼處に至りてうの面を赧くす二一かく汝等も
今ハ虛しき者なり、汝らハ怖ろしき事を見れば則ハち懼る二二我あに汝等我に予へよと言しこと有んや、
汝らの所有物の中より物を取て我ために饋れと言しこと有んや二三また敵人の手より我を救ひ出せと
言しことあらんや虐ぐる者の手より我を贖へと言しことあらんや二四我を教へよ、然らば我默せん、
請ふ我の過てる所を知せよ二五正しき言ハ如何に力あるものぞ、然ながら汝らの規諫る所ハ何の規諫
とならんや二六汝らハ言を規正んと想ふや、望の絶たる者の語る所ハ風のごときなり二七汝らハ孤子の
ために籤を掣き、汝らの友をも商貨にするならん二八今ねがはくハ我に向へ、我は汝らの面の前に僞
はらず二九請ふ再びせよ、不義あらしむる勿れ、請ふ再びせよ、此事においてハ我正義し三十我舌に不
義あらんや、我口惡き物を辨へざらんや

第七章 一うれ人の世にあるハ戰鬪にあるがごとくならずや、又其日ハ傭人の日のごとくなるにあら
ずや二奴僕の暮を冀がふが如く傭人のうの價を望むがごとく三我ハ苦しき月を得させられ、憂ハし

き夜をあたへらる四我臥ば乃はち言ふ、何時夜あけて我おきいでんかと、曙まで頻に輾轉ぶ五わが
肉ハ蟲と土塊とを衣服となし、我皮ハ愈てまた腐る六わが日ハ機の梭よりも迅速なり我望む所なく
して之を送る七想ひ見よ、わが生命ハ氣息なる而已、我目ハ再び福祉を見ること有じ八我を見し者
の眼かさねて我を見ざらん、汝目を我にむくるも我ハ已に在ざるべし九雲の消て逝がごとく、陰府
に下れる者ハ重ねて上りきたらじ十彼ハ再びその家に歸らず彼の鄕里も最早かれを認めじ十一然ば我
ハわが口を禁めず、我心の痛によりて語ひ、わが神魂の苦しきによりて歎かん十二我あに海ならんや、
鱷ならんや、汝なにとて我を守らせおきたまふぞ十三わが牀われを慰め、わが寢床わが愁を解んと思
ひをる時に十四汝夢をもて我を驚かし、異象をもて我を懼れしめたまふ、十五是をもて我心ハ氣息の閉
んことを願ひ、我この骨よりも死を冀がふ十六われ生命を厭ふ、我ハ永く生ることを願ハず、我を捨
おきたまへ、我日ハ氣のごときなり十七人を如何なる者として汝これを大にし、之を心に留十八朝ごと
に之を看うかハし、時わかず之を試みたまふや十九何時まで汝われに目を離さず、我が津を咽む間も
我を捨おきたまハざるや二十人を鑒みたまふ者よ我罪を犯したりとて汝に何をか爲ん、何ぞ我を汝の
的となして我にこの身を厭ハしめたまふや二一汝なんぞ我の愆を赦さず我罪を除きたまハざるや、我
いま土の中に睡らん、汝我を尋ねたまふとも我ハ在ざるべし

第八章 一時にシユヒ人ビルダデ答へて曰く二何時まで汝かゝる事を言や、何時まで汝の口の言語を
大風のごとくするや三神あに審判を曲たまはんや、全能者あに公義を曲たまはんや四汝の子等かれ
に罪を獲たるにや之をうの愆の手に付したまへり五汝もし神に求め、全能者に祈り六清くかつ正し
うしてあらば必ず今汝を顧み汝の義き家を榮えしめたまハん七然らば汝の始ハ微少くあるとも汝の
終ハ甚だ大ならん八請ふ汝過にし代の人に問へ、彼らの父祖の尋究めしところの事を學べ（九我ら
ハ昨日より有しのみにて何をも知ず、我らが世にある日ハ影のごとし）十彼等なんぢを教へ汝を諭

し、言をうの心より出さゞらんや十一葦あに泥なくして長んや荻あに水なくしてうたゝんや十二是はう
の青くして未だ刈ざる時にも他の一切の草よりハ早く槁る十三神を忘るゝ者の道ハ凡て是のごとく、
悖る者の望ハ空しくなる十四うの恃む所は絶れ、うの倚ところハ蜘蛛網のごとし十五うの家に倚かゝら
んとすれバ家立ず、之に堅くとりすがるも保たじ十六彼日の前に青緑を呈はし、うの枝を園に蔓延ら
せ十七うの根を石堆に盤みて石の屋を眺むれども十八若うの處より取のぞかれなバうの處これを認めず
して我ハ汝を見たる事なしと言ん十九視ようの道の喜樂是のごとし、而してまた他の者地より生いで
ん二十うれ神ハ完全人を棄たまはず、また悪き者の手を執りたまはず二十一遂に哂笑をもて汝の口に充し
歡喜を汝の唇に置たまはん二十二汝を悪む者ハ羞恥を着せられ、悪き者の住所ハ無なるべし

第九章 一ヨブこたへて言けるハ二我まことに其事の然るを知り、人いかでか神の前に義かるべけん
三よし人ハ神と辨爭ハんとするとも千の一も答ふること能はざるべし四神ハ心慧く力強くましますな
り、誰か神に逆らひてうの身安からんや五彼山を移したまふに山しらず、彼震怒をもて之を翻倒
したまふ六彼地を震ひてうの所を離れしめたまへバうの柱ゆるぐ七日に命じたまへバ日いでず、又
星辰を封じたまふ八唯かれ獨天を張り海の濤を履たまふ九また北斗、參宿、昴宿および南方の密室
を造りたまふ十大なる事を行なひたまふこと測られず奇しき業を爲たまふこと數しれず十一視よ彼わ
が前を過たまふ、然るに我これを見ず彼すゝみゆき賜ふ然るに我之を曉ず十二彼奪ひ去賜ふ、誰か能
之を阻まん、誰か之に汝何を爲やと言ふことを得爲ん十三神其震怒を息賜ず、ラハブを助る者等之が下
ゝ屈む十四然バ我爭か彼に回答を爲ことを得ん、爭われ言を選びて彼と論らふ事をえんや十五假令われ
義かるとも彼に回答をせじ、彼ハ我を審判く者なれば我彼ゝ哀き求ん十六假令我彼を呼て彼われに答
たまふともわが言を聽いれ賜ひしとハ我信ぜざるなり十七彼ハ大風をもて我を撃碎き、故なくして我
に衆多の傷を負せ十八我ゝ息をつかしめず、苦き事をもて我身ゝ充せ賜ふ十九強き者の力量を言んか、

視よ此にあり、審判の事ならんか、誰か我を喚出すことを得爲ん二十假令われ義かるとも我口われを悪
しと爲ん、假令われ完全かるとも尚われを罪ありとせん二十一我ハ全し、然ども我ハわが心を知ず、我
生命を賤む二十二皆同一なり、故に我ハ言ふ神ハ完全者と悪者とを等しく滅したまふと二十三災禍の俄然ゝ
人を誅す如き事あれバ彼ハ辜なき者の苦難を笑ひ見たまふ二十四世ハ悪き者の手に交されてあり、彼ま
たうの裁判人の面を蔽ひたまふ、若彼ならずバ是誰の行爲なるや二十五わが日ハ驛使よりも迅く、徒に
過さりて福祉を見ず二十六其はしること葦舟のごとく、物を攫まんとて飛かける鷲のごとし二十七たとひ我わ
が愁を忘れ面色を改ためて笑ひをらんと思ふとも二十八尚この諸の苦痛のために戰慄くなり、我思ふゝ
汝われを釋し放ちたまハざらん二十九我ハ罪ありとせらるゝなれバ何ぞ徒然に勞すべけんや三十われ雪水
をもて身を洗ひ、灰汁をもて手を潔むるとも三十一汝われを汚ハしき穴の中に陷いれたまハん、而して
我衣も我を厭ふにいたらん三十二神ハ我のごとく人にあらざれば我かれゝ答ふべからず、我ら二箇して
共に審判に臨むべからず三十三また我らの間にハ我ら二箇の上に手を置べき仲保あらず三十四願くハ彼うの
杖を我より取ハなし、うの震怒をもて我を懼れしめたまハざれ三十五然らば我言語て彼を畏れざらん、
其ハ我みづから斯る者と思ハざればなり

第十章 一わが心生命を厭ふ、然バ我わが憂愁を包まず言あらハし、わが魂神の苦きゝよりて語ハん
二われ神ゝ申さん、我を罪ありとしたまふ勿れ、何故に我とあらうふかを我に示したまへ三なんぢ
虐遇を爲し、汝の手の作を打棄て悪き者の謀計を照すことを善としたまふや四汝ハ肉眼を有たまふや、
汝ハ觀たまふ所ハ人の觀るがごとくなるや五なんぢの日は人間の日のごとく、汝の年は人の日のご
とくなるや六何とて汝わが愆を尋ねわが罪をしらべたまふや七されども汝ハすでに我の罪なきを知
たまふ、また汝の手より救ひいたし得る者なし八汝の手われをいとなみ我をこと〴〵く作れり、然
るゝ汝今われを滅ぼしたまふなり九請ふ記念たまへ、汝は土塊をもてするがごとくに我を作りたま

へり、然るに復われを塵よ歸さんとなたふや 十汝は我を乳のごとく斟ぎ牛酪のごとくに凝ためたまひしに非ずや 十一汝ハ皮と肉とを我に着せ骨と筋とをもて我を編み 十二生命と恩惠とをわれに授け我を眷顧てわが魂神を守りたまへり 十三然ハあれど汝これらの事を御心に藏しおきたまへり、我この事の汝の心にあるを知る 十四我もし罪を犯さバ汝われをみとめてわが罪を赦したまハじ 十五我もし行狀あしからバ禍あらん、假令われ義かるとも我頭を擧じ、其ハ我ハ裏に羞恥充ち、眼にわが患難を見れバなり 十六もし頭を擧なば獅子のごとくに汝われを追打ち、我身の上に復奇しき能力をあらハしたまハん 十七汝ハ証人かへて我を攻め、我にむかひて汝の震怒を增し新手に新手を加へて我を攻たまふ 十八何とて汝われを胎より出したまひしや、然らずバ我ハ氣絶え目に見らるること無く 十九曾て有ざりし如くならん、即はち我ハ胎より墓に持ゆかれん 二十わが日ハ幾時も旡きに非ずや、願くハ彼姑らく息て我を離れ我をゐて少しく安んせしめんことを 二一我が往て復返ることなきうの先に斯あらしめよ、我ハ暗き地、死の蔭の地に往ん 二二これの地ハ暗くゐて晦冥に等しく死の蔭にして區分なし彼處にてハ光明も黑暗のごとし

第十一章

一是よおいてナアマ人ゾパルこたへて言けるハ 二言語多からバ豈答へざるを得んや、口おほき人あに義とせられんや 三汝の空しき言あに人をゐて口を閉ざめんや、汝嘲けらバ人あんぢを恥て羞ぢめざらんや 四汝ハ言ふ、我教ハ正し、我ハ汝の目の前に潔しと 五願ハくハ神言を出し、汝にむかひて口を開き 六智慧の秘密をなんぢに示してうの知識の相倍するを顯ハしたまハんことを、汝忘れ神ハなんぢの罪よりも輕くなんぢを處置したまふあり 七あんぢ神の深事を窮むるを得んや、全能者を全く窮むることを得んや 八うの高きことハ天のごとし、汝なにを爲し得んや、其深きことハ陰府のごとし、汝なまを知えんやハうの量ハ地よりも長く海よりも濶し 九彼もし行めぐりて人を執へて召集めたまふ時ハ誰か能くこれを阻まんや 十彼ハ僞る人を善く知りたまふ、又惡事ハ顧みること無して見知たまへふかり 十一虛しき人ハ悟性なし、うの生るふよりして野驢馬の駒のごとし 十二汝もし彼にむかひて汝の心を定め、汝の手を舒べ 十三手に罪のあらんにハこれを遠く去れ、惡をなんぢの幕屋に留むる勿れ 十四然すれバ汝面を擧て玷なかるべく、堅く立て懼るゝ事あかるべし 十五すあハち汝憂慮を忘れん、汝のこれを憶ゆることハ流れ去し水のごとくあらん 十六あんぢの生存らふる日ハ眞晝よりも輝やかん、假令暗き事あるとも是は平旦のごとくならん 十七なんぢハ何にも懼れさせらるゝこと無して偃やすまん、周圍を見めぐりて安然に寢るにいたらん 十八なんぢ何にも懼れさせらるゝこと無して偃やすまん、必ず衆多の者なんぢを悅こばせんと務むべし 十九然ど惡き者は目矇み逃遁處を失あハん、其望ハ氣の斷ると等しかるべし

第十二章

一ヨブこたへて言ふ 二あんぢらこそ人なり、智慧ハ汝らとゝもに死ん 三我もあんぢらと同じく心あり、我ハあんぢらの下ゟ立ず、誰か汝らの言しごとき事を知ざらんや 四我ハ神に顧ハりて聽るゝ者なるゟ今うの友ゟ嘲けらるゝ者となれり、嗚呼正しくかつ完たき人あざけらるゝ 五安逸かる者は思ふ、輕侮ハ不幸なる者に附うひ足のよろめく者を俟と 六掠奪ふ者の天幕ハ繁榮え、神を怒らせ自己の手に神を携さふる者ハ安泰なり 七今請ふ獸に問へ然バなんぢに教へん、海の魚もまた汝に述べし 八誰かこの一切の者ゟ依てエホバの手のこれを作りしかるを知ざらんや 九一切の生物の生氣および一切の人の靈魂とも彼の手の中にあり 十耳ハ說話を辨へざらんや、うの狀あたかも口の食物を味ハふがごとし、十一老たる者の中にハ顯悟あり 十二智慧と權能ハ神に在り、智謀と顯悟も彼に屬す 十三視よ彼毀てバ再び建ること能はず、彼人を閉こむれバ開き出すことを得ず 十四視よ彼水を止むれバ則はち涸れ、水を出せバ則ハち地を滅ぼす 十五權能と顯悟ハ彼ゟ在り、惑ハさるゝ者も惑ハす者も共に彼に屬す 十六彼ハ議士を裸体にして擄へゆき、審判人をして愚なる者となならしめ 十七王等の權威

を解て反て之が腰に繩をかけ十九祭司等を裸体にして擄へゆき、權力ある者を滅ぼし二十言爽なる者の
言語を取除き、老たる者の了知を奪ひ二十一侯伯たる者等に恥辱を蒙らせ、強き者の帶を解き二十二暗中よ
り隱れたる事等を顯はし、死の蔭を光明に出し二十三國々を大にしまた之を滅ぼし、國々を廣くしまた
之を舊に歸し二十四地の民の長たる者等の了知を奪ひ、これを路なき荒野に吟行ハしむ二十五彼らは光明な
き暗にたどる、彼また彼らを醉る人のごとくよろめかしむ

第十二章 一視よわが目これを盡く觀、わが耳これを聞て通達れり二汝らが知るところハ我もこれを
知る、我ハ汝らに劣らず三然りと雖ども我ハ全能者に物言んわれハ神と論ぜんことをのぞむ四汝ら
ハ只謊言を造り設くる者、汝らハ皆無用の醫師なり五願ハくハ汝ら全く默せよ、然するハ汝らの智
慧なるべし六請ふわが論ずる所を聽き、我が唇にて辨爭ふ所を善く聽け七神のために汝ら惡き事
を言や、又かれのために虛僞を述るや八汝ら神のために偏よるや、またかれのために爭ハんとする
や九神もし汝らを鑒察たまはゞ豈善らんや、汝等人を欺むくごとくに彼を欺むき得んや十汝等もし
密に私しするあらば彼かならず汝らを責ん十一その威光なんぢらを懼れしめざらんや、彼を懼るゝ畏
懼なんぢらに臨まざらんや十二汝らの諭言ハ灰に譬ふべし、なんぢらの城ハ土の城となる十三默して
我にかゝハらざれ、我言語んとす、何事にもあれ我に來らば來れ十四我なんぞ我肉をわが齒の間に置
きわが生命をわが手に置かんや十五彼われを殺すとも我ハ彼に依賴まん、惟われハ吾道を彼の前に明
かにせんとす十六彼また終に我拯救とならん、邪曲なる者ハ彼の前にいたること能ハざればなり十七な
んぢら聽よ、我言を聽け我が述る所をなんぢらの耳に入しめよ十八視よ我すでに吾事を言並べたり、
必らず義しとせられんと自ら知る十九誰か能われと辨論ふ者あらん、若あらば我ハ口を緘て死ん二十惟
われに二の事を爲たまハざれ、然ば我なんぢの面をさけて隱れじ二十一なんぢの手を我より離したまへ、
汝の威嚴をもて我を懼れしめたまはざれ二十二而して汝われを召たまへ、我こたへん、又われにも言ハ

ゑめて汝われに答へたまへ二十三我の愆われの罪いくばくなるや、我の背反と罪とを我に知ゑめたまへ
二十四何とて御面を隱し我をもて汝の敵となしたまふや二十五なんぢハ吹廻さるゝ木の葉を威し、干あがり
たる粗殼を追たまふや二十六汝は我につきて苦き事等を書ゑるし、我をゑて我が幼稚時の罪を身に負ゑ
め二十七わが足を足械にはめ、我すべての道を伺がひ我足の周圍に限界をつけたまふ二十八我ハ腐れたる者
のごとくに朽ゆき、蠹に食るゝ衣服に等し

第十四章 一婦の產む人ハその日少なくして艱難多し二その來ること花のごとくにして散り、其馳る
こと影のごとくにして止まらず三なんぢ是のごとき者に汝の目を啓きたまふや、汝われを汝の前に
ひきて審判したまふや四誰か清き物を汚れたる物の中より出し得る者あらん、一人も無し五その日
既に定まり、その月の數なんぢに由り、汝これが區域を立て越ざらしめたまふなれば六是に目を離
して安息を得させ、之をして傭人のその日を樂しむがごとくならしめたまへ七それ木にハ望あり、
假令砍るゝとも復芽を出してその枝絕ず八たとひ其根地の中に老い、幹土に枯るとも九水の潤霑に
あへば即はち芽をふき枝を出して若樹に異ならず十然ど人ハ死れば消うす、人氣絕なば安に在んや
十一水ハ海に竭き、河ハ涸てかわく十二是のごとく人も寢臥てまた興ず、天の盡るまで目覺ず睡眠を醒
さゞるなり十三願はくハ汝われを陰府に藏し、汝の震怒の息むまで我を掩ひ、我ために期を定め而し
て我を念ひたまへ十四人もし死ばまた生んや、我ハわが征戰の諸日の間望みをりて我が變更の來るを
待ん十五なんぢ我を呼たまハん而して我こたへん、汝かならず汝の手の作を顧みたまハん十六今なんぢ
は我の步履を數へたまふ、我罪を汝うかゞひたまハざらんや十七わが愆ハ凡て囊の中に封じてあり汝
わが罪を縫こめたまふ十八それ山も倒れて終に崩れ巖石も移りてその處を離る十九水ハ石を鑿ち、浪ハ
地の塵を押流す、汝は人の望を絕たまふ二十なんぢハ彼を永く攻かやまして去ゆかしめ、彼の面容を
變らせて逐やりたまふ二十一その子尊貴なるも彼ハこれを知ず、卑賤なるもまた之を曉らざるなり二十二只

己みづからうの肉に痛苦を覺え己みづからうの心に哀く而已

第十五章 一テマン人エリパズ答へて曰く 二智者あに虛しき知識をもて答へんや豈東風をうの腹に充さんや 三あに神なき談、益なき詞をもて論辯はんや 四まことに汝ハ神を畏るゝ事を棄て、うの前に禱ることを止む 五かんぢの罪なんぢの口を敎ふ汝ハみづから擇びて狡猾人の舌を用ふ 六かんぢの口みづから汝の罪を定む、我にハ非ず汝の脣かんぢの惡きを証す 七汝あに最初に世に生れたる人かんや、山よりも前に出來しかんや 八神の御謀議を聞しならんや、智慧を獨にて藏めをらんや 九かゝんぢが知る所ハ我らも知さらんや、汝が曉るところハ我らの心にも在さらんや 十我らの中にハ白髮の人および老たる人ありて汝の父よりも年高し 十一神の慰藉および夫の柔かき言詞を汝小しとするや 十二なんぢ何ぞかく心狂ふや、何ぞかく目をゐたくや 十三なんぢ是のごとく神に對ひて氣をいらだて斯る言詞をなんぢの口よりいたすは如何ぞや 十四人ハ如何なる者ぞ、如何してか潔からん、婦の產し者ハ如何なる者ぞ、如何してか義からん 十五viれ神はうの聖者にすら信を置たまはず、諸の天もうの目の前にハ潔からざるなり 十六況んや罪を取ること水を飲がごとくする憎むべき穢れたる人をや 十七我なんぢに語る所あらん聽よ我見たる所を述ん 十八是すなハち智者等が父祖より受て隱すところ無く傳へ來し者なり 十九viれらに而已この地ハ授けられて外國人は彼等の中に往來せしこと無りき 二十惡き人はうの生る日の間つね〴〵悶え苦しむ、強暴人の年は數へて定めおかる 二十一うの耳には常に懼怖しき音きこえ平安の時にも滅ぼす者これに臨む 二十二彼ハ幽暗を出得るとハ信せず、目さゝれて劍に付さる 二十三彼食物ハ何處にありやと言つゝ尋ねありき、黑暗日の備へられて己の側にあるを知る 二十四患難と苦痛とハかれを懼れしめ、戰鬪の准備をなせる王のごとくして彼に打勝ん 二十五彼ハ手を伸て神に敵し、傲りて全能者に悖り 二十六頸を強くし、厚き楯の面を向て之に馳かゝり 二十七面に肉を滿せ、腰に脂を凝し 二十八viれ荒されたる邑々に住居を設けて人の住べからざる家、石堆となるべき所に居る 二十九是故に彼ハ富ず、

うの貨物ハ永く保たず、うの所有物ハ地に蔓延ず 三ゑた自己ハ黑暗を出づるに至らず、火焰うの枝葉を枯さん、而してうの身ハ神の口の氣吹によりて亡ゆかん 三彼は虛妄を恃みて自ら欺むくべからず、其報ハ虛妄なるべければなり 四彼の日の來らざる先に其事成べし、彼の枝ハ綠ならじ 五彼ハ葡萄の樹のうの熟せざる果を振落すがごとく、橄欖の樹のその花を落すがごとくなるべし 六邪曲なる者の宗族ハ零落れ、賄賂の家ハ火に焚ん 七彼等ハ惡念を孕み、虛妄を生み、うの胎にて詭計を調ふ

第十六章 一ヨブ答へて曰く 二斯る事は我おほく聞り汝らはみな人を慰さめんとして却つて人を煩はす者なり 三虛しき言語あらんや、汝なにか勵まされて應答をなすや 四我もまた汝らの如くに言ことを得、もし汝らの身わが身と處を換なバ我ハ言語を練て汝らを攻め、汝らにむかひて首を搖ことを得 五また口をもて汝らを強くし、唇の慰藉をもて汝らの憂愁を解ことを得るなり 六たとひ我言を出すとも我憂愁ハ解ず、默するとても何ぞ我身の安くなること有んや 七彼いまだ己ハ我を疲らしむ、汝わが宗族をことごとく荒せりゝなんぢ我をして皺らめたり、是われに向ひて見証をなすなり、又わが瘦おとろへたる狀貌わが面の前に現はれ立て我を攻むゝかれ怒てわれを撕裂きかつ窘しめ、我にむかひて齒を嚙鳴し我敵となり目を銳して我を看る 十彼ら我にむかひて口を張り、我を賤しめてわが頰を打ち、相集まりて我を攻む 十一神われを邪曲なる者に交し、惡き者の手ハ擲ちたゞへり 十二我は安穩なる身なりしハ彼いたく我を打惱まし、頸を執へて我をうちくだき遂ハ我を立て鵠となしたまふ 十三うの射手われを繞り圍めり、やがて情もなく我腰を射透し、わが膽を地ハ流れ出しめたまふ 十四彼はわれを打敗りて破壞に破壞を加へ、勇士のごとく我ハ奔かゝりたまふ 十五われ麻布をわが肌に縫つけ、我角を塵ハて汚せり 十六わが面ハ泣て赭くなり、我目緣ハ死の蔭あり 十七然れども我手にハ不義あること無く、わが祈禱ハ清し 十八地よ我血を掩ふなかれ、我號呼ハ休む處を得されゝ 十九視よ今にても我証となる者天ハあり、わが眞實を表明す者高き處ハあり 二十わが朋友ハ我を嘲けれども

も我目ハ神ニむかひて涙を注ぐ三願くハ彼人のためニ神と論辨し、人の子のためにこれが朋友と論
辨せんことを三數年すぎさらバ我ハ還らぬ旅路ニ往べし

第十七章 一わが氣息ハ已にくさり、我日すでに盡なんとし、墳墓われを待つ二まことニ嘲弄者等わ
が傍に在り、我目ハ彼らの辨爭ふを常ニ見ざるを得ず三願くハ質を賜ふて汝みづから我の保証とな
りたまへ、誰か他にわが手をうつ者あらんや四汝彼らの心を閉て悟るところ無らしめたまへり、必
らず彼らをして愈らしめたまはじ五朋友を交付して掠奪ニ遭ふむる者ハ其子等の目潰るべし六彼わ
れを世の民の笑柄とならしめたまふ、我ハ面ニ唾せらるべき者となれり七かつまた我目ハ憂愁によ
りて昏み、肢體ハ凡て影のごとし八義き者ハ之に驚き、無辜者ハ邪曲なる者を見て憤ほる九然なが
ら義しき者はうの道を堅く持ち、手の潔淨き者ハます〳〵力を得るなり十請ふ汝ら皆ふたゝび來れ、
我ハ汝らの中に一人も智き者あるを見ざるなり十一わが日は已に過ぎ、わが計る所わが心に冀ふ所ハ
已に敗れたり十二彼ら夜を晝に變ふ、黑暗の前に光明ちかづく十三我もし俟ところ有ば是わが家たるべ
き陰府なるのみ、我ハ黑暗にわが牀を展ぶ十四われ朽腐に向ひてハ汝ハわが父なりと言ひ、蛆に向ひ
てハ汝ハ我母わが姉妹なりと言ふ十五然バわが望ハいづくニかある、我望ハ誰かこれを見る者あらん
十六是ハ下りて陰府の關に到らん、之と齊しく我身ハ塵の中に臥靜まるべし

第十八章 一シユヒ人ビルダデこたへて曰く二汝等いつまで言語を獵求むることをするや、汝ら先曉
るべし、然る後われら論辨はん三われら何ぞ獸畜とおもはるべけんや、何ぞ汝らの目に汚穢たる者
と見らるべけんや四なんぢ怒りて身を裂く者よ、汝のためとて地あに棄られんや、磐あニ其處より
移されんや五惡き者の光明ハ滅され、其火の焰は照じ六うの天幕の内なる光明ハ暗くなり其が上の
燈火ハ滅さるべし七またうの強き歩履ハ狹まり、其計るところハ自分を陷しいるゝすなハち其足に
逐れて網ニ到り、また陷阱の上を歩むに九索うの踵ニ纏り、繻これを執ふ、十索かれを執ふるため

に地に隱しあり、繻かれを陷しいるゝために路に設けあり十一怖ろしき事四方ニおいて彼を懼れしめ、
其足にしたがひて彼をおふ十二うの力ハ飢ゑ、其傍ニハ災禍うなハり十三うの膚の肢ハ蝕壞らる、即ハ
ち死の初子これが肢を蝕壞るなり十四やがて彼ハうの恃める天幕より曳離されて懼怖の王の許に驅や
られん十五彼に屬せざる者かれの天幕に住み、硫磺かれの家ハ上に降ん十六下ニてハうの根枯れ、上ニ
てハうの枝砍る十七彼の跡ハ地に絶え、彼の名ハ街衢に傳ハらじ十八彼ハ光明の中より黑暗に逐やられ、
世の中より驅出されん十九彼ハうの民の中ニ子も無く孫も有じ、また彼の住所にハ一人も遺る者なか
らん二十之が日を見るニおいて後に來る者ハ駭ろき、先に出し者ハ怖おうれん二十一かならず惡き人の住
所ハ是ハごとく、神を知ざる者ハ所ハ是のごとくなるべし

第十九章 一ヨブこたへて曰く二なんぢら我心をなやまし、言語をもて我を打くだくこと何時までぞ
や三なんぢら已に十次も我を辱しめ我を惡く待らひてなほ愧るところ無し四假令われ眞に過ちたら
んもうの過ハ我ハ身ニ止れり五なんぢら眞に我に向ひて誇り我身ニ羞べき行爲ありと証するならバ
六神われを虐げうの網羅をもて我を包みたまへりと知べし七我虐げらるゝと叫べども答なく、呼ハ
り求むれども審理なし八彼わが路の周圍に垣を結めぐらして逾る能ハざらしめ、我が行く途に黑暗
を蒙むらしめ九わが光榮を褫ぎわが冠冕を首より奪ひ十四方より我を毀ちて失しめ、我望を樹のご
とくニ根より拔き十一我ニむかひて震怒を燃し、我を敵の一人と見たまへり十二うの軍旅ひとしく進み
途を高くして我に攻寄せ、わが天幕の周圍に陣を張り十三彼わが兄弟等をして遠くわれを離れしめた
まへり、我を知る人々ハ全たく我に疎くなりぬ十四わが親戚ハ往來を休め、わが朋友ハわれを忘れ十五
わが家ニ寄寓る者およびわが婢等ハ我を見て外人のごとくす、我かれらの前ニてハ異國人のごとし
十六われわが僕を喚どもこたへず、我口をもて彼ニ請ハざるを得ざるなり十七わが氣息ハわが妻に厭ハ
れ、わが臭氣ハわが同胎の子等に嫌ハる十八童子等さへも我を侮どり、我起あがれバ則ハち我を嘲け

る十九わが親しき友われを惡みわが愛したる人々ひるがへりてわが敵となれり二十わが骨はわが皮と肉
とに貼り、我は僅に齒の皮を全うして逃れしのみ二一わが友よ汝等われを恤れめ我を恤れめ、神の手
われを撃り二二汝らなにとて神のごとくして我を攻め、わが肉に饜ことなきや二三望むらくは我言の書
留られんことを、望むらくは我言書に記されんことを二四望むらくは鐵の筆と鉛とをもて之を永く磐
石に鐫つけおかんことを二五われ知る我を贖ふ者は活く、後の日に彼かならず地の上に立ん二六わがこ
の皮この身の朽はてん後われ肉を離れて神を見ん二七我みづから彼を見たてまつらん、我目かれを見
んに識ぬ者のごとくならじ、我が心これを望みて焦る二八なんぢら若われら如何にかれを攻んかと言
ひ、また事の根われに在りと言ば二九劍を懼れよ、忿怒は劍の罰をきたらす、斯なんぢら遂に審判の
あるを知ん

第二十章 一ナアマ人ゾバルこたへて曰く二これに因てわれ答をなすの思念を起し心ゑきりに之がた
めに急る三われを辱かしむる警語を我聞ざるを得ず、然しながらわが了知の性われをして答ふるこ
とを得せしむ四なんぢ知ずや古昔より地に人の置れしより以來五惡き人の勝誇は暫時にして邪曲な
る者の歡樂は時の間のみ六うれ高天に達しうの首雲に及ぶとも七終には己の糞のごとくに永く亡絶
べし、彼を見識る者は言ん彼は何處にありやと八彼は夢の如く過さりて復見るべからず、夜の幻の
ごとく追はらはれん九彼を見たる目かさねてかれを見ることあらず、彼の住たる處も再びかれを見
ること無らん十うの子等は貧しき者に寛待を求めん、彼もまたうの取し貨財を手づから償さん十一う
の骨には少壯氣勢充り、然れどもうの氣勢もまた塵の中に彼とおなじく臥ん十二かれ惡を口に甘しと
して舌の底に藏め十三愛みて捨ず、之を口の中に含みをる十四然どうの食物腸の中にて變り、腹の内に
て蝮の毒とならん十五かれ貨財を呑たれども復これを吐いたさん、神これを彼の腹より推いだしたま
ふべし十六かれは蝮の毒を吸ひ、虺の舌に殺されん十七かれは蜂蜜と牛酪の涌て流るゝ河川を視ざらん

十八うの勞苦て獲たる物は之を償して自ら食はず、又うの求めたる所有よりは快樂を得じ十九是は彼貧
しき者を虐遇てこれを棄たればなり、假令家を奪ひとるとも之を改め作ることを得ざらん二十かれは
うの腹に飽ことを知ざるが故に自己の深く喜こぶ物をも保つこと能はじ二一かれが遺して食はざる物
とては一も無し、是によりてうの福祉は永く保たじ二二うの繁榮の眞盛において彼は艱難に迫られ、
乏しき者すべて手をこれが上に置ん二三かれ腹を充さんとすれば神烈しき震怒をうの上に下し、うの
食する時にこれをうの上に降したまふ二四かれ鐵の器を避れば銅の弓これを射透す二五是において之を
うの身より拔ば閃く簇うの膽より出きたりて畏懼これに臨む二六各種の黑暗これが寶物をほろぼすた
めに蓄はへらる、又人の吹おこせしに非る火かれを焚き、うの天幕に遺りをる者をも焚ん二七天かれ
の罪を顯はし、地興りてかれを攻ん二八うの家の儲蓄は亡て神の震怒の日に流れ去ん二九是すなはち惡
き人が神より受る分、神のこれに定めたまへる數なり

第二十一章 一ヨブこたへて曰く二請ふ汝等わが言を謹んで聽き、之をもて汝等の慰藉に代よ三先わ
れに容して言ゑめよ、我が言る後なんぢ嘲るも可し四わが怨言は世の人の上につきて起れる者なら
んや、我なんぞ氣をいらだつ可らざらんや五なんぢら我を視て驚ろき、手を口にあてよ六われ思ひ
まいせば畏しくなりて身體ゑきりに戰慄く七惡き人何とて生ながらへ、老かつ勢力強くなるや八う
の子等はうの周圍にありてうの前に堅く立ち、うの子孫もうの目の前に堅く立べし九またうの家は
平安にして畏懼なく、神の杖うの上に臨まじ十うの牡牛は種を與へて過らず、うの牝牛は子を産て
うこなふ事なし十一彼等はうの少き者等を外に出すこと群のごとし、うの子等は舞をどる十二彼等は皷
と琴とをもて歌ひ、笛の音に由て樂み十三うの日を幸福に暮し、まばたくまに陰府にくだる十四然はあ
れども彼等は神に言らく我らを離れ賜へ、我らは汝の道をゑることを好まず十五全能者は何者なれば
我らこれに事ふべき、我等これに祈るとも何の益を得んやと十六視よ彼らの福祿は彼らの力に由にあ

らざるかり、惡人の希圖ゝ我の與する所ゝあらず 七惡人のうの燈火を滅るゝ事幾度ありしか、うの
滅亡のこれに臨む事、神の怒りて之ゝ艱苦を蒙らせたまふ事幾度有しか 其かれら風の前の藁の如く、
暴風に吹さらるゝ糠殼の如くなること幾度有しか 其神かれの愆を積たくゝへてうの子孫に報いたまふか、之を彼自己の身に報い知むるゝ如ず 三かれをして自らうの滅亡を目に視させかつ全能者の
震怒を飲めよ 三うの月の數すでに盡るに於てゝ何ぞうの後の家に關はる所あらん 三神ゝ天にある
者等をさへ審判たまふなれゞ誰か能これに知識を敎へんや 三或人は繁榮を極め全く平穩ゝかつ安康
ゝして死に 三うの器ゝ乳充ち、うの骨の髓ゝ潤ほへり 三また或人ゝ心を苦しめて死し、終ゝ福祉
をあぢゝふる事なし 三是等は俱に齊く塵に臥して蛆におほはる 三我まことに汝らの思念を知り、汝
らが我を攻撃んとするの計略を知る 三其なんぢらゝ言ふ王侯の家ゝ何ゝ在る、惡人の住所ゝ何にある
と 三汝らゝ路行く人々に詢さりしや、彼等の証據を曉らさるや、 三すなゝち滅亡の日に惡人遺され、
烈しき怒の日に惡人たづさへ出さる 三誰か能彼の爲に打向ひて彼の行爲を指示さんや、誰か能彼の爲
たる所を彼に報ゆることを爲ん 三彼ゝ墓に到り、塚の上にて守護ることを爲す 三谷の土塊も
彼ゝ快し、一切の人うの後に從がふ、其前ゝ行る者も數へがたし 三既に是の如くなるに汝等なん
ぞ徒ゝ我を慰さめんとするや、汝らの答ふる所ゝたゞ虛僞のみ

第二十二章 一是においてテマン人エリバズこたへて曰く 二人神を益する事をえんや、智人も唯みづ
から益する而已なるぞかし 三なんぢ義かるとも全能者に何の歡喜かあらん、なんぢ行爲を全たうす
るとも彼に何の利益かあらん 四彼汝の畏懼の故によりて汝を責め汝を鞫きたまへんや 五なんぢの惡
大なるにあらずや、汝の罪ゝきはまり無し 六即ゝち汝ゝ故なくうの兄弟の物を抑へて質となし、裸
なる者の衣服を剝て取り 七渴く者ゝ水を與へて飮ませず、饑る者に食物を施こさず 八力ある者ゝ土地
を得、貴き者うの中に住む 九なんぢ寡婦に空しうして去ゝむ、孤子の腕ゝ折る 十是をもて網
羅なんぢを環り、畏懼にわかに汝を擾す 十一なんぢ黑暗を見ずや、洪水のなんぢを覆ふを見ずや 十二神
ゝ天の高に在すならずや星辰の巔あゝ如何ゝ高きぞや 十三是によりて汝ゝ言ふ、神なにをか知しめさ
ん、豈よく黑雲の中より審判するを得たまへんや 十四濃雲かれを蔽へば彼ゝ見たまふ所なし、惟天の
穹蒼を步みたまふ 十五汝古昔の世の道を行なゝんとするや、是あしき人の踐たりし者ならずや 十六彼等
ゝ時いまた至らざるに打絕れ、うの根基ゝ大水ゝ押流されたり 十七彼ら神に言けらく我等を離れたま
へ、全能者われらのために何を爲ことを得んと 十八然るゝ彼は却て佳物を彼らの家に盈したまへり、
但し惡人の計畫ゝ我の與する所ゝあらず 十九義しき者ゝ之を見て喜こび、無辜者ゝ彼らを笑ふ 二十曰く
我らの仇は誠ゝ滅され、其盈餘れる物ゝ火にて焚つくさる 二十一請ふ汝神と和らぎて平安を得よ、然
らゞ福祿なんぢに來らん 二十二請ふかれの口より敎誨を受け、うの言語をなんぢの心に藏めよ 二三なんぢ
もし全能者に歸向り且なんぢの家より惡を除き去ば汝の身再び興されん 二四なんぢの寶を土の上に置
き、オフルの黃金を谿河の石の中ゝ置け 二五然れゞ全能者なんぢの寶となり汝のために白銀となりた
まふべし 二六而してなんぢ又全能者を喜こび且神にむかひて面をあげん 二七かんぢ彼に祈らゞ彼なん
ぢに聽たまへん而して汝うの誓願をつくのひ果さん 二八かんぢ事を爲んと定めかゞりて事かんぢに成
ん、汝の道にゝ光照ん 二九其卑く降る時ゝ汝いふ昇る哉と、彼ゝ謙遜者を拯ひたまふべし 三十かれゝ罪
なきに非ざる者をも拯ひたまへん、汝の手の潔淨ゝよりて斯る者も拯はるべし

第二十三章 一ヨブこたへて曰く 二我ハ今日にても倘つぶやきて服せずわが禍災はわが嘆息よりも重
し 三ねがはくゝ神をたづねて何處にか遇まつるを知り其御座ゝ參いたらんことを 四我この愁訴をう
の御前に陳べ口を極めて辯論ゝん 五我うの我に答へたまふ言を知り、また其れゝ言たまふ所を了
らんゝかれ大なる能をもて我と爭うひたまへんや、然らじ反つて我を眷みたまふべし 六彼處にてゝ
正義人かれと辯爭うふことを得、斯せゞ我を鞫く者の手を永く免かるべしゝかるに我東ゝ往くも

彼いまさず、西に往くも亦見たてまつらず 九北に工作きたまへども遇まつらず、南に隱れ居たまへ
ば望むべからず 十わが平生の道は彼知たまふ、彼われを試みたまへば我ハ金のごとくして出きたら
ん 十一わが足ハ彼の歩履に堅く隨がへり、我ハかれの道を守りて離れざりき 十二我ハかれの唇の命令に
違ハず、我が法よりも彼の口の言語を重せり 十三かれハ一に居る者にましますに誰か能かれをして意を
變しめん、彼ハうの心に欲する所をかならず爲たまふ 十四然ば我に向ひて定めし事を必らず成就たま
はん、是のごとき事を多く彼ハ爲たまふなり 十五是故に我かれの前に慄ふ、我考ふれば彼を懼る 十六神
わが心を弱くならしめ、全能者われをして懼れしめたまふ 十七かく我ハ暗の來らぬ先わが面を黑暗の
覆ふ前に打絶れざりき

第二十四章 一なにゆゑに全能者時期を定めおきたまはざるや、何故に彼を知る者うの日を見ざるや
二人ありて地界を侵し群畜を奪ひて牧ひ 三孤子の驢馬を驅去り、寡婦の牛を取て質となし 四貧しき
者を路より推退け、世の受難者をして盡く身を匿さしむ 五視よ彼らハ荒野にをる野驢馬のごとく出
て業を爲て食を求め、野原よりうの子等のために食物を得 六圃にて惡き者の麥を刈り、またうの葡
萄の遺餘を摘む 七かれらハ衣服なく裸にして夜を明し、覆ふて寒氣を禦ぐべき者なし 八山の暴雨に
濡れ、庇はるゝところ無して岩を抱く 九孤子を母の懷より奪ふ者あり、貧しき者の身につける物を
取て質となす者あり 十貧き者衣服なく裸にて歩き、飢つゝ麥束を擔ふ 十一人の垣の内にて油を榨め、
また渇きつゝ酒醡を踐む 十二邑の中より人々の呻吟たちのぼり、傷けられたる者の叫喚おこる、然れ
ども神ハうの怪事を省みたまはず 十三また光明に背く者あり、光の道を知ず、光の路に止らず 十四人を
殺す者昧爽に興いで、受難者や貧しき者を殺し、夜ハ盜賊のごとくす 十五姦淫する者ハ我を見る目ハ
なからんと言てうの目に昏暮をうかがひ待ち而してうの面に覆ふ物を當つ 十六また夜分家を穿つ者あ
り、彼等ハ晝ハ閉こもり居て光明を知らず 十七彼らにハ晨ハ死の蔭のごとし、是死の蔭の怖ろしきを

知ばなり 十八かれハ水の面に疾ながるゝ物の如し、うの産業ハ世の中に詛はる、うの身重ねて葡萄園
の路に向ハず 十九亢旱および炎熱ハ雪水を直に乾涸す、陰府が罪を犯せし者におけるも亦かくのごと
し 二十これを宿せし腹これを忘れ、蛆これを好みて食ふ、彼ハ最早世におぼえらるゝこと無く、うの
惡ハ樹の折るがごとくに折る 二一是すなはち孕まず産ざりし婦人をなやまし、寡婦を憐れまざる者な
り 二二神ハうの權能をもて強き人々を保存へさせたまふ、彼らハ生命あらじと思ふ時にも復興る 二三神
かれらに安泰を賜へば彼らハ安らかなり、而してうの目をもて彼らの道を見うなはしたまふ 二四かれ
らは旺盛になり暫時が間に無なり、卑くなりて一切の人のごとくに沒し麥の穗のごとくに斷る 二五す
でに是のごとくなれば誰か我の謬まれるを示してわが言語を空しくすることを得ん

第二十五章 一時にシユヒ人ビルダデこたへて曰く 二神ハ大權を握りたまふ者、畏るべき者にましま
し、高き處に平和を施こしたまふ 三うの軍旅數ふることを得んや、其光明なに物をか照さゞらん 四
然ば誰か神の前に正義かるべき、婦女の産し者いかでか清かるべき 五視よ月も輝かず、星もうの目
には清明ならず 六いハんや蛆のごとき人蟲のごとき人の子をや

第二十六章 一ヨブこたへて曰く 二なんぢ能力なき者を如何に助けしや、氣力なきものを如何に救ひ
しや 三智慧なき者を如何に誨へしや、頴悟の道を如何に多く示しゝや 四なんぢ誰にむかひて言語を
出ゑゝや、なんぢより出しハ誰が靈なるや 五陰靈水またうの中に居る者の下に慄ふ 六かれの御前に
ハ陰府も顯露なり、滅亡の坑も蔽ひ匿す所なし 七彼ハ北の天を虛空に張り、地を物なき所に懸けた
まふ 八水を濃雲の中に包みたまふてうの下の雲裂ず 九御寶座の面を隱して雲をうの上に展べ 十水の
面に界を設けて光と暗とに限を立たまふ 十一かれ叱咤たまへば天の柱震ひかつ怖る 十二うの權能をもて
海を靜めうの智慧をもてラハブを打碎き 十三うの氣噓をもて天を輝かせ、其手をもて逃る蛇を衝とほ
したまふ 十四視よ是等ハたゞうの御工作の端なるのみ、我らが聞ところの者ハ如何にも微細なる耳語

からずや然ぞうの權能の雷轟に至りてゝ誰かこれを曉らんや

第廿七章 一ヨブまた語を繼ていはくニわれに義しき審判を施こしたまはざる神、わが心魂をなやまし給ふ全能者此神ゝ活くニ（わが生命なほ全たくわれの衷にあり、神の氣息なほわが鼻ゝあり）四わが口ゝ惡を言ず、わが舌ゝ譎言を語らじ五我決めて汝等を是とせじ、我ゝ死るまで我が罪なきを言ことを息じ六われ堅くわが正義を持ちて之を棄じ我ゝ今まで一日も心に責られし事あらじ七我に敵する者ゝ惡き者と成り我を攻る者ゝ義からざる者と成るべし八邪曲ある者もし神に絕れうの魂神を脫とらるゝに於ては何の望かあらん九かれ艱難に罹る時に神うの呼號を聽いれたまはんや十かれ全能者を喜こばんや、常に神を顧んや十一われ神の御手を汝等に敎へん、全能者の道を汝等ゟ隱さじ十二視よ汝等もみな自らこれを觀たり然るに何ぞ斯愚蒙をきわむるや十三惡き人の神に得る分、强暴の人の全能者より受る業ゝ是なり十四うの子等蕃れば劍ゟ殺さる、うの子孫ゝ食物ゟ飽ず十五うの遺れる者ゝ疫病ゟ斃れて埋められ、うのうの妻等ゝ哀哭をおさず十六かれ銀を積こと塵のごとく衣服を備ふることうの建る家ゝ蟲の巢のごとく、また番人の造る茅屋のごとし十九かれゝ富る身ゟて寢臥し重ねて興ること無し、また目を開けば即ちうの身きえ亡す二十懼ろしき事大水のごとく彼ゟ追及き、夜の暴風かれを奪ひ去る二十一東風かれを颺けて去り、彼をうの處より吹はらふ二十二神かれを射て恤まず、彼うの手より逃れんともがく二十三人かれゟ對ひて手を鳴し、嘲りわらひてうの處をいぞゆかしむ

第廿八章 一白銀ゝ掘いたす坑あり、煉るところの黃金ゝ出處あり二鐵ゝ土より取り、銅ゝ石より鎔して獲るかり三人すなはち黑暗を破り極より極まで尋ね窮めて黑暗および死蔭の石を求む四うの穴を穿つこと深くして上に住む人と遠く相離れ、うの上を步む者をつたく之を覺えず、是のごとく身を縋下け、遙ゟ人と隔たりて空に懸る五地うの上ゝ食物を出し、其下は火に覆がへさるゝがごとく覆へる六うの石の中ゟ碧の玉のある處あり、黃金の沙ありうの運ゝ驚鳥もこれを知ず、鷹の目もこれを看ず七驚き獸も未たこれを踐ず、猛き獅子も未たこれを通らず八人堅き磐に手を加へまた山を根より倒し九岩に河を堀り各種の貴き物を目に見とめ十水路を塞ぎて漏ざらしめ隱れたる寶物を光明ゟ取いたす十一然ながら智慧は何處よりか覓め得ん、明哲の在る所ゝ何處ぞや十二人うの價を知ず人のすめる地に獲べからず十三淵は言ふ我の內に在ずと、海ゝ言ふ我と偕からずと十四精金も之に換るゟ足ず銀も秤てうの價となすを得ず十五オフルの金ゟてもうの價を量るべからず、貴き青玉も碧玉もまた然り七黃金も玻璃もこれに並ぶ能ゝず、精金の器皿もこれに換るゟ足ず十八珊瑚も水晶も論ずたらず、智慧ゝ何處より來るや、明哲の在る所は何處ぞや二十一是は一切の生物の目ゟ隱れ、天空の鳥にも見えず二十二滅亡も死も言ふ我等うの風聲を耳に聞し而已二十三神うの道を曉りたまふ、彼うの所を知りたまふ二十四うゝ彼ゝ地の極まで觀うなゝし天が下を看きわめたまへばなり二十五風にうの重量を與へ、水を度りてうの量を定めたまひし時二十六雨のために法を立て、雷霆の光のために途を設けたまひし時二十七智慧を見て之を顯はし之を立て試みたまへり二十八また人に言たまはく視よ主を畏るゝゝ是智慧なり惡を離るゝゝ明哲なり

第廿九章 一ヨブまた語をつぎて曰くニ嗚呼過にし年月のごとくならばほし神の我を護りたまへる日のごとくならばほしニかの時にゝ彼の燈光わが首の上に輝やき彼の光明によりて我黑暗を步めりし四我が壯なりし日のごとくならばほし彼時ゟゝ神の恩惠わが幕屋の上にありき五かの時には全能者なほ我とゝもゝ在し、わが子女われの周圍にありき六乳ながれてわが足跡を洗ひ、我が傍なる磐油を灌ぎいたせり七かの時ゟゝ我いでゝ邑の門に上りゆき、わが座を街衢ゟ設けたりハ少き者ゝ我を見て隱れ、老たる者は起あがりて立ちゝ牧伯たる者も言談ずしてうの口ゟ手を當て九貴き者も聲を

をさめてうの舌を上齶に貼たりき十一我事を耳に聞る者は我を幸福なりと呼び、我を目に見たる者ハ
わがために證據をなしぬ十二是ハ我助力を求むる貧しき者を拯ひ、孤子および助くる人なき者を拯ひ
たればなり十三亡びんとせし者われを祝せり、我また寡婦の心をして喜こび歌ハしめたり十四われ正義
を衣また正義の衣る所となれり、我が公義は袍のごとく冠冕のごとし十五われハ盲者の目となり跛者
の足となり十六貧き者の父となり知ざる者の訴訟の由を究め十七惡き者の牙を折り、うの齒の間より獲
物を取いたせり十八我すなハち言けらく、我ハわが巣に死ん、我が日ハ砂のごとく多からん十九わが根
ハ水の邊に蔓り、露わが枝に終夜おかん二十わが榮光ハわが身に新なるべくわが弓はわが手に何時も
強からんと二一人々われに聽き默して我が教を俟ち二二わが言し後ハ彼等言を出さず、我說ところハ彼
等に甘露のごとく二三かれらハ我を望み待つこと雨のごとく、口を開きて仰ぐこと春の雨のごとくな
りき二四われ彼等にむかひて笑ふとも彼等ハ敢て眞實とおもはず我面の光を彼等は除くことをせざり
き二五われハ彼等のためにも道を擇び、うの首として座を占め、軍中の王のごとくまして居り、また哀哭
者を慰さむる人のごとくなりき

第三十章 一然るに今ハ我よりも年少き者等われを笑ふ、彼等の父ハ我が賤しめて群の犬と並べ置く
ことをもせざりし者なり二またかれらの手の力もわれに何の用をかなさん、彼らは其氣力すでに衰
へたる者なり三かれらは缺乏と饑とによりて瘦おとろへ、荒かつ廢れたる暗き野にて乾ける地を咬
む四すなハち灌木の中にて藜を摘み苕の根を食物となす五かれらハ人の中より逐いたさる、盜賊を
追ふがごとくに人かれらを追て呼ハる六彼等ハ懼ろしき谷に住み、土坑および磐穴に居り七灌木の
中に嘶なき、荊棘の下に偃す八彼らハ愚蠢なる者の子、卑むべき者の子にして國より擊いたさる九
しかるに今ハ我かれらの歌謠に成り、彼らの嘲哢となれり十かれら我を厭ふて遠く我を離れ、また
わが面に唾することを辭まず十一神わが綱を解て我をなやましたまへば彼等もわが前にうの韁を縱せ

り十二この輩わが右に起あがり、わが脚を推のけ我にむかひて滅亡の路を築く十三彼らハ自ら便なき者
なれども尙わが逕を毀ち、わが滅亡を促す十四かれらハ石垣の大なる崩口より入がごとくに進み來り、
破壞の中にてわが上に乘かゝり十五懼ろしき事わが身に臨み、風のごとくに我が尊榮を吹はらふ、わ
が福祿ハ雲のごとくに消失す十六今ハわが心われの衷に鎔て流れ、患難の日かたく我を執ふ十七夜にい
れば我骨刺れて身を離る、わが身を噬む者つひに休むこと無し十八わが疾病の大なる能によりてわが
衣服ハ醜き樣に變り、裏衣の襟のごとくに我身に固く附く十九神われを泥の中に投こみたまひて我ハ
塵灰に等しくなれり二十われ汝にむかひて呼はるに汝答へたまはず、我立をるに汝只われをながめ居
たまふ二一なんぢは我にむかひて無情なりたまひ、御手の能力をもて我を攻擊たまふ二二なんぢ我を擧
げ風の上に乘て負去ゑめ、大風の音とゝもに消亡しめたまふ二三われ知る汝ハわれを死に歸らしめ一
切の生物の終に集まる家に歸らしめたまハん二四かれハ必らず荒垤にむかひて手を舒たまふこと有じ、
假令人滅亡に陷いるとも是等の事のために號呼ぶことをせん二五苦みて日を送る者のために我哭ざり
しや、貧しき者のために我心うれへざりしや二六われ吉事を望みしに凶事きたり、光明を待しに黑暗
きたれり二七わが腸沸かへりて安からず、患難の日われに追及ぬ二八われハ日の光を蒙らずして哀しみ
つゝ歩き、公會の中に立て助を呼もとむ二九われハ山犬の兄弟となり、駝鳥の友となれり三十わが皮ハ
黑くなりて剝落ち、わが骨は熱によりて焚け三一わが琴ハ哀の音となり、わが笛ハ哭の聲となれり

第三十一章 一我わが目と約を立たり、何ぞ小艾を慕はんや二然せば上より神の降したまふ分は如何
なるべきぞ、高處より全能者の與へたまふ業は如何なるべきぞ三惡き人にハ滅亡きたらざらんや、
善らぬ事を爲す者にハ常ならぬ災禍あらざらんや四彼わが道を見うなハし、わが步履をことごとく
數へたまハざらんや五我虛誕とつれたちて步みし事ありや、わが足詐僞に奔從がひし事ありや六請
ふ公平き權衡をもて我を稱れ、然ば神われの正しきを知たまハん七わが步履もし道を離れ、わが心

もしわが目に隨がひて歩み、わが手にもし汚のつきてあらば八我が播たるを人食ふも善し、わが産
物を根より拔るゝも善し九われもし婦人のために心まよへる事あるか、又ハ我もしわが鄰の門にあ
りて伺ひし事あらば十わが妻ほかの人のために臼磨き、ほかの人々かれの上に寢るも善し十一其ハ是
は重き罪にして裁判人に罰せらるべき惡事なればなり十二是ハすなハち滅亡にまでも燬いたる火にし
てわが一切の産をこと〴〵く絶さん十三わが僕あるひハ婢の我と辨爭ひし時に我もし之が權理を輕ん
ぜし事あらば十四神の起あがりたまふ時にハ如何せんや、神の臨みたまふ時にハ何と答へまつらんや
十五われを胎内に造りし者また彼をも造りたまひしならずや、われらを腹の内に形造りたまひし者ハ
唯一の者ならずや十六我もし貧き者にうの願ふところを獲しめず、寡婦をしてうの目おとろへしめし
事あるか十七または我獨みづから食物を啖ひて孤子にこれを啖はしめざりしこと有るか十八（却つて彼
らハ我が若き時より我に育てられしこと父におけるが如し我ハ胎内を出てより以來寡を導びくこと
をせり）十九われ衣服なくして死んとする者あるひハ身を覆ふ物なくして居る人を見し時に二十うの腰
もし我を祝せず、また彼もしわが羊の毛にて温まらざりし事あるか二十一われを助くる者の門にをるを
見て我みなしごに向ひて手を上し事あるか二十二然ありしならば肩骨よりしてわが肩おち骨とはなれて
わが腕折よ二十三神より出る災禍ハ我これを懼る、うの威光の前にハ我能力なし二十四我もし金をわが望と
なし、精金にむかひて汝わが所頼なりと言しこと有か二十五我もしわが富の大なるとわが手に物を多く
獲たるとを喜こびしことあるか二十六われ日の輝くを見またハ月の輝わたりて歩むを見し時二十七心竊にま
よひて手を口に接しことあるか二十八是もまた裁判人に罪せらるべき惡事なり、我もし斯なせし事あら
ば上なる神に背しなり二十九我もし我を惡む者の滅亡るを喜こび、又ハ其災禍に罹るによりて自ら誇り
し事あるか三十（我ハ之が生命を呪ひ索めて我口に罪を犯さしめし如き事あらず）三十一わが天幕の人は
言ずや彼の肉に飽ざる者いづこにか在んと三十二旅人ハ外に宿らず、わが門を我ハ街衢にむけて啓けり

三十三我もしアダムのごとくわが罪を蔽ひ、わが惡事を胸に隱せしことあるか三十四すなはち大衆を懼れ、
宗族の輕蔑に怖ぢて口を閉ぢ門を出ざりしごとき事あるか三十五嗚呼われの言ところを聽わくる者あら
まほし（我が花押こゝに在り、願くハ全能者われに答へたまへ）、我を訴ふる者みづから訴訟狀を書
け三十六われ必らず之を肩に負ひ、冠冕のごとくこれを首に結ばん三十七我わが歩履の數を彼に述ん、君王
たる者のごとくして彼に近づかん三十八わが田圃號呼りて我を攻め、うの阡陌こと〴〵く泣さけぶある
か三十九若われ金を出さずしてうの産物を食ひ、またハうの所有主をして生命を失はしめし事あらば四十
小麥の代に蒺藜生いで、大麥のかハりに雜草おひ出るとも善し、ヨブの詞をハりぬ

第三十二章　一ヨブみづから見て己を正義とするに因て此三人の者之に答ふることを止む二時にラム
の族ブジ人バラケルの子エリフ怒を發せり、ヨブ神よりも己を正しとするに因て彼ヨブにむかひて
怒を發せり三またヨブの三人の友答ふるに詞なくして猶ヨブを罪ありとせしによりて彼らにむかひ
ても怒を發せり四エリフハヨブに言ふことをひかへて俟をりぬ、是ハ自己よりも彼等年老たればな
り五茲にエリフこの三人の口に答ふる詞の有ざるを見て怒を發せり六ブジ人バラケルの子エリフす
なはち答へて曰く、我ハ年少く汝等ハ年老たり是をもて我はゞかりて我意見をなんぢらに陳ること
を敢てせざりき七われ意へらく日を重ねたる者宜しく言を出すべし、年を積たる者宜しく智慧を敎
ふべしと八但し人の衷にハ靈あり、全能者の氣息人に聰明を與ふ、九大なる人すべて智慧あるに非
ず、老たる者すべて道理に明白なるに非ず、十然ば我言ふ、我に聽け、我もわが意見を陳ん十一視よ
我ハ汝らの言語を俟ち、なんぢらの辯論を聽き、なんぢらが言ふべき言語を尋ね盡すを待り十二われ
細になんぢらに聽しが汝らの中にヨブを駁折る者一人も無く、また彼の言詞に答ふる者も無し十三お
うらくハ汝等いはん、我ら智慧を見得たり、彼に勝つ者ハ唯神のみ、人ハ能はずと十四彼ハうの言語
を我に向て發さゞりき、我ハまた汝らの言ふ所をもて彼に答へじ十五彼らハ愕ろきて復答ふる所なく、

言語かれらの衷に浮ばず 十六彼等ものいはず立とゞまりて重ねて答へざれバとて我あゝ俟をるべけんや 十七我も自らわが分を答へわが意見を吐露さん 十八われゝは言滿ち、わが衷の心ゝきりに迫る 十九わが腹ハ口を啓かざる酒のごとし、新しき皮嚢のごとく今ゝも裂んとす 二十われ口を啓きて答へん 二一かならず我ハ人に偏らず、人に諂はじ 二二我ハ諂らふことを知ず、もしさふなれバ我の造主たゞちゝ我を絶ちたまふべし

第三十三章 一然バヨブよ請ふ我が言ふ事を聽け、わが一切の言語ゝ耳を傾むけよ 二視よ我口を啓き、舌を口の中に動かす 三わが言ふ所ハ正義き心より出づ、わが脣あきらかにうの知識を陳ん 四神の靈われを造り、全能者の氣息われを活ぢむ 五汝もし能せバ我に答へよ、わが前に言をいひつらねて立てよ 六われも汝とおなじく神の者なり、我もまた土より取てつくられしなり 七わが威嚴はなんぢを懼れしめず、わが勢ハなんぢを壓せず 八汝わが聞くところにて言談り、我なんぢの言語の聲を聞り云く 九われハ潔淨くして愆なし、我ハ辜なく惡き事わが身にあらず 十視よ彼われを攻る釁隙を尋ね、われをおのれの敵と算へ 十一わが脚を桎に夾め、わが一切の擧動に目を着たまふと 十二視よ我なんぢに答へん、神ハ人よりも大なる者にいませり 十三彼うの凡て行なふところの理由を示したまはずとて汝かれにむかひて辯爭ふは何ぞや 十四それ神ハ一度二度と告示したまふなれど人これを曉らざるなり 十五人熟睡する時または床ゝ睡る時に夢あるひは夜の間の異象の中にて示かれ人の耳をひらき、うの教ふるところを印して堅うし 十六斯して人にうの惡き業を離れしめ、傲慢を人の中より除き 十七人の魂靈を護りて墓に至らしめず、人の生命を護りて劍ゝほろびらるめたまふ 十八人床にありて疼痛ゝ攻られ、うの骨の中に絕ず戰鬪のあるあり 十九うの氣食物を厭ひ、うの魂靈うまき物をも嫌ふ 二十うの肉ハ瘦おちて見えず、うの骨ハ見えざりし者さへも顯露になり 二一うの魂靈ハ墓に近より、うの生命ハ滅ぼす者に近づく 二二かゝる時にもし彼とともに一箇の使者あり、千の中の一箇にして中保となり、正しき道を人に示さバ 二三神かれを憫れみて言たまハん彼を救ひて墓にくだることを無らしめよ、我すでに収贖の物を得たりと 二四うの若き時の形狀に歸らん 二五かれ若し神に禱ることを得せしめたまハん、神ハ人の正義に報をなしたまふべし 二六神わが魂靈を贖なひて墓に下らしめず、わが生命光明を見ん 二七うも〳〵神ハ是等のもろ〳〵の事を人におこなひ 二八うの魂靈を墓より牽かへし生命の光明をもて彼を照したまふ 二九ヨブよ耳を傾むけて我に聽け、請ふ默せよ、我かたらん 三十もし言ふべきことあらバ我にこたへよ、請ふ語れ、我なんぢを義とせんと欲すればなり 三一もし無バ我に聽け、請ふ默せよ、我なんぢに智慧を教へん

第三十四章 一エリフまた答へて曰く 二なんぢら智慧ある者よ我言を聽け、智識ある者よ我に耳を傾むけよ 三口の食物を味ハふがごとく耳ハ言語を辨ふ 四われら自ら是非を究め、われらもろともに善惡を明らかにせん 五うれヨブハ言ふ我ハ義し、神われに正しき審判を施こしたまハず 六われハ義しかれども僞ハる者とせらる、我ハ愆なけれども我が身の矢創愈がたしと 七何人かヨブのごとくならん彼ハ罵詈を水のごとくに飲み 八惡き事を爲す者等と交ハり、惡人とともに歩むなり 九すなはち彼いへらく、人ハ神と親しむとも身に益なしと 十然バなんぢら心ある人々よ我に聽け、神ハ惡を爲すこと決めて無く、全能者ハ不義を行なふこと決めて無し 十一郤つて人の所爲をうの身に報い、人をしてうの行爲にしたがひて獲るところあらしめたまふ 十二かならず神ハ惡き事をなしたまハず全能者ハ審判を枉たまハざるなり 十三たれかこの地を彼に委ねし者あらん、誰か全世界を定めし者あらん 十四神もしうの心を己にのみ用ひ、うの靈と氣息とを己に収回したまはゞ 十五もろ〳〵の血肉ことごとく亡び人も亦塵にかへるべしまなんぢもし曉ることを得バ請ふ我に聽けわが言詞の聲ゝ耳を側たてよ